

令和4年度

包括外部監査結果報告書

「学校教育における財務事務の執行
及び経営に係る事業の管理について」

令和5年3月

宮崎市包括外部監査人

税理士 甲斐 敬浩

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
第1 監査の種類.....	1
第2 選定した特定の事件.....	1
第3 特定の事件の選定理由.....	1
第4 監査の対象期間.....	2
第5 監査の対象部署.....	2
第6 監査の方法等.....	2
1 監査要点.....	2
2 主な監査手続き.....	2
第7 監査の実施期間.....	3
第8 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格.....	3
第9 利害関係の有無.....	3
第10 本報告書の記載内容に関する留意事項.....	3
第2章 包括外部監査対象の概要	5
第1 第二次宮崎市教育ビジョン.....	5
1 策定の経緯.....	5
2 宮崎市の総合計画との整合性及び教育を取り巻く社会情勢の変化.....	6
3 策定の趣旨.....	6
4 基本的な考え方.....	8
5 全体構成.....	8
第2 宮崎市の教育組織及び事務分掌.....	13
1 企画総務課.....	13
2 学校施設課.....	13
3 学校教育課.....	14
4 教育情報研修センター.....	14
5 保健給食課.....	14
6 生涯学習課.....	15
7 文化財課.....	15

第3	教育機関等	16
1	教育施設等の概要	16
2	教育施設等の現況	18
第4	教育予算	21
第5	監査対象とした事業等の位置づけ	25
1	基本目標1(学校教育の充実)	25
2	基本目標2(教育環境の充実)	27
3	基本目標3(地域・家庭・学校が連携した教育の充実)	28
4	その他監査対象とした事業	30
第3章	包括外部監査対象の事業概要及び監査結果	31
第1	企画総務課の事務事業	31
1	学校林売払収益活用事業	31
2	小中学校管理運営費	34
3	小中学校教育放送設備改善事業	37
4	小中学校教育教材用具等購入事業	37
5	小中学校理科教育等設備器具購入事業	38
第2	学校施設課の事務事業	39
1	小中学校設備機器の保守点検等安全対策事業	39
2	小中学校校舎屋根防水改修事業	42
3	小中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業	44
4	小中学校プール環境改善事業	46
5	小中学校トイレ改修事業	47
6	小中学校トイレ洋式化推進事業	49
第3	学校教育課の事務事業	51
1	非常勤講師派遣事業	51
2	あたたかな人間関係づくりサポート事業	52
3	不登校児童生徒対策事業	54
4	小中学校スクールカウンセリング等事業	57
5	SNS相談事業	63
6	学校における法律相談事業	65

7	特別支援教育学び総合支援事業	67
8	医療的ケア児童生徒支援事業.....	70
9	コミュニティ・スクール推進事業.....	72
10	地域における学校評価推進事業.....	73
11	統合型校務支援システム共同調達事業	75
12	スクールバス運行管理事業.....	78
13	児童生徒各種大会出場補助事業.....	101
14	読書活動アシスタント派遣事業.....	105
15	帰国・外国人児童生徒サポート事業.....	107
16	学校図書購入事業.....	109
17	教育資金融資対策事業.....	111
18	教育振興就学援助事業.....	120
19	部活動指導員配置事業.....	135
第4	教育情報研修センターの事務事業	139
1	教職員研修運営事業.....	139
2	情報教育推進事業	144
3	小中学校外国語教育推進事業.....	146
4	学校 ICT 環境整備促進事業	151
5	GIGA スクール推進事業	158
第5	保健給食課の事務事業.....	161
1	給食事務運営費補助事業.....	161
2	単独調理場空調設備整備事業.....	163
3	学校給食管理運営事業	164
4	学校給食センター管理運営事業	167
5	学校給食食材加工等業務委託事業.....	169
6	学校給食施設設備維持管理事業	171
第6	生涯学習課の事務事業.....	176
1	地域と学校の連携による教育活動支援事業.....	176
2	青少年非行防止・育成事業	179
3	家庭教育事業	186

4	子ども会関係活動事業	191
5	宮崎市生涯学習情報紙作成事業	195
6	社会教育総務費	197
7	人権教育推進事業	200
8	成人教育推進事業	202
9	放課後子ども教室推進事業	203
10	児童クラブ運営事業	210
11	児童クラブ施設整備事業	217
第7	生涯学習課が管理運営する主な施設について	219
1	生涯学習推進体制の整備	219
2	生涯学習課が管理する主な施設	219
3	施設に係る生涯学習課の主な事業	235
4	監査結果	242
第8	文化財課が管理運営する主な施設について	254
1	文化財の概要	254
2	文化財課が管理する主な施設	255
3	文化財課の主な事業	262
4	監査結果	269
第9	学校納入金	274
	学校納入金等の状況に関するアンケート【集計結果】	293

第1章 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

学校教育における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

第3 特定の事件の選定理由

宮崎市教育基本方針では、宮崎市の教育は、教育基本法の理念のもとに豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成をめざすとともに、すべての人が生きがいを持ち、学び楽しむ活気あふれる教育環境を創出することとある。

このため、地域住民、家庭など社会を構成する全ての者が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力しながら、市民一人一人の生活にわたる学習を支え合い、その実現に努めている。

宮崎市教育委員会では、今後の教育の目指すべき姿と方向性を定める計画として、平成30年度～令和9年度までの10年間を計画期間とする「第2次宮崎市教育ビジョン」を策定している。

本ビジョンは教育基本法に基づき、地域の実情に応じた教育の振興のために策定するもので、今後の『みやざきっ子』を育成する重要な計画と位置づけられている。

近年技術革新やグローバル化が著しく進行しているが、一方では人口減少や少子高齢化の進行、いじめや不登校の問題など学校教育を取り巻く環境は大きく変化しており、学校教育に対する保護者や市民からのニーズも多様化・高度化している。

また、教育現場において、外国語教育の推進やICTの活用なども求められている中、令和3年度当初予算において、宮崎市の教育費は約124億と一般会計の7.6%を占めており、その重要性は高い。

そこで宮崎市民に身近な教育事業において、学校教育における財務事務

及び経営に係る事業の管理が関係法規等に従い、合理的かつ時代の要請を反映した経済性、効率性、有効性を十分に追及して執行されることは、宮崎市の財政及び市民生活に及ぼす影響が大きいため、監査対象として選定することが有用であると判断し、本年度のテーマに選定することとした。

第4 監査の対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(但し、必要に応じて過年度及び次年度も監査対象とする)

第5 監査の対象部署

教育委員会事務局

- ・ 企画総務課
- ・ 学校施設課
- ・ 学校教育課
- ・ 教育情報研修センター
- ・ 保健給食課
- ・ 生涯学習課
- ・ 文化財課

宮崎市中央公民館及び小学校4校、中学校2校にて現地往査

第6 監査の方法等

1 監査要点

- ・ 学校教育に関する財務事務が関連法令、条例、規則及び要綱等に準拠して適切に行われているか。
- ・ 上記事務の執行や手続等が経済的、効率的かつ有効的に行われ、また、時代の要請を反映し適切なタイミングで見直されているか。
- ・ 学校の事務は経済的、効率的かつ有効的に実施されているか。

2 主な監査手続き

- ・ 学校教育の担当課において、学校教育の事務概要等について質問及び関係書類の閲覧を行い、各事業の概要を把握した。

- ・担当課・担当者へ質問及びヒアリングを行い、業務の実際の運用状況等を確認した。
- ・関連書類及び証憑書類等を閲覧し、業務が適切に実施されているか確認した。
- ・全小中学校アンケートを実施して、選定した学校へ往査し、校長、教頭及び担当者への質問、関連書類を閲覧し、業務の実際の運用状況等を確認した。
- ・上記の手続きを通して、検出された問題について改善策の検討をした。

以上の検討を踏まえ、監査の結果及び指摘事項・意見の案を作成し、これを各担当課に示して、事実関係に係る誤りの有無等について意見を聴取した。

第7 監査の実施期間

令和4年6月8日から令和5年2月24日まで監査を実施し、令和5年3月15日に最終的な意見をまとめたものである。

第8 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

包括外部監査人	税理士	甲斐	敬浩
補助者	税理士	國生	哲哉
補助者	税理士	兒玉	恭明
補助者	弁護士	山崎	真一郎

第9 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第10 本報告書の記載内容に関する留意事項

監査の結果として「指摘事項」又は「意見」とに区分して記載している。「指摘事項」とは宮崎市において措置が必要であると認められる事項であり、主に合規性に関する事項（法令、条例、規則、規定又は要綱等に抵触する事

項)であるが、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても著しく重要性が高いと判断するものも含まれる。

また「意見」とは、「指摘事項」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から事務の執行の合理性のために改善を要望する事項であり、宮崎市が「意見」を受けて何らかの対応を図ることを強く期待するものである。

宮崎市は従来から「指摘事項」については監査結果を参考に措置を講じて、その状況を公表してきたが、「意見」については業務遂行の参考として受け止めてきた。なお、宮崎市は令和3年度からは「意見」についても講じた措置を対応状況として公表している。

(参考資料)

宮崎市発行の教育関係等の基本資料及び教育委員会事務局作成の事務手続き、マニュアル類を閲読。

- ・教育要覧（令和4年度）
- ・第二次宮崎市教育ビジョン（平成30年3月）
- ・宮崎市学校施設長寿命化計画（平成31年3月）
- ・令和3・4年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、詳細に関わる報告書（令和3年11月、令和4年9月）
- ・学校納入金等取扱マニュアル（平成23年4月）
- ・宮崎市学校給食センター個別施設計画（令和3年2月）
- ・宮崎市立小中学校における働き方改革アクションプラン（令和元年12月）
- ・設計変更ガイドライン（令和2年4月）
- ・長期継続契約運用の手引 総務部契約課

(注) 本報告書に記載の数値・金額等については、単位未満の端数調整をして表示している場合がある。したがって、文中引用した数値と一致しない場合がある。

第2章 包括外部監査対象の概要

宮崎市の教育行政は、教育基本法のもと策定・改正された下記の宮崎市教育基本方針を具現化するため、平成23年3月、中長期的計画として宮崎市教育振興基本計画（以下「宮崎市教育ビジョン」という。）を策定し遂行されてきたが、宮崎市の総合計画との整合性及び教育を取り巻く社会情勢の変化を踏まえて見直しを行い、平成30年3月、第二次宮崎市教育ビジョンを策定し、現在は、これに基づいて遂行されている。

そこで、まずは第二次宮崎市教育ビジョンを把握したうえで、監査対象となる学校教育の各事業を調査検討していく必要がある。

（宮崎市教育基本方針）

宮崎市の教育は、教育基本法の理念のもとに、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成をめざすとともに、全ての人生きがいを持ち、学び楽しむ、活気あふれる教育環境を創出する。このため、地域住民、家庭、学校など社会を構成する全ての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力しながら、市民一人一人の生涯にわたる学習を支え合い、その実現に努める。宮崎で育ち、学ぶことを通して、わたくしたち市民は、郷土に誇りと愛着を持ち、地域社会、我が国、そして国際社会の平和と発展に寄与する。

第1 第二次宮崎市教育ビジョン

1 策定の経緯

平成18年12月に施行された改正後の教育基本法を受け、宮崎市は、平成19年4月に「宮崎市教育基本方針」（以下「基本方針」という。）を抜本的に改正し、宮崎市教育行政の「目標」を、「豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成をめざすとともに、全ての人生きがいを持ち、学び楽しむ、活気あふれる教育環境を創出する」こととした。そして、その「手段」は、「社会を構成する全ての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力すること」とし、教育は、学校だけが責任を負うものではなく、地域や家庭等においても果たすべき役割と責任があることを規定した。

また、「目的」を「郷土に誇りと愛着を持ち、地域社会、我が国、そして国際社会の平和と発展に寄与すること」とした。これは、地域を見据え

るとともに、地域の外にも目を向けて、宮崎市から国内外で活躍できる人材の育成をめざすものであると説明されている。

この基本方針を具現化するため教育分野の総合的な中長期計画として、平成23年3月に宮崎市教育ビジョンを策定（平成26年3月改訂）し、基本理念である「宮崎で育ち、学ぶことを通して、郷土に誇りと愛着をもつ感性豊かな『みやざきっ子』の育成」の実現を目指し、積極的に教育行政を推進してきた。

このような中、平成29年度に、宮崎市教育ビジョンが計画期間の最終年度を迎えたことに加え、宮崎市のまちづくりの指針となる「第五次宮崎市総合計画」が策定されることとなり、宮崎市教育ビジョンについても、この総合計画との整合を図る必要が生じたこと、さらに、教育を取り巻く社会情勢の変化を現行ビジョンに反映する必要が生じたことから、宮崎市教育ビジョンが見直されることとなった。

以上の経緯のもと、宮崎市は、第二次宮崎市教育ビジョンを策定し、地域、家庭、学校、行政が一体となり、総合的かつ計画的に教育行政を推進していくこととなった。

2 宮崎市の総合計画との整合性及び教育を取り巻く社会情勢の変化

宮崎市は、平成10年4月に中核市に移行し、基礎自治体としての機能を強化するとともに、平成18年1月に、佐土原町、田野町、高岡町と、平成22年3月には清武町と合併し、新宮崎市として、平成20年3月に策定した第四次宮崎市総合計画に基づき、一体となった魅力あるまちづくりを進めてきた。そのような中、第四次宮崎市総合計画策定以降のさまざまな社会情勢の変化や課題に対して、中長期的な視点を持ち、官民の協働により市政を総合的かつ計画的に進めていくため、平成29年度に、宮崎市の最上位計画となる第五次宮崎市総合計画を策定し、平成30年度から「未来を創造する太陽都市『みやざき』」の実現に向け、取り組むこととなった。

3 策定の趣旨

教育分野では、宮崎市の教育行政に関する基本目標等を定めた中長期的な計画である宮崎市教育ビジョンを平成23年3月に策定した後、平成26年3月、第四次宮崎市総合計画後期計画との整合を図るため改訂し、各種の施

策を積極的に推進してきた。平成29年度に宮崎市教育ビジョンが計画期間の最終年度を迎えたことに加え、第五次宮崎市総合計画が策定されることから、改めて宮崎市教育ビジョンを見直す必要が生じた。

一方で宮崎市教育ビジョンを策定して以降、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化した。新しい情報や知識が成長を支える現在の社会は、第4次産業革命とも言われる急速な技術革新によって、情報や知識、技術をめぐる変化が加速度的に早くなり、社会の変化を正確に予測することがますます難しくなっている。予測のつかないこれからの時代を生き抜くため、子どもたちは早い段階から、自らの人生を切り拓く自立した人間として成長する必要がある。また、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来で、社会保障はもとより、地域経済の活力の低下などが懸念されている。今後「共創」の考えに基づき、一人一人が多様な個性や能力を発揮し新たな価値を創造すると共に、互いの強みを生かし合い、人が人として、より幸せに生きる多様性に富んだ社会を築いていくことが、発展への原動力として不可欠となる。そのため、学校教育においては、多様な個性や能力のある子どもたちが、その能力を開花させ、社会の中で活躍できる可能性を広げられるよう、新しい学習指導要領の理念である社会に開かれた教育課程の実現に向け、地域、家庭、学校、行政が一体となって、一人一人の課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを生かすという視点にたった教育の充実が必要となる。

また、大きな社会問題となっている「いじめ」根絶に向け成立した「いじめ防止対策推進法」の制定を機に、道徳の「特別の教科道徳」（道徳科）としての教科化やいじめの未然防止・早期発見・早期対応のための措置、いじめの定義の見直しや相談体制の充実など全国的に取組が進められている。宮崎市においても生徒が自ら命を絶つという痛ましい出来事があり、何としても子どもたちの命を守り通すという教育に全力であたっていく必要がある。

ほかにも、子ども・子育て支援新制度の取組、不登校児童生徒の増加、スマートフォン等の急速な普及に伴うインターネットを介した諸問題の増加、東日本大震災や熊本地震を教訓とした防災教育の必要性などが、さまざまな切り口で議論されている。しかしながらこれらは、教育分野というより、むしろ社会的な問題としてクローズアップされ、さまざまな社会環境の変化へ

の一層柔軟な対応が教育現場に求められるようになっている。

以上のことから、宮崎市では、これまでの取組を一層推進するとともに、大きく変わりゆく社会にあっても、学びの楽しさを知り、自分で考え気付く中で、成長を実感する「みやざきっ子」の実現に向け、教育行政を計画的に進めるため、第二次宮崎市教育ビジョンを策定している。

4 基本的な考え方

第二次宮崎市教育ビジョンは、宮崎市の教育の基本となる「宮崎市教育基本方針」を具現化する中長期計画であるため、これまでの宮崎市教育ビジョンを踏まえ、基本的な構成を維持し策定した。

具体的には、基本理念、三つの基本目標や重点目標、21の主な施策で構成されたこれまでの宮崎市教育ビジョンを、「第五次宮崎市総合計画と整合を図る」「教育を取り巻く社会情勢の変化を反映する」という二つの観点から見直した。その結果、重点目標として設けていた「防災教育の充実」を基本目標に組み込み、三つの基本目標に集約し、さらに「社会教育・家庭教育の充実」としていた基本目標を、「地域・家庭・学校が連携した教育の充実」とした。主な施策は、学校教育の充実に資する内容を追加したほか、「地域・家庭・学校が連携した教育の充実」の視点から施策を見直し、これまで21であった主な施策を26に増やすことになった。また、これまでの取組についての評価や、新たな教育に関するニーズや意見を把握するため、学校の地域性と規模を考慮して抽出した保護者や教員、学校関係者評価委員に加え、新たに民生委員・児童委員を対象に「宮崎市の教育に関するアンケート」を平成29年度に実施して現状分析を行い、策定にあたっての参考とした。

5 全体構成

(1) 基本理念

宮崎で育ち、学ぶことを通して、郷土に誇りと愛着をもつ感性豊かな「みやざきっ子」の育成

感性豊かな「みやざきっ子」とは、「子どもたち一人一人が個性を大切にしながら自分の将来の夢の実現に向かってしっかりと進んでいける子」、また、「人の気持ちを理解でき、共感できる感性をもてる子」のことである。

小中学校の9年間を見通し、地域、家庭、学校、行政が一体となって、知・徳・体のバランスの取れた「みやぎっ子」を育成する。

(2) 基本目標

基本目標 1 学校教育の充実

学校教育を通し、子どもたち一人一人が自ら個性を発揮し広い視野と柔軟な思考力をもって、未来をたくましく生き抜いていく力を育む。その為に自ら学び考えるなどの確かな「学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」の向上を目指す。

小中学校は義務教育9年間を見通した一貫性のある教育に取り組んでいるが、各学校の研究成果を宮崎市全体で共有しながら、地域性を生かした小中一貫教育を継続・発展させるとともに、学びの連続性を確保するため、保育所や幼稚園、認定こども園と小学校との連携を推進する。

基本目標 2 教育環境の充実

教職員の更なる資質の向上や、子どもたちが多くの時間を過ごす学校施設において、安心安全で快適な学習環境の整備を図るとともに、家庭や地域で子どもを育てるための環境の整備を図る。そのために、学校施設を長く良好に使用できるための施設等の整備、放課後等に子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくり、市立図書館の充実、教育関連施設において学習意欲を高めることのできる魅力ある学習機会の提供を目指す。

基本目標 3 地域・家庭・学校が連携した教育の充実

子どもは学校だけでなく、家庭や地域で育まれることから、地域、家庭、学校が一体となって、次世代を担う子どもたちと一緒に育てていくことを目指す。また、生涯にわたって学び続けることは、心を豊かにし、自己を高めることにつながるため、公立公民館の魅力の創出など、生涯学習機会の充実を目指すとともに、大学などの高等教育機関等との連携を推進する。

(3) 計画の体系

計画の体系は、次の図のとおりである。

基本 目 標 1 学 校 教 育 の 充 実	主な施策1 学力の向上	(教育委員会内の所管課)
	1-1-1 授業改善の推進	学校教育課/教育情報研修センター
	1-1-2 個に応じた指導の充実	学校教育課/教育情報研修センター
	主な施策2 読書活動の推進	
	1-2-1 学校図書館の利用および授業への支援の充実	学校教育課
	1-2-2 児童生徒の主体的な読書活動の推進	学校教育課
	1-2-3 家庭読書の推進	学校教育課
	主な施策3 情報教育の充実	
	1-3-1 ICTを効果的に活用した学習指導の充実	教育情報研修センター/学校教育課
	1-3-2 情報モラル教育の推進	教育情報研修センター/学校教育課
	1-3-3 日常的にICTを活用できる環境の整備	教育情報研修センター
	主な施策4 外国語教育・国際理解教育の充実	
	1-4-1 小・中学校における外国語教育・国際理解教育の充実	教育情報研修センター/学校教育課
	1-4-2 外国語教育の推進に対応する教員研修の充実	教育情報研修センター/学校教育課
	主な施策5 生徒指導の充実	
	1-5-1 自分の大切さとともに他の人の大切さを認める指導の充実	学校教育課
	1-5-2 不登校対策の充実	学校教育課
	1-5-3 いじめに関する取組の充実	学校教育課
	1-5-4 相談体制の充実	学校教育課
	主な施策6 道徳教育の充実	
	1-6-1 「考え、議論する」道徳に向けた授業改善	学校教育課
	1-6-2 道徳性を養う取組の充実	学校教育課
	主な施策7 特別支援教育の充実	
	1-7-1 インクルーシブ教育システムに向けた取組	学校教育課
	1-7-2 支援体制の充実	学校教育課
	主な施策8 保幼小、小中の連携推進	
	1-8-1 保幼小における交流の充実と接続の強化	学校教育課
	1-8-2 小中一貫教育の継続・発展	学校教育課
	主な施策9 体力の向上	
	1-9-1 「体力向上プラン」を生かした取組の充実	学校教育課
1-9-2 体育・保健体育の授業の充実	学校教育課	
1-9-3 中学校運動部活動運営の充実	学校教育課	
主な施策10 学校保健活動の充実		
1-10-1 児童生徒および教職員の健康診断の充実	保健給食課	
1-10-2 学校環境衛生検査の充実	保健給食課	
1-10-3 思春期健康教育の推進	保健給食課	
1-10-4 フツ化物応用の推進	保健給食課	
1-10-5 感染症の予防	保健給食課	
1-10-6 アナフィラキシーへの適正な対応	保健給食課	





第2 宮崎市の教育組織及び事務分掌

令和3年度の宮崎市の教育組織としては、教育委員会及び教育長の下、教育局長をトップとする7つの課、22の係（室）が次のとおり存在し、各事務分掌は次のとおりである。なお、カッコ内記載の課内職員数は令和3年5月1日現在の数である。

1 企画総務課

（課内職員数 19人）

総務係	規則・規程の制定改廃、組織・定数、公印の管守、市費職員の人事・給与、表彰、予算、学校予算の経理、職員団体、教育行政相談
教育施策推進室	教育委員会の会議、教育行政の総合企画・調整、教育行政に係る主要事業の進行管理、学校の設置・廃止、教育行政の調査・統計及び資料の収集整理、教育広報、教育委員会連合会、特命事項
参考	令和4年度より、夜間中学設置準備室（事務分掌：夜間中学の設置準備、学校の設置・廃止）が新たに設置されている。

2 学校施設課

（課内職員数 21人）

計画管理係	学校施設の整備計画、学校施設整備の国庫補助、学校施設の諸調査、学校施設台帳、学校施設の定期点検、学校施設の使用許可、設備保守点検業務委託・工事の入札及び契約
整備維持係	学校施設の維持修繕の計画・実施、学校施設の工事の設計・施工・監督、学校環境整備、学校体育施設の設置計画・建設・廃止、学校敷地内における教育委員会の建設工事に係る設計、施工及び監督のうち建築・土木に関すること（令和4年度から、学校用地の管理も追加された。）
設備保全係	学校施設の維持修繕の計画・実施、学校施設の工事の設計・施工・監督、学校環境整備、学校体育施設の設置計画・建設・廃止、学校敷地内における教育委員会の建設工事に係る設計、施工及び監督のうち電気設備・機械設備に関すること

3 学校教育課

(課内職員数 54人)

管理係	予算、教職員の任免・その他の人事・給与について、教員の免許状、奨学資金、教科書給付、会計年度任用職員の任免等
学事係	就学事務、学級編制、通学区域、就学援助、スクールバス運行管理、遠距離通学補助金、大会派遣補助金
教育指導係	学校経営、県費負担教職員の人事・サービス、教育課程・学習指導・キャリア教育、教科用図書の採択、学校体育、学校支援訪問、小中一貫教育、授業力向上、指導方法工夫改善、芸術鑑賞、学校図書館の運営指導
生徒指導係	生徒指導、学校安全、児童・生徒等に関する問題への対応、人権教育、教育相談センター、教育支援教室、スクールカウンセリング事業、防災教育、いじめ・不登校への対応、学校関係者評価、生徒指導学校支援訪問、帰国・外国人のサポート、コミュニティ・スクール
特別支援教育係	特別支援教育、就学相談、特別支援教育就学相談委員会、バリアフリー・合理的配慮の提供、特別支援学級・通級指導教室、特別支援教育支援員、特別支援教育学校支援訪問（令和4年度から、医療的ケア児支援も追加された。）

4 教育情報研修センター

(センター内職員数 37人)

教育情報係	センターの管理運営、施設の提供、予算、ICT環境整備、GIGAスクール推進
教育研修係	教職員研修、教育情報の収集・提供、情報教育、外国語教育・国際理解教育の推進、研究員、教育論文

5 保健給食課

(課内職員数 17人)

学校保健係	学校保健の指導助言、健康診断の実施、学校医等、学校保健会、災害共済給付、医療費就学援助、保健関係機関との連絡
-------	--

学校給食係	学校給食の調整、学校給食の指導助言、献立作成、栄養管理、衛生管理、調理指導、学校給食施設の維持修繕の計画・実施、学校給食設備の管理、学校給食センターの管理運営、学校給食業務の委託、学校給食費未納対策等
-------	--

6 生涯学習課

(課内職員数 23人)

青少年家庭教育係	青少年教育、家庭教育、青少年育成センターの運営、青少年問題協議会、社会教育関係団体の指導・育成、人権尊重教育、ユネスコ活動、宮崎科学技術館・大淀川学習館の管理運営
放課後子ども教育係	放課後子ども総合プラン、放課後子ども教室、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）、きよたけ児童文化センターの管理運営、地域と学校の連携促進
社会教育係	生涯学習の企画・調整、生涯学習情報の収集・提供、生涯学習の推進、社会教育委員、図書館、読書活動の推進、成人教育、中央公民館に関すること

7 文化財課

(課内職員数 22人)

世界遺産登録推進担当	世界文化遺産登録の推進 (※令和4年度は本担当なし)
文化財管理課	文化財保護法関係、文化財審議会、文化財の調査・保存・活用、文化財愛護意識の普及啓発、民俗芸能の普及・振興、歴史資料館の管理運営、郷土の歴史教育に関する出前授業の実施・普及、他の係に属さないこと
埋蔵文化財保護係	埋蔵文化財の事前調査、埋蔵文化財の保存・活用
埋蔵文化財調査係	埋蔵文化財の発掘調査、整理・収蔵・活用、埋蔵文化財センターの管理運営
文化財整備活用係	文化財の整備・活用、日本遺産関連事業の実施、世界文化遺産登録の推進

第3 教育機関等

1 教育施設等の概要

- (1) 学校数は、平成18年1月1日の佐土原町、田野町、高岡町と、平成22年3月23日の清武町との合併や、鹿村野小、去川小、浦之名小の閉校を経て、現在は小学校47校、中学校25校である。
- (2) 教育研修施設については、平成12年度中核市に研修権が移譲されたことに伴い、平成14年度に宮崎小学校の隣に宮崎市教育情報研修センターを開設した。センターでは、宮崎市内72校の教職員を対象に、教職員のライフステージに応じた資質の向上や実践的指導力を高めるために、基本研修、職能研修、教科等研修、重点課題研修を実施している。また、市民や地域住民の研修や交流の場としての機能を併せ持つ市民に開かれた施設にもなっている。さらに、ICTを活用した授業推進のために情報センターとしての機能を高めるとともに外国語教育・国際理解教育を推進するために、外国語指導助手や外国語活動アシスタントの派遣事業を実施している。また、教育カウンセリングなどの相談窓口として、平成22年度からセンター内に宮崎市教育相談センターを設置した。
- (3) 社会教育施設としては、中央公民館をはじめ32館の公立公民館・交流センター・コミュニティセンター等を設置し、生涯学習および地域コミュニティ活動の拠点施設として貸館や講座などを実施している。

また、平成6年5月には福祉文化公園内に生涯学習の中核施設として市立図書館を開館し、図書館資料の整備充実を図るとともに、読書普及活動を推進している。平成12年4月からは、NPOとの協働による図書館運営を行い、市民に開かれた親しみやすい図書館づくりに努めている。旧佐土原町の佐土原図書館においても広範囲にわたる図書資料の収集、整備や市民の利用促進を図っている。
- (4) 学校給食施設については、単独調理場方式の学校45校と学校給食センター5施設により全小中学校72校で完全給食を実施している。
- (5) 教育文化施設としては、明日をになう子どもたちの、科学する心を育み創造性を培う宮崎科学技術館（昭和62年8月開館）があり、プラネタリウムやパソコン教室、科学実験教室、天文教室等の開催を通して科学の普及、文化

振興に貢献している。完全学校週5日制や市民のニーズの高まりに対応できるよう、建物・展示物のリニューアルや最新の恒星投映機などを導入するなど施設の充実を図るため、平成16年5月にリニューアルした。平成29年には開館30周年を迎え、宇宙飛行士による講演会やアポロ展など、来館者のニーズにあった参加型の事業を企画し、科学と気軽にふれあえる場を提供するとともに多くの催しを実施している。

さらに、学校教育における郷土学習として大淀川学習に取り組んでおり、その拠点施設として大淀川学習館を平成7年に開館した。平成14年7月、体験施設及び常設展示等の整備充実を図るために増築するとともに、大淀川学習館前の河川敷に国土交通省と宮崎市により「大淀川水辺の楽校」を整備した。さらに平成15年度には大淀川学習館北部に隣接する丘陵に総合的な自然環境体験学習のできる施設として「里山の楽校」をオープンした。

佐土原地区には、佐土原城の二の丸跡に建設された「鶴松館」、かつては醸造所であった民家をそのまま資料館とした「商家資料館」を有する「宮崎市佐土原歴史資料館」、高岡地区には、高岡地域の歴史民俗、特に大淀川に関する資料を収蔵・展示している「宮崎市天ヶ城歴史民俗資料館」、清武地区には、幕末の儒学者安井息軒に関する資料を展示している「宮崎市安井息軒記念館」があり、地域の文化・歴史に関連した展示や事業を行っている。平成14年度に建設された「宮崎市田野伝承芸能館」は、田野町雨太鼓を中心とした民俗芸能の練習施設のみならず、その他の用途にも開放する多目的施設として、市民に活動の場を提供している。平成15年度から整備を行ってきた「生目古墳群史跡公園」は、平成20年4月1日に開園した。現在、古墳の発掘調査や復元工事などを公開しながら、古墳の保存整備を継続して進めている。平成21年4月には、生目古墳群史跡公園に隣接して、埋蔵文化財・体験学習施設「宮崎市生目の杜遊古館」が開館した。埋蔵文化財センターでは、生目古墳群や市内の遺跡から発掘された考古資料の展示・解説や、普及啓発活動を行い、市民の埋蔵文化財への理解関心を深めている。また体験学習館では、古代文化体験などの活動を通して、生きる力を育み、健全な青少年育成を図っていくことができるよう利活用を推進している。令和2年9月には、新たに歴史資料館としての機能が加わり、宮崎市の歴史や文化財を学べる、

通史展示室、テーマ展示室、企画展示室がオープンした。平成21年4月1日には、青少年の非行防止・健全育成やいじめ・不登校の児童生徒への対応を充実させるため、小戸公民館跡に「青少年育成センター」と「心の談話室」を移転した。

2 教育施設等の現況

(令和3年5月1日現在)

(1) 学校施設

ア 小学校

	学校名	学級数(組)	児童数
①	宮崎小	普通14 特別支援5	403人
②	小戸小	普通12 特別支援3	325人
③	大淀小	普通24 特別支援3	745人
④	大宮小	普通28 特別支援5	919人
⑤	宮崎東小	普通12 特別支援2	311人
⑥	古城小	普通6 特別支援2	99人
⑦	江平小	普通25 特別支援4	823人
⑧	西池小	普通27 特別支援4	916人
⑨	櫛小	普通20 特別支援5	624人
⑩	潮見小	普通17 特別支援4	502人
⑪	恒久小	普通17 特別支援3	532人
⑫	赤江小	普通24 特別支援6	718人
⑬	国富小	普通21 特別支援3	658人
⑭	瓜生野小	普通7 特別支援2	203人
⑮	倉岡小	普通6 特別支援2	171人
⑯	木花小	普通9 特別支援2	241人
⑰	鏡洲小	普通3	27人
⑱	青島小	普通6 特別支援2	138人
⑲	内海小	普通3	16人
⑳	住吉小	普通29 特別支援5	942人

⑳	生目小	普通20 特別支援4	629人
㉑	大塚小	普通23 特別支援3	732人
㉒	池内小	普通10 特別支援2	263人
㉓	宮崎西小	普通10 特別支援4	245人
㉔	東大宮小	普通24 特別支援4	759人
㉕	宮崎南小	普通26 特別支援6	847人
㉖	本郷小	普通21 特別支援4	676人
㉗	宮崎港小	普通16 特別支援3	447人
㉘	江南小	普通22 特別支援4	740人
㉙	住吉南小	普通20 特別支援3	579人
㉚	檜北小	普通21 特別支援4	680人
㉛	小松台小	普通20 特別支援3	592人
㉜	生目台東小	普通7 特別支援2	203人
㉝	学園木花台小	普通12 特別支援3	319人
㉞	生目台西小	普通6 特別支援2	200人
㉟	田野小	普通20 特別支援4	652人
㊱	七野小	普通4 特別支援1	51人
㊲	佐土原小	普通12 特別支援2	259人
㊳	那珂小	普通12 特別支援1	301人
㊴	広瀬小	普通22 特別支援2	679人
㊵	広瀬北小	普通19 特別支援3	601人
㊶	広瀬西小	普通11 特別支援2	304人
㊷	高岡小	普通14 特別支援3	432人
㊸	穆佐小	普通6 特別支援3	145人
㊹	清武小	普通22 特別支援5	702人
㊺	大久保小	普通6 特別支援2	161人
㊻	加納小	普通27 特別支援5	897人
	計	普通 743 特別支援 146	22,408人

※令和4年の計は、普通 733組 特別支援 155組 児童数 22,182人

イ 中学校

	学校名	学級数（組）	児童数
①	宮崎東中	普通 9 特別支援 2	336 人
②	宮崎中	普通 12 特別支援 4	437 人
③	宮崎西中	普通 15 特別支援 3	506 人
④	大淀中	普通 15 特別支援 3	524 人
⑤	大宮中	普通 13 特別支援 2	471 人
⑥	檜中	普通 17 特別支援 4	647 人
⑦	赤江中	普通 13 特別支援 3	455 人
⑧	木花中	普通 9 特別支援 2	303 人
⑨	青島中	普通 3 特別支援 2	52 人
⑩	宮崎北中	普通 5 特別支援 2	142 人
⑪	住吉中	普通 18 特別支援 3	629 人
⑫	生目中	普通 15 特別支援 3	525 人
⑬	本郷中	普通 18 特別支援 2	620 人
⑭	大塚中	普通 18 特別支援 2	650 人
⑮	東大宮中	普通 16 特別支援 3	593 人
⑯	生目南中	普通 5 特別支援 2	123 人
⑰	赤江東中	普通 8 特別支援 3	271 人
⑱	生目台中	普通 6 特別支援 1	191 人
⑲	田野中	普通 10 特別支援 2	314 人
⑳	佐土原中	普通 9 特別支援 2	270 人
㉑	広瀬中	普通 9 特別支援 2	299 人
㉒	久峰中	普通 12 特別支援 2	400 人
㉓	高岡中	普通 7 特別支援 3	235 人
㉔	清武中	普通 10 特別支援 3	370 人
㉕	加納中	普通 13 特別支援 3	412 人
	計	普通 285 特別支援 64	9,755 人

※令和4年の計は、普通 286 組 特別支援 71 組 児童数 9,893 人

(2) 社会教育施設

ア 中央公民館 設立 昭和57年4月1日

イ 市長部局（地域振興課）所管の公民館

赤江公民館、生目公民館、櫛公民館、木花公民館、住吉公民館、大淀公民館、青島地区交流センター、大宮公民館、本郷公民館、大塚公民館、生目南公民館、西部地区農村環境改善センター、東大宮地区コミュニティセンター、宮崎東地区コミュニティセンター、宮崎地区コミュニティセンター、赤江東地区コミュニティセンター、生目台地区コミュニティセンター、宮崎西地区コミュニティセンター、佐土原地区コミュニティセンター、広瀬地区コミュニティセンター、久峰中校区活動センター、佐土原地区農村環境改善センター、田野公民館、田野南地区公民館、田野北地区公民館、田野西地区公民館、高岡地区農村環境改善センター、加納地区交流センター、清武地区交流センター

(3) 教育文化施設等

ア 宮崎市立図書館

イ 宮崎市佐土原総合文化センター

ウ 宮崎科学技術館

エ 大淀川学習館

オ 宮崎市きよたけ児童文化センター

カ 宮崎市きよたけ児童クラブ施設

キ 宮崎市生目の杜遊古館

ク 宮崎市佐土原歴史資料館

ケ 宮崎市天ヶ城歴史民俗資料館

コ 宮崎市安井息軒記念館

サ 宮崎市田野伝承芸能館

第4 教育予算

令和3年度宮崎市一般会計予算及び令和3年度教育委員会予算は、次のとおりである。

1 令和3年度 宮崎市一般会計予算

(歳出)

(単位:千円, %)

区 分	令和3年度			令和2年度	
	予算額	構成比	伸率	予算額	構成比
議 会 費	713,156	0.5	1.3	704,310	0.4
総 務 費	12,685,978	7.8	△ 29.5	18,005,158	10.9
民 生 費	81,202,866	50.1	1.5	80,010,739	48.2
衛 生 費	13,055,945	8.1	11.4	11,723,641	7.1
労 働 費	78,862	0.1	12.4	70,175	0.0
農 林 水 産 業 費	3,951,271	2.4	△ 8.9	4,339,509	2.6
商 工 費	2,648,695	1.6	39.8	1,894,176	1.1
土 木 費	14,298,231	8.8	△ 3.5	14,823,947	8.9
消 防 費	3,602,915	2.2	△ 3.2	3,720,835	2.3
教 育 費	12,376,621	7.6	△ 5.1	13,042,134	7.9
災 害 復 旧 費	242,200	0.2	28.7	188,200	0.1
公 債 費	17,043,259	10.5	△ 1.1	17,237,175	10.4
諸 支 出 金	1	0.0	0.0	1	0.0
予 備 費	100,000	0.1	0.0	100,000	0.1
合 計	162,000,000	100.0	△ 2.3	165,860,000	100.0

※構成比は、四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しないことがある。

※表示単位未満四捨五入の関係で、表示単位により伸率が変動することがある。

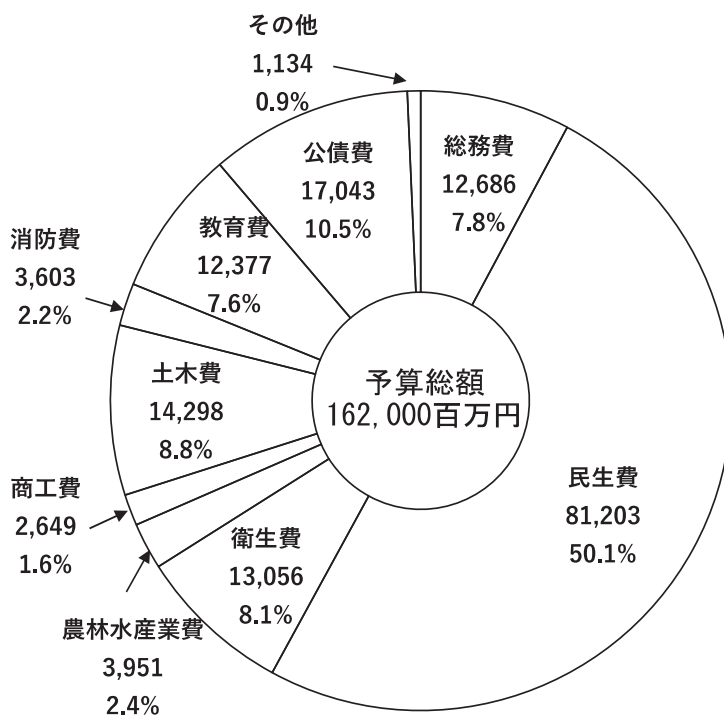
2 令和3年度 教育委員会予算

(歳出)

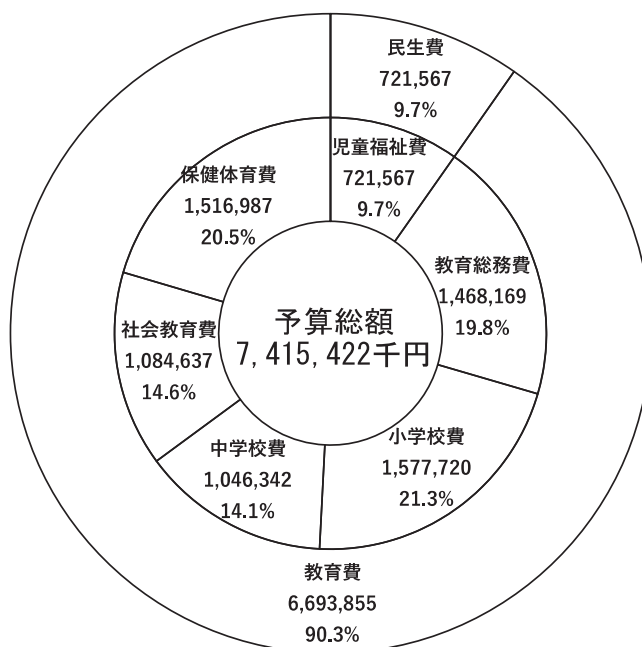
(単位：千円)

款 項 目	令和3年度	令和2年度	比 較	主 要 事 業
総務費	0	0	0	
総務管理費	0	0	0	
一般管理費	0	0	0	
民生費	721,567	702,494	19,073	
児童福祉費	721,567	702,494	19,073	
児童福祉総務費	721,567	702,494	19,073	○児童クラブ運営事業 ○児童クラブ施設整備事業
教育費	6,693,855	7,799,446	△ 1,105,591	
教育総務費	1,468,169	1,204,903	263,266	
教育委員会費	1,421	1,612	△ 191	○教育委員会運営費 ○善行児童生徒表彰事業 ○教育振興基金積立事業 ○宮崎市立古城小学校振興基金積立事業
事務局費	668,930	596,634	72,296	○「地域とつながる」キャリア教育推進事業 ○特別支援教育学びの総合支援事業 ○AI時代を生き抜くみやぎっ子の読解力向上推進事業 ○部活動指導員配置事業 ○学校における法律相談事業 ○コミュニティ・スクール推進事業 ○統合型校務支援システム共同調達事業 ○帰国・外国人児童生徒サポート事業 ○SNS相談事業 ○不登校児童生徒対策事業
教育情報研修センター費	797,818	606,657	191,161	○教職員研修運営事業 ○情報教育推進事業 ○タブレット導入事業 ○学校ICT環境整備促進事業 ○GIGAスクール推進事業(新)
小学校費	1,577,720	2,948,818	△ 1,371,098	
学校管理費	817,158	707,882	109,276	○管理運営費 ○教育放送設備改善事業 ○宮崎市立古城小学校振興基金活用事業 ○施設改善事業 ○施設管理運営費 ○設備機器の保守点検等安全対策事業
教育振興費	445,660	713,238	△ 267,578	○教育教材用具等購入事業 ○図書購入事業 ○理科教育等設備器具購入事業 ○教師用教科書指導書改訂事業 ○教育振興就学援助事業 ○給食助成費 ○体育アシスタント派遣事業 ○小中学校外国語教育推進事業
学校建設費	314,902	1,527,698	△ 1,212,796	○校舎外壁落下防止対策事業 ○トイレ改修事業 ○空気調和設備更新事業 ○屋内運動場屋根防水改修事業 ○校舎屋根防水改修事業 ○プール環境改善事業 ○屋内運動場非構造部材耐震化事業 ○トイレ洋式化推進事業 ○プレハブ教室借上事業 ○避難経路安全対策事業
中学校費	1,046,342	1,053,062	△ 6,720	
学校管理費	435,258	439,367	△ 4,109	○管理運営費 ○教育放送設備改善事業 ○施設改善事業 ○施設管理運営費 ○設備機器の保守点検等安全対策事業
教育振興費	359,432	358,964	468	○教育教材用具等購入事業 ○図書購入事業 ○理科教育等設備器具購入事業 ○教師用教科書指導書改訂事業 ○教育振興就学援助事業 ○給食助成費
学校建設費	251,652	254,731	△ 3,079	○校舎外壁落下防止対策事業 ○トイレ改修事業 ○空気調和設備更新事業 ○校舎屋根防水改修事業 ○屋内運動場屋根防水改修事業 ○校舎屋根防水事業 ○プールの過機更新事業 ○屋内運動場大規模改造事業 ○トイレ洋式化推進事業
社会教育費	1,084,637	1,110,460	△ 25,823	
社会教育総務費	71,224	69,679	1,545	○放課後子ども教室推進事業 ○青少年団体教育推進事業 ○子ども体験ボランティア活動支援事業 ○子ども会関係活動事業 ○地域と学校の連携による教育活動支援事業○ふるさと文化学習支援事業 ○夢語り人活性化事業 ○生涯学習情報紙作成事業 ○宮崎文化振興協会運営費助成事業
公民館費	10,810	22,480	△ 11,670	○中央公民館管理運営費 ○公立公民館等学級講座開設事業
図書館費	244,194	257,704	△ 13,510	○市立図書館管理運営費 ○図書館ネットワーク事業 ○市立図書館業務委託事業 ○ブックスタート事業 ○図書館システム更新事業 ○市立図書館施設環境整備事業(新)
青少年育成センター費	17,187	15,700	1,487	○青少年非行防止・育成事業 ○青少年育成センター管理費 ○青少年育成センター体育館天井落下防止事業(新)
文化振興費	0	3,800	△ 3,800	○豊かな心をはぐくむ芸術鑑賞支援事業
文化財費	442,486	435,062	7,424	○生目古墳群史跡公園整備事業 ○本野原遺跡保存整備事業 ○歴史資料館管理運営事業 ○佐土原城跡保存整備事業 ○生目古墳群世界文化遺産登録推進事業 ○宮崎城跡保存整備事業 ○受託発掘調査事業 ○旧みやざき歴史文化館管理事業○歴史資料館改修事業
社会教育施設費	298,736	306,035	△ 7,299	○科学技術館・大淀川学習館・きよたけ児童文化センターの管理運営事業 ○科学技術館施設環境整備事業 ○大淀川学習館施設環境整備事業(新)
保健体育費	1,516,987	1,482,203	34,784	
保健体育総務費	230,447	230,247	200	○学校保健安全事業 ○AED配置事業 ○学校フット物応用事業 ○学校体育振興事業 ○日本スポーツ振興センター災害共済給付契約事業 ○思春期健康教育推進事業
学校給食費	1,286,540	1,251,956	34,584	○学校給食管理運営費 ○単独調理場空調設備整備事業 ○食育推進事業 ○学校給食施設設備維持管理事業 ○学校給食食材加工等業務委託事業
歳出合計	7,415,422	8,501,940	△ 1,086,518	

令和3年度 宮崎市一般会計予算（単位：百万円）



令和3年度 宮崎市教育委員会予算（単位：千円）



※構成比は、四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない

第5 監査対象とした事業等の位置づけ

前記第1の5(3)に掲載した第二次宮崎市教育ビジョンの「計画の体系」の中で、宮崎市の財政および市民生活に及ぼす影響の大きさ等に鑑みて、重要度の高い事業等を監査対象とすることとした。監査対象とした事業等を「計画の体系」(3つの基本目標、各目標の中の主な施策)の分類において次のとおり位置付けた。

1 基本目標1(学校教育の充実)

(1) 主な施策1 学力の向上

ア 授業改善の推進(学校教育課、教育情報研修センター)

イ 個に応じた指導の充実(同上)

【監査対象】非常勤講師派遣事業

(2) 主な施策2 読書活動の推進

ア 学校図書館の利用および授業への支援の充実(学校教育課)

イ 児童生徒の主体的な読書活動の推進(同上)

ウ 家庭読書の推進(同上)

【監査対象】読書活動アシスタント派遣事業、学校図書購入事業

(3) 主な施策3 情報教育の充実

ア ICTを効果的に活用した学習指導の充実(教育情報研修センター、学校教育課)

イ 情報モラル教育の推進(同上)

ウ 日常的にICTを活用できる環境の整備(教育情報研修センター)

【監査対象】情報教育推進事業、学校ICT環境整備促進事業、GIGAスクール推進事業

(4) 主な施策4 外国語教育・国際理解教育の充実

ア 小中学校における外国語教育・国際理解教育の充実(学校教育課、教育情報研修センター)

イ 外国語教育の推進に対応する研修の充実(同上)

【監査対象】小中学校外国語教育推進事業

(5) 主な施策5 生徒指導の充実

ア 自分の大切さとともに他の人の大切さを認める指導の充実(学校教育課)

- イ 不登校対策の充実（同上）
- ウ いじめに関する取組の充実（同上）
- エ 相談体制の充実（同上）

【監査対象】 あたたかな人間関係づくりサポート事業、不登校児童生徒対策事業、学校における法律相談事業、小中学校スクールカウンセリング等事業、SNS 相談事業

(6) **主な施策 6 道徳教育の充実**

- ア 「考え、議論する」道徳に向けた授業改善（学校教育課）
- イ 道徳性を養う取組の充実（同上）

(7) **主な施策 7 特別支援教育の充実**

- ア インクルーシブ教育システムに向けた取組（学校教育課）
- イ 支援体制の充実（同上）

【監査対象】 特別支援教育学び総合支援事業、医療的ケア児童生徒支援事業、帰国・外国人児童生徒サポート事業

(8) **主な施策 8 保幼小、小中の連携推進**

- ア 保幼小における交流の充実と接続の強化（学校教育課）
- イ 小中一貫教育の継続・発展（同上）

【監査対象】 コミュニティ・スクール推進事業

(9) **主な施策 9 体力の向上**

- ア 「体力向上プラン」を活かした取組の充実（学校教育課）
- イ 体育・保健体育の授業の充実（同上）
- ウ 中学校運動部活動運営の充実（同上）

【監査対象】 部活動指導員配置事業

(10) **主な施策 10 学校保健活動の充実**

- ア 児童生徒および教職員の健康診断の充実（保健給食課）
- イ 学校環境衛生検査の充実（同上）
- ウ 思春期健康教育の推進（同上）
- エ フッ化物応用の推進（同上）
- オ 感染症の予防（同上）
- カ アナフィラキシーへの適正な対応（同上）

2 基本目標 2 (教育環境の充実)

(1) **主な施策 1 教職員の資質向上**

ア 教職員研修における内容の充実 (教育情報研修センター)

イ 校内研修の充実 (教育情報研修センター、学校教育課)

【監査対象】 教職員研修運営事業

(2) **主な施策 2 市立図書館の充実**

ア 市立の図書館 (室) における読書活動の充実 (生涯学習課)

イ 家庭および地域における読書活動の充実 (同上)

ウ 学校における学習環境および読書活動に対する支援 (同上)

【監査対象】 市立図書館管理運営費、佐土原図書館管理運営費、図書館ネットワーク事業、市立図書館業務委託事業、図書館システム更新事業、宮崎市立図書館施設環境整備事業、ブックスタート事業

(3) **主な施策 3 子どもの居場所づくりの充実**

ア 児童クラブの充実 (生涯学習課)

イ 放課後子ども教室の充実 (同上)

【監査対象】 児童クラブ運営事業、児童クラブ施設整備事業、放課後子ども教室推進事業

(4) **主な施策 4 安全でおいしい学校給食の提供**

ア 学校給食内容の充実 (保健給食課)

イ 適正な学校給食施設設備等の充実 (同上)

【監査対象】 学校給食管理運営事業、学校給食センター管理運営事業、給食事務運営費補助事業、学校給食食材加工等業務委託事業、単独調理場空調設備整備事業、学校給食施設設備維持管理事業

(5) **主な施策 5 学習関連施設の利用促進・活用推進**

ア 学習関連施設の利用支援と学習機能の充実 (生涯学習課、文化財課、学校教育課)

イ 授業者支援の充実 (同上)

ウ 地域の機関や人材との連携の促進 (同上)

【監査対象】大淀川学習館指定管理料、大淀川学習館管理運営事業、大淀川学習館施設環境整備事業、科学技術館指定管理料、科学技術館管理運営事業、科学技術館施設環境整備事業、宮崎文化振興協会運営費助成事業、きよたけ児童文化センター指定管理料、きよたけ児童文化センター管理運営費、きよたけ児童文化センター屋上防水改修事業

(6) **主な施策 6 学校施設の充実**

- ア 学校施設の安全性の確保（学校施設課）
- イ 学校施設の長寿命化の推進（同上）
- ウ 学校施設のバリアフリー化の推進（学校施設課、学校教育課）
- エ トイレの環境改善（学校施設課）
- オ 自然環境の変化等に配慮した取組の推進（同上）

【監査対象】小中学校設備機器の保守点検等安全対策事業、小中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業、小中学校プール環境改善事業、小中学校校舎屋根防水改修事業、小中学校トイレ改修事業、小中学校トイレ洋式化推進事業

3 基本目標 3（地域・家庭・学校が連携した教育の充実）

- ア 小中 9 年間を見通したキャリア教育の推進（学校教育課）
- イ 地域の特色を生かした取組の充実（同上）
- ウ 職場体験学習の充実（同上）

(2) **主な施策 2 郷土の歴史に関する学習の推進と継承**

- ア 郷土の歴史や偉人に関する学習の推進（生涯学習課、文化財課、学校教育課）
- イ 民俗芸能等の後継者の育成（文化財課）

(3) **主な施策 3 開かれた学校づくりの推進**

- ア 学校から家庭・地域への情報発信の推進（学校教育課、教育情報研修センター）
- イ 学校関係者評価委員制度の充実（学校教育課、企画総務課）

【監査対象】地域における学校評価推進事業、コミュニティ・スクール推進事業

(4) **主な施策4 地域と学校の連携**

ア 地域による学校支援の促進（生涯学習課）

イ 地域や関係機関・団体との連携による見守り活動の充実（生涯学習課、学校教育課）

ウ 児童生徒の地域活動への参加（学校教育課）

【監査対象】 地域と学校の連携による教育活動支援事業、青少年非行防止・育成事業

(5) **主な施策5 防災教育の充実**

ア 教育活動全体を通じた防災教育の充実（学校教育課、教育情報研修センター、企画総務課）

イ 学校と地域が連携した防災訓練の実施（学校教育課）

(6) **主な施策6 体験活動の推進**

ア ボランティア体験活動の支援（生涯学習課）

イ 自然体験活動の支援（生涯学習課、文化財課）

ウ 芸術・文化体験活動の支援（生涯学習課）

エ 学習関連施設における体験活動の推進（生涯学習課、文化財課）

【監査対象】 歴史資料館管理運営事業

(7) **主な施策7 家庭および地域の教育力の充実**

ア 保護者への研修機会の提供（生涯学習課）

イ 社会教育関係団体との連携推進（同上）

ウ 人権教育の推進（同上）

【監査対象】 家庭教育事業、子ども会関係活動事業、成人教育推進事業、社会教育総務費、人権教育推進事業

(8) **主な施策8 食育の推進**

ア 学校における食育の充実（保健給食課、学校教育課）

イ 食育を家庭へとつなげる取組の推進（保健給食課）

ウ 学校給食を活用した食育の推進（同上）

(9) **主な施策9 生涯学習機会の充実**

ア 公立公民館等の魅力の創出（生涯学習課）

イ 市民の自発的な学習活動に対する支援の充実（同上）

【監査対象】中央公民館等管理運営費、生涯学習情報誌作成事業

(10) **主な施策10 高等教育機関等との連携推進**

大学などの高等教育機関等との連携による学校教育・生涯学習の充実
（全課）

4 その他監査対象とした事業

(1) 企画総務課

学校林売払収益活用事業、小中学校管理運営費、小中学校教育教材用具等購入事業、教育放送設備改善事業、理科教育等設備器具購入事業

(2) 学校教育課

統合型校務支援システム共同調達事業、スクールバス運行管理事業、児童生徒各種大会出場補助事業、教育資金融資対策事業、教育振興就学援助事業

(3) 文化財課

文化財保護調査管理費、文化財緊急整備事業、生目古墳群世界文化遺産登録推進事業、蓮ヶ池横穴群保存整備事業、本野原遺跡保存整備事業、佐土原城跡保存整備事業、佐土原城花しょうぶ園管理事業、穆佐城跡保存整備事業、穆佐城跡ガイド施設管理事業、埋蔵文化財発掘調査事業、受託発掘調査事業、補助対象発掘調査事業、旧みやざき歴史文化館管理事業、歴史資料館改修事業

(4) 小中学校

学校納入金

第3章 包括外部監査対象の事業概要及び監査結果

第1 企画総務課の事務事業

1 学校林売払収益活用事業

(1) 概要

本事業は学校林の売払いによる収益金を活用し、施設等の整備を行うことで、児童生徒の学習環境の充実を図るものである。

学校林とは、小中高等学校において、学校の基本財産形成や児童・生徒の環境に関する教育体験活動を目的として学校が造林した森林のことである。この造林は、戦後の国土復興運動の一環として、林政・教育上重要なものとして推進されてきた。

宮崎市の学校林は、国有地・市有地の山林に学校の職員や児童生徒等によって造林されたものであり、現在は国有林、市有林として管理されている。そして学校林の売却によって得られた収入は当該学校の施設整備等に充当することとされており、売却収入があった翌年度に、各学校の要望を踏まえ事業化している。

なお、国有林に造成された学校林の売払金は、一部が国（森林管理局）に配分され残りの金額が当該事業に用いられる。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	—	16,200	13,669
決算額	—	15,359	12,074

(3) 学校林売払収益金受領からの資金の流れ

以下の流れで学校林収益金活用事業を予算化し、学校施設の整備を行っている。

ア 売払収益金を受領した年度

(ア) 教育振興基金に積み立てる。

(イ) 学校に対し、収益金を活用した事業内容の検討を依頼する。

(ウ) 翌年度以降の当初予算で学校林収益金活用事業を構築する。

イ 売払収益金を受領した翌年度以降

(ア) 学校林収益金活用事業を執行する。

(イ) 収益金残額について、ア－(イ)以降を繰り返す。

(4) 収入と支出の推移

学校林売払による収入と支出の推移は下表のとおりである。

(図表) 学校林売払収益金 収支一覧

年度	売払状況				売払収益活用状況			
	学校名	年月	売払収益額	計	学校名	内容	事業費	計
平成29年度	高岡中	H29.6	3,359,921	3,359,921				
平成30年度	七野小	H30.8	12,548,690	23,809,286				
	田野中	H30.8	11,260,596					
平成31年度	佐土原中	R1.5	6,246,720	6,246,720	七野小	緞帳購入	1,056,000	1,056,000
令和2年度	青島中	R3.2	1,253,600	1,253,600	七野小	トイレ様式化改修工事	5,152,400	15,358,200
					田野中	テニスコート整備工事	7,664,800	
						屋外便所改修工事	2,541,000	
令和3年度	田野中	R3.6	6,372,523	28,830,123	高岡中	職員室および放送室空調更新工事	3,082,200	12,073,600
	穆佐小	R3.6	20,222,400		七野小	理科室改修工事	3,117,400	
	生目小	R4.1	2,235,200		佐土原中	時計台改修工事	451,000	
						プール更衣室改修工事	4,873,000	
						丁合機購入	550,000	
収入計				63,499,650	支出計			28,487,800

(5) 監査結果

【指摘事項1】 学校林売払収入における調定額の計上誤りについて

令和3年度の学校売払いは田野中、穆佐小、生目小の3件であったが、令和3年度はそれぞれの調定額の9割分しか教育委員会に入っていなかった。すなわち、学校林売払収益金は国に対する配分金以外の全てを教育委員会で調定すべきであったが、その1割分を農林水産課の歳入として調定していたのである。

この件について担当課は「市(森林水産課)分については、本来、教育委員会で調定すべきものであったものを誤って処理を行っていた。令和4年5月の出納閉鎖期間に、誤りに気付いたため、市(森林水産課)で歳入としていた調定分について、収入金更生を行い、正した」としている。具体的には下表のとおりである。

(単位 円)

学校名	調定決済日	令和3年度 調定額	更正決定日	更正額	更正後調定額
田野中	R3.7.16	5,735,271	R4.5.23	637,252	6,372,523
穆佐小	R3.9.16	18,200,160	R4.5.23	2,022,240	20,222,400
生目小	R4.1.23	2,011,680	R4.5.23	223,520	2,235,200
計		25,947,111		2,883,012	28,830,123

また「更正額の合計 2,883,012 円については、令和4年度において教育振興基金積立金を予算要求予定。」とのことであり、この問題は解決されるものと思われる。しかし、令和3年度の決算額は誤った残高が表記されることになり、もし、これに気づかなければ令和4年度以降の本事業の予算額についても誤った判断がなされる恐れがある。よって、今後このような誤りが起こらぬよう書類の様式およびチェックの方法等を改めて見直すべきである。

【意見1】 学校林売払いに関する資料の管理について

学校林売払いに関する資料が支出の資料とは別個に管理されており、最初に提示されなかった。事業の全容が分かりにくいため一緒に綴じておくことが望ましい。

【意見2】 学校林売払収益金の他校での一時利用について

学校林の売払による収益は、当該学校の施設設備等に充当することとされている。この理由について担当課に尋ねると、「国、市、学校で契約している部分林契約書において、『本部分林は〇〇学校の職員生徒が造林実行にあたり、将来の収入は当該学校の経営費に充当するものである』と記されている。本契約により、植林作業や植林後10年以上必要な草刈り作業などを学校の職員、児童生徒、地域住民が担うこととなっているため、その収益はその学校に還元するという趣旨で記された契約内容と考えている。」とのことであった。

支出の対象が学校林を売却した学校のみ限定することは、売却できる学校林を持っている学校とそうでない学校の間で、施設整備における不公平を生じられると思われるが、上記の契約内容に鑑みれば、これを否定することはできないであろう。しかし、もし当該学校における本事業の用途が未決定であり、

他の学校でより重要度の高い施設整備の要望があるような場合、学校林売払収益金を当該学校での用途が決定するまで置いておくよりも、一時的に他の学校の整備に利用する方がその資金をより有効に利用できると思う。

担当課によると、「本事業における令和4年度の用途(21,536千円)は決定しているが、残りの使い道(18,475千円)については未定。」とのことである。一方で学校往査におけるヒアリングでは、「早く修理しないと危ないものがある。」、「何年も希望を出しているがなかなか整備してもらえない。」との声も上がっており、より緊急性を要する施設整備が当該学校以外に存在する可能性もあると思われる。

よって基本的には契約通り当該学校の費用に充てるが、これらの学校で現在特に必要なものがなく、他の学校でより優先度の高い(危険性が高い等)施設の整備や修繕がある場合は、当該学校に使う権利を残しつつ、他校でもその資金を利用できるような柔軟な運用を検討されたい。

2 小中学校管理運営費

(1) 概要

本事業は小学校47校及び中学校25校の学校運営に係る消耗品・備品購入費、事務機器のリース料、水道光熱費のほか、学校環境の維持に係る廃棄物処理等の委託料、手数料など必要な経費を支出し、適切な学校管理運営を行うものである。

なお消耗品費(文具、紙、清掃用具、電池等)、印刷費(写真、製本印刷等)、修繕費(軽微な施設・物品の修繕等)、医薬材料費(保健室用薬品、プール用消毒剤等)、通信運搬費(切手、ハガキ、宅配便等)、手数料(クリーニング、ピアノ調律等)、賃借料(コピー機リース等)、原材料費(板、角材、土、肥料等)、備品購入費(机、いす、キャビネット等)は金額によって学校長の裁量で執行が可能であり、各学校へ予算を配分し、必要な執行を行っている。学校に配分する予算については以下の流れで決定されている。

ア 教育委員会において、費目ごとに学校割、クラス数割、児童生徒数の単価を設定し、学校毎の上限額(学校管理運営費と学校教育教材用具等購入事

業費の合計額)を設定する。

イ 学校へ上限額を通知し、費目ごとの予算配分を依頼する。

ウ 学校から提出された予算配分で当初予算を要求する。

エ 当初予算成立後、各学校へ決定額を通知する。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	802,000	839,000	928,000
決算額	814,805	794,666	885,858

令和 2 年度に小中学校のすべての普通教室に対して空調設備が整備されたため、令和 3 年度では光熱費が増大している。

(3) 事業費の内容

事業費の具体的な内容は次のとおりである。

(単位：円)

	小学校管理運営費	中学校管理運営費
消耗品費	82,952,834	57,892,223
燃料費	11,081,110	2,242,389
印刷費	3,045,951	2,176,775
光熱費	393,512,019	179,595,294
修繕費	13,436,736	7,144,370
医薬材料費	7,023,578	4,395,572
通信運搬費	18,474,168	8,941,850
手数料	8,934,714	4,752,483
筆耕翻訳費	217,030	41,600
委託料	14,929,000	7,171,535
使用料及び賃借料	20,214,952	8,460,695
原材料費	7,077,571	4,705,575
備品購入費	9,545,151	7,891,889
合計	590,444,814	295,412,250

(4) 監査結果

【意見3】 事業系一般廃棄物収集運搬業務委託契約における仕様書について

本事業における宮崎市立宮崎小学校他 50 校事業系一般廃棄物収集運搬業務委託について、仕様書ではプラスチック容器包装の収集は「1 月に 2 回程度」とされているが、報告書によると年間平均 1 か月に 1 回程度しか収集されておらず、月によっては 0 回の場合もある。また、その他資源については「2 月に 1 回」と仕様書に記載されているにもかかわらず、報告書にはこれを表す表記が見当たらない。

この点について担当課に質問したところ、プラスチック容器包装の収集については、「仕様書通り年間収集スケジュールを設定しています。また、本契約では一袋当たりの単価契約となっているため、ゴミの削減や袋に収まるだけゴミを入れるようにして、収集処分費用の削減に努めています。しかしながら、収集するゴミがない場合は、2 日前までに企画総務課まで連絡をもらい、収集業者へ連絡し収集を行わないこととしています。」という返答を得た。またその他資源については「『その他資源ごみは基本的に発生しないもの』と考えています。そのため、その他資源ごみが発生している場合は、1 週間前までに企画総務課へ連絡をもらい判断することとしています。『その他資源。2 月に 1 回程度』としているのは、その他資源ごみが発生した場合に、委託業務の範囲とするため仕様書に示しているものです。このように発生した場合に収集日を設定するため、スケジュールには組み込まれていません。その他資源ごみも一袋当たりの単価契約となっているため、実績がなければ支払は発生しません。」とのことであった。

上記の内容は、委託業者に対して「施設ごみ収集に伴う留意事項」という各学校への配布文書に記載されており、しっかり対応されているものと思われるが、現状の仕様書では見る者に誤解を与えかねない。よって仕様書にその旨を記載するか、別紙として添付する等、上記の内容がはっきり分かるように仕様書を改訂することが望ましい。

またプラスチック容器包装の収集については、「1 月に 2 回程度」との記載は現状に即していないため「1 月に 1 回程度」とした方が良いと思われる。

3 小中学校教育放送設備改善事業

(1) 概要

放送室や体育館、運動場等の放送設備について、老朽化や故障により修繕が困難となった機材の更新を行う。教育委員会では備品購入費担当者 1 名を配置して各学校の放送設備の状況を調査し、更新する学校を決定した後、予算執行を行う。

例年、小中学校各 1～3 校の放送設備（1 台約 100～150 万円）を年次更新しているが、令和 3 年度は半導体不足により校内放送設備の調達ができなかった。そのため本事業として行われたのは、令和 4 年度に実施する予定であったワイヤレスマイクの更新のうち、更新数量が明確であった一部の学校に対する前倒し執行のみであった。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	5,640	5,135	4,737
決算額	5,529	5,032	814

令和 3 年度は予算額に対して決算額が大幅に少なくなっているが、これは上記の理由により校内放送設備が調達できなかったためである。

(3) 監査結果

指摘事項及び意見については特になし。

4 小中学校教育教材用具等購入事業

(1) 概要

本事業は、学習指導要領に基づいた教育課程を実施するために必要な教材の購入を行うものである。教育委員会は消耗品費担当 1 名、備品購入費担当 1 名計 2 名を配置し、各学校からの予算執行に関する問い合わせを行っている。

基本的に、各学校へ予算を配分し各学校長の裁量で予算執行を行っているが、同一品目を複数校で購入する場合には企画総務課で執行することとしている。令和 3 年度に企画総務課が執行したのは中学校 2 校にサッカーゴールを購入した 1 件のみであった。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	116,961	109,200	108,800
決算額	116,247	107,469	106,518

(3) 監査結果

指摘事項及び意見については特になし。

5 小中学校理科教育等設備器具購入事業

(1) 概要

本事業は理科教育振興法に基づき、国庫補助金（理科教育設備整備費等補助金）を活用し、理科設備（備品）の整備を行い、学習環境の充実を図るものである。

当該補助金からは、一般財源で購入した理科設備（備品）のうち補助対象経費（小学校：購入価格が1組1万円以上の設備、中学校：購入価格が1組2万円以上の設備）の2分の1が補助される。宮崎市では、小中学校全72校を3グループに分け、例年、25校を対象校として整備している。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	7,000	7,000	9,000
決算額	6,975	5,806	8,469

令和3年度は、新学習指導要領により追加された「プログラミング教育」の教材整備に伴い、予算が増額された。

(3) 監査結果

指摘事項及び意見については特になし。

第2 学校施設課の事務事業

1 小中学校設備機器の保守点検等安全対策事業

(1) 概要

児童生徒にとって安全安心な教育環境を維持するため、空気調和設備等の保守点検や保守工事を行い、教室の適切な空温管理等を図る。

(2) 根拠法令等

宮崎市財務規則

事業契約書

基本契約書

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	44,330	82,164	95,018
決算額	34,327	41,174	72,614

令和2年から小学校空調設備整備 PFI 事業予算が併合されたことにより
予算増

(4) 監査結果

【指摘事項2】 プールろ過機保守点検業務委託契約事務の適正執行について

検収日から支出命令起案日まで2か月以上経過した事例が見受けられた。業務完了日が令和3年12月27日にも関わらず、支出命令の起案日が令和4年3月15日となっていた。原因は業務完了の後、設備不良箇所について改修見積の作成に時間を要したことと、担当者が請求書の提出を求めていたが受注者からの提出が遅れたため、支出命令の起案ができなかったということであった。対応としては、担当者が受注者に電話催促を行っただけであった。今後、請求書の提出遅れが起こらないようにスケジュール管理を十分に行うことが重要であると考えます。また、受注者に対しても電話による催促のみならず、契約事務の流れを周知するよう指導すべきである。

【意見 4】 落雷に伴う部品交換費用について

宮崎市立小学校空調設備整備等 PFI 事業の新規設備において、落雷に伴う機器故障が発生し、当該部品の交換作業が実施され受注者から報告を受けた。対象校は 5 校であり、令和 3 年 7 月 14 日～令和 3 年 8 月 18 日の期間、落雷の影響により通信異常を警報し空調が全停止したものであった。交換費用について事業契約書第 64 条第 2 項（別表 12）には、不可抗力による追加費用または損害の負担割合が規定されている。「当該年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は当該対価の支払等の税率とし、当該年度中に複数回の支払いがある時は、支払額を合算する。以下同じ）の 100 分の 1 に至るまでは乙（受注者）が負担するものとし、これを超える額については甲（発注者）が負担する。」とあるが、宮崎市の負担分について、災害保険対象にできなかった旨について担当課に尋ねたところ、「PFI 事業によって設置した空調設備については公有財産台帳に登録がなく保険対象外であるため。」という回答を得た。

今後、取替費用も宮崎市民の税金で賄うものであるため、無駄な支出を防ぐために高額な設備等について災害に対する保険を全庁的に検討されたい。

【意見 5】 PFI 事業契約における契約保証金の取扱いについて

契約保証金について宮崎市財務規則では

ア 契約保証金を「契約金額」の 100 分の 10 に相当する額以上とする

イ 「維持管理業務開始前」に契約保証金の納付を可能とする規定がない

ウ 「履行保証保険の毎年度更新」を可能とする規定がない

それにもかかわらず、本事業の事業契約書では

ア 「設計・施行等のサービス対価」の 10%相当額以上の金額

イ 「1 事業年度の維持管理のサービス対価」の 10%相当額以上の金額を履行保証保険の場合は、同額を保険金額として毎年度更新すると規定されている。

そこで、宮崎市では設計・建築工事業務契約において、契約保証金の額をサービス対価の 10%相当額以上の金額とし、履行保証保険の保険金額についても同額としている。

維持・管理業務においては、維持管理業務期間が令和 15 年度までと長期にわたるため、本事業のような長期の期間を保険期間とする履行保証保険がな

く、PFI 事業者としては契約保証金を納付せざるを得ないところ、宮崎市では他地方自治体の事例等を参考にした上で、契約保証金の場合は 1 事業年度のサービス対価の 10%相当額以上とし、履行保証保険の場合は同額を保険金額として毎事業年度の更新についても可能とした。

この結果、PFI 事業者が令和 2 年度設計、建設工事業務終了後、維持管理業務にかかる履行保証保険に加入した時点において、事業契約書の規定が宮崎市財務規則と整合していないので、令和 3 年 3 月を目途に宮崎市財務規則を改正し、契約保証金の規定を変更するという記載があった。ゆえに、その後変更がされたのかを担当課に問い合わせたところ、「財務規則の改正を検討していたが、財務規則 105 条第 1 項第 8 号の規定により、契約の際に契約保証金の一部を納付させない【=15 年分を一括ではなく、工事と維持管理に分けてその都度、契約保証金を納付させる（=履行保証保険に加入）】ことができる」と判断した。」との回答を得た。

さらにその根拠として、「財務規則第 105 条には契約を締結しようとする者は、契約金額（長期継続契約条例第 2 条に規定する長期継続契約にあつては、契約金額を 1 年あたりの額に換算した後。以下この条において同じ）の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部を納付させることができる。第 8 号の規定は、随意契約を締結する場合において、当該契約の性質又は目的により契約保証金を納付させる必要がないと認められ、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき、と規定されている。」という回答を得た。

財務規則第 105 条第 1 項第 8 号の規定により改正する必要がないと判断しているが、同号の「随意契約を締結する場合において」「当該契約の性質又は目的により契約保証金を納付させる必要がない」「契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない」の要件を満たすかどうか、各々慎重に判断すべきであり、根拠となる資料を添付の上、いかなる判断をしたのかを報告書にまとめ、記録を残されたい。

2 小中学校校舎屋根防水改修事業

(1) 概要

児童生徒にとって安全安心な教育環境を維持するため、老朽化が進んでいる校舎の屋根防水改修を行い、施設の長寿命化を図る。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	59,700	93,200	99,100
決算額	52,924	92,626	93,818

(3) 監査結果

【指摘事項 3】 工事請負契約の変更について

(単位：円)

契約名	契約日	決定金額 (税込)	最終契約 金額(税込)	変更率	応札者数
①宮崎市立宮崎西中学校 南校舎屋上防水改修工事	令和 3 年 10 月 6 日	18,370,000	24,281,345	32.18%	8 者
②宮崎市立大宮中学校 南校舎屋上防水改修工事	令和 3 年 10 月 7 日	24,596,000	26,415,348	7.4%	8 者
③宮崎市立広瀬小学校 北校舎屋根改修工事	令和 3 年 12 月 6 日	15,497,570	17,044,390	9.98%	6 者
④宮崎市立青島中学校 屋上防水改修工事	令和 3 年 9 月 1 日	12,926,980	13,708,387	6.04%	6 者

これら上記の工事の増額理由は次のとおりである。

- ①当初設計していなかった屋上スラブの端部及び軒裏の補修が発生したことによる増額変更
- ②当初設計していなかった立上りコーナーモルタルの撤去・補修、防水下地モルタル塗りの追加に伴う増額変更
- ③外部足場設置後の調査により、塔屋の防水改修、不要として設計していた外壁改修の必要が生じたことによる増額変更

④手摺壁に既存水切り金物・端末アルミアングルが埋め込まれていたことによる増額変更

設計不要としていた既存防水層撤去後の詳細調査により、不要として設計していた下地補修の必要が生じたことによる増額変更

当初入札で決定した金額から最終契約金額が増額することが多い。

工事請負契約にあたっては、契約後の増額変更の理由は様々であるが、変更契約が生じないよう当初入札の時点で事前の現場調査や施設管理者の要望の調査をより詳細に実施して設計書を作成する必要がある。

契約変更は、当初設計書に予見できない設計変更等に対応するためのものであり、工事範囲の追加や拡大等を契約変更で取り扱うことは、やむを得ない事情の場合だけでなく本来入札にかけることで、契約も競争性や公平性、透明性、経済性を確保する必要がある事業についても、安易に契約変更で処理することを容認することになりかねない。

従って、設計変更や当初想定していなかった事態による変更以外の追加工事等を安易に契約変更すべきではない。

また、こうした事業について、契約変更とすべきかどうかの判断で担当課に委ねることは職員の負担が大きすぎると考えられ、変更工事として扱える範囲に関する判断指針を宮崎市として令和2年4月より設計変更ガイドラインを作成しているが、有効に活用することが必要である。

競争性や透明性、経済性の観点から原則、入札により業者を選定することが求められているが、工事請負契約を増額変更した場合には、増額部分について競争性や透明性、経済性等が確保されているかの判別が困難である。また多額の増額や主要部分の変更がある場合には、当初よりその変更を織り込んだ上で入札していた場合には、別の業者が選定されていた可能性もある。

地方公共団体の契約締結方法については、競争入札の方法が原則で、契約の各条件は当該入札（随意契約の場合は見積り作成）が前提とされているため、新たな合意をもって契約を変更することは結局、その価格算定の前提となった条件を覆し、競争原則とする契約締結方法を採用した法の趣旨を没却することに成りかねない。

変更契約は当初の契約金額を増加させる場合もあるため、競争入札を重視

する立場からすると、可能な限り契約金額の変更を行わないことが原則である。全庁的な検討が必要であるが、今後は可能な限り、当初積算や予見可能性の精度を高める努力をすべきである。

3 小中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業

(1) 概要

児童生徒にとって安全安心な教育環境を維持するとともに、災害時の避難所として機能向上を図るため、屋内運動場（以下、体育館）における非構造部材の耐震対策を行い、児童生徒や施設利用者の安全性を確保する。

(2) 根拠法令等

宮崎市工事請負契約約款

(3) 参考資料等

再委託に関するガイドライン（平成 26 年 2 月）我孫子市総務課

(4) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	24,000	17,467	12,640
決算額	17,097	12,052	11,726

(5) 監査結果

【指摘事項 4】相互供給について

小学校体育館天井ボード落下防止対策工事の競争入札において、互いに競争相手であった者に再委託しようとする事例があった。

相互供給は法令禁止とはなっていないものの、原則禁止としている地方自治体が多い中で、相互供給とは契約の相手方が当該競争入札において、競争相手であった入札参加者に業務の一部を再委託依頼することをいい、この行為については再委託先が自ら応札した額を下回る額で業務を履行するなど、社会通念上、不適切でありこれを原則禁止している。

したがって、どのような経緯で再委託したのか詳細な理由を開示すべきである。さらに、全庁的な検討課題であるが、再委託に関しての見直しをし、再委託ガイドライン等の作成を検討されたい。

【意見 6】 指定避難所の早急な補修について

学校施設は児童生徒などが一日の大半を過ごす学習生活の場であり、地震などの災害発生時には地域住民の避難所としての役割を担うことから、安全性の確保が特に重要である。

ア 非構造部材の耐震化対策

構造部材の耐震化は完了している一方、近年の大地震等で天井材や窓ガラスの落下など非構造部材による被害が多く生じている。これらの被害は天井材等の落下により人的被害だけでなく、地域住民の避難所としての機能を扱う可能性もあるため、落下防止対策を行うことは重要である。

宮崎市では、体育館において危険と想定される天井材の撤去や照明器具への落下防止対策や窓ガラスにフィルムの設置や合わせガラスへの変更を行う飛散防止対策を行っている。平成 29 年度において、小中学校の体育館照明器具の耐震化等（落下防止対策等）は 29.57%であり、令和 4 年度の目標値は 47.0%であるが、令和 3 年度末の実績値は 53.5%まで達している。さらなる耐震率の上昇を期待したい。

イ 外壁落下防止対策

外壁は外部（雨、風、温湿度差など）から躯体や内部環境を守る重要な役割を持っている。宮崎市において令和 4 年 9 月の台風 14 号で避難所になっていた小学校体育館の外壁が飛ばされ大きく剥がれ中がむき出し状態となった。この被害により、当時避難所にいた宮崎市民 20 人は別の場合に避難するという事態が生じた。外壁の落下は人身事故につながるなど極めて危険性の高い事故になる可能性がある。

全小中学校 72 校のうち 69 校の体育館が宮崎市の指定避難所になっている。災害発生時に避難所としての機能充実、強化が求められているため、外壁の落下について早期に全校の外壁診断を行われたい。

不具合があった場合に保全を行う「事後保全」ではなく、計画的に修繕等を行う「予防保全」へのシフトが求められるので、指定避難所にひび割れや浮き、タイルの剥がれ等の劣化や損傷がある場合には、優先して早急に補修を行われたい。

4 小中学校プール環境改善事業

(1) 概要

児童生徒にとって、安全安心な教育環境を維持するため、老朽化が進んでいる学校プールの改修を行い、施設の長寿命化を図る。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	36,000	29,500	42,000
決算額	31,900	18,468	36,247

(3) 監査結果

【意見 7】小中学校プール環境改善について

児童生徒にとって安全安心な教育環境を維持するため、老朽化が進んでいる学校プールの改善を行い、施設の長寿命化を図る。

プールでは耐用年数を経過した学校が多く、プール槽の塗装の劣化や漏えいなどのほか、ろ過機など機器の不調などが生じている。ろ過機については年次的に改修を行っているが、その他の部分においては部分的な修繕に留まっている状態であり、使用する期間は短いですが操作等に支障が出ないように、計画的に改善が必要となっている。

学校往査による実態調査において、長期的計画に基づく要求事項や早急な対応を要する事項として、プール足洗い場やプール内部塗装及びシャワー壁の塗装、シャワーの水漏れなど継続して要望書を提出している学校が多くあったが、不衛生と思われる事例があった。直ちに施設利用に支障がなく、経過観察で十分なものが相当数ある一方、プールの塗装や教室の床、渡り廊下の屋根など施設利用に支障をきたす重大なものも多数ある。何度も要望書を提出しているようだが、修繕が実施されていないことが多いようである。

学校施設課において、適切な優先度評価がなされているとも考えられるが、いずれの要求も修繕の必要性はあるものの、その多くについては対応が追い付いていない状況がうかがえる。

施設の修繕工事を実施するためには、予算措置を伴うために財政的な考慮が不可欠だが、良好な環境維持のためには修繕補修等は不可欠である。学校

からの改善要望や施設整備ヒアリング等を勘案し、現状を十分に把握して必要な予算配分が適切に行われるよう努力されたい。

5 小中学校トイレ改修事業

(1) 概要

児童生徒にとって快適な教育環境を維持するため、老朽化が進んでいるトイレの改修を行い、衛生環境の改善と施設の長寿命化を図る。

(2) 根拠法令等

宮崎市財務規則

廃棄物処理及び清掃に関する法律

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	112,920	77,080	3,950
決算額	93,330	79,878	2,850

(4) 監査意見

【指摘事項 5】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反について

トイレ事業の受検結果記録簿を確認したところ、指摘事項として、産廃契約について下請業者が事業主となっており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条の 3 に抵触しているとの記載があり、その処理報告が「以後気を付けます。」という回答となっていた。原則として、建設工事に伴い生ずる廃棄物については元請業者が排出事業者として責任を有しており、建設業廃棄物については元請業者が元請業者の廃棄物として(1)自ら処理するか(2)その処理を許可業者に委託しなければならない。

基本的には下請業者は廃棄物処理業の許可を有しており、元請業者から適法な委託を受けた場合のみ廃棄物処理が可能となる。元請業者が自らの排出事業者責任を果たしておらず、下請業者が不適正な取り扱いをしていた場合には元請業者もその責任を負い、措置命令の対象となる重大な案件である。したがって、処置報告で「以後気を付けます。」で済まされるものでなく、排出事業者責任の徹底を図り、さらに適正処理を指導すべきである。

【意見 8】 前金払いについて

地方自治体において、契約代金は委託契約の相手方が業務を完了し、債務が確定した後に支払うのが原則である（確定払の原則）。

契約代金の支払いは確定払が原則であり、前金払いはその例外である（地方自治法第 232 条の 5 第 2 項、地方自治法施行令第 163 条）。

前金払とは、相手方の契約履行前または契約代金を支払うべき時期の到来前に一定の金額を支払うことである。特に金額が大きい場合など、契約内容がすべて履行される前に下請業者への下請代金支払いをする必要がある場合など、中途において支出を行うことが円滑な契約の履行に資する場合もあることから、一定の場合に限り、確定払の例外が設けられている。

宮崎市財務規則第 69 条では、前金をもって支払しなければ事務の取扱いに支障を及ぼす請負、買入れ又は借入れに要する経費となっている。

宮崎市の小中学校トイレ改修事業において、工事請負契約書を確認したところ、請負代金支払方法の欄に前金払有と記載があったので担当課に尋ねたところ、「前金払いは、請負業者が前金払いにより初めて経費支出の目的が達せられるもの、履行前に支払わなければ経費支出の目的を失ってしまうようなものの経費について、前もって市に請負金額の一部を請求する制度である（地方自治法第 232 条の 5、地方自治法施行令 163 条）。具体的には、官公署に対して支払う経費のほか、入手困難な建築材料を前もって入手しておく場合、着手時点で資材の購入、仮設工事に多額の費用を必要とする場合等に認めている。指摘の特約事項は、そのうち 100 分の 25 を現場管理及び一般管理費等に充当することができると明記したものになる。」という回答であった。

前金払いが認められる要件としては理解できるが、当該事案に関して、どの要件が満たされるかは契約書を確認しただけでは不明である。

前金払いの支払要件につき、支払の可否が形式的かつ明瞭に判定可能な体制を整備し、誤りなく正確に前金払いの可否の判断を行い得るような体制を整備されたい。担当課は前金払いを行う際、支払要件の充足性をどのようにチェックしたのかについて前払金の明細を報告書として添付調査し、記録を残されたい。

6 小中学校トイレ洋式化推進事業

(1) 概要

児童生徒にとって快適な教育環境を維持するため、生活様式に適した洋式トイレに改修し、衛生環境の改善と学校間の格差をなくす。

(2) 参考文献等

日本教育新聞 (2021. 1. 25) 「洋式化、乾式化で生まれ変わる学校トイレ」

小林ゆかり (2021. 2. 9) 「学校トイレの洋式化」毎日新聞「三重～る経済」

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	10,000	10,500	10,500
決算額	7,378	9,409	9,207

(4) 監査結果

【意見 9】 学校施設のトイレ洋式化の推進について

小中学校トイレ洋式化推進事業については、優先順位を明確に定め、順次進めていく必要がある。

学校は児童生徒の健康や衛生面での環境改善、集中力向上の効果とともに、災害時に緊急避難所となる学校施設では、防災機能の強化として高齢者や車いすで利用できる「多目的トイレ」としての役割も担っており、早急に改修を進め、さらにコロナ禍における感染症対策としてもトイレ洋式化率を高めていくことが必要である。

文部科学省「公立学校施設のトイレの状況について」(令和 2 年 9 月)によれば、トイレの全便器数は約 136 万個でその洋式便器率は 57.0%で全体の 88.0%の学校で洋式化への転換を方針として掲げていることがわかる。

都道府県別で見ると、宮崎県の洋式化率は 43.4%で、全国 47 都道府県のうち 43 位となっている。さらに、宮崎市においては洋式化率が 34.8%であり、かなり低い率となっている。

一般家庭では洋式トイレが主流となる中、和式トイレに慣れない児童生徒も増えていると思われるが、駅や高速道路のサービスエリア等の公共施設では未だに和式トイレも多く残っている。このため、学校には和式トイレの使

い方や掃除の仕方を教える役割やどのような環境にも適応して生活できるよう指導していく役割もあると考えられることから、バランスを考慮して洋式と和式の配置を検討することも必要である。

また洋式化と併せて、床面を湿式から乾式（ドライ方式）にすることで、清掃の最後の水まき作業が不要となり、雑菌の繁殖が抑えられるため、感染リスクの低減化対策としても今後、トイレの改修の必要性がさらに高まると見込まれる。

老朽化対策とともに、トイレ改修を含めた公立学校施設の教育環境改善を進めていくよう取り組まれない。

第3 学校教育課の事務事業

1 非常勤講師派遣事業

(1) 概要

ア 事業の目的 児童生徒に応じたきめ細やかな学習指導の充実

イ 目的達成方法 非常勤講師を配置し少人数指導やチームティーチング、小学校の一部教科担任制、複式授業の緩和等に取り組む。

ウ 配置予定者数 35人（令和3年度）（参考）34人（令和4年度）

(2) 根拠法令等

非常勤講師派遣事業非常勤講師派遣要綱

(3) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	73,671	70,661	68,245
決算額	67,871	69,417	64,821

(4) 監査結果

【意見10】非常勤講師の配置数について

本事業は、市費非常勤講師として、次の3種類の非常勤講師を設置し派遣するものである。なお、勤務1時間2,725円であり、年度内の期間を通じて、720時間の勤務時間である。1授業時数は1時間とみなし、1週間当たり原則20授業時数以内とし、年休は1年度中に7日であり、4時間ごとに1日とみなすものである。

ア 学力向上推進非常勤講師（英語専科非常勤講師を含む）

イ 習熟度別少人数指導非常勤講師

ウ 複式授業緩和非常勤講師

派遣された非常勤講師は、所定様式にて業務計画書及び業務実績簿を作成し校長に提出することとなっている。令和3年度の各書類を確認したところ、適正に作成されていることが確認された。

6校に対する学校往査を行った際、教師が育児休暇等を取りやすくするため授業を担当する教師が不足する状況が生じており、他の教職員の職務負担の増大に影響しており、教職員の人数を増やしてほしいとの切実な声があった。

学校現場の教職員不足を補うことが本事業の目的である児童生徒に応じたきめ細やかな学習指導の充実につながるものであるため、本事業による非常勤講師の配置数を増やす方向で検討する必要がある。

2 あたたかな人間関係づくりサポート事業

(1) 概要

ア 事業の目的 児童生徒のあたたかな人間関係づくりや居心地のよい学級づくりの支援

イ 目的達成方法 「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート (QU)」を小学校5年生, 中学校1年生を対象に全学校で年2回実施する。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	3,386	5,050	4,823
決算額	3,386	5,050	4,823

(3) 活動内容

ア 令和3年度の本事業費の内訳は、次のとおりであった。

(ア) 業務委託料 3,050,000円 (随意契約)

(イ) QU検査実施要項(小・中)購入費用 45,400円

(ウ) QU検査用紙等購入費 1,721,500円

(エ) 令和3年度QU活用研修会 R3.7.29 2時間 6,000円

イ 「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート (QU)」とは、学校生活における児童生徒個々の意欲や満足感及び学級集団の状態を観測するためのアンケートである。アンケート集計結果の個人票は各学校に受託業者から直接配布され、各学校及び全学校の全体集計結果が担当課に配布される。

ウ QUの採点結果の集計結果を見ると、小学校5年生2回、中学校1年生1回の集計表は次のようなものであった。

(ア) 小学校

①学年集計表（宮崎市内小学校 5年 3,726人 令和3年7月28日処理）

アンケート提出者全体について「学級満足度尺度（いごちのよいクラスにするためのアンケート）」と「学校生活意欲尺度（やる気のあるクラスをつくるためのアンケート）」の「QU結果のまとめ」があり、分布やグラフが掲載されている。学級生活満足群 56%が全国平均値 43%より高いことは分かるが、それ以上に詳細な分析は困難である。全体の回答一覧表、小学校ごとの「QU結果のまとめ」と「回答一覧表」もある。しかし、これらを踏まえて、児童生徒のあたたかな人間関係づくりや居心地の良い学級づくりを支援できているのかは不明であるため、学校往査で個別のヒアリングを実施することとした。ヒアリング結果は後述する。

②学年集計表（宮崎市内小学校 5年 3,711人 令和4年1月24日処理）

学級生活満足群 61%であり、全国平均値 43%より高かった。「学年全体のようす」の「学級の型についての出現率」として 53 学級（全体 114 学級のうち 46.5%）が「親和的」学級、24 学級（21.1%）が「不安定」学級として評価された。

(イ) 中学校

①学年集計表（宮崎市内中学校 1年 3,116人 令和3年7月28日処理）

学級生活満足群 53%であり、全国平均値 43%よりは高かったが、小学校よりも低い結果だった。

②学年集計表（宮崎市内中学校 5年 3,068人 令和4年1月24日処理）

学級生活満足群 50%であり、全国平均値 43%よりは高かったが、小学校よりも低く、また、1 回目の結果よりも低くなっている。「学年全体のようす」の「学級の型についての出現率」として 53 学級（全体 106 学級のうち 50.0%）が「不安定」学級、10 学級（9.4%）が「親和的」学級として評価された。

(4) 監査結果

【指摘事項6】あたたかな人間関係づくりサポート事業の費用対効果について

本事業によるアンケート結果より、小学校では「親和的」学級が多く、「不安定」学級が少なかったのに対して、中学校ではそれが逆転しており、中学校

の学級運営に本アンケート結果が活用されているのか疑問が残る。

本事業の効果について6校にヒアリングした結果、小学校1校及び中学校1校を除き、本アンケート結果を十分に活用できていないとの回答であった。活用できていない主な理由として、小学校は5年生だけ、中学校では1年生だけしか行われていないため、翌年の変化を把握できていないことが考えられる。十分に活用できているという小学校1校については、小学5年生のほか、小学2～4年生及び6年生についても当該学校の独自予算にてQUを実施して、生徒個別の変化を把握して有効に活用しているとのことであった。

宮崎市教育委員会の「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書」（令和3年度・令和4年度）においても、本事業の課題として「結果の活用について、教員の理解が不十分な学校がある。」と挙げ、「教員が結果をしっかりと理解・分析し、活用できるように研修会等を通してサポートする。」と記載されている。しかし、2年にわたって全く同じ記載がなされており、課題に対する対策が十分に実行されているとは言い難い。

本事業は高額な予算を必要とするのに対して、十分な活用やフォロー等がなされているとはいえないため、費用対効果の見地より事業廃止を十分に検討すべきである。

3 不登校児童生徒対策事業

(1) 概要

ア 事業の目的

不登校児童生徒の集団生活への適応, 情緒の安定, 基礎学力の補充, 基本的
生活習慣の改善等

イ 目的達成方法

- (ア) 教育支援教室（宮崎市内6か所）を設置し、相談業務、学習指導、体験学習などの適応指導を行い、社会的自立に向けた支援を行う。
- (イ) 教育相談センターにおける総合的な相談業務を行う。
- (ウ) 全小中学校に県メディア安全指導員を派遣し、SNS等メディア利用方法等の指導を行う。

(2) 根拠法令等

不登校児童生徒対策事業補助金交付要綱

宮崎市補助金等交付規則

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	3,915	3,696	5,019
決算額	3,663	3,504	4,831

(4) 活動内容

ア 教育支援教室（宮崎市内 6 か所）に関する支出として、希望教室敷地内樹木伐採 180,400 円（3 社見積による決定）、希望教室看板撤去 110,000 円、あじさいルーム間仕切・ドア改修工事 357,500 円、清武総合支所内 LAN 配線工事 142,450 円、6 教室の通信費、教室使用車両の車検修理費、教室の談話室床修繕費 60,533 円（3 社見積による決定）、車両修繕（エアコン関連）・点検費用、ガス代、上下水道代、電気代、コピー用紙等の消耗品費等の支出が認められたが、支出内容や金額に問題はなかった。

イ 宮崎市教育支援教室所内研修会（令和 3 年 10 月 8 日）として、宮崎大学教育学部教授への謝金 12,000 円を支出している。参加者は、スクールアドバイザー 10 名、スクールソーシャルワーカー 4 名、スクールカウンセラー 3 名、学校経営アドバイザー 1 名、学校教育課生徒指導係 4 名であり、実施内容及び支出額いずれも問題ない。

ウ 不登校児童生徒対策事業補助金交付要綱に基づき、不登校児童生徒対策事業を行う団体である「自然楽校・未来船」へ 90 万円を交付しているが、同団体の運営要綱、事業計画書及び収支予算書等を確認したところ問題はなかった。

エ 小中学校メディア安全指導員について

小中学校全 72 校（小 47 校、中 25 校）に対し、各 1 コマ 5,000 円×全 72 校＝36 万円を支出し、次のとおり 14 名（①～⑭）のメディア安全指導員による授業が令和 3 年度に実施された。

（前期）①→佐土原小、那珂小、住吉小、小戸小、生目台東、東大宮小、大淀小、

古城小（8校）

②→広瀬西中、佐土原中、瓜生野小、穆佐小、赤江中（5校）

③→潮見小（1校）

④→宮崎西中、久峰中、東大宮中、住吉中（4校）

⑤→田野小、広瀬中、宮崎小、生目台中、青島中（5校）

⑥→生目小、七野小、小松小、高岡小（4校）

⑦→国富小、宮崎南、木花小、大久保小（4校）

⑧→鏡洲小、内海小（2校）

（後期）⑨→櫛中、櫛北小、宮崎港小（3校）

⑩→西池小、恒久小、木花中、清武小、倉岡小（5校）

⑪→青島小（1校）

⑫→高岡中（1校）

①→広瀬北、大塚小、加納小、生目台西小（4校）

②→田野中、生目中、大宮中、加納中、赤江東中、宮崎東小（6校）

④→宮崎東中、本郷中、大塚中、宮崎中、大淀中、清武中、生目南中
（7校）

⑥→江平小、宮崎北中、宮崎西小、大宮小、広瀬小、櫛小（6校）

⑬→江南中（1校）

⑦→赤江小、学園木花台小、本郷小（3校）

⑭→池内小、住吉南小（2校）

（5）監査結果

【指摘事項7】 小中学校メディア安全指導員の実施報告書の提出期限について

実施報告書の提出が実施後2週間以内と規定されているのに、それが守られていないものが複数あったので、期限遵守を指導すべきであり、しかるべき対策を講じるべきである。

【指摘事項8】 小中学校メディア安全指導員の講話のテーマについて

各実施報告書の内容を見ると、スマホ依存やネットゲームのやりすぎによる心身や勉学への悪影響等がメインとなっており、本事業の主たる目的である不登校児童生徒対策に資するネットいじめ問題等をテーマとする講話が見当たらなかった。講話の具体的内容はメディア安全指導員の裁量によるべき

であるが、講話のテーマについては、本事業の目的に沿うように適切な指導をされたい。

4 小中学校スクールカウンセリング等事業

(1) 概要

ア 事業の目的 家庭や地域と一体となって、児童生徒のいじめ・不登校等に関する課題の解決

イ 目的達成方法

(ア) 不登校児童生徒の対応に苦慮する学校等に対して、スクールアシスタントを委嘱し、個別の支援や家庭訪問による相談を行う。

(イ) 各中学の校外生徒指導対策協議会への運営費の助成を行う。

(2) 根拠法令等

「スクールアシスタント」配置事業実施要項

宮崎市立中学校校外生徒指導対策事業補助金交付要綱

宮崎市補助金等交付規則

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	8,917	8,831	12,240
決算額	8,701	8,674	11,369

(4) スクールアシスタントの活動内容

ア スクールアシスタントの職務

市教育委員会や校長の指揮監督の下に、概ね以下の職務を行うものとするが、必要に応じて市のソーシャルワーカーと連携した活動も行う（「スクールアシスタント」配置事業実施要項 3（4）①）。

(ア) 児童生徒のいじめ・不登校等に関する個別の支援

[例] ○ 教育相談（児童生徒の悩み相談、保護者・教師の相談）

○ いじめ・不登校対応の支援

○ 所属学級以外での学習支援

○ その他生徒指導に関する総合的な支援

(イ) 家庭や地域社会との連携の支援体制の構築支援

[例] ○ 家庭訪問による相談

○ 地域の情報収集

○ 家庭教育の啓発

イ 令和3年度スクールアシスタント配置について

スクールアシスタントの委嘱要件は、青少年の健全育成に深い関心と熱意のある人（県派遣のスクールカウンセラーとの兼務はできない。）となっている（「スクールアシスタント」配置事業実施要項3（2））。令和3年度の対象者25名の年齢は、60～80代が多くなっており、40代と50代の各1名の他23名は60歳以上であった。せめて原則として75歳以下などに制限した方がよいのではないかと思われたが、75歳以上の者であっても業務実施記録簿等からみると十分な活動ができていると思われる者もいた。

この点について、学校往査において6校のヒアリングを行った結果、高齢であっても地域の長等として地域住民との連携を図ってくれて助かっているとの意見や不登校生徒の家庭訪問や個別教室の対応をしてくれて大変助かっているとの意見があり、全校対象のアンケート結果としてもスクールアシスタントの配置増員や活動時間の拡大を求める声が多かった。

ただ、スクールアシスタントのなり手が少ない地域があること、負担が大き割には報酬が少ないため依頼するのが心苦しいといった意見もあった。

ウ スクールアシスタントの活動時間と配置数

スクールアシスタントの活動は、概ね週2回であり、1回あたり半日程度で、1時間あたり報償費1,000円となっている（「スクールアシスタント」配置事業実施要項3（3）等）。そうすると、月8回で1回4時間の活動である場合は、1か月あたり1人の報償費は32,000円が目安となる。なお、小学校の活動は、年80日、320時間が上限であり、中学校では、年85日、340時間が上限となっており、活動時間が制限されている。

スクールアシスタントが配置されている委嘱校は次のとおりであり、配置数は増加傾向にある。

- ・ 令和2年度 小学校2校、中学校19校（合計21校）
- ・ 令和3年度 小学校6校、中学校19校（合計25校）

エ 令和3年度配置校のスクールアシスタントの年齢と不登校状況等

- ① A 小学校 ○ (47 歳) 不登校者 5 名
- ② B 小学校 ○ (72 歳) 不登校者 0 名、1/3 欠席者 6 名
- ③ C 小学校 ○ (75 歳) 完全不登校 1 名、不登校傾向約 10 名
- ④ D 小学校 ○ (69 歳) 不登校者 17 名

実績報告を見ると、朝の登校見守り、声掛けが主となっている。

- ⑤ E 小学校 ○ (67 歳) 不登校者 3 名、不登校傾向約 10 名
- ⑥ F 小学校 ○ (68 歳) 完全不登校 1 名、登校渋り等 5 名
- ⑦ G 小学校 ○ (57 歳) 不登校傾向 7 名
- ⑧ H 小学校 ○ (74 歳) 不登校 4 名、不登校傾向 4 名
- ⑨ I 小学校 ○ (73 歳) 小学 3 年生に不登校多い
- ⑩ J 小学校 ○ (70 歳) 小学 3 年生の 1 名のみ不登校
- ⑪ K 小学校 ○ (68 歳) 不登校傾向 2 年 2 名、3 年 3 名
- ⑫ L 小学校 ○ (69 歳) 不登校傾向が増加。
- ⑬ M 小学校 ○ (67 歳) 不登校 10 名
- ⑭ N 小学校 ○ (76 歳) 不登校 10 名程度
- ⑮ O 中学校 ○ (64 歳) 不登校・不登校傾向が中学 1 年は 10 名、2 年は 14 名、3 年は 11 名 (合計 35 名)
- ⑯ P 中学校 ○ (70 歳) 適応教室約 10 名
- ⑰ Q 中学校 ○ (78 歳) 不登校・不登校傾向の中学 2 年が 11 名、3 年
が 7 名 (合計 18 名)
- ⑱ R 中学校 ○ (62 歳) 不登校 12 名
- ⑲ S 中学校 ○ (82 歳) 不登校生は数年ほぼ横ばい
- ⑳ T 中学校 ○ (74 歳) 不登校生徒 30 名
- ㉑ U 中学校 ○ (72 歳) 不登校・不登校傾向 16 名
入院のため令和 3 年 6 月に解職となり、他の者 (74 歳) を委嘱した。
- ㉒ V 中学校 ○ (66 歳) 不登校生 30 名弱
- ㉓ W 中学校 ○ (67 歳) 完全不登校が中学 3 年は 8 名、2 年は 4 名。不
登校傾向が 3 年は 7 名、2 年は 6 名。合計 25 名。
- ㉔ X 中学校 ○ (67 歳) 不登校・その傾向の生徒多い。

㊸ Y 中学校 ○ (65 歳) 不登校 10 名

オ 令和 3 年度スクールアシスタントの実績等

(4 月分) 451,500 円 (15 名分) +71,500 円 (6 名分) 合計 523,000 円

なお、1 か月中の従事時間が 0 時間となっている者がいるが、なぜ全く活動がなかったのか理由は不明である。

(5 月分) 631,500 円 (25 名分)

(6 月分) 814,500 円 (同上)

(7 月分) 559,000 円 (23 名分) +54,000 円 (2 名分) =613,000 円

(8 月分) 272,000 円 (25 名分)

なお、従事時間 0 となっている者が 3 名いるが、その理由は不明である。

(9 月分) 754,500 円 (25 名分)

(10 月分) 737,250 円 (25 名分)

(11 月分) 765,250 円 (同上)

(12 月分) 662,750 円 (同上)

(1 月分) 618,300 円 (同上)

(2 月分) 717,600 円 (同上)

(3 月分) 702,000 円 (同上)

なお、従事時間が年間通して比較的少ないスクールアシスタントがいるが、その理由は不明である。

(5) 各中学の校外生徒指導対策協議会への運営費の助成関係

中学校校外生徒指導対策協議会は、中学校教職員及び PTA 関係者によって組織され、中学校における問題行動等に即応する対策を積極的に進め、生徒の非行防止と健全育成を図ることを目的とする協議会である。勤務時間外における巡回指導に要する経費、入学式等の前日の警備に要する費用、携帯電話使用料（生徒指導に関し、個人所有の携帯電話を使用した場合に限る。）及びその他生徒指導に関する経費に対して、年 140,000 円以内の補助金を交付する。

(6) 宮東地区生徒指導連絡協議会への負担金支出

同協議会は、宮崎市、国富町、綾町の 3 自治体で負担金を、児童生徒数×7 円で負担している。令和 3 年度は 237,679 円であった。

(7) 宮崎市県立高等学校定時制通信制教育振興会への補助金交付

同振興会の要綱上の目的は宮崎市の定時制通信制教育の振興と普及に寄与することにある。令和3年度は、定時制通信制高校の体育大会・文化祭等の事業に477,000円を概算払い（宮崎市負担金）した後、同振興会から、宮崎東高校と宮崎工業高校へ各39万円を交付している。

(8) 監査結果

【指摘事項9】 スクールアシスタント制度の充実化について

スクールアシスタントの活動実績としては、不登校対策がメインになっており、いじめ対策の要素が非常に小さい。また、いじめの気づきから他の機関と連携するような体制にもなっていない。スクールアシスタントについては特段の資格要件もないうえに、スクールアシスタント向けの研修もない。学校にとっては非常に有用な制度であるといえるため、助言・指導や研修等を通して、不登校対策だけでなく、いじめ対策としても有用な制度となるように本制度の充実化を検討されたい。

【指摘事項10】 中学校校外生徒指導対策協議会の規約上の理事数の不足について

理事4人を置くとの規約があるにもかかわらず、宮崎中学校の校外生徒指導対策協議会については、3人しか理事の記載がないためしかるべき指導をされたい。

【指摘事項11】 宮崎市県立高等学校定時制通信制教育振興会への補助金交付先の使途に対する調査等について

宮崎市県立高等学校定時制通信制教育振興会への補助金の交付先である前記2校において事業交付金の使途明細がどうなっているのかが資料上は不明であるため、宮崎市補助金等交付規則第9条にもとづき、補助金等の適正な執行を確認するため必要に応じ、報告を徴し又は関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うべきである。

(報告及び調査)

第9条 市長は、補助金等の適正な執行を確認するため必要に応じ、報告を徴し、又は関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができるものとする。

【指摘事項 1 2】小中学校スクールカウンセリング等事業に関する支出における随意契約理由書の不備について

一般競争入札で執行伺いしたのに、随意契約で支払い命令となっているが、その経緯が書類上分からないものがあった。入札金額の最も安い業者から購入しているので経済的には問題ないが、手続の適正さの観点より随意契約の理由書を付すべきである。

【意見 1 1】スクールアシスタントの配置数や活動時間について

スクールアシスタントに係る活動成果等の調査が令和 4 年 2 月に実施され、同年 3 月に集計され、その結果を受けて令和 4 年度の配置校を検討し、令和 4 年度は、小学校 7 校、中学校 18 校の合計 25 校に配置されている。配置校は小学校 6 校、中学校 19 校となり、小学校と中学校の各配置数が変わっているが、全体の校数は 25 校と変わりが無い。前述のとおり、全学校アンケート及び 6 校の学校往査の結果を踏まえると、配置校の全体数を増やしたり、活動時間を増やしたりする方向での検討をすべきである。

担当課では個別のスクールアシスタントの業務実施報告書の内容について詳細な検討まではしていないように思われるので、同報告書の記載内容まで十分に検討し、スクールアシスタントの質向上への工夫も検討すべきである。

【意見 1 2】スクールアシスタントに対する助言指導等について

スクールアシスタントの業務実施記録簿の書き方がまちまちであるが、別室登校や家庭訪問により不登校者から親身を受けているスクールアシスタント（8 校の中学校）もいれば、単なる声かけ、巡回や監督に過ぎないものや記載の仕方が簡単すぎる内容のものもある（5 校の中学校、4 校の小学校）。担当課としては、業務実施記録簿の内容を丁寧に確認した上で、配置校と協議し、スクールアシスタントに対する個別助言や指導等を行うべきである。

【意見 1 3】中学校校外生徒指導対策協議会の実施報告書の内容について

中学校校外生徒指導対策協議会の事業実施報告書の内容が充実している中学校と簡素すぎる中学校があるので、報告内容をチェックしてしめるべき指導を行う必要がある。

【意見 1 4】小中学校スクールカウンセリング等事業に関する支出における購入備品の内容と本事業との関連性について

備品購入費について「執行伺書」、「契約締結伺・支出負担行為書」の「納入場所」が「教育委員会学校教育課」としかなく、購入物品の内容がスクールカウンセリングとの関連性が不明であり、どこでどのような必要があって購入するのかが分からない伺書が複数あった。一部について担当課に質問したところ、「当該物品は教育支援教室（宮崎市内 6 校）と教育相談センターに設置している。」との回答であり、結果として問題はなかったが、より分かりやすく記録を残す必要がある。

5 SNS 相談事業

(1) 概要

ア 事業の目的

いじめや自殺、虐待の早期発見や未然防止を図ること、新型コロナウイルス感染症への不安等に対応すること

イ 目的達成方法

身近なコミュニケーション手段である SNS を活用した相談窓口を設置する。夏季休業終了日を挟んでの 2 週間（8 月 18 日から 8 月 31 日まで）を相談期間とし、1 日のうち 4 時間を SNS 上にて相談を受け付ける。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	—	5,694	2,690
決算額	—	5,690	2,690

※令和 2 年度は「小中学校メディア安全指導・SNS 相談体制整備事業」の予算・決算額であり、SNS 相談のみの決算額は 5,315 円（夏季・冬季の 2 回実施）であった。なお、令和 3 年度は夏季のみ 1 回実施となった。

(3) 監査結果

【指摘事項 1 3】 SNS 相談事業の廃止について

本事業については、公募型プロポーザルによって受託業者を募集し、SNS 相談事業委託業者選定委員会を設置したうえで委託業者を選定している。同業者への委託料は、2,689,720 円であるが、同業者は SNS カウンセリングを一部再委託しており、再委託料は 1,555,400 円となっている。

令和 3 年度の実績は、SNS 相談事業実績報告書によると、概ね次のような結果であった。

相談期間 14 日間 (8/18~8/31) 相談時間 17:00~21:00

相談受付件数 103 件 (相談者数 40 人)

(内訳) 小学校 12 人 (1 年~4 年まで各 1 人、5 年 3 人、6 年 5 人)

中学校 18 人 (1 年 11 人、2 年 4 人、3 年 3 人)

不明 10 人 保護者 0 人

性別 男 3 人、女 28 人、不明 8 人、その他 1 人

相談内容 友人関係 18 件が最多。心身の健康・保健が 7 件、恋愛関係が 6 件。相談内容不明 9 件。いじめ 5 件、不登校 1 件、コロナ関連 2 件。

参考として、令和 2 年度の実績は、次のとおりであった。なお、令和 2 年度は年 2 回実施している。

夏期 14 日間 (8/17~8/30) 相談時間 17:00~21:00

冬期 14 日間 (1/5~1/18) 相談時間 17:00~21:00

相談受付件数 夏期 190 件 (相談者数 99 人)

冬期 182 件 (相談者数 72 人)

相談件数の内訳

小学校 夏 19 人、冬 23 人 合計 37 人 (1 年 1 人、2 年 4 人、3 年 2 人、4 年 8 人、5 年 8 人、6 年 14 人)

中学校 夏 25 人、冬 16 人 合計 37 人 (1 年 12 人、2 年 10 人、3 年 13 人)

不明 64 人 保護者 14 人

性別 合計 男 10 人、女 64 人、不明 72 人、その他 6 人

相談内容 友人関係 49 件が最多。心身の健康・保健が 21 件、学業進路関係が 22 件、恋愛関係が 5 件。相談内容不明 9 件。いじめ 5 件、不登校 1 件、コロナ関連 8 件。

令和 3 年度の相談件数は「103 件」とあるが、相談者数は小学生 12 人、中学生 18 人、不明 10 人であり、実質的な相談者数は合計 30 人である。1 人の相談内容が複数の相談項目に関連しているとして多数の相談件数にカウントされていると思われる。平成 31 年度の宮崎市内の不登校児童生徒数は 618 人であり、その後も増加傾向にある中で、上記相談件数は極めて少ないといえる。令和 2 年度の相談件数と比較しても令和 3 年度の相談件数は減少傾向にある。子ども向けの SNS 相談は、厚生労働省や宮崎県の事業のほか、各種の NPO 等の民間団体においても様々な SNS 相談が実施されているなかで、宮崎市独自の SNS 相談のために多額の費用を投じることの意義は極めて乏しいと思われる。学校往査で 6 校の学校長にヒアリングした結果、本事業の SNS 相談に関する事前告知を書面配布により全児童に行っているものの、その効果を実感している学校はなかった。このように本事業の費用対効果に対して大きな疑問があるため、本事業を廃止すべきである。

6 学校における法律相談事業

(1) 概要

ア 事業の目的 児童生徒を取り巻く問題の早期解決や教職員の負担軽減

イ 目的達成方法 弁護士による教育委員会や学校への助言・相談等

(2) 根拠法令等

学校における法律相談事業実施要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	440	300	500
決算額	225	184	455

(4) 活動内容

ア 学校等でのトラブル発生時における法律相談事務については、訴訟案件
法律相談は総務法制課を通して市顧問弁護士に相談し、それ以外の法律相
談については、市教委指名弁護士1名及び県弁護士会推薦弁護士2名に委
嘱する制度となっている。相談料は5,000円/30分である。

イ 令和3年度の実績

委嘱先の相談担当弁護士3名（甲、乙、丙）

令和3年4月 A中の事案 90分（甲）

A中の事案 120分（甲）

令和3年5月 A中の事案 180分（甲）

A中の事案 60分（乙）

B小の事案 60分（丙）

C小の事案 60分（乙）

令和3年6月 D中、E小の事案 270分（甲）

F中の事案 90分（乙）

令和3年7月 E小等の事案 270分（甲）

令和3年8月 A中、D中の事案 150分（甲）

令和3年9月 G小、D中の事案 180分（甲）

令和3年10月 H小の事案 90分（甲）

令和3年11月 G小、I中の事案 180分（甲）

令和3年12月 D中の事案 120分（甲）

令和4年1月 なし

令和4年2月 A町の事案 120分（甲）

J小、K小、L小の事案 180分（乙）

令和4年3月 M小、A中、D中、H中の事案 450分（甲）

K中の事案 60分（乙）

年間 2,730分 455,000円

(5) 監査結果

【意見15】学校における法律相談事業の有効活用について

令和3年度は予算50万円の範囲内に収まっているが、令和4年補正予算で80万円に拡大している。しかし、近時、保護者からのクレーム等で悩んでいる教職員はもっと多い可能性がある。そこで、各学校長からの法律相談依頼の実施状況について担当課に質問したところ、「小中学校からの法律相談依頼は学校教育課にて内容を精査し、相談の実施を決定している。令和3年度はすべての依頼について本事業の活用を行った。」との回答であった。学校往査にて6校の学校の各校長にヒアリングを実施したところ、やはり保護者からのクレーム等で悩むことが増えている状況が確認できたが、本事業による法律相談の希望も担当課を通じてスムーズに実施できていることも確認できた。今後も相談件数の増加が予想されるので、しかるべき予算が必要になると思われる。

7 特別支援教育学び総合支援事業

(1) 概要

ア 事業の目的 特別支援教育の実施

イ 目的達成方法 下肢等に障がいのある児童生徒を支援する「生活・学習アシスタント」を配置するとともに、特別支援教育にかかる非常勤講師を配置する。なお、令和4年度は、「ほか、下肢等に障がいのある児童生徒の修学旅行等に同行するボランティアの旅費を助成します。」との文章が追加されている。

ウ 配置予定者数

(ア) 生活・学習アシスタント 55人

(イ) 授業スタッフ(非常勤講師) 21人(令和3年度)(令和4年度17人)

(ウ) コーディネーターサポートスタッフ(非常勤講師)8人(令和4年度12人)

(2) 根拠法令等

特別支援教育学び総合支援事業 生活・学習アシスタント要綱

特別支援教育学び総合支援事業 特別支援教育非常勤講師派遣要綱

修学旅行等ボランティア同行推進事業補助金交付要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	231,287	147,055	136,340
決算額	218,805	136,212	125,282

(4) 活動内容

ア 「生活・学習アシスタント」について

生活・学習アシスタントは、児童生徒の身辺処理の介助、校外活動時の介助等を行う。ただし、市外及び宿泊を伴う校外活動を除かれる。任用期間は、原則年内3期に分けられる。対象児童生徒の転校等時は失職となる。1週間当たり原則35時間以内で、2か月間8割以上勤務すれば、3か月目から1月当たり1日有給取得できる。

イ 「授業スタッフ」について

授業スタッフは、特別支援学級担任と連携して、個に応じた学習指導及び生活指導を行う。勤務1時間2,725円であり、年度内の期間を通じて、700時間で、1授業時数は1時間とみなし、1週間当たり原則20授業時数以内となる。年休は1年度中に7日取得できる。

ウ 「コーディネーターサポータースタッフ」について

コーディネーターサポータースタッフは、特別支援教育コーディネーターと連携して、小学校では特別支援学級での個に応じた学習を、中学校では通常学級や特別支援学級での教育指導を行う。勤務条件は授業スタッフと同じである。

エ 「修学旅行等ボランティア同行推進事業補助金」について

本補助金制度は、下肢等に障がいがある児童生徒が参加する修学旅行等にボランティアを同行させる学校に対して補助金を交付する制度である。ここにいう「修学旅行等」とは、(1)修学旅行、(2)宿泊を伴う集団宿泊学習、(3)宿泊を伴わない市街の学校行事を示す。児童生徒1人に対し1人の同行であり、児童生徒の保護者及び親族(三親等内)の同行は除外される。補助対象は、交通費、宿泊費、施設利用料、必要な経費であり、概算払いで交付し、事業完了後に精算となる。実績報告が必要である。

令和 3 年度の実績としては、高岡中学校に 47,377 円、檜中学校に 9,846 円が支給された。

(5) 監査結果

【指摘事項 1 4】 特別教育支援非常勤講師の実績簿の書式内容の改訂について

特別教育支援非常勤講師（①生徒・学習アシスタント、②授業スタッフ、③コーディネーターサポートスタッフ）の業務実績簿を調査したところ、②及び③の実績簿記載事項のうち「成長や課題（特記事項のみ）」欄を全く書いておらず、業務実績内容が分からないものが散見された。同欄に十分記入する者もいるが比較的少ない。それに対し、①の業務実績簿については業務内容等が十分に記載されていた。また、同実績簿には、「特記事項のみ」といった文言はなく、業務内容を記入する「介助・支援の状況」欄を空白にしているものは見当たらなかった。他方、②授業スタッフ、③コーディネーターサポートスタッフの実績簿の書式を見ると、項目名に「成長や課題（特記事項のみ）」と記載されている。そのように「(特記事項のみ)」と記載すると、特別な出来事がないときは何も書かなくてよいと解釈される可能性がある。そのため、「(特記事項のみ)」という文言は削除すべきである。

【指摘事項 1 5】 修学旅行等ボランティア同行推進事業補助金交付要綱上の要件充足確認の記録化について

本事業の要綱第 4 条の要件（児童生徒の保護者及び親族（三親等内）の同行は除外される。）を満たすかどうかの確認がなされた形跡が記録上なく確認できない。対象児童生徒とボランティア候補者の身分関係の有無等を事業計画書の中で記入させるよう指導されたい。

【意見 1 6】 生活・学習アシスタントの校外行事に関する経費に関する証明書や添付書類の適正化について

生活・学習アシスタント活動のうち、対象児童生徒が遠足や社会科見学等の宮崎市内かつ宿泊を伴わない校外行事に参加する場合、介助する際の経費が支出される。その際に提出される「市内かつ宿泊を伴わない校外行事の経費に関する証明書（実績）」を調査した。その結果、檜小学校 11/5 秋の校外学習（2,500 円から 2,444 円へ）加納小学校 11/5 秋の遠足（1,557 円から 1,576 円へ）江平小学校 11/4 第 3 学年校外学習（1,458 円から 1,491 円へ）本郷小学校

10/29 校外学習(1,540円から1,520円へ) 檜北小学校 11/4 校外学習(1,570円から1,685円へ) 宮崎東小学校 11/18 秋の遠足(3学年)(1,434円から1,446円へ)について「負担割合変更のため」と理由が記載されていたが、この変動理由についてどのように負担割合が変更したのか計算式等の説明記載がないため客観的合理性の事後検査が困難である。理由記載の仕方を検討されたい。

8 医療的ケア児童生徒支援事業

(1) 概要

- ア 事業の目的 学校で医療的ケアが必要な児童生徒の支援
- イ 目的達成方法 医療的ケア推進協議会を設置し、支援体制の構築を図る。
- ウ 主な事業内容 医療的ケアアドバイザーの設置、医療的ケア連携協議会の設置

(2) 根拠法令等

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	—	—	769
決算額	—	—	769

令和4年度は、「小中学校医療的ケア児支援事業」として、22,600千円が予算計上されている。

(4) 活動内容

- ア 本事業は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年9月に施行されることを踏まえて実施されたものである。宮崎市内小中学校の医療的ケア児の受け入れ体制の構築、医療的ケア児及びその保護者の相談等対応のため、委託期間令和3年8月16日～令和4年3月31日について、次の業務内容を宮崎市内の社会福祉法人に委託している（随意契約）。
(業務内容の概要) 医療的ケアアドバイザーを配置して次の業務を実施する。
 - (ア) 医療的ケア児等からの相談
 - (イ) 医療的ケア児連絡協議会開催への協力等

- (ウ) 医療的ケア児受け入れ基準及びそのガイドライン策定への支援、助言
- (エ) 小中学校等への訪問同行
- (オ) その他必要な業務

なお、委託業者の業務報告書を見る限り、上記業務の執行は適正に行われていると認められる。

イ 宮崎市教育委員会が開催する宮崎市小中学校医療的ケア児支援運営協議会の開催状況等は、次のとおりであった。なお、同協議委員は10名であり、社会福祉法人、訪問看護ステーション代表、医療的ケア児コーディネーター、モデル小学校校長、医療的ケア児を必要とする子の親の会代表者、学校教育課長等行政関係者が就任している。

(ア) 令和3年9月28日 第1回協議会

医療的ケア児の現状の確認（医療的ケア児の数：令和3年4月1日現在74名（前年68名、前々年55名）、導尿必要児4、5名。小中学校への受入れ体制構築等について協議。

(イ) 令和3年11月11日 第2回協議会

実施予定の医療的ケアは、導尿とブジー（駆風浣腸）であり、小戸小と江南小をモデル校とし、訪問看護が学校に来て医療的ケア児に対する医療行為を実施する。ガイドラインや実施に係る事務手続等について協議。

(ウ) 令和4年2月21日 第3回協議会

ガイドライン、実施要領、各様式について、ズームによるオンライン会議で実施。

(5) 監査結果

【意見17】 医療的ケア児童生徒支援事業の次年度体制について

本事業は、令和3年9月施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を受けて開始した事業であり、宮崎市内の小中学校にも一定数の医療的ケアが必要な児童生徒がいるため必要な事業である。ただし、まだ体制が十分に整っておらず実績が少ないため、前年度の内容を十分に検討したうえで次年度の体制等を構築する必要がある。

9 コミュニティ・スクール推進事業

(1) 概要

ア 事業の目的 学校と地域が連携・協同した教育の充実

イ 目的達成方法 学校が地域と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって学校づくりを進める「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入を推進する。

ウ なお、後述の学校関係者評価委員制度から学校運営協議会制度へ徐々に移行しており、令和2年度より次のとおり学校運営協議会の設置数が増えている。

- ・令和2年度 4校区設置
- ・令和3年度 新たに6協議会設置し、10校区にて設置。
- ・令和4年度 23協議会を設置予定。

(2) 根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

宮崎市学校運営協議会規則（令和2年4月1日施行）

宮崎市学校運営協議会規則の施行に関する要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	—	385	790
決算額	—	218	279

(4) 活動内容

ア 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5において、学校運営の適正化を目的として、地域住民や生徒保護者の理解を深め、学校運営を支援することと規定されている。それを受けて、宮崎市学校運営協議会規則（令和2年4月1日施行）が制定され、学校運営の改善、児童生徒の健全育成のため、校長、地域住民、学校運営活動者及び学識経験者等を委員として、原則として、委員数16人以内の協議会を設定することとなった。

イ 同協議会の活動については、宮崎市学校運営協議会規則の施行に関する要綱に基づき、会議1回あたり各会員の報酬2,000円（2時間未満のとき

は半額)を支出しており、毎年度終了後に活動状況報告書を作成報告するものとしている。

ウ 令和3年度委員出席証明書により、次のとおり各協議会への会議に委員が参加していることが確認できた。

(ア) 赤江東中学校区運営協議会 委員 12名 会議 3回

(イ) 田野中学校区学校運営協議会 委員 16名 会議 2回

(ウ) 清武中学校区学校運営協議会 委員 16名 会議 3回

(エ) 生目中学校区学校運営協議会 委員 24名 会議 5回

(オ) 大宮中学校区学校運営協議会 委員 17名 会議 4回

(カ) 広瀬北小学校区学校運営協議会 委員 9名 会議 3回

(5) 監査結果

【指摘事項16】 学校運営協議会の委員出席証明書の記載方法について

学校運営協議会委員の所属について法律上一定の所属に指定されているところ、委員出席証明書の記載上、所属が不明な委員の記載が多い。委員として適正か否か、所属先に偏りが無いかを判断するため、備考欄等に委員の所属を記載するように指導されたい。

なお、令和3年度に設置された上記6つの学校運営協議会は、各活動状況報告書によると、コロナ禍にもかかわらず、比較的頻回に会議が開催され活発な議論がなされている様子が十分にうかがえる。令和4年度は23協議会まで拡大されるとのことで予算2倍になったので、その活動効果を期待したい。

10 地域における学校評価推進事業

(1) 概要

ア 事業の目的 教育の質を保証し、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進すること

イ 目的達成方法

①全小中学校 72校を対象に、地域の学校関係者評価委員による学校評価を行い、次年度の学校経営に生かす。

②中学校区ごとに委嘱された学校関係者評価委員 8 人程度が、校区内にある小中学校の自己評価に対して評価を行う。

(2) 根拠法令等

宮崎市立学校管理規則第 73 条の 2

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	1,440	835	500
決算額	855	344	333

順次コミュニティ・スクール推進事業に移行しているため、年々予算額を減額している。

(4) 活動内容

宮崎市学校管理規則第 73 条の 2 第 2 項に基づき、次の中学区ごと 6～8 名の学校関係者評価委員による評価が行われ、年 8 回の上限が定められている。なお、謝礼金は、1 回 900 円とされている。

①高岡中 6 人 ②広瀬中 8 人 ③佐土原中 6 名 ④生目南中 8 人 ⑤大塚中 8 人 ⑥本郷中 8 人 ⑦住吉南小（住吉中学区）8 人 ⑧宮崎北中 8 人 ⑨内海小（青島中学区）8 人 ⑩赤江中 8 人 ⑪櫛中 6 人 ⑫大淀中 8 人 ⑬小戸小（宮崎西中学区）8 人 ⑭宮崎中 9 人 ⑮加納中 7 人 ⑯久峰中 8 人 ⑰生目台中 8 人 ⑱東大宮中 8 人 ⑲木花中 8 人 ⑳宮崎東中 8 人

(5) 監査結果

【意見 18】学校関係者評価委員制度の形骸化について

前述の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活動状況と比較すると、学校関係者評価委員による学校評価は、形骸化している感が否めないため、すでに実行中のコミュニティ・スクール推進事業への移行をより積極的に推進する必要がある。

1 1 統合型校務支援システム共同調達事業

(1) 概要

- ア 事業の目的 教職員の負担軽減（働き方改革の推進）
- イ 目的達成方法 県内の市町村立の教職員が、どこの市町村に異動しても同じ様式で校務（「通知表」や「指導要領」作成等）を行うことができる「統合型学校支援システム」の円滑な運用を行う。

(2) 根拠法令等

宮崎県統合型校務支援システム共同調達・運用協議会規約

宮崎県統合型校務支援システム共同調達・運用協議会要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	—	35,530	33,825
決算額	—	29,479	33,825

(4) 活動内容

- ア 校務支援システムとは、小中学校において、事務処理の平準化・効率化を図るため、次の各機能を有するシステムをいう。

(ア) グループウェア機能

- ①メール機能（ただし、システム内部のみ）・・・校内・校外の教職員間、市町村教育委員会と学校・教職員間、市町村教育委員会と県教育委員会間（文書送付も可能）
- ②連絡掲示板機能・・・学校内だけでなく教育委員会からも閲覧可能。
- ③アンケート機能・・・教育委員会等が各学校に依頼する調査が可能。
- ④共有フォルダ機能・・・学校、市町村及び県を単位として様式等のファイルを保存・共有できる。

(イ) 校務機能

- ①児童生徒の情報管理・・・学習状況の記録（テスト結果等）、健康・体力に関する記録（体力テストの結果等）などの管理

②児童生徒に係る諸表簿等の作成・・・通知表、指導要録、保険関係票簿の作成

③教職員に係る諸表簿等の作成・・・学校日誌、教職員の出退勤の記録等
イ 校務支援システム導入の経緯

平成 30 年 6 月、市町村教育委員会連合会より本システムの早期導入の要望書が提出され、平成 31 年 3 月に「宮崎県統合型校務支援システム共同調達・運用協議会要綱」を定め、同年 4 月から県内市町村が参加して共同調達協議会を開催した。令和 2 年 4 月、「宮崎県統合型校務支援システム共同調達・運用協議会規約」を制定し、本システムの調達方法や負担金の額の決定方法等を定め、共同調達や管理運用等を決定する組織を結成した。

同協議会は、プロポーザル方式審査を実施して、「宮崎県統合型校務支援システム構築・運用事業実施業務調達仕様書」のもと、3 社のうち 1 社と業務委託契約書（令和 2 年 7 月 30 日付け）（委託期間 令和 2 年 7 月 30 日～令和 3 年 3 月 31 日、委託料 195,589,680 円（税込み））を締結し、複数年一括契約ではなく、複数年にわたって単年度契約することとしている。

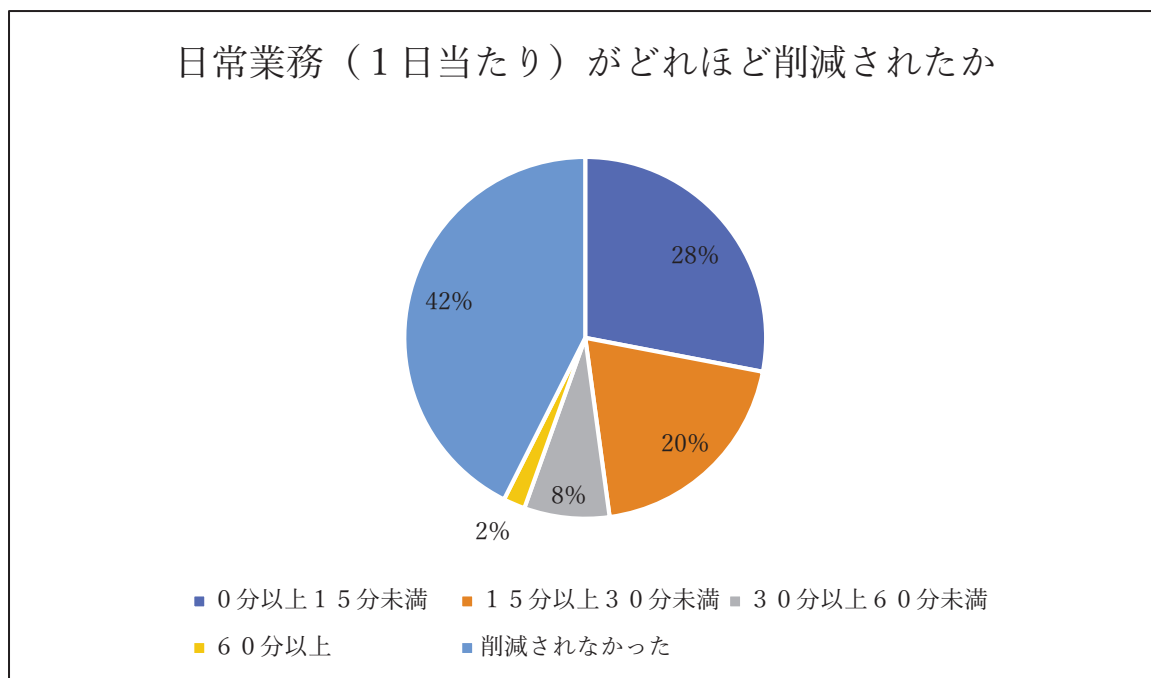
県及び市町村は、上記協議会において学校数等を基準に負担割合を取り決め、宮崎市の負担金は、令和 2 年度 23,072,269 円、令和 3 年度 33,824,239 円となった。

ウ 校務支援システムの運用状況

本システムは、通称「C4th」（シーフォース）と呼称され、宮崎市内の小中学校では令和 4 年 3 月 1 日より全校で運用開始した。令和 3 年度校務システム教職員対象アンケートが実施されており（回答者数：県内 5,269 人。うち宮崎市 1,754 人）、そのうちの質問の 1 つである「校務支援システム（C4th）の導入によって、日常の業務時間（1 日当たり）がどれほど削減されたか」に対する回答結果は次のとおりであった。

- ・ 0 分以上 15 分未満・・・1,481 人
- ・ 15 分以上 30 分未満・・・1,049 人
- ・ 30 分以上 60 分未満・・・403 人
- ・ 60 分以上・・・103 人
- ・ 削減されなかった・・・2,252 人

※以上の回答結果を円グラフにすると、次のようになる。



（5） 監査結果

【意見19】 校務支援システム改善に向けての働きかけについて

本システムは県及び県内市町村との共同調達であるが、最も学校数や児童生徒数の多い宮崎市の負担金は高額となるため、その経済性・有効性・効率性を慎重に検討する必要がある。ところが、令和3年度の上記アンケート結果によると、日常業務（1日当たり）が30分以上削減されたと回答した教職員の割合が全体の10%しかおらず、本システムの主たる目的である教職員の負担軽減が図られていないのではないかとと思われる。

学校往査において6校の校長にヒアリングを行った結果、次のようなコメントを聴取した。

（プラスのコメント）

①朝・夕の職員会議を毎日行っていたが、C4thの掲示板を利用することにより職員会議が不要になり、ペーパーレスにもつながった。

②校内・校外の連絡が便利であり、情報共有がしやすく、連絡事項の周知を速やかに行うことができる。

③操作を使い慣れていない教職員もいるが、今はシステム移行の過渡期であり、徐々に慣れてくれば便利になると思う。

(マイナスのコメント)

①連絡のやりとりが以前よりも多くなってしまい、その対応に余計な時間がかかってしまう。

②従前から使用していた保健関係の情報集約システムと C4th の機能が部分的に重複するため、情報を移行する作業に時間を要している。なお、保健関係については、C4th よりも従前のシステムの方がグラフ化もしやすく便利なので、情報移行を行わず、従前のシステムをそのまま使用している学校もあった。

③C4th の作業中、電話等の用事があり作業を中断していると、自動でログアウトしてしまい、それまでの作業内容（文章作成等）が全て削除されてしまい、最初から作業をやり直すこととなり作業負担が逆に重くなったという不満をよく聞く。

④宮崎市支給のタブレットの操作は慣れてきたが、そのタブレットからは C4th にはアクセスできないので、C4th を操作するために PC のあるデスクに行く手間がかかってしまう。

⑤C4th の取扱いマニュアルの内容が多く、かつ複雑であるため理解が困難である。取扱いについての講習会等もあったが、十分理解できなかった。

前記のアンケートやヒアリング結果によると、本システムによって便利になった点も多々あるが、逆に不便になった点も多いため、教職員の負担軽減が実現されているとは言い難い現状にある。本事業の負担金を最も多く担っている宮崎市としては、宮崎県統合型校務支援システム共同通達・運用協議会の構成員として、様々な課題を積極的に提示してその対策を協議し、改善策を速やかに実行するように働きかけることを検討されたい。

1 2 スクールバス運行管理事業

(1) 概要

- ア 事業の目的 児童生徒の通学時の安全確保や保護者の負担軽減
- イ 目的達成方法 学校統廃合等による遠距離通学の対象地区でスクールバスを運行する。
- ウ 対象地区

- (ア) 田野小：鹿村野、灰ヶ野、堀口
- (イ) 七野小：八重、野崎
- (ウ) 穆佐小・高岡中：内之八重、柞木橋
- (エ) 高岡小・高岡中：旧去川小学校区、旧浦之名小学校区

(2) 根拠法令等

宮崎市スクールバスの運行に関する要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	24,787	23,379	22,711
決算額	23,592	23,249	22,710

(4) 活動内容

ア 本事業は、学校の統廃合等によって遠距離通学になってしまった児童生徒の通学時の安全確保や保護者の負担軽減のため、田野小、七野小、穆佐小、高岡小及び高岡中の通学について、8つのルート为学校バスを運行させる事業である。

イ 本事業の委託先については、担当課で委託設計書を作成したうえで、競争入札を実施して委託業者を決定している。そこで、委託設計書が適切に作成されているか、委託業者による学校バス運行において合理的かつ経済的な運行が実施されているかなどの視点から検討した。

(ア) 田野小校区（鹿村野地区） 鹿野村地区～田野小

①業務委託料 819,000 円

②設計額 1,096,201 円

委託仕様書上の運行基準～小型タクシーに限る。

条件付一般競争入札：営業所等が宮崎市内にいることなどの参加条件あり。

③設計上の距離数 8.5km 田野小学校～鹿村野集落センター（片道）

しかし、ネット上で距離検索すると、8.5km ではなく、「7km」となった。そこで、業務委託設計書記載の運行距離数（田野小学校～鹿村野集落センター 8.5km）は、どのような方法で距離を計測しているかを担当課に質問したところ、「グーグルマップを用いて計測している。令和4年度は計測し直して7k

mとした。また、本ルートの利用者が転校して0人となったため、本ルートの委託はなくなった。」との回答であった。

④設計書上の金額計算の妥当性検討

初乗運賃 1.5km 690円 ←九州運輸局の公定幅運賃の範囲における小型車
の上限の初乗運賃が690円。なお、下限は670円。

加算運賃 7000m 1,920円 ←九州運輸局の公定幅運賃の範囲における上限
の加算運賃「298m80円」×24回=1,920円。なお、下限は「307m80円」×
23回=1,840円。

運賃合計 初乗運賃690円+加算運賃1,920円=2,610円
(もし下限運賃なら→670円+1,840円=2,510円)

1日料金 運賃合計2,610円×2往復=5,220円
(もし下限運賃なら→2,510円×2往復=5,020円)

設計金額 単価5,220円×運行日数210日=1,096,200円
消費税相当額の調整により1,096,201円
(もし下限運賃なら)
単価5,020円×運行日数210日=1,054,200円
消費税相当額の調整により958,364円+95,837円=1,054,201円

⑤スクールバス利用者数

田野小(鹿村野) 合計3人(小学3年1人、小学6年2人)

⑥「スクールバス運行報告書」の検討

- (4月) 学校からの運行申請→16日
運行報告書(集約)→実運行日数16日(ただし記入漏れあり)
- (5月) 学校からの運行申請日数→18日
運行報告書(集約)→実運行日数17日(片道2回キャンセル)
- (6月) 学校からの運行申請日数→22日
運行報告書(集約)→実運行日数22日
- (7月) 学校からの運行申請日数→15日(夏季休業のため)
運行報告書(集約)→実運行日数15日
- (8月) 学校からの運行申請日数→6日(夏季休業のため)
運行報告書(集約)→実運行日数6日

- (9月) 学校からの運行申請日数→20日
運行報告書(集約)→実運行日数日20日
- (10月) 学校からの運行申請日数→18日
運行報告書(集約)→実運行日数日18日
- (11月) 学校からの運行申請日数→20日
運行報告書(集約)→実運行日数日20日
- (12月) 学校からの運行申請日数→18日
運行報告書(集約)→実運行日数日18日
- (1月) 学校からの運行申請日数→16日
運行報告書(集約)→実運行日数日13.5日
2/21 帰り 運行なし
2/27、28 行き・帰り双方運行なし
16日－2.5日＝13.5日
- (2月) 学校からの運行申請日数→18日
運行報告書(集約)→実運行日数日18日
- (3月) 学校からの運行申請日数→19日
運行報告書(集約)→実運行日数日17.5日
3/24 帰り 運行なし
3/25 行き・帰り双方運行なし
19日－1.5日＝17.5日

⑦本ルートの実況

学校からの年間運行申請日数 206日

年間実運行日数 201日

(イ) 田野小校区(灰ヶ野地区) 灰ヶ野地区～田野小

①業務委託料 1,322,999円

②設計額 1,512,001円

委託仕様書上の運行基準～ジャンボタクシーに限る。

条件付一般競争入札：営業所等が宮崎市内にあることなどの参加条件あり。

③設計上の距離数 8km 田野小学校～灰ヶ野公民館(片道)

④設計書上の金額計算の妥当性検討

初乗運賃 1.5km 810 円←九州運輸局の公定幅運賃の範囲における特定大型車の上限の初乗運賃が 810 円。なお、下限は 790 円。

加算運賃 6,500m 2,790 円←九州運輸局の公定幅運賃の範囲における上限の加算運賃「211m90 円」×31 回=2,790 円。なお、下限は「216m90 円」×31 回=2,790 円。

運賃合計 初乗運賃 810 円+加算運賃 2,790 円=3,600 円
(もし下限運賃なら→790 円+2,790 円=3,580 円)

1 日料金 運賃合計 3,600 円×2 往復=7,200 円
(もし下限運賃なら→3,580 円×2 往復=7,160 円)

設計金額 単価 7,200 円×運行日数 210 日=1,512,000 円
消費税相当額の調整により 1,512,001 円
(もし下限運賃なら)

単価 7,160 円×運行日数 210 日=1,503,600 円

消費税相当額の調整により 1,366,910 円+136,691 円=1,503,601 円

⑤スクールバス利用者数

田野小(鹿村野) 合計 5 人(小 1 生 1 人、小 3 生 1 人、小 5 生 2 人、小 6 生 1 人)

⑥「スクールバス運行報告書」の検討

(4 月) 学校からの運行申請→16 日分

運行報告書(集約)→15.5 日(4/30 帰りキャンセル)

なお、運行報告書には「走行距離 5km」と書かれており、設計書の走行距離 8kmと異なっている。

(5 月) 学校からの運行申請日数→18 日

運行報告書(集約)→実運行日数 18 日

(6 月) 学校からの運行申請日数→22 日

運行報告書(集約)→実運行日数 21 日(6/28, 30 帰りキャンセル)

(7 月) 学校からの運行申請日数→15 日(夏季休業のため)

運行報告書(集約)→実運行日数 13.5 日(7/2, 14, 19 帰りキャンセル)

(8 月) 学校からの運行申請日数→6 日(夏季休業のため)

運行報告書（集約）→実運行日数日 6 日

(9 月) 学校からの運行申請日数→20 日

運行報告書（集約）→実運行日数日 20 日

(10 月) 学校からの運行申請日数→18 日

運行報告書（集約）→実運行日数日 17.5 日 (10/13 帰りキャンセル)

(11 月) 学校からの運行申請日数→20 日

運行報告書（集約）→実運行日数日 17.5 日 (11/1, 15, 19, 24, 29 帰り
キャンセル)

(12 月) 学校からの運行申請日数→18 日

運行報告書（集約）→実運行日数日 16.5 日 (12/3, 13, 15 帰りキャン
セル)

(1 月) 学校からの運行申請日数→16 日

運行報告書（集約）→実運行日数日 13.5 日

2/20 帰り 運行なし

2/27, 28 行き・帰り双方運行なし

16 日 - 2.5 日 = 13.5 日

(2 月) 学校からの運行申請日数→18 日

運行報告書（集約）→実運行日数日 18 日

(3 月) 学校からの運行申請日数→19 日

運行報告書（集約）→実運行日数日 19 日

⑦本ルートの実況

年間運行申請日数 206 日

年間実運行日数 196 日

(ウ) 田野小校区 (堀口地区) 堀口地区～田野小

①業務委託料 679,140 円

②設計額 827,401 円

委託仕様書上の運行基準～小型タクシーに限る。

条件付一般競争入札：営業所等が宮崎市内にいることなどの参加条件あり。

③設計上の距離数 6.1km 田野小学校～堀口公民館 (片道)

④設計書上の金額計算の妥当性検討

初乗運賃 1.5km 690 円←九州運輸局の公定幅運賃の範囲における小型車の上限の初乗運賃が 690 円。なお、下限は 670 円。

加算運賃 4,600m 1,280 円←九州運輸局の公定幅運賃の範囲における上限の加算運賃「298m80 円」×16 回=1,280 円。なお、下限は「307m80 円」×15 回=1,200 円。

運賃合計 初乗運賃 690 円+加算運賃 1,280 円=1,970 円

(もし下限運賃なら→670 円+1,200 円=1,870 円)

1 日料金 運賃合計 1,970 円×2 往復=3,940 円

(もし下限運賃なら→1,870 円×2 往復=3,740 円)

設計金額 単価 3,940 円×運行日数 210 日=827,400 円

消費税相当額の調整により 827,401 円

(もし下限運賃なら)

単価 3,740 円×運行日数 210 日=785,400 円

消費税相当額の調整により 714,000 円+71,400 円=785,400 円

⑤スクールバス利用者数

田野小(堀口) 合計 2 人(小 4 生 1 人、小 6 生 1 人)

⑥「スクールバス運行報告書」の検討

(4 月) 学校からの運行申請→16 日分

実運行日数 13.5 日(4/9, 13, 15, 16, 18, 帰りキャンセル)

(5 月) 学校からの運行申請日数→18 日

実運行日数 15.5 日(5/10, 11, 19, 21, 24 帰りキャンセル)

(6 月) 学校からの運行申請日数→22 日

実運行日数 19 日(6/1, 2, 3, 8, 17, 25 帰りキャンセル)

(7 月) 学校からの運行申請日数→15 日(夏季休業のため)

実運行日数日 12 日(7/1, 2, 8, 12, 14, 20 帰りキャンセル)

(8 月) 学校からの運行申請日数→6 日(夏季休業のため)

実運行日数日 4.5 日(8/26, 27, 30 帰りキャンセル)

(9 月) 学校からの運行申請日数→20 日

実運行日数日 12.5 日(9/1, 2, 6, 8, 9, 10, 13, 16, 17, 27, 30 一方のみ、9/7, 15 両方キャンセル)

(10月) 学校からの運行申請日数→18日

実運行日数日 13日

(10/1, 4, 6, 21, 23, 24, 26, 27, 一方のみ、10/7 両方キャンセル)

(11月) 学校からの運行申請日数→20日

実運行日数日 13日 (11/2, 5, 8, 10, 11, 15, 16, 17, 18, 19, 24, 29 一方のみ、11/8 両方キャンセル)

(12月) 学校からの運行申請日数→18日

実運行日数日 14日 (12/2, 6, 8, 14, 17, 21 一方のみ、12/7 両方キャンセル)

(1月) 学校からの運行申請日数→16日

実運行日数日 16日

(2月) 学校からの運行申請日数→18日

実運行日数日 17.5日 (2/16 一方のみ)

(3月) 学校からの運行申請日数→19日

実運行日数日 19日

⑦本ルートでの運行状況

年間運行申請日数 206日

年間実運行日数 169.5日

(エ) 七野小校区 田野町八重地区～七野小

①業務委託料 5,500,000円

②設計額 7,750,050円

委託仕様書上の運行基準～事業用自動車に限る。なお、使用車両は、小型バスとなった。

条件付一般競争入札：営業所等が宮崎市内にあることなどの参加条件あり。

③設計上の距離数 往復 130km 営業所～八重公民館～コロモ前～あけぼの団地入口～七野小 (片道) ～営業所

なお、八重公民館～七野小は、行き 7.9km, 帰り 9.5km となるが、これは往復のルートが異なるためである。

④設計書上の金額計算の妥当性検討

運賃A キロ制運賃 $95 \text{円} \times 130 \text{km} \times \text{運行日数} 210 \text{日} = 2,593,500 \text{円}$

運賃B 時間制運賃 4,240円×5時間×運行日数210日=4,452,000円

A+B=7,045,500円 →7,750,050円 (税込み)

⑤スクールバス利用者数

七野小 合計9人(小2年1人、小3年2人、小5年2人、小6年4人) +
特認校利用者7人あり→合計16人

⑥「スクールバス運行報告書」の検討

(4月) 学校からの運行申請→16日分

運行日数16日(利用者数5~12人)

(5月) 学校からの運行申請日数→18日

実運行日数18日(利用者数8~10人)

(6月) 学校からの運行申請日数→22日

実運行日数22日(利用者数1~10人)

(7月) 学校からの運行申請日数→15日(夏季休業のため)

実運行日数日15日(利用者数3~10人)

(8月) 学校からの運行申請日数→7日(夏季休業のため)

実運行日数日6日(利用者数8、9人) ※8/17運行なし

(9月) 学校からの運行申請日数→20日

実運行日数日20日(利用者数6~9人)

(10月) 学校からの運行申請日数→17.5日 ※10/24は行きのみ。

運行報告書(集約)→実運行日数日17.5日(利用者数2~9人)

(11月) 学校からの運行申請日数→20日

運行報告書(集約)→実運行日数日20日(利用者数2~9人)

(12月) 学校からの運行申請日数→18日

運行報告書(集約)→実運行日数日18日(利用者数2~10人)

(1月) 学校からの運行申請日数→16日

運行報告書(集約)→実運行日数日16日(利用者数5~10人)

(2月) 学校からの運行申請日数→18日

運行報告書(集約)→実運行日数日17日(利用者数2~10人)

※2/18運行なし(コロナのため)

(3月) 学校からの運行申請日数→20.5日

運行報告書（集約）→実運行日数日 20.5 日（利用者数 1～10 人）※3/23 復路が 2 回となっているため、同日は運行日数を 0.5 加える（運行申請段階で復路 2 回となっている。）。

⑦本ルート of 運行状況

年間運行申請日数 208 日

年間実運行日数 206 日

(オ) 穆佐小校区 高岡町内之八重地区～穆佐小

①業務委託料 1,852,200 円

②設計額 1,965,601 円

委託仕様書上の運行基準～特定大型車に限る。

条件付一般競争入札：営業所等が宮崎市内にあることなどの参加条件あり。

③設計上の距離数 10.5km 穆佐小学校～内之八重（片道）

④設計書上の金額計算の妥当性検討

初乗運賃 1.5km 810 円 ← 九州運輸局の「公定幅運賃の範囲

における特定大型車の上限の初乗運賃が 810 円。なお、下限は 790 円。

加算運賃 9000m 3,870 円 ← 九州運輸局の「公定幅運賃の範囲における
上限の加算運賃「211m90 円」×43 回=3,870 円。なお、下限は「216m90 円」
×42 回=3,780 円。

運賃合計 初乗運賃 810 円+加算運賃 3,870 円=4,680 円

(もし下限運賃なら→790 円+3,780 円=4,570 円)

1 日料金 運賃合計 4,680 円×2 往復=9,360 円

(もし下限運賃なら→4,570 円×2 往復=9,140 円)

設計金額 単価 9,360 円×運行日数 210 日=1,965,600 円

消費税相当額の調整により 1,965,601 円

(もし下限運賃なら)

単価 9,140 円×運行日数 210 日=1,919,400 円

消費税相当額の調整により、1,744,910 円+174,491 円=1,919,401 円

⑤スクールバス利用者数

穆佐小 合計 8 人（小 1 生 3 人, 小 2 生 1 人, 小 3 生 2 人, 小 5 生 2 人）

⑥「スクールバス運行報告書」の検討

- (4月) 学校からの運行申請→16日分+1.5日分(4/9, 13, 14は復路2回あり) = 合計17.5日分
運行報告書(集約)→16日(4/13, 14は復路1回に変更、4/18は帰りキャンセル)(利用者数2~8人)
- (5月) 学校からの運行申請日数→18日
運行報告書(集約)→実運行日数18日(利用者数2~8人)
- (6月) 学校からの運行申請日数→22日
運行報告書(集約)→実運行日数21.5日(6/27帰りキャンセル)(利用者数3~8人)
- (7月) 学校からの運行申請日数→15日(夏季休業のため)
運行報告書(集約)→実運行日数日15日(利用者数2~8人)
- (8月) 学校からの運行申請日数→6日(夏季休業のため)
運行報告書(集約)→実運行日数日6日(利用者数5~8人)
- (9月) 学校からの運行申請日数→20日
運行報告書(集約)→実運行日数日20日(利用者数4~8人)
- (10月) 学校からの運行申請日数→18日
運行報告書(集約)→実運行日数日17.5日(10/24帰りキャンセル)(利用者数3~8人)
- (11月) 学校からの運行申請日数→20日
運行報告書(集約)→実運行日数日20日(利用者数1~8人)
- (12月) 学校からの運行申請日数→18日
運行報告書(集約)→実運行日数日18日(利用者数3~8人)
- (1月) 学校からの運行申請日数→16日
運行報告書(集約)→実運行日数日16日(利用者数1~8人)
(※1/21, 24は、往復とも1名のみ。)
- (2月) 学校からの運行申請日数→18日
運行報告書(集約)→実運行日数日18日(利用者数3~8人)
- (3月) 学校からの運行申請日数→19日+1日(3/23, 24は復路2回あり) = 合計20日分
運行報告書(集約)→実運行日数日20日(利用者数2~8人)

⑦本ルートでの運行状況

年間運行申請日数 208.5日

年間実運行日数 206日

(カ) 高岡中学校(穆佐小校区) 高岡町内之八重地区～高岡中学校

①業務委託料 3,685,500円

②設計額 3,912,301円

委託仕様書上の運行基準～特定大型車に限る。

条件付一般競争入札：営業所等が宮崎市内にあることなどの参加条件あり。

③距離数 14.1km 内之八重～高岡中学校(片道)

なお、内之八重～高岡中をグーグルマップで検索すると、13.1kmとなる。

④設計書上の金額計算の妥当性検討

初乗運賃 1.5km 810円 ← 九州運輸局の「公定幅運賃の範囲における特定大型車の上限の初乗運賃が810円。なお、下限は790円。

加算運賃 12,600m 5,400円 ← 九州運輸局の「公定幅運賃の範囲における上限の加算運賃「211m90円」×60回=5,400円。

なお、下限は「216m90円」×59回=5,310円。

運賃合計 初乗運賃810円+加算運賃5,400円=6,210円

(もし下限運賃なら→790円+5,310円=6,100円)

1日料金 運賃合計6,210円×2往復=12,420円

+部活動分の片道6,210円=18,630円

(もし下限運賃なら→6,100円×2往復+6,100円=18,300円)

設計金額 単価18,630円×運行日数210日=3,912,300円

消費税相当額の調整により3,912,301円

(もし下限運賃なら)

単価18,300円×運行日数210日=3,843,000円

消費税相当額の調整により、3,493,637円+349,364円=3,843,001円

⑤スクールバス利用者数

高岡中(穆佐小) 合計7人(中1生4人、中2生1人、中3生2人)

⑥「スクールバス運行報告書」の検討

(4月) 学校からの運行申請→16日分+6日分(部活動生12回×0.5日) =23.5日分

運行日数 21.5日(利用者数1~6人)

- ・通常運行 15.5日分(4/9帰りなし)
- ・部活動生 6日分(4/9なし)

(5月) 学校からの運行申請日数→18日分+0日分(部活動生0回×0.5日) =18日分

運行日数 18日(利用者数3~6人)

- ・通常運行 18日分
- ・部活動生 0日分

(6月) 学校からの運行申請日数→22日+7.5日分(部活動生15回×0.5日) =29.5日分

運行日数 29.5日(利用者数1~6人)

- ・通常運行 22日分
- ・部活動生 7.5日分

(7月) 学校からの運行申請日数→15日+6日分(部活動生12回×0.5日) =21日分

運行日数 21日(利用者数1~5人)

- ・通常運行 15日分
- ・部活動生 6日分

(8月) 学校からの運行申請日数→6日+0日分(部活動生0回×0.5日) =6日分

運行日数 6日(利用者数3~5人)

- ・通常運行 6日分
- ・部活動生 0日分

(9月) 学校からの運行申請日数→20日+5.5日分(部活動生11回×0.5日) =25.5日分

運行日数 24日(利用者数3~5人)

- ・通常運行 18.5日分(9/13, 16, 17帰りなし)
- ・部活動生 5.5日分

(10月) 学校からの運行申請日数→18日+6.5日分(部活動生13回
×0.5日) =24.5日分

運行日数 24.5日(利用者数1~4人)

- ・通常運行 17.5日分(10/3帰りなし)
- ・部活動生 7日分(※10/6急遽追加)

(11月) 学校からの運行申請日数→20日+6.5日分(部活動生13回
×0.5日) =26.5日分

運行日数 26.5日(利用者数1~4人)

- ・通常運行 20日分
- ・部活動生 6.5日分

(12月) 学校からの運行申請日数→18日+6.5日分(部活動生13回
×0.5日) =24.5日分

運行日数 24.5日(利用者数1~4人)

- ・通常運行 18日分
- ・部活動生 6.5日分

(1月) 学校からの運行申請日数→16日+0.5日分(3年生便1回×
0.5日)+4日分(部活動生8回×0.5日) =20.5日分

運行日数 20.5日(利用者数1~4人)

- ・通常運行 16日分
- ・3年生便 0.5日分
- ・部活動生 4日分

(2月) 学校からの運行申請日数→18日+4.5日分(3年生便9回×
0.5日)+4日分(部活動生8回×0.5日) =26.5日分

運行日数 26.5日(利用者数1~4人)

- ・通常運行 18日分
- ・3年生便 4.5日分
- ・部活動生 4日分

(3月) 学校からの運行申請日数→18日+0.5日分(3年生便1回×
0.5日)+6.5日分(部活動生13回×0.5日) =25日分

運行日数 25日(利用者数1~4人)

- ・通常運行 18 日分
- ・3年生便 0.5 日分
- ・部活動生 6.5 日分

⑦本ルートの運行状況

年間運行申請日数 271 日

年間実運行日数 267.5 日

(キ) 高岡小学校 (旧去川小校区) 高岡町山下バス停付近～高岡小学校

① 業務委託料 1,701,000 円

② 設計額 1,738,801 円

委託仕様書上の運行基準～ジャンボタクシー (9 人以下) に限る。

条件付一般競争入札：営業所等が宮崎市内にあることなどの参加条件あり。

③ 設計上の距離数 9.3km 山下バス回転場～有村建設～離伸～高岡小 (片道)

④ 設計書上の金額計算の妥当性検討

初乗運賃 1.5km 810 円 ←九州運輸局の公定幅運賃の範囲における特定大型車の上限の初乗運賃が 810 円。なお、下限は 790 円。

加算運賃 7,800m 3,330 円 ←九州運輸局の公定幅運賃の範囲における上限の加算運賃「211m90 円」×37 回=3,330 円。なお、下限は「216m90 円」×37 回=3,330 円。

運賃合計 初乗運賃 810 円+加算運賃 3,330 円=4,140 円

(もし下限運賃なら→790 円+3,330 円=4,120 円)

1 日料金 運賃合計 4,140 円×2 往復=8,280 円

(もし下限運賃なら→4,120 円×2 往復=8,240 円)

設計金額 単価円 8,280×運行日数 210 日=1,738,800 円

消費税相当額の調整により 1,738,801 円

(もし下限運賃なら)

単価 8,240 円×運行日数 210 日=1,730,400 円

消費税相当額の調整により ①1,573,091 円+②157,310 円=

1,730,401 円

⑤スクールバス利用者数

高岡小・高岡中（去川）合計7人（小1年1人、小4年2人、小6年4人）

⑥「スクールバス運行報告書」の検討

（4月）学校からの運行申請→16日分+1.5日分（4/9, 13, 14は復路2回あり）＝合計17.5日分

運行報告書（集約）→16日（4/13, 14は復路1回に変更, 4/9は帰りキャンセル）（利用者数3～7人）

（5月）学校からの運行申請日数→18日

運行報告書（集約）→実運行日数18日（利用者数4～7人）

（6月）学校からの運行申請日数→22日

運行報告書（集約）→実運行日数22日（利用者数5～7人）

（7月）学校からの運行申請日数→15日（夏季休業のため）

運行報告書（集約）→実運行日数15日（利用者数4～7人）

（8月）学校からの運行申請日数→6日（夏季休業のため）

運行報告書（集約）→実運行日数6日（利用者数5～7人）

（9月）学校からの運行申請日数→20日

運行報告書（集約）→実運行日数20日（利用者数5～7人）

（10月）学校からの運行申請日数→18日

運行報告書（集約）→実運行日数17.5日（10/24帰りキャンセル）（利用者数1～7人）

（11月）学校からの運行申請日数→20日

運行報告書（集約）→実運行日数20日（利用者数2～7人）

（12月）学校からの運行申請日数→18日

運行報告書（集約）→実運行日数18日（利用者数1～7人）

（1月）学校からの運行申請日数→16日

運行報告書（集約）→実運行日数16日（利用者数3～7人）

（2月）学校からの運行申請日数→18日

運行報告書（集約）→実運行日数18日（利用者数4～7人）

（3月）学校からの運行申請日数→19日+0.5日（3/24は復路2回あり）＝合計19.5日分

運行報告書（集約）→実運行日数19日（利用者数2～7人）

⑦本ルートでの運行状況

年間運行申請日数 208 日

年間実運行日数 205.5 日

(ク) 高岡小・高岡中学校 (旧浦之名小学校区) 高岡町一里山付近～高岡小学校・高岡中学校

①業務委託料 7,150,000 円

②設計額 8,872,710 円

委託仕様書上の運行基準～特定大型車に限る。なお、委託業者による使用車両は、22名乗りマイクロバスとなった。

条件付一般競争入札：営業所等が宮崎市内にいることなどの参加条件あり。

③設計上の距離数 170km 営業所～一里山～瀬越～高岡小～高岡中 (片道)
設計上の運行時間 1日 5.25 時間

④設計書上の金額計算の妥当性検討

運賃A キロ制運賃 $95 \text{ 円} \times 170 \text{ km} \times \text{運行日数 } 210 \text{ 日} = 3,391,500 \text{ 円}$

運賃B 時間制運賃 $4,240 \text{ 円} \times 5.25 \text{ 時間} \times \text{運行日数 } 210 \text{ 日} = 4,674,600 \text{ 円}$

$A + B = 8,066,100 \text{ 円} \rightarrow 8,872,710 \text{ 円 (税込み)}$

⑤スクールバス利用者数

高岡小・高岡中 (浦之名) 合計 20 人

⑥「スクールバス運行報告書」の検討

(4月) 学校からの運行申請 登校バス 19 回

下校バス 1 (主に小学) 22 回

下校バス 2 (主に部活なし中学生) 23 回

下校バス 3 (主に部活あり中学生) 11 回

合計 75 回 (37.5 日分)

運行日数 66 回 (33 日分) (利用者数 1～18 人)

(5月) 学校からの運行申請 登校バス 22 回

下校バス 1 (主に小学) 28 回

下校バス 2 (主に部活なし中学生) 37 回

下校バス 3 (主に部活あり中学生) 15 回

合計 102 回 (51 日分)

運行日数 81回 (40.5日分) (利用者数 1~18人)

(6月) 学校からの運行申請 登校バス 22回

下校バス1 (主に小学) 28回

下校バス2 (主に部活なし中学生) 37回

下校バス3 (主に部活あり中学生) 15回

合計 102回 (51日分)

運行日数 96回 (48日分) (利用者数 1~18人)

(7月) 学校からの運行申請 登校バス 15回

下校バス1 (主に小学) 19回

下校バス2 (主に部活なし中学生) 21回

下校バス3 (主に部活あり中学生) 12回

合計 67回 (33.5日分)

運行日数 55回 (22.5日分) (利用者数 1~18人)

(8月) 学校からの運行申請 登校バス 6回

下校バス1 (主に小学) 12回

下校バス2 (主に部活なし中学生) 0回

下校バス3 (主に部活あり中学生) 0回 (コロナで部活停止)

合計 18回 (9日分)

運行日数 12回 (6日分) (利用者数 12~17人)

(9月) 学校からの運行申請 登校バス 20回

下校バス1 (主に小学) 34回

下校バス2 (主に部活なし中学生) 7回

下校バス3 (主に部活あり中学生) 14回

合計 75回 (37.5日分)

運行日数 54回 (27日分) (利用者数 1~17人)

(10月) 学校からの運行申請 登校バス 22回

下校バス1 (主に小学) 24回

下校バス2 (主に部活なし中学生) 27回

下校バス3 (主に部活あり中学生) 10回

合計 83回 (41.5日分)

運行日数 63回 (31.5日分) (利用者数 1~18人)

(11月) 学校からの運行申請 登校バス 20回

下校バス1 (主に小学) 37回

下校バス2 (主に部活なし中学生) 21回

下校バス3 (主に部活あり中学生) 13回

合計 91回 (45.5日分)

運行日数 66回 (33日分) (利用者数 1~18人)

(12月) 学校からの運行申請 登校バス 19回

下校バス1 (主に小学) 22回

下校バス2 (主に部活なし中学生) 29回

下校バス3 (主に部活あり中学生) 11回

合計 81回 (40.5日分)

運行日数 60回 (30日分) (利用者数 1~18人)

(1月) 学校からの運行申請 登校バス 16回

下校バス1 (主に小学) 19回

下校バス2 (主に部活なし中学生) 25回

下校バス3 (主に部活あり中学生) 8回

合計 68回 (34日分)

運行日数 53回 (26.5日分) (利用者数 1~18人)

(2月) 学校からの運行申請 登校バス 18回

下校バス1 (主に小学) 29回

下校バス2 (主に部活なし中学生) 18回

下校バス3 (主に部活あり中学生) 8回

合計 73回 (36.5日分)

運行日数 52回 (26日分) (利用者数 1~18人) (2/28 コロナで運行中止。)

(3月) 学校からの運行申請 登校バス 19回

下校バス1 (主に小学) 23回

下校バス2 (主に部活なし中学生) 16回

下校バス3 (主に部活あり中学生) 14回

合計 72回 (36日分)

運行日数 61回 (30.5日分) (利用者数 1~18人)

⑦本ルート of 運行状況

年間運行申請日数 478日分

年間実運行日数 354.5日分

(5) 監査結果

【指摘事項 17】 スクールバス運行報告書の記入漏れ等について

スクールバス運行報告書に次のとおり記入漏れ等が確認されたので、適切な報告書作成をするよう指導されたい。

ア 田野小校区 (鹿村野地区) ルート

11月、12月運行報告書の「点検車両No./点検者」欄の記入漏れ (11/2, 3, 4 (12/1, 2, 3, 9, 10, 16, 17, 20))。

イ 田野小校区 (灰ヶ野地区) ルート

11月、12月及び1月運行報告書の同月1日記載の「点検車両No./点検者」欄の記入漏れ (11/1) (12/1) (1/25, 27, 28)

ウ 穆佐小校区ルート

報告書の月間一覧表において、9月29日と30日の記載が逆になっている。

エ 高岡小学校 (旧去川小校区) ルート

3月24日は復路2回の要請がなされているが、実際は復路1回しかなく、もう1回分の要請が取り消されたのかどうかの記載がない。このままでは運行を失念した可能性も考えられる。

オ 高岡小・高岡中学校 (旧浦之名小学校区) ルート

12月運行報告書に手書きの書き込みで削除や追加記載が多数あり、どれが最終的な運行申請内容であるかの事後的確認ができなくなっている。

【指摘事項 18】 スクールバス運行報告書の様式について

「スクールバス運行報告書」の様式が、乗車人数欄に数字を入れるだけとなっており、対象児童生徒が本当に乗車したか否かの確認が困難であるため、乗車者の氏名を入れるようにした方がよいのではないかと。又は、利用者は決まっているのだから、利用者氏名の横にチェックを入れる形でもできるはずなので、同報告書の様式を検討されたい。

【指摘事項 19】 スクールバス運行報告書の不適切記入について

田野小校区（鹿村野地区）、田野小校区（灰ヶ野地区）、穆佐小校区及び高岡小学校（旧去川小校区）の各ルートについては、「スクールバス運行報告書」の車両点検欄の記入が「✓」という印字が最初から印刷されており、毎回実際に点検が行われているか疑問があるので、点検チェック方法を変更すべきである。

【指摘事項 20】 スクールバス運行管理業務委託方法の見直しについて

ア スクールバス利用者が少ない区間においては、利用者全員が病欠等で学校を欠席する可能性もあり、スクールバスを誰も利用しない日も生じると思われる。そうすると、設計書上想定された年間 210 日よりも利用日数が少なくなる場合もあるが、実際の利用日数に関わらず、業務委託料は全額支払われているという理解でよいかどうかを担当課に質問したところ、「その通りである。」との回答であった。

田野小校区（鹿村野地区）ルートについては、設計書の設定運行日数 210 日よりも実際の運行日数が少なくなっており、また、運行距離も設計書 8 k m ではなく 7 k m であると運行報告書に記載されており、実際の運行距離と異なっている。従って、概算での年間一括委託支払いではなく、実績に応じた月額払いにすべきである。

イ 田野小校区（灰ヶ野地区）ルートについては、実運行日数 17.5 日のうち、片道 11 回（5.5 日分）は利用者が 1 名のみであり、ジャンボタクシーを一律利用する必要があるのか疑問がある。利用者が 4 名以内であると事前に分かった場合は、小型車で対応し、運行報告書の実績に基づき運行単価も適宜変更できるような契約での締結をすべきである。また、設計書の設定運行日数 210 日よりも実際の運行日数が少なくなっており、運行距離も設計書 8 k m ではなく 5 k m であると運行報告書に記載されている。概算での年間一括委託支払いではなく、実績に応じた月額払いにすべきである。

ウ 田野小校区（堀口地区）ルートについては、設計書の走行距離をグーグルマップで検索すると、最短 5.1 k m となる。また、実際の運行報告書には、「走行距離 4.8 k m」と書かれており、設計書の走行距離 6.1 k m が実際の距離と異なっている。設計上の距離を測定するにあたっては、ネット検索では

なく、実測することを検討されたい。また、実績に応じた支払いの場合、業者積算書の単価 $1,550 \text{ 円} \times 2 \times 169.5 \text{ 日} = 525,450 \text{ 円}$ となり、業務委託の設計額 679,140 円と比較すると、15 万円以上低くなるため、概算での年間一括委託支払いではなく、実績に応じた月額払いにすべきである。

エ 七野小校区ルートについては、利用者が 2、3 名のみである日も少なくなく、1 名のときもあった。小型バスを一律利用する必要性があるのか疑問がある。利用者が 4 名以内であると事前に分かった場合は、小型車で対応し、運行報告書の実績に基づき運行単価も適宜変更すべきである。

また、設計書の設定運行日数は 210 日であるが、運行申請日数が 2 日少なく、実際の運行日数は 4 日少なくなっている。さらに、運行距離も設計書では行き 7.9km、帰り 9.5km とあるが、実際は 2~11km であると運行報告書に記載されており、実際の運行距離との違いが大きいと思われる。これは利用者の増減や帰宅場所の変化により距離が異なってきたと考えられる。やはり概算での年間一括委託支払いではなく、実績に応じた月額払いにすべきである。

オ 穆佐小校区ルートについては、利用者が 2、3 名のみである日も少なくなく（1 名のときもあった。）、大型特殊車を一律利用する必要性があるのか疑問がある。利用者が 4 名以内であると事前に分かった場合は、小型車で対応し、運行報告書の実績に基づき運行単価も適宜変更すべきである。

また、設計書の設定運行日数 210 日より実際の運行日数が 4 日少なくなっている。実際の費用としても、業者積算書の単価 $4,410 \text{ 円} \times 2 \times 206 \text{ 日} = 1,816,920 \text{ 円}$ となり、業務委託料 1,852,200 円と比較すると、3 万円程度低くなるため、概算での年間一括委託支払いではなく、実績に応じた月額払いにすべきである。

カ 高岡中学校（穆佐小校区）ルートについては、利用者が 2、3 名のみである日も少なくなく（1 名のときもあった。）、特定大型車を一律利用する必要性があるのか疑問がある。利用者が 4 名以内であると事前に分かった場合は、小型車で対応し、運行報告書の実績に基づき運行単価も適宜変更すべきである。

また、運行日申請数は 271 日（部活動生 1 回分を 0.5 日で換算。）であるが、

実際の運行日数は3.5日少なくなっている。また、運行距離も設計書では片道14.1kmとあるが、実測では10～14.5kmであると運行報告書に記載されており、実際の運行距離との違いが大きいと思われる。実際の費用としても、業者積算書の単価 5,850 円×2×267.5 日(部活動生分も含んだ日数)=3,129,750 円となり、業務委託料 3,685,500 円と比較すると、約 55 万円低くなるため、やはり概算での年間一括委託支払いではなく、実績に応じた月額払いにすべきである。

キ 高岡小学校(旧去川小校区)ルートについては、利用者が2、3名のみである日も少なくなく(1名のときもあった。)、ジャンボタクシー(9人以下)を一律利用する必要があるのかが疑問ある。利用者が4名以内であると事前に分かった場合は、小型車に対応し、運行報告書の実績に基づき運行単価も適宜変更すべきである。

また、設計書の設定運行日数210日よりも実際の運行日数が4.5日少なくなっている。実際の費用としても、業者積算書の単価 4,050 円×2×205.5 日=1,664,550 円となり、業務委託料 1,701,000 と比較すると、3万円程度低くなるため、概算での年間一括委託支払いではなく、実績に応じた月額払いにすべきである。

ク 高岡小・高岡中学校(旧浦之名小学校区)ルートについては、利用者が2、3名のみである日も少なくなく(1名のときもあった。)、マイクロバス(定員22名以下)を一律利用する必要があるのかが疑問がある。利用者が4名以内又は9名以内であると事前に分かった場合は、小型車又は特定大型車に対応し、運行報告書の実績に基づき運行単価も適宜変更すべきである。

また、運行日申請数478日分であるが、実際の運行日数は123.5日分も少なくなっている。委託設計では、キロ制運賃及び時間制運賃で算出し、運行日数210日で計算しているが、そもそも距離170kmや時間制5.25時間が実態よりも数値が大きすぎるため、やはり概算での年間一括委託支払いではなく、実績に応じた月額払いにすべきである。

【指摘事項 2 1】 月間の運行一覧表の作成について

田野小校区（堀口地区）、七野小校区、高岡中学校（穆佐小校区）及び高岡小・高岡中学校（旧浦之名小学校区）の各ルートについて、日々の運行報告書はあるが、月間の運行一覧表が作成されていないため、運行実績の適正さを検討することが困難となっているので、月間運行一覧表を作成されたい。

特に、高岡中学校（穆佐小校区）ルートについては、4/12, 13, 14 は、部活動生が乗車したのかどうか不明な記載となっている。4/18 は運行到着時刻の記載漏れがある。ただ、4/20 分から記載用紙が変わり、部活動生運行用の記載欄ができています。部活動生の利用が復路便にあり、内容が複雑になっているため、運行報告書の月間一覧表がないと分かりにくい。そのため、運行報告書の月間一覧表を作成されたい。

また、高岡小・高岡中学校（旧浦之名小学校区）ルートについては、下校時間が 3 パターンあり内容が複雑であるため、一覧表で整理しないと全体が把握できず、適正な運行がなされているかどうか判断が困難であるから、一覧表を作成されたい。

【指摘事項 2 2】 スクールバスの適正な運行について

高岡小・高岡中学校（旧浦之名小学校区）ルートにおいて、4 月 13 日は、乗車予定児童が 2 名乗らず、乗車名簿にない児童 1 名が乗車したとの記載がある。適正な運行がなされるように指導するとともに、そのような事態が生じないように改善策を検討されたい。

1 3 児童生徒各種大会出場補助事業

(1) 概要

宮崎市では、音楽教育及び技術家庭教育の充実並びに技術向上発展に寄与することを目的として、各種音楽大会及び中学生創造ものづくり教育フェアの競技に参加する児童生徒の経費を補助している。

補助金の対象となる大会及び児童生徒は下表のとおりである。なお、宮崎市、国富町又は綾町で開催される大会については輸送費を除き対象外となる。

児童生徒各種大会出場補助金交付要綱別表

補助対象大会主催者	補助対象大会	補助対象児童生徒
(一社) 全日本吹奏楽連盟	<ul style="list-style-type: none"> ・全日本吹奏楽コンクール ・全日本アンサンブルコンテスト ・全日本マーチングコンテスト ・全日本小学校バンドフェスティバル 	宮崎市内の小学校又は中学校に在籍する児童生徒で、当該大会に出場する児童生徒。ただし、大会要項における参加制限に定められた人数を限度とする。
九州吹奏楽連盟	<ul style="list-style-type: none"> ・九州吹奏楽コンクール ・九州アンサンブルコンテスト ・九州小学校バンドフェスティバル ・九州マーチングコンテスト 	
(一社) 全日本合唱連盟	<ul style="list-style-type: none"> ・全日本合唱コンクール 	
全日本合唱連盟九州支部	<ul style="list-style-type: none"> ・九州合唱コンクール 	
全日本中学校技術・家庭科教育研究会及び全九州中学校技術・家庭科教育研究協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・全国中学生創造ものづくり教育フェア 全国大会 ・全国中学生創造ものづくり教育フェア 九州大会 	
NHK 放送局	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK 全国学校音楽コンクール 全国大会 ・NHK 全国学校音楽コンクール 九州大会・沖縄ブロックコンクール大会 	
全日本小学校管楽器教育研究会及び九州小学校管楽器教育研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・全国小学校管楽器合奏フェスティバル (九州大会) 九州小学校管楽器交歓演奏会 	

補助金は、補助対象児童生徒が在籍し、大会派遣事業を実施する小学校及び中学校の校長に対して交付される。

(2) 根拠法令等

宮崎市補助金交付規則

児童生徒各種大会出場補助金交付要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	9,694	0	4,540
決算額	8,156	0	3,926

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事業実績はなく、令和 3 年度においても同様の理由で事業実績が抑えられている。

(4) 補助対象経費と補助金の額

補助の対象となる経費は補助対象児童生徒が補助対象大会の出場に要する経費であり、各経費に対応する補助金の額は以下のとおりである。

- ア 交通費（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通費のうち宮崎市内及び大会開催地における旅行を除く経費）の 3 分の 2 以下。
- イ 宿泊費（補助対象児童生徒が出場する演奏・競技の前日のもの）の 3 分の 2 以下（9,800 円が上限）。
- ウ 輸送費（楽器その他の大会に使用する機材の運搬に係るもの）の全額。

(5) 補助金の申請と認定

補助金の申請を受けようとする者は、児童生徒各種大会出場補助事業事前着手承認申請書に大会要領の写し等の必要書類を添えて、補助対象大会の派遣出発日までに市長に提出する。申請書を受取った市長は、その内容を審査し、結果を申請者に通知する。

(6) 補助金の交付申請と実績報告

補助対象者の認定を受けた者は、補助大会の派遣終了後 30 日以内又は派遣日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、大会結果報告書、大会派遣補助金内訳等の書類を添えて、補助金交付申請書兼補助事業実績報告書を提出しなければならない。それから市長は、受け取った申請書等を審査し、交付決定及び交付額の確定を行う。

(7) 監査結果

【指摘事項 2 3】 交通費補助の支給要件及び内容について

補助金の交付申請の際に、貸切バスの料金が高速バスの場合より高いという理由で、その補助対象から除外して申請している事例があった。これは、児童

生徒各種大会出場補助金交付要綱第4条第1項の「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通費」として高速バスの料金を採用しての判断であろう。

しかし、「最も経済的」ということを「最も安価な」と捉えることには疑問がある。「経済的」という言葉にはその他に「手間がかからない」という時間に対するコストも含まれると思われる。例えば、高速バスの停留所が、児童生徒の家から遠く、学校の方が集合しやすいようなケースでは、学校集合であれば生徒が自分で行けるのに、遠い停留所の場合は保護者が送り迎えをしなければならなくなることも考えられる。この場合の保護者の時間的、金銭的コストはここでは考慮されていない。この場合、必ずしも高速バスの方が貸切バスよりも経済的であるとは言い難いと思われる。

また「最も経済的」ということを「最も安価」というのであれば、例えば高速バスの料金より安価な方法がある時点でその方法が「最も経済的」ということになる。このように「最も経済的」という基準は非常に不明確である。

さらに問題視されるべきは、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通費」を超えた場合は対象外という極端な取り扱いである。このような制度では、その交通費が上記の基準を超えた者とそうでない者の間に大きな負担の格差を生み出すため、むしろ不公平となる。

よって大会毎に担当課で基準となる交通手段による交通費を算定し、これを超えた部分については自己負担とするような補助制度に変更すべきである。

【意見20】 児童生徒各種大会出場補助金交付要綱第7条について

児童生徒各種大会出場補助金交付要綱第7条において「認証を受けた者は、補助対象大会の派遣の終了後30日以内又は派遣日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに（中略）補助金等交付申請書兼補助事業実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。」との記載がある。

ここで「対象大会の派遣の終了」日を大会が終了した日と考えると、その後30日以内に提出された補助金等交付申請書兼補助事業実績報告書はほとんどなかった。この点について担当課に質問したところ「要綱第7条の『補助対象大会の派遣終了後』とは、大会出場の終了ではなく旅費の支払など派遣に係る全ての事務が終了することを指しているため、事業実施報告書に記載のある

事業完了日からの30日以内が期限となります。」との回答であった。実際、各学校から提出された事業実施報告書には事業完了日とそれを確認できる書類を記載するようになっており、その証拠となる領収書等も添付されているため、事業完了日からの期限内であることの確認は適切に行われていると思われる。このように、現状の申請事務自体は特に問題なく行われているが、要綱第7条における「補助対象大会の派遣の終了後30日以内」という文言は、上記の内容を直ちに連想させるものではなく、誤解を生じうると思われる。

よって、要綱の文言に「事務完了の日」と追加、もしくは「大会終了日後60日以内」といったように大会終了後の事務に要する期間を見積もった期限を設ける等、申請期限が明白になるよう要綱の文言を訂正することが望ましい。

1.4 読書活動アシスタント派遣事業

(1) 概要

読書活動は、子供たちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえでとても大切なものであり、学校においては、読書環境を整備するとともに読書活動を充実させることが求められている。

宮崎市では、中学生の読書に対する興味・関心を高め、読書活動の推進を図るため、全中学校に読書活動アシスタント(以下「アシスタント」という。)を1人ずつ配置し、校長の指導のもと、書架の整理や各種コーナー設置などの環境整備、生徒への図書貸出・返却業務、学級・教科担任と連携した調べ学習等の支援を行っている。

(2) 根拠法令等

読書活動アシスタント派遣事業実施要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	10,819	13,638	15,492
決算額	10,662	13,206	15,401

(4) アシスタント活動内容

ア アシスタントは、校長の指導のもと、司書教諭及び学校図書館教育担当教諭を補佐して以下の業務に従事する。

(ア) 児童生徒及び教務員に対する図書貸出・返却業務

(イ) 図書受け入れ、分類、装備、配架、修理など図書の整備

(ウ) 図書及び学校図書館利用に関するデータ管理

(エ) 館内ディスプレイの充実など学校図書館の環境整備

イ アシスタントは上記の業務の他、校長の許可を得て次に掲げる業務を行うことができる。

(ア) 学校図書館を活用する授業への支援

①学校図書館を活用した授業に関連する図書の情報提供

②学級担任及び教科担任と連携した「調べ学習」等における学習活動支援

③学校図書館利用に関する児童生徒へのオリエンテーションの補助

(イ) 児童生徒の読書活動支援

「読み聞かせ」「ブックノート」等の実践を通しての読書意欲・関心の喚起と読書活動の推進

(5) アシスタントの勤務条件

アシスタントの任用期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間である。また、勤務時間については各学校長により割り振られるが、1年間に660時間を限度とし、1週間当たりの勤務時間は原則として15時間以内となっている。

(6) 監査結果

【指摘事項24】事業評価について

令和3年度事業評価表において本事業の有効性については「想定した成果を得ている」と評価されており、その根拠として「平成18年度からの読書活動アシスタントの導入により、平成17年度の実績（5月平均冊数：小学校7.9、中学校2.9）と比べ、令和2年度は小学校18.2、中学校3.4であり、読書量増加の成果をあげている。」という説明がなされている。

しかしこの説明は、本事業の成果を表してはいないと思われる。その理由の一つは、小学校の状況が上記の説明に入っている点である。本事業は中学校に

対して読書活動アシスタントを派遣するものであり、小学校における読書量の増加は本事業とは無関係であるため、何の参考にもならない。もし参考になるとすれば、読書活動アシスタントを導入していない小学校に比べて、これを導入している中学校の方が読書量の増加が大きい場合の比較対象としての役割であろう。しかし上記の説明によると、読書活動アシスタントを導入していない小学校の方が、中学校よりも増加率が高くなっており（小学校：2.3倍、中学校：1.17倍）、この結果だけ見ると、本事業の有効性に対して疑問すら生じてくる。

また、読書量の基準を平成17年度としている点にも問題があると思われる。令和2年度の事業評価を行うのであれば、基本的には前年比で考えるべきであり、その結果に対して、その他の要因等を含めて本事業が有効であったかを評価すべきところ、事業開始前に比べて読書量が増加しているから有効に機能していると結論付けるのは安易であるといえる。実際、令和2年度は目標としていた中学校の平均貸出冊数（生徒1人1ヵ月あたり）5冊に対して、3.4冊と目標を達成しておらず、平成31年度の4.3冊からも減少しているが、これらの理由についての記載はなく、検討や分析がなされかどうかについても定かではない。

当該事業評価表ではこのような評価をもとに、「コストを削減する余地はない、またはあるが困難」と結論付けているが、上記の内容からは、小学校の読書量の増加の例から見ても分かるように、本事業によって中学校の読書量が増加したという説得力のある根拠も得られず、事業予算が本当に適正であるのか図ることも出来ないと思われる。

よって事業評価を行う際には、読書量を目標値にするのであれば、時系列的な目標値と実績値の差異に対する原因を様々な方向から分析を行い、その差異について本事業がどの程度影響しているかを把握し、それによって事業規模を検討していくことが望ましい。

1.5 帰国・外国人児童生徒サポート事業

(1) 概要

宮崎市では、帰国・外国人児童生徒が日本語を習得するとともに円滑に学

校生活を営むことができるようにするため、当該帰国・外国人児童生徒が在籍する小中学校に日本語指導者等を派遣することになっている。また、外国籍児童生徒に対応するため、希望する小中学校に対して AI 翻訳機の貸出しを行っている。なお、小中学校に対する日本語指導者等の派遣については、令和 3 年度では行われていない。

(2) 根拠法令等

外国人児童生徒等に係る通訳派遣事業実施要項

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	—	275	914
決算額	—	269	110

(4) AI 翻訳機の貸与

近年、宮崎市内の小中学校においては、外国人児童生徒の就学数が増加するとともに、日本語が理解できない児童生徒及び保護者とのコミュニケーションが大きな課題となっている。

そこで宮崎市では、外国人児童生徒の日本語学習や日々の学校生活などで互いに相手の言葉を話せない者同士のスムーズなコミュニケーションの補助ツールとして、音声言語を自動翻訳し音声と文字で出力する AI 翻訳機「ポケットーク」を導入し、これを必要とする小中学校に 1 ヶ月を限度として貸し出している。

ア 貸出対象

- (ア) 日常会話が分からず、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校
- (イ) 日本語に慣れていない保護者との相談が必要な学校

イ 貸出しの流れ

- (ア) 学校が学校教育課の担当に連絡し、貸出目的、貸出日時等を確認する。
- (イ) 学校教育課に AI 翻訳機借用書を提出するとともに、機器を取りに行く。
- (ウ) 使用後は、期日内に学校教育課に機器を返却する。

(5) 監査結果

指摘事項及び意見については特になし。

1 6 学校図書購入事業

(1) 概要

児童生徒への読書活動及び授業への支援の充実を図るため、図書の購入や、新聞を配備するための事業費を生徒数や学級数及び学校の規模に応じて各学校に配付している。ただし新聞代については一律 42,000 円を配付する。また、令和 3 年度は宮崎市内の全小学校に対して、全 18 巻の百科事典ポプラディアを配付している。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	—	小 32,500	小 23,000
	—	中 14,400	中 10,700
決算額	—	小 32,423	小 22,994
	—	中 14,367	中 10,672

(3) 監査結果

【意見 2 1】 百科事典ポプラディアの全小学校一律予算配付について

本事業の令和 3 年度の小学校の決算額 22,994 千円のうち 6,204 千円が百科事典ポプラディアの全小学校一律予算配付 (132,000 千円×47 校) に使われている。書籍については、担当課が各学校長や教員と 3 年間に渡る協議によって決定されたとのことである。

図書の選定理由について、担当課は「令和 3 年に出版された『総合百科事典ポプラディア』は、10 年ぶりの大改訂であり、新たな項目が追加掲載されたことでさらに情報が豊富になり、参考図書として調べ学習の手がかりとして役立つ有効な資料となりました。また、国内では唯一の子供向けの総合百科事典であり、本誌が採用している小学校国語科の『光村図書四下』で『総合百科事典ポプラディア』が掲載されており、学習の教材として学校図書館では必要な資料であることから本書を選びました。」としている。

また、全小学校に一律配付することになった理由について担当課は、「小規模学校は、初版（平成 14 年版）のみしか所蔵していない学校もあり参考図書として現状にそぐわず、利用価値がなくなってしまうましたが、更新するにも

高額な本であることから買替ができていない状況でした。今回の改訂の際には、学校間での所蔵状況に差を生じさせないため、全小学校分の備品図書費を確保することで、一律の配付を行いました。」と説明している。担当課としては全小学校に本書を置くことが有益と考えていたのであろう。

しかし一方で学校往査におけるヒアリングでは、「これがどの程度生徒に利用されているかは把握していない。」「役には立っているとは思いますが、必要だったかと言われるとそれほどでもない。」という回答や「学校の方には事前の連絡がなく、教育委員会から一方的に配付された形であり、本書が送られてきた時は、正直驚いた。書籍よりもむしろ設備の修繕のほうに予算を使ってほしい」という一律の配付に否定的な意見も聞かれた。もちろん「役に立っている。」「授業でポプラディアを使ったことがある。」といった肯定的な回答もあった。

確かに百科事典ポプラディアは、子供向けの総合百科事典としては、唯一とは言いがたいが、代表的な書籍である。当然、本書を学校図書館に置くことは有益には違いないといえよう。しかし、書籍の整備状況は学校によって様々であり、学校によって必要な書籍も異なる。よって一律に同じものが配付されるよりは、事前に各学校に意見を求め、それぞれが必要とする書籍の購入に予算を使った方がより有益であったと思われる。

また、大量に一括購入したのであれば、値引きを受けるメリットも考えられるが、本事業では各校が当該書籍を購入する予算の配付を行い、購入は各校で行われたためそれは期待できない。大量購入によって安く買えるのであれば、学校にもメリットがあったが、そのメリットがないとすれば、必要性を感じていない学校まで含めて一括購入することに経済的合理性はないといえる。

このように、百科事典ポプラディア自体有益な書籍とはいえるが、全小学校に対する一律予算配付については不満の声も上がっている。この原因は、教育委員会が令和3年度の各学校長等に対して事前の説明を十分に行うことなく、全小学校への一律配付を実行してしまったことにあると思われる。よってこのような場合には、事前にアンケート等で各学校の意向を確認していただきたい。C4th を用いれば、アンケート等も迅速にできるはずである。そのうえで、当該書籍を必要とする学校にのみ配付し、それ以外の学校については、図書費として配分した方が予算をより有効に活用できるものとする。

1 7 教育資金融資対策事業

(1) 概要

宮崎市では大学や専門学校、高等学校への進学を支援するため、金融機関と連携し、教育資金を低金利で融資することで学費の負担軽減を図っている。

具体的には、宮崎市が九州労働金庫に資金を預託し、それを原資として九州労働金庫は宮崎市民に義務教育終了後の教育に必要な学資を低い金利と保証料で貸し出している。

九州労働金庫が行う教育ローンの内容は以下のとおりである。

- ・貸付金利 年利 1.2% (固定金利)
- ・保証料 年 0.7%~1.2%
- ・貸付限度額 400 万円
- ・償還期間 15 年以内 (元金据置期間最長 4 年を含む)

なお、九州労働金庫は、預託された金額の 1.5 倍に相当する金額を融資することになっている。

(2) 根拠法令等

地方財政法

宮崎市教育資金融資要綱

(3) 事業の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	330,000	250,000	250,000
決算額	330,000	250,000	250,000

(4) 融資対象者

当該融資を受けることができる者は以下のすべてに該当する者である。

ア 宮崎市内に居住するものであって、本人またはその家族（親族または生計を一にする者）の教育資金が必要な者

ただし、家族が宮崎市内に居住している単身赴任者で、県内の宮崎市外地に住所を置いており、生計の主体が宮崎市にある者を含む。

イ 本人またはその家族（親族または生計を一にする者）が学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校後期課程、大学（これと同等と認める大学校等

及び大学院を含む。) 高等専門学校若しくは専修学校(一般課程を除く。)への入学が決定した者、または在学している者。

ウ 市税等を滞納していない者。

(5) 事業の実績

近年の当該融資の利用状況及び預託金額は下表のとおりである。

教育資金融資の利用状況及び預託金の推移 (単位：千円)

年度	利用状況	新規利用額	預託金
H28	114 件	232,020	360,000
H29	92 件	184,170	360,000
H30	66 件	131,710	330,000
H31	51 件	101,420	330,000
R2	23 件	58,060	250,000
R3	10 件	27,570	250,000

当該融資の利用件数、新規利用額ともに年々減少してきており、それに合わせて宮崎市の預託金額も平成 30 年度と令和 2 年度に減額している。

(6) 監査結果

【指摘事項 2 5】 宮崎市教育資金融資の現状に関する問題について

宮崎市教育資金融資要綱第 4 条第 2 項に「九州労働金庫は預託された金額の 1.5 倍に相当する金額を融資するものとする」とある。これは、会計年度ごとに宮崎市が預託した金額の 1.5 倍程度の教育ローンを九州労働金庫が行うことを条件に預託金が支払われることを意味している。すなわち、例えば令和 3 年度の預託金が 250,000 千円であったのならば、九州労働金庫はその 1.5 倍の 375,000 千円を新規の教育ローンとして融資しなければならなかったということになる。しかし、令和 3 年における教育ローンの新規融資額は 27,570 千円であり、預託金額の 375,000 千円どころか 250,000 千円をもはるかに下回っている。さらに平成 28 年度からの 6 年間、単年度の新規利用額が預託金額を上回ったことは一度もない。このような状況は、明らかに要綱第 4 条第 2 項違反であり、これを放置していた担当課の責任は重大である。

そもそも本事業は、高校や大学の教育資金を低金利で融資することにより就学の機会を向上させることを目的として、宮崎市が預託金を金融機関に支

払う代わりに、当該金融機関にはその 1.5 倍の金額を、低金利の教育ローンとして融資してもらうというものである。よって、令和 3 年度に業務を請け負った九州労働金庫には、少なくとも預託金の 1.5 倍の教育資金融資を行う努力義務が課せられており、担当課はそれが達成されるよう金融機関を指導、監督する義務があるはずである。

本事業を請け負っている九州労働金庫とは長年にわたって随意契約が交わされているが、令和 3 年度の随意理由が「教育資金融資対策事業は、『宮崎市教育資金融資要綱』に基づき、宮崎市内に居住する者の教育資金を融資することによって、教育を促し、市民の生活安定と増進に寄与することを目的とする事業である。宮崎県内でも複数の自治体が九州労働金庫と連携している実績があり、このような取組みをしている金融機関としては九州労働金庫のみである。」となっていることから、九州労働金庫が要綱どおりの教育資金融資を実現してくれるという期待のもとに選定されていることが分かる。

しかし上記のように現状は全く異なっており、この状況はとても本事業を要綱通りに行っているといえるものではない。よって担当課は九州労働金庫が要綱どおりの教育資金融資を行うよう厳しく指導、監督すべきである。そしてもし、九州労働金庫が要綱に沿った融資額の実現が困難というのであれば、預託金額を減額すべきと考える。

【指摘事項 26】九州労働金庫による預託金の運用実態の確認について

本事業において宮崎市（甲）と九州労働金庫（乙）が取り交わした宮崎市教育資金融資原資預託契約書には次のような記載がある。

第 4 条 乙は、甲の預託金を要綱及びこの契約に定めるところに従って運用し、これ以外の目的に使用してはならない。

九州労働金庫における預託金の運用内容をどのように把握しているのかを担当課に尋ねたところ「預託する預金通帳を市が保管・管理しております。」とのことであった。しかし、この通帳は宮崎市名義の通帳であるため、当然宮崎市が預託した時と、1 年後の返還時の動きしか記載されていない。よってこの通帳から預託金の運用内容を知ることはできない。

そこで、運用についての九州労働金庫からの報告書を確認したところ、教育資金融資内容は毎月報告されていたが、預託金残高の記載等はなかったため、

未融資の預託金がどの程度残っているのかさえ担当課では把握できない状態にある。また上記のように契約違反ともいえる運用状況が長年にわたって続いているにもかかわらず、担当課の対応は「市から運用状況について調査を行った実績はございません。」とのことであった。これは担当課の怠慢といわざるを得ない。

よって、まず担当課は、九州労働金庫内において当該預託金を特別口座として通常の現預金とは別途管理し、その口座の増減額を従来の教育資金融資の報告書と一緒に提出するよう、九州労働金庫に指導すべきである。さらに、これまでのように預託金が九州労働金庫内で滞留している場合は、その用途について実地調査を行うべきである。

【指摘事項 27】九州労働金庫との随意契約の正当性について

上記のように、九州労働金庫は要綱に従った業務を行えていない状況にある。またこれにともない、宮崎市と九州労働金庫との随意契約についても、その正当性が疑われる。

九州労働金庫による教育資金融資の利用実績は要綱の内容とかけ離れた要綱違反の状態であり、しかも何年もの間、改善が見られない。また、九州労働金庫は確かに多くの地方自治体とも教育資金融資をおこなっているという実績があるが、教育ローンを行っている銀行は他にもある。このように、九州労働金庫との契約についての随意理由は正当性を失っている。

よって、本事業の預託先については、九州労働金庫以外の金融機関も視野に入れたところでの再検討を早急に行う必要がある。

【指摘事項 28】預託金額の決定方法について

上記のように宮崎市教育資金融資は、少なくとも平成 28 年度以降、教育資金融資の利用件数、新規利用額ともに年々減少してきている。それに伴って宮崎市も、預託金額について 2 度の減額改定を行っている。

預託金額の決定について担当課に尋ねたところ、「実績に応じ予算を積算し、市が決定している。」との回答があった。後日、積算の方法等についてさらに詳しい回答を求めたところ 250,000 千円という預託金額については「融資実績等による、何かしらの根拠がある積算によって出された金額ではなく、令和 2 年度の財政課との予算協議において話し合いで決められた金額である。融資

実績の減少は意識していたので 80,000 千円の減額を行った。」とのことであった。250,000 千円という高額な預託金額がこのような話し合いで決定されることは到底受入れられるものではない。本来であれば、融資実績や将来の見積りによって合理的に決定されるべきである。

上表のとおり、平成 28 年度における教育資金融資の新規利用額は 232,020 千円であり、預託金額 360,000 千円の 64% 程度である。すでにこの時点で新規利用額は預託金額の 1.5 倍どころか預託金額にも達していない。それだけならまだしも、それからこの比率は下がり続け、令和 3 年度には 11%（新規利用額 27,570 千円、預託金額 250,000 千円）となっており、とても実績に応じた預託金額とは言えない状況が続いている。もし前年の融資実績をもとに令和 3 年度の預託金額が決定されていたら、令和 2 年度の新規利用実績 58,060 千円の 1.5 で除した 39,000 千円程度になっていたであろう。

しかし、令和 3 年度の預託金額は 250,000 千円となっており、融資後の預託金が 222,430 千円も九州労働金庫に預けられている状況になっている。しかも、平成 30 年度から令和 3 年度の 4 年間は約 200,000 千円の資金が、年に 1 度の出し入れがあっただけで、継続して九州労働金庫に預けられていたことになる。これは見方を変えれば、宮崎市が九州労働金庫に対して約 200,000 千円を 4 年間無利息で融資したようなもので一種の利益供与といえる。そうでなくとも、200,000 千円にも及ぶ資金を塩漬けにすることは、その分宮崎市の財政を圧迫し、効率的な予算配分を阻害することになるため、市民の賛同を得られるものではない。

(予算の編成)

第三条 地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。

(予算の執行等)

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

本事業の現状は、これらの規定にも反していると言わざるを得ない。

よって、本事業の預託金額の決定についてこれまでのずさんなやり方を改め、翌年度の対象者の人数や融資金額等を合理的な方法により見積もり、それに基づいて預託額を決定すべきである。もし、それが技術的に困難であれば、過去 3 年間の新規利用実績に基づく等の方法によって預託額を決定すべきであろう。

【指摘事項 2 9】本事業に対する担当課の対応について

本事業は、宮崎市が預託した金額の 1.5 倍程度の教育ローンを九州労働金庫が行うことを条件に預託金が支払われるというものであるはずであったが、上述したように、実態はそれと全くかけ離れた状況になっている。

そこで、この点について担当課に尋ねたところ、最初は「宮崎市教育資金融資につきましては、会計年度ごとに預託金の 1.5 倍を上限とする貸付を行うもの」という回答であった。しかし後に、「1.5 倍相当としており、上限とはしておりません」と、回答を訂正された。ここから、担当課は本要綱の根本的な内容を理解していないことが推察される。もし「上限」が正しければ、1.5 倍以下であればいくらかでも良いことになり、現在の状況でも問題がないことになる。しかし「相当」という文言は「同程度」を意味しており、本契約の場合、1.5 倍程度の融資を行うことを約束したことになり、現状は要綱違反となる。このように、この 2 つの文言の違いはあまりに大きいため、要綱の内容を理解していれば間違えることはないはずである。

また上述したように、250,000 千円という高額な預託金は、担当課と財務課との合理的な根拠に寄らない話し合いで決定されており、この預託金額は実績を全く反映していない。さらに、このような状況は平成 28 年度以前から続いており、その間全く状況が改善していないどころか近年ますますひどくなっているにも関わらず、担当課による指導や調査が行われた形跡はない。

担当課は、九州労働金庫に預託金を預けて、あとは任せておけばよいとの認識を持っていたのかもしれない。しかし、預託金が適正かどうか検討、判断し、受託者を監督する義務が担当課にはあるため、担当課のこのような対応は地

方自治法第 234 条の 2 および地方自治法施行令第 167 条の 15 に反しているといえる。

地方自治法

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするために必要な監督又は検査をしなければならない。

地方自治法施行令

(監督又は検査の方法)

第六十七条の十五 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行わなければならない。

2 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。

よって担当課は、本契約における要綱及び契約の内容をしっかりと認識し、本事業の目的を達成できるよう受託者を監督し、実態に応じた適正な預託金額の積算を行うべきである。

【指摘事項 30】 事業評価について

令和 3 年度の事業評価表では令和 2 年度の本事業の有効性について「想定した成果を得ている。」と評価している。その根拠となる指標として新規利用件数と新規貸付額を挙げているが、その内容は次のとおりである。

		平成 31 年度	令和 2 年度
新規利用件数 (件)	目標値	185	185
	実績値	51	23
新規貸付額 (千円)	目標値	300,000	250,000
	実績値	101,420	58,060

この結果を見ると、令和2年度における新規利用件数は目標の12.4%（平成31年度は27.5%）、新規貸付額は目標の23.2%（平成31年度は33.8%）の達成率となり、とても「成果をあげている」と評価できる状況ではない。

また、ここでの新規貸付額の目標値が令和2年度で250,000千円（平成31年度で300,000千円）と、預託金額と同額になっている点も不可解である。上述したように令和2年度の新規貸付額の目標値は預託金額の1.5倍の375,000千円（平成31年度は450,000千円）となるべきである。それにもかかわらず、事業評価の目標値を預託金額にしているということは、この指標を設定した者が本事業の内容を理解していないことを表しているといえる。

さらに、そもそも貸付金額の目標値を預託金額にしていること自体に問題がある。本来、目標値は当該年度に必要とされるであろう新規の利用件数と貸付額を見積もることによって設定されるべきであり、長年にわたって達成できたことのない預託金額にすることは全く意味がない。積算された目標値をもとに預託金額が決定されるべきなのである。

次に、当該事業評価表の効率性の検討において「成果を維持しながら、コストを削減する余地はないか。」という問いに対して「余地がない。又は余地があるが困難。」と結論付けており、その理由として「現状の融資利率は1.3%という低利率（保証料別）である。コスト削減の余地はない。」としている。つまり預託金額に対する新規貸付金額は半分にも満たない状況が続いており、預託金額を減額する余地は十分にある。また低利率とコスト削減とは無関係であり、この説明では、なぜコスト削減ができないのか全く理解できない。

このように、本事業に対する評価は基にする指標も誤っており、導き出された結論にも全く説得力のないものになっている。このようなずさんな事業評価を行っている以上、本事業を適正に運営していくことはできないであろう。

民間企業と異なって公共の事業は、利益といったような成果を明確に表すものがないため各事業の必要性、有効性、効率性を表す適正な評価が必要となる。そしてこの事業評価を誤ってしまうと、次年度の予算を適正に行うことができず、当該事業の継続についての判断、無駄なコストの発見、事業内容の改善等の対策が遅れたり、できなかつたりすることに繋がる。このように、公共の事業にとって、事業評価は非常に重要な役割を持っており、適正な評価が求

められる。

よって、本事業の評価においては現在の評価の指標を再検討し、適正な指標に基づいた分析をしっかりと行うべきである。

【意見 2 2】 預託金と新規融資の差額の有効な活用方法について

上述したように、本事業における教育資金融資の利用金額は年々減少してきている。この理由について担当課に尋ねたところ「減少の理由につきましては、返還不要の奨学金が増えてきていることなどが考えられます。」とのことであった。宮崎市民の教育費負担軽減の観点から見れば、そのような理由で教育資金融資を利用する必要性が減少することは歓迎すべき状況であるといえるが、そうであったとしても、不必要な預託金を預けたままにしておくことに、市民の納得は得られないであろう。

預託金と新規融資の差額を解消する方法としては、次のものが考えられる。

- (1) 受託者の努力により、要綱通りの融資金額を達成する。
- (2) 預託金額の一部を、教育資金融資の利子の補助に充てることによって当該融資の利用促進を図る。
- (3) 過年度の融資実績に合わせて預託金額を減額し、余った資金を他の事業に充てる。

まず(1)については、利用者側のニーズが減っているとすると、九州労働金庫の努力のみで目標を達成することは困難であると思われる。

よって現在の預託金額をすべて本事業の予算に充てるのであれば(2)を検討すべきと思われる。教育資金融資の利用が減少した理由も、負担がより少ない手段の方に学生が移ったためであり、利子の補助金を出すことにより学生やその保護者の負担が減少すれば、利用者が増える可能性はあるであろう。

このような教育資金融資の利子に対する補助金制度は、他の地方自治体でも行われている。その多くは、その地方自治体に居住する学生に在学期間中の利息の一部を補助するといったものである。しかし最近では、卒業後に低い賃金の中から奨学金の返済を行っている若者の苦労がメディアでも取り上げられている。ましてや県民所得が低い宮崎県で就職した者は返済が困難であり、そのために給料の高い県外へ出て行ってしまったといったケースも少なくない。よって、例えば宮崎市に在住している期間は利息補助の対象とするような制

度が出来れば、若者の県外流出を抑える手段の一つにもなり得ると思われる。どのような制度が適正かはさらなる検討が必要と思われるが、2億円もの資金をただ塩漬けにしているのであれば、教育資金の利子補助制度を検討していただきたい。なお、(1)、(2)のような努力をしてもなお預託金額が余る場合は、(3)を選択すべきと考える。

1 8 教育振興就学援助事業

(1) 概要

宮崎市では、経済的理由により就学困難な、小中学校に在籍中の児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費などの費用の一部を援助している。

(2) 根拠法令等

生活保護法

所得税法

宮崎市要保護及び準要保護児童・生徒の就学援助費交付要綱

宮崎市要保護及び準要保護児童生徒の就学援助事務処理要領

宮崎市特別支援教育就学奨励費交付要綱

宮崎市特別支援教育就学奨励費補助金事務処理要領

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	小 122,800	小 115,500	小 119,848
	中 166,800	中 146,000	中 160,475
決算額	小 115,178	小 104,935	小 109,914
	中 149,369	中 113,258	中 132,815

(4) 要保護及び準要保護児童生徒の就学援助費交付

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）では第 19 条において「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されている。宮崎市ではこの規定に基づき、義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由によつて就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行

っている。

ア 補助対象者（要綱第2条）

就学援助を受けることができる者は、原則として本市に住所を有し、かつ、国公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程に在学する児童又は生徒若しくは就学予定者の保護者で、次のいずれかに該当する者である。

(ア) 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）

(イ) 準要保護者（次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認定した者をいう。）

①前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(2) 地方税法に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税若しくは減免又は固定資産税の減免

(3) 国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免

(4) 地方税法に基づく保険税、国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(5) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給

(6) 生活福祉資金による貸付け

② ①に該当する者以外の者で、次のいずれかに該当する者

(1) 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(2) 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

(3) PTA会費、学級費等の学校納入金の減免が行われている者

(4) 学校納入金の納付状態、被服等が悪い児童生徒又は学用品、通学用品等に不自由している児童生徒の保護者で生活状態が極めて悪いと認められる者

(5) 経済的な理由により児童生徒の欠席日数が多い者

③ その他教育委員会が必要と認める者

イ 準要保護児童・生徒認定基準

上記の（イ）の③（要綱第2条第2号ウ）の「その他教育委員会が必要と認める者」は次の通りである。

(ア) 次に掲げる算式により算定した 1.14 以下の者

算式 $A \div B$

A 世帯の構成員の前年（5月までの申請にあつては、前々年）中の所得（給与所得、公的年金等所得のいずれかあるいは、両方があるものについては、それらの合計額から10万円を、合計額が10万円未満の場合はその額を控除したもの）の合計額から当該世帯の社会保険料控除、生命保険料控除及び地震保険料控除の合計額を除して得た額

B 当該世帯の4月1日現在の生活保護法による保護の基準のうち、次に掲げるものの合計額

- (1) 第1類
- (2) 第2類
- (3) 冬季加算
- (4) 期末一時
- (5) 教育扶助基準額
- (6) 学校給食費（給食単価×200日 単価：小学校 239円 中学校 286円）
- (7) 学級費等
- (8) 住宅扶助（月額 35,000円を限度として実家賃とする。）

(イ) 次に掲げる算式により算定した値が 1.14 以下の者

算式 $A \div C$

A 上記（ア）のAと同様

C 当該世帯の4月1日現在の生活保護法による保護の基準のうち、次に掲げるものの合計額

- (1) 第1類の基準額①（逓減率は率①を適用）
- (2) 第2類の基準額①
- (3) 冬季加算
- (4) 期末一時
- (5) 教育扶助基準額
- (6) 学校給食費（給食単価×200日 単価：小学校 239円 中学校 286円）

(7) 学級費等

(8) 住宅扶助（月額 35,000 円を限度として実家賃とする。）

(ウ) 次のいずれかに該当し、教育委員会が特に認める者

① 特殊な事情により、前年度又は当該年度において著しく所得が減少した者

② 特殊な事情により、十分な所得があるにもかかわらず、児童生徒の就学を困難にさせている者

③ 上記の他、教育委員会が特に認める者

生活保護基準額表（一部抜粋）

第 1 類

年齢区分	生活扶助基準(第 1 類)	
	基準額①	基準額②
0～2 歳	19,850 円	41,190 円
3～5 歳	25,030 円	41,190 円
6～11 歳	32,350 円	42,140 円
12～17 歳	39,960 円	44,070 円
18～19 歳	39,960 円	43,770 円
20～40 歳	38,240 円	43,770 円
41～59 歳	36,250 円	43,770 円
60～64 歳	34,280 円	43,770 円
65～69 歳	34,280 円	41,840 円
70～74 歳	30,710 円	41,840 円
75～歳	30,710 円	37,780 円

通減率

人員	通減率①	通減率②
1 人	1	1
2 人	1	0.8548
3 人	1	0.7151
4 人	0.95	0.601
5 人	0.9	0.5683

第 2 類

人員	生活扶助基準(第 2 類)	
	基準額①	基準額②
1 人	41,240 円	27,690 円
2 人	45,640 円	40,660 円
3 人	50,600 円	45,110 円
4 人	52,390 円	47,040 円
5 人	52,800 円	47,070 円

冬季加算(11月から3月まで)、期末一時扶助

人員	冬季加算	期末一時扶助
1 人	2,630 円	12,880 円
2 人	3,730 円	21,000 円
3 人	4,240 円	21,640 円
4 人	4,580 円	24,340 円
5 人	4,710 円	25,370 円

教育扶助

区分	小学校等	中学校等
基準額	2,600 円	5,100 円
学級費等	1,080 円以内	1,000 円以内

ウ 就学援助の種類及び給付額（要綱第3条）

就学援助の種類は、次に掲げるとおりである。ただし、要保護者については、修学旅行費、医療費及び独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金についてのみ、また就学予定者については、新入学児童生徒学用品費等のみ援助を行う。

- ① 学用品費
- ② 通学用品費
- ③ 宿泊を伴わない校外活動費
- ④ 宿泊を伴う校外活動費
- ⑤ 新入学児童生徒学用品費等
- ⑥ 体育実技用具費
- ⑦ 修学旅行費
- ⑧ 通学費
- ⑨ 学校給食費
- ⑩ 医療費
- ⑪ 独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金

就学援助の給付額は、毎年度予算の範囲内において、教育委員会が別に定める。また、各支給費目には下表のとおり限度額が定められている。

令和3年度 就学援助費目別1人当たり限度額（年額）

援助費目	支給限度額		備考
	小学校	中学校	
学用品費	11,630円	22,730円	
通学用品費	2,270円	2,270円	新1年生を除く
新入学用品費	51,060円	60,000円	4月認定の新1年生のみ対象 ただし下記の要件を満たす場合は入学前年度の3月に支給する。 【新小1】入学前年度1月までに申請を行い、事前支給が決定した者 【新中1】入学前年度2月1日時点で、入学前年度（小6）の認定を受けている者 （ただし、私立中学校、特別支援学校への進学予定者は除く。）

宿泊を伴わない 校外活動費	1,600円	2,310円	
宿泊を伴う 校外活動費	3,690円	6,210円	
修学旅行費	22,690円	60,910円	
学校給食費	原則として実費を支給		
体育実技用具費	—	柔道 7,650円 剣道 52,900円	柔道・剣道用具費
通学費	40,020円	80,880円	公共交通機関を利用している遠距離通学者のみ対象
医療費	健康保険診療の自己負担分(3割) ※医療券を交付		対象疾病：結膜炎（アレルギー性は対象外）、トラコーマ、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病

エ 就学援助の申請及び認定

就学援助の事務手続きは「宮崎市要保護及び準要保護児童生徒の就学援助事務処理要領」に定められている。なお、要保護者に対する援助については生活保護が優先されるため、その申請、認定、変更等については、所管機関の決定によるとされている。よってここで取り扱うのは、準要保護者に対する内容となる。

(ア) 申請

就学援助を希望する保護者は、準要保護児童生徒就学援助申請書兼世帯票（以下「申請書兼世帯票」という。）に必要事項を記入し、学校長を通じて教育委員会に申請する。なお、前年度から引き続き就学援助を希望する保護者についても、毎年度申請を行わなければならない。また、年度途中において就学援助を希望する保護者は、その都度、申請書兼世帯票に必要事項を記入し、学校長を通じて教育委員会に申請する。

学校長は提出された申請書兼世帯票に就学援助の必要性について、学校納入金の納付状況など家庭訪問や学校内で気付いたこと等を記入し、これに準要保護児童生徒申請報告書及び準要保護児童生徒就学援助申請者一覧表を添えて教育委員会に提出する。また申請書兼世帯票の控えを保管することになっている。なお、年度途中の申請について学校長は、申請書兼世帯票に準要保護児童生徒追加申請報告書を添えて速やかに提出しなければならない。

(イ) 審査

教育委員会は、学校長からの申請報告に基づいて、保護者の経済状況、その他児童生徒の日常の生活状況や家庭の諸事情等を勘案し、総合的に判断し認定又は不認定の決定を行う。その際、不足する書類があったときは、申請者に対し、就学援助申請に伴う不足書類等提出の要請が、学校長を通じて通知される。また、通知をしてもなお申請者から正当な理由がなく不足書類の提出がないときは、当該申請はなかったものとみなされる。

(ウ) 認定

教育委員会は、認定又は不認定の決定後、準要保護児童生徒決定通知書及び認定状況一覧表により認定者・不認定者を学校長に通知する。

その後、通知を受けた学校長は、保管している申請書兼世帯票の控えに決定内容を転記するとともに、速やかに申請のあった保護者に対し、準要保護児童生徒の認定又不認定についての決定を通知する。

なお、認定日は、原則として4月末日までの申請においては4月1日、年度途中の申請においては申請月の1日となっている。

(エ) 就学援助費の支給

学校長は、各費目の報告書、明細書により支給対象者、金額等を確認のうえ、請求書を市長に提出し、控えを保管する。

市長は、学校長を通じて提出されたそれぞれの扶助費請求書に基づき就学援助費を対象児童生徒の保護者に交付する。ただし、現金支給対象者については、学校長を通じて対象児童生徒の保護者に交付される。

また学校長は、対象児童生徒の保護者からの学校納入金が未納の場合、その扶助費を、直接、未納の学校納入金（PTA会費、給食運営費、学級費等を含む）にあてることができる。

(5) 特別支援教育就学奨励費交付

宮崎市では、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」の趣旨に基づき、宮崎市立小中学校に就学し、「学校教育法施行令第22条の3」に規定する障がい の程度に該当する児童生徒の保護者又は特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して、その世帯の収入に応じて、学用品、給食費等学校教育にかかる費用の一部を奨励費として支給している。

ア 支給対象者（要綱第2条）

奨励費の支給対象者は、児童生徒のうち、宮崎市教育委員会が「特別支援教育奨学奨励費対象児童生徒」として毎年度に認定する保護者である。ただし、要保護及び準要保護、児童福祉法に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている児童生徒及び辞退した児童生徒の保護者は除かれる。

また、上記に関わらず、弱視、難聴、その他の障害のある児童生徒で、学校教育法施行規則第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている児童又は生徒の保護者は奨励費の支給対象者となることができる。

イ 支弁区分及び支弁区分の認定基準（要綱第3条）

(ア) A支弁区分（A区分）

収入額が需要額の2.5倍未満の児童生徒

(イ) B支弁区分（B区分）

収入額が需要額の2.5倍以上の児童生徒

ウ 給与費目及び支給額（要綱第4条）

市長は、支弁区分毎に各費目に該当する奨励費を基準に従って交付する。

令和3年度 特別支援教育就学奨励費 費目別1人当たり限度額（年額）

費目	A区分		B区分		支給時期
	小学校	中学校	小学校	中学校	
給食費	原則として 実費の2分の1	原則として 実費の2分の1	—	—	4月～9月分 …11月末 10月～3月分 …4月末

学用品・通学用品購入費		5,820 円以内 ※2 期に分けて 支給	11,370 円以内 ※2 期に分けて 支給	—	—	前期 11 月末 後期 3 月末
新入学児童・生徒学用品・ 通学用品購入費 (当初認定の 1 年生に限 る。)		25,555 円以内	28,990 円以内	—	—	11 月末
修学旅行費 (限度額)		10,790 円以内	28,860 円以内	—	—	実施時期に 応じて支給
校外活動費 (限度額)	宿泊を伴 うもの	1,845 円以内	3,105 円以内	—	—	3 月末
	宿泊を伴 わないもの	800 円以内	1,155 円以内	—	—	3 月末
体育実技用具費 (限度額)	柔道	—	3,825 円以内	—	—	3 月末
	県道	—	26,455 円以内	—	—	3 月末
通学費 (通級費)		交通費の額	交通費の額	交通費の額 の 2 分の 1	交通費の額 の 2 分の 1	1 期 11 月末 2 期 4 月末
職場実習交通費		—	交通費の額	—	交通費の額 の 2 分の 1	3 月末

エ 申請及び支弁区分の決定

特別支援教育就学奨励費の対象となる保護者は、保護者の属する世帯の収入額及び需要額に関する資料（以下「収入額・需要額調書」という。）に必要事項を記入、押印し、学校長に提出する。「収入額・需要額調書」の提出を受けた学校長は、必要事項を確認のうえこれを教育委員会に提出する。

教育委員会は、学校長から提出された「収入額・需要額調書」等に基づいて収入額及び需要額を測定し、支弁区分を決定する。この結果は学校長を通して保護者に通知される。

オ 奨励費申請

学校長は、所定の様式により支給対象者、金額等を確認のうえ、申請書を教育委員会へ提出している。各費目の申請については以下のとおり。

(ア) 通学・通級費

①通学費

学校長が保護者からの委任に基づき、通学に要する交通費を第1期（4月～7月）、第2期（8月～3月）の2回に分けて申請する。なお、自家用車利用の場合は、児童生徒の出席日数を把握し、1日1往復分のガソリン代（単価は宮崎市の契約単価とし、10あたり10km走るものとする。）を基礎として交通費を算出する。

②通級費

通級に要する交通費を第1期（4月～7月）、第2期（8月～3月）の2回に分けて申請する。自家用車利用の場合は上記と同様である。

(イ) 職場実習交通費

職場教育のための職場実習に参加する場合の交通費は、その都度実施後に申請する。

(ウ) 前期申請

前年度4月から9月までの学校給食費、学用品・通学用品購入費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、修学旅行費、校外活動費を申請する。

(エ) 後期申請

10月から3月までの、学校給食費、学用品・通学用品購入費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費を申請する。

カ 奨励費補助金の支給

教育委員会は、学校長を通じて提出されたそれぞれの奨励費請求書に基づき就学奨励費を保護者に支給する。支給方法は保護者の口座に振り込むのが通常である。しかし奨励費交付対象費目の学校納入金に未納があり、教育委員会がやむを得ないと判断した場合、（保護者から委任状の提出があった場合に限り）奨励費を直接学校納入金に充てることができる。

(6) 監査結果

【指摘事項 3 1】 宮崎市要保護及び準要保護児童生徒の就学援助申請における学校長の役割について

「宮崎市要保護及び準要保護児童生徒の就学援助事務処理要領」第 2 条では「就学援助を希望する保護者は、準要保護児童生徒就学援助申請書兼世帯票（以下「申請書兼世帯票」という。）に必要事項を記入し、学校長を通じて教育委員会に申請する。」とされている。また、同条第 3 項において「学校長は、提出された申請書兼世帯表に、就学援助の必要性について、学校納入金の納付状況など家庭訪問や学校内で気づいたこと等を記入する。」と規定している。これらの規定によれば学校長は、申請を希望する準要保護児童生徒の状況をしっかり把握する必要がある。

しかしながら学校往査におけるヒアリングによると、学校を通して申請を行っているが、その内容を把握しているのは事務員のみで、学校長はほとんど関わっていないという事例があった。また、学校長が申請に関わってはいるが、その内容を把握していないというケースもあり、これらはいずれも要領の規定に反しているといえる。

本事業は、経済的格差による児童生徒間の教育を受ける権利についての不平等を是正するための重要な制度であり、各学校の担当者である学校長には、本事業の内容と援助を希望する児童生徒の実態をしっかりと把握したうえで、適正な申請を行ってもらう必要がある。よって担当課は、各学校長に対して、宮崎市要保護及び準要保護児童生徒の就学援助事務処理要領の内容及び本事業における学校長の役割を改めて周知し、それをしっかりと履行するよう指導すべきである。

【指摘事項 3 2】 準要保護児童・生徒認定基準 3 について

宮崎市要保護及び準要保護児童・生徒の就学援助費交付要綱第 2 条第 2 号ウの「その他教育委員会が必要と認める者」の内容が準要保護認定基準に示されている。そしてこの準要保護児童・生徒認定基準の 3 として次のような記載がある。

準要保護児童・生徒認定基準

3 次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が特に認める者

(1) 特殊な事情により、前年度又は当該年度において著しく所得が減少した者

(2) 特殊な事情により、十分な所得があるにもかかわらず、児童・生徒の就学を困難にさせている者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、教育委員会が特に認める者

この基準について学校往査の際にヒアリングしたところ、「そのような規定があることは知っていたが、内容についてはよくわからない。」「所得基準しかないと思っていた。」というような回答があり、このような規定があることはほとんど認識されていなかったようである。

準要保護児童・生徒認定基準の 3 がこのような書きぶりになっているのは、所得以外の特殊事情にも柔軟に対応できるようにするためとも思われるが、学校長がこの規定を認識していないことには問題があり、担当課としても学校長に対する周知が足りていないと考えるべきである。またその結果、この規定自体が有名無実化しているといえる。

この点については平成 21 年度包括外部監査においても同様の意見が出されているが、その後の対応について担当課に尋ねたところ「過去の検討状況につきましては、過去の資料の確認、担当者への聞き取りなどを行いました。把握することができませんでした。」とのことであった。監査意見に対するこのような対応は許容されるものではなく、担当課は十分に反省すべきである。

今回の指摘に対して担当課は、『「認定基準 3(2)特殊な事情により、十分な所得があるにもかかわらず、児童生徒の就学を困難にさせている者』の例がイメージしにくいことから、今後具体例を示した内部資料を整備することにより対応したい。』と今後の方針を示しているが、これは早急に進められたい。

【指摘事項 3 3】 就学援助認定における非課税交通費の取り扱いについて

宮崎市は、準要保護児童・生徒認定基準の計算に用いる所得及び特別支援教育就学奨励費の支弁区分の認定に用いる収入額のうち、給与所得については給与支払報告書に記載されている所得金額を採用している。

給与所得者が雇用者から受ける通勤費の支給については、所得税法第 9 条第 1 項第 5 号に「給与所得者に対する非課税通勤手当」の規定があり、支給された非課税通勤手当は給与収入から除外される。個人住民税の計算の基礎となる給与支払報告書においても、給与収入を表す支払金額欄には総支給額から非課税通勤手当が差引かれた金額のみが記載され、その金額をもとに所得が計算されている。

ここで問題となるのは、給与支払者によって、非課税交通費を支給している場合とそうでない場合があり、宮崎市の方では受給者がそのどちらに該当するか判別できないという点にある。例えば、非課税通勤手当を支給している事業所に勤務している者の総支給額が 500 万円、そのうち非課税通勤手当が 10 万円だったとすると、給与支払報告書の支払金額欄には総支給額から非課税通勤手当を差引いた 490 万円が記載される。他方、非課税通勤手当を支給していない事業所に勤めるものの支払金額欄には総支給額と同じ 500 万円が記載されることになる。そうすると同額の総支給額の両者の収入金額及び所得金額が異なることになる。しかも、給与支払報告書にはその事実を表す表記がないため、宮崎市の方ではそれを把握することができない。

このように、申請者が給与所得者の場合、勤めている会社が非課税交通費を採用している者とそうでない者とでは不公平を生じる。

これを是正するために非課税交通費を採用していない申請者については通勤距離を申請させ、それに対応する非課税交通費分を所得から差し引いたものを基準とすべきである。具体的には、まず「申請書兼世帯票」に非課税交通手当の有無の欄と通勤距離の欄を設ける。そして非課税通勤手当無しの者の所得から所得税法施行令第 20 条の 2 に規定する通勤距離に対する法定非課税額を差し引く。この方法であれば、申請書兼世帯票の様式を若干変更するのみで、比較的簡便に上記のような不公平を是正することが出来るため、早急に改定し、より公平な認定基準にすべきである。

【指摘事項 3 4】 特別支援教育就学奨励費補助金対象の交通費の計算基準について

宮崎市特別支援教育就学奨励費補助金事務処理要領第 6 条 1 項 4 号において「ガソリン 1ℓ について 10 km 走行で換算する。」とある。担当課によると「少なくとも平成 17 年以降はずっとこの基準が用いられている。」とのことである。また、この基準の妥当性について担当者に尋ねてみると次のような回答があった。

・基準の妥当性については、当該基準を用いて算出した通学費の支給額を 1 km あたりの金額に換算すると 17.54 円/km（以下のとおり）となり、この数値は、本市職員やそれ以外の者が市内旅行を行う際の旅費（車賃 17 円/km）と同程度であることから問題ないと考えている。

$10 \text{ km (仮の通学距離)} \div 10 \text{ km} / \ell \text{ (燃費)} \times 175.40 \text{ 円} / \ell \text{ (令和 4 年 9 月分ガソリン単価)} = 175.40 \text{ 円}$

$175.40 \text{ 円} \div 10 \text{ km} = 17.54 \text{ 円} / \text{km}$

<参考>

宮崎市旅費支給条例

（市内旅行等の旅費）

第 19 条第 1 項第 2 号

旅費命令権者の承認を受けて自家用車を利用して旅行する場合は、1 km につき 17 円として計算した車賃。

しかし、この回答をもってこの基準が妥当であるとはいえない。一つは上記の根拠としている計算式の問題である。令和 4 年 9 月の契約課におけるガソリンの契約単価は 175.40 円/ℓであった。よって上の等式が成り立つが、ガソリンの価格は日々増減しており、それにもなつて契約単価も毎月見直されている。「契約単価を 10 km で割った金額が 17 円に近い金額だから燃費を 10 km 走行で換算するのは正しい」という理屈は、契約単価がたまたま 175.40 円/ℓだったからいえたことであり、契約単価の変更によってすぐに崩れてしまう。この考え方によれば、例えばこれからガソリンがさらに高騰して 200 円/ℓになった場合は、これを 10 km で割ると 20 円となり、17 円から離れてしまうため不適切と言うことになる。そもそも宮崎市旅費支給条例の「1 km につき

17円」という基準が正しいかどうかはガソリンの市場価格次第であろう。

次に、宮崎市旅費支給条例の「1 kmにつき 17 円」と上記計算結果の 17.54 円/kmを「同程度」と捉えている点である。17 円と 17.54 円という差がないように聞こえるが、1ℓあたり 5.4 円の差は一般的に僅少とはいえない。ガソリン 1ℓあたり 10 円も上がれば、大ニュースになるであろう。よって、17.54 円という計算結果は宮崎市旅費支給条例と同程度という認識そのものが誤っている。

このように、上記の担当課の回答はこの基準の妥当性を示す内容になっていない。ハイブリット車の普及や性能の向上によって車両の燃費は年々向上してきており、国土交通省が出している「ガソリン乗用車の JP08 モード燃費平均値」（実燃費はこの 80%程度）は令和 2 年度で 24.1 km/ℓとなっている。実感としてこれほどの燃費性能が平均してあるとは思えないが、10 km/ℓの車両はずいぶん燃費が悪く感じる。重要なのはこの点である。すなわち、宮崎市旅費支給条例の基準に適合しているからと言う理由ではなく、現状の平均的な燃費から交通費換算に用いる基準を設定すべきなのである。

その場合、1 kmあたりの通勤費は当然に安くなるはずである。例えば、適正な燃費が 15 km/ℓだったとすると、上記と同様の令和 4 年 9 月における交通費の計算基準は 11.69 円/ℓとなり、現行の 17.54 円/ℓをかなり下回ることになる。それにもかかわらず、現状の基準をそのまま放置することは経済性に反し、宮崎市の財政を圧迫する原因になる。よって、現在の交通費の計算基準を見直し、実態に則したものにしよう改正すべきである。

【意見 2 3】 就学援助における給食費の支給方法について

現行の制度のもとでは、要保護及び準要保護児童生徒の就学援助費及び特別支援教育就学奨励費ともに、原則として対象児童生徒の保護者に交付される。本来このような取り扱いに問題はないはずだが、学校に対するアンケート及び学校往査によるヒアリングによると、援助を受けているにもかかわらず、給食費を滞納している保護者もいるようである。様々な面で生活に困窮している児童生徒の保護者に対する援助であるため、受け取った補助金を給食費以外の用途に使ってしまう場合があることも想像できるが、本事業はあくまでも児童生徒の教育を受ける権利に対する公平性を保つために行われている

ものであり、いかなる理由があろうと、これは許容できるものではない。

このような滞納の問題は給食費以外でも起こっていることだが、学校往査によるヒアリングでは「就学援助のすべての費目について学校に振り込まれると、対象者全員分を学校が管理しなければならなくなり、事務が大変になるので希望しない」とのことであった。しかし給食費は実費支給であるため、過不足が出ることなく、保護者に対する返還等の事務作業が発生することがないため、事務量を増やすこともない。学校に対するヒアリングでも「給食費についてのみならやってほしい」という意見が多かった。

よって、給食費に対する就学援助については保護者にではなく、学校に直接振り込む形を採るのが望ましい。

1 9 部活動指導員配置事業

(1) 概要

ア 事業内容

専門家の指導による部活動の質の向上や教員の負担軽減を図るため、教員に代わって学校の方針・計画に沿って部活動指導を行う「部活動指導員」を配置している。

部活動運営に関する取り組みとして、宮崎市中学校部活動方針を策定し、各学校や地域の実績に応じた部活動運営の在り方や休業日の設定、外部人材の活用等について、各学校の部活動状況を参観するとともに、指導・助言を行っている。

今後の課題として、中学校運動部活動の運営にあたっては、生徒数の減少や顧問教員の負担軽減を図るための外部指導者の確保、多様化する生徒や保護者のニーズへの対応等、課題を解消して中学校運動部活動を円滑に実施するための取り組みが必要である。

さらにその課題を踏まえ次のことを展開していく。

(ア) 部活動に関する学校支援訪問等で、部活動方針の遵守や大会参加の状況について把握し助言する。

(イ) 部活動指導員の継続や拡充により、教職員の負担軽減はもとより、スポーツに対する知識の指導や計画的な練習による競技力向上等、部活動を通

じた生徒の健全育成を積極的に図る。

(2) 根拠法令等

宮崎市立中学校の部活動指導員の配置に関する要綱

宮崎市中学校部活動方針

(3) 事業費の推移 (単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	5,196	5,400	6,163
決算額	3,748	4,762	5,619

(4) 監査結果

【意見 2 4】部活動指導員の活用と部活動の状況把握について

中学校の部活動については、顧問の教員に競技経験がなく、専門的な技術指導が困難であることや部活動の顧問となっている教員の負担が大きく、勤務時間増の要因となってきた。

そこで文部科学省では、中学校において校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会の引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則に新たに規定し、平成 29 年 4 月より部活動指導員の制度化を行っている。

部活動指導員の任用には、顧問である教員とともに生徒を引率する方法と部活動指導員が単独で生徒を指導引率し、教員はその支援を行う方法があるが、宮崎市では各学校の実情や競技特性に応じて活用しており、令和 5 年度からは地域移行を実施していくため後者を推奨し、教員の負担軽減を図る予定である。

宮崎市において、部活動指導員新規希望の理由をみると、競技未経験者及び指導経験のない職員ばかりとなり、指導が困難であるとか顧問の教員の指導できる日や時間が限られるためといった理由がほとんどであった。

宮崎市の部活動指導員を配置している人数は中学校 25 校に対して 18 人に留まっている。

	部活動数	部活動顧問（教員数）	外部指導者数	部活動指導員数
平成 31 年度	320	546 人	69 人	12 人
令和 2 年度	295	531 人	62 人	16 人
令和 3 年度	313	582 人	60 人	18 人

部活動指導員は顧問がいなくても指導できるため、教員の負担を軽減させる制度である。したがって、配置の増加は学校からの希望と予算を考慮すべきだが、外部指導者から部活動指導員への転換も含めて部活動指導員増員について検討されたい。

また、部活動指導員は最初に学校から推薦を受け、教育委員会事務局で任用している。学校側で部活動指導員の適任者を見つけなければ推薦の段階にならない。したがって、学校は部活動指導員の必要性は感じているものの適任者を見つけられないことによって推薦できない可能性も高い。そのようなケースに備えて、推薦可能な候補者がいない状況下で部活動指導員の配置を希望する学校には「宮崎市立中学校部活動指導員配置希望調査書」を提出するよう通知している。

部活動指導員の配置を希望する学校のニーズは、学校からの推薦または「宮崎市立中学校部活動指導員配置希望調査書」より把握されているとして、教育委員会は部活動の指導力不足の学校や部活動の調査は行っていない。教員の負担軽減を進める観点からも、部活動指導員を活用する余地のある学校・部活動を把握した上で部活動指導員を任用する必要がある。推薦や配置希望のない学校に対し、それらをしない理由を調査するとともに、改めて制度の周知を行うなど積極的に外部人材等の活用を促されたい。

【意見 2 5】 部活動指導員の勤務時間等について

要綱第 6 条に

ア 前条に規定する期間を通じての勤務時間の限度は 210 時間とする。

イ 1 週間当たりの勤務時間の上限は、原則として 11 時間とする。

ウ 1 週間当たりの勤務日数の上限は、5 日間とする。

とあるが、令和 3 年度部活動指導員年間実績一覧をみると、年間 210 時間当たりで調整しているように思われ、超えているものも若干見受けられた。そのことに関して担当課に尋ねたところ、「210 時間に達した部活動指導員は

上限を超えて勤務することができないため、0 時間勤務とし調整している。上限超過後に大会引率等をやむを得ず勤務を要するときには市費負担で実費を支払っている。」との回答を得た。指導力の高い部活動指導員に学校が上限以上の活動回数を希望しても、それ以上の活動は謝金の対象外になる。以上のことから、年間の時間は見直すべきことを検討されたい。

一方、部活動指導員は顧問や引率を命じることでもできるため、教員の負担軽減に直結することから、部活動外部指導者から部活動指導員にシフトさせていくことが望ましいと考える。

部活動指導員の制度の認知度を高めるために毎年実施している「部活動学校支援訪問」の際に、各管理職や部活動担当者へ説明をしているとのことだが、さらに周知するために、ホームページでの公募に加え、スポーツ推進委員、地元大学、総合型地域スポーツクラブ等との連携やスポーツ指導者の照会システムの活用、スポーツボランティアなどスポーツ推進施策とのコラボレーションにより、部活動指導員制度の認知度を高めていくとともに確実な人材確保に努め、学校への任用を進められたい。

第4 教育情報研修センターの事務事業

1 教職員研修運営事業

(1) 概要

学習指導要領において求められる子どもの資質や能力を高めるため、新卒者や指導経験の浅い若手職員のみならず、ベテラン教職員もこれまでの指導方法からの転換を図り、授業構成力や指導力、子どもに対する理解力など教員の総合的な力量を高めることが求められている。

宮崎市では、市中の小中学校の教職員が参加することによって、教育の質を確保するため、様々な研修を計画している。

ア 研修の目的

昨今の教育情勢（進化する学校教育、児童生徒・保護者対応への難しさ、地域社会からのニーズ、教職員の質の担保、働き方改革等）の変化により、これまで以上に教職員の資質能力の向上、並びに課題対応能力の育成が必要になってきている。宮崎市においても様々な課題が山積している。

そのため、宮崎市の教育を支える教職員の人材育成、教職員の資質向上、教育的課題の解決を目的として研修を実施している。

イ 研修の内容

<基幹研修>

新任臨時的任用講師研修、初期研修（1年目）、初期研修（2年目）、中堅教諭等資質向上研修の計4研修

<職能研修>

・職能別研修

校長（コンプライアンス）、校長（共同学校事務室）、教頭（コンプライアンス）、教頭（共同学校事務室）、事務主幹（コンプライアンス）、指導教諭、学校事務職員（共同学校事務室）、栄養教諭・学校栄養職員、市費非常勤講師の計9研修

・主任等研修

教務主任（3年目）、保健主事（3年目）、生徒指導主事（新任）、図書主任・学校司書・アシスタント、小学校外国語教育実践加配・外国語専科加配教員、学力向上・授業改善推進リーダーの計6研修

- ・特別支援教育研修

自閉症・情緒障がい特別支援学級担任の計 1 研修

- ・情報教育研修

新任校長情報管理者、新任教頭情報管理者、新任学校事務職員情報管理者、情報教育担当者、小学校プログラミング教育、ICT 活用研修（基本）、ICT 活用研修（応用）の計 7 研修

- ・新任者研修

新任者研修の計 1 研修

<教科等研修（教科を隔年で分け実施）>

小学校算数科、小学校社会科、小学校国語科、小学校道徳科、小学校特別活動、小学校外国語科、中学校数学科、中学校理科、中学校技術・家庭科（家庭分野）、中学校外国語科、中学校道徳科の計 11 研修

<教育課題研修>

カリキュラムマネジメント、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善、人工知能時代を生き抜く子どもの育て方の計 3 研修

<重点課題研修>

LGBT とジェンダー（人権教育の推進）、学校リスクマネジメント、温かな心をはぐくむ学級づくり、発達の段階に応じた情報モラル教育、発達障がいの正しい理解と支援、キャリア教育の推進の計 6 研修

ウ 研修の実績

	平成 31 年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
基幹研修	4	1,129	4	1,125	5	1,131
職能研修	20	1,539	24	1,005	21	1,236
教科等研修	14	545	11	144	12	482
教育課題研修	3	123	3	128	2	58
重点課題研修	6	438	6	215	7	640
計	47	3,774	48	2,617	47	3,547
中止	0		18		3	

コロナ禍で、令和2年度は中止が多かったが、オンラインやオンデマンドによる研修を実施している。

(2) 根拠法令等

令和3年度宮崎市教職員教育研究論文募集要項

宮崎市旅費支給条例

所得税法基本通達

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	2,102	1,452	2,339
決算額	2,002	1,165	1,664

(4) 監査結果

【意見26】教職員の研修環境について

全教職員必修の研修は「広げる研修」を目標として、教職員の資質向上や実践力・指導力を高め、児童生徒の「学力の向上」を目指すためには、全教職員が理解し、教育の現場に生かすべき事項である。このような有効な研修は、全教職員がいつでも何度でも視聴できる環境を整備する必要がある。それにより、各教職員のスケジュールを調整する必要なく研修の時間を確保し、全教職員が受講可能な研修を準備することができる。

コロナ禍におけるオンラインやオンデマンドによる研修が普及してきているが、今後ICTの活用はもっと推進されていくことは明白であり、教職員の研修環境についても、さらに環境変化に対応できるよう検討されたい。

【意見27】働き方改革に向けた教職員の意識改革の研修の充実について

教職員の多忙さは深刻な問題として社会的にも認知され、その勤務時間の長さが浮き彫りになっているが、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」でも、「教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教師人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対

して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的」であるとされており、働き方改革を通じて教員の“教える力”を高めることで、児童生徒の“学ぶ力”をさらに引き出すことへつなげる意義があると考えられる。

つまり、働き方改革は教職員のためだけでなく、子どもたちへの影響も大きく相乗効果があるという意識改革が重要であり、教職員への研修等を通じてその点も周知されることを望むものであるが、担当課によると、「働き方改革研修は、教育情報研修センター主催においては実施しておらず、研修の予定もない。」とのことであった。しかし、教職員研修運営事業の重点課題研修として取り組んでいただきたい。

【意見 28】教職員研修運営事業における旅費規程について

旅費規程を閲覧したところ、宮崎市旅費支給条例に基づき積算していたが、別表 2 (第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 19 条関係)

区分	車賃 (1 km に つき)	日当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)		食卓料 (1 夜につき)
			甲地方	乙地方	
常勤の特別職 の職員	37 円	3,000 円	14,800 円	13,300 円	3,000 円
6 級以上の職務 にある者		2,600 円	13,100 円	11,800 円	2,600 円
5 級以下の職務 にある者		2,200 円	10,900 円	9,800 円	2,200 円

備考

車賃 1 全路程を通算して計算する。ただし、区分計算をする場合はその区分された路程ごとに通算して計算する。

車賃 2 通算した路程に 1 km 未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

宿泊料 1 甲地方とは、市及び東京都の特別区をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

宿泊料 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。

役職区分ごとに、日当、宿泊料、食卓料に違いがあることや宿泊料を甲地方と乙地方に分けていること、また食卓料という項目があることには見直しが必要であると考え。役職区分ごとに食卓料として金額が異なっていることや宿泊料を地方ごとに分けることは、現在においては時代にそぐわない。

よって、宮崎市民の税金を原資とした経費であることを踏まえると、全庁的な検討が必要であるが、少しでも安く抑えることを念頭において旅費規程を見直し、実費精算をすることを徹底することを考えられたい。

【意見 29】 講師に対して旅費・報酬を支払う際の源泉徴収について

講師に支払う旅費あるいは交通費は、報酬の一部として、原則源泉徴収が必要となる（所得税法 204 条 1 項、所得税法基本通達 204 - 2）。ただし、交通機関やホテル、旅館等に直接支払われ且つその金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、当該金銭等については、源泉徴収しなくても差し支えない（所得税法基本通達 204 - 4）とされている。

つまり、源泉徴収しなくてもよいのは、担当課から交通機関等に直接支払われるケースに限定されている。ただ、実際には講師が直接新幹線の切符等を購入し、精算を依頼するというパターンが多いのではないだろうか。

この場合は、

- ①原則通り、講演料に合わせて切符代も源泉徴収の対象にしている。
- ②源泉徴収は講演料のみとし、切符代は現物支給している。
- ③講師に JR の窓口等で担当課宛ての領収書を受領してもらい、それと引き換えで切符代を支払い、源泉徴収しないで支払う。

という様々なケースが考えられる。

担当課においては、③の実例はないとのことだが、源泉徴収しなくてもよいことは②は明確になっているが、③については通達等では明確になっていないため、判断が曖昧であった。

交通機関やホテル等から「担当課宛ての領収書」を精算するケースにおいては、形式的には直接支払いとは言えないものの、「担当課宛ての領収書」に基づく処理であるため、実態としては直接支払いと同視できることから、源泉不要である。ただし、「講演者宛ての領収書」を担当課が受け取り精算する場合は、直接支払いと同視できないため注意され、参考にされたい。

【意見30】研修に伴う旅行代理店の選択について

担当課より「宮崎市内本店の業者のため、宮崎県勤労者旅行会より見積りを徴収している。他事業において他の代理店を利用しているため、発注バランスをとるため、他代理店の検討はしていない。」という回答を得た。発注バランスをとるために他代理店の検討をしていないというのは、代理店の中で少々高くても選択し利用するともとりかねない。

宮崎市民の税金を原資とした経費であるため、常にいくつかの旅行代理店を比較検討して、最も安価である旅行代理店を選択することを優先されたい。

【意見31】宮崎市教職員教育研究論文の表彰について

宮崎市立小中学校における教育指導上の諸問題の解明と教職員の指導力向上に資するために教育研究論文を募集しているが、優れた教育活動に取り組む教職員を表彰することは宮崎市内の小中学校の教職員の意欲を高め、資質能力の向上に資することを目的としている。そのため、教育委員会が行う表彰の実施について、詳細に実施要綱を定められたい。

各地方自治体の表彰制度では、副賞に記念品を設けているところや副賞はなく賞状のみなど、地方自治体によって違いがあるが、宮崎市では小学校、中学校ごとに、入賞一席、二席、三席及び佳作を選定し、副賞を贈っている。その副賞は賞賜品として図書カードとなっているが、賞賜品や金額などの規定はない。表彰制度を明確にする上でも、教職員表彰実施要綱を定められたい。

2 情報教育推進事業

(1) 概要

学校における教育の情報化を図るため、小中学校への情報教育アドバイザーの派遣、教育ネットワーク安定稼働もに向けた維持管理を実施する。

(2) 主な事業内容

- ・ネットワーク安定稼働のための保守委託業務
- ・ネットワーク維持管理のためのサーバー機器のリース
- ・情報教育アドバイザーを学校へ派遣し、授業支援を実施
- ・センター常駐の情報教育アドバイザーによる校務用パソコン等に関する問い合わせへの対応

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	54,525	59,310	96,019
決算額	54,405	54,337	100,570

(4) 監査結果

【指摘事項 3 5】情報教育アドバイザーとタブレット端末ヘルプデスクについて

学校からのヘルプデスク業務においては、センターに電話 2 回線があるので、新たにタブレット対応用にフリーダイヤルを用意し、同時に 5 校以上の問い合わせに対応できる体制で業務時間はいつでも対応する。アドバイザー 3 名以上、タブレット端末ヘルプデスク 2 名以上の合計 5 名以上の想定をしている。出勤管理表を確認すると、センター常駐は 5 名となっているが、有休や退職などで 5 名ではない時がある。現に、センター常駐のアドバイザーが 5 月に退職したが、1 か月と 9 日委託業務の受注者が代替人員を補充できなく欠員となっていた。

この期間は仕様書違反であり、ヘルプ業務デスクの業務に支障が出る可能性や常駐のアドバイザーの負担も大きくなった可能性もあったであろう。常に 5 名を想定しているならば、6 名以上雇用するなど緊急時にも対応できるように交代で勤務するように指導すべきである。

さらに、センター常駐のアドバイザー 1 名が欠員であった期間の人件費を減額する変更を受注者との間で協議しているが、その協議が長引いて 11 月末に減額決定されている。協議内容が設計額の 1 名分勤務する人件費の設計額を減額していたが、そもそも、アドバイザー 3 名以上、タブレット端末ヘルプデスク 2 名以上を想定して設計されているのか出勤管理表を見ると、アドバイザーとタブレット端末ヘルプデスクの区別はなされていない。設計書のアドバイザー 1 名分を基準に減額しているのは、疑問が残る。

このように協議が長引かないようにするため、契約書もしくは仕様書に欠員が生じた場合の規定を設けるべきである。

仕様書には、月に1度報告会を行うこととあるが、報告会がない月があった。担当者に尋ねたところ「4月度はアプリの名簿更新補助など事業支援以外を行っており、報告事項が少ないため5月度であわせ実施し、同様に、8月度も事業支援が少ないため9月度と併せて実施していた。」という回答を得た。これは仕様書違反にあたるため、仕様書に報告会がない月に関して誤解のないよう規定を見直すべきである。

また、アドバイザーの月末報告書を確認したところ、「その報告書を作成の上、センターにて担当者の報告を行う。」と仕様書にはあるが、その確認印はなく、報告を誰に行ったのかわからない。

さらに、疑問や質問欄に対する回答書もなかった。アドバイザーは学校教育の重要な役割を持っており、教員の労働時間の長時間化が問題とされている中において、教員の負担を軽減できる一つの手段となっている。アドバイザーのフォローもしっかり行われたい。

3 小中学校外国語教育推進事業

(1) 概要

新学習指導要領に対応するため、外国語指導助手（ALT）を25の中学校に配置するとともに、その校区の小学校に派遣し、小学5年生から中学3年生までの外国語科において、ティームティーチングを実施する。

また、外国の文化などに触れる機会を設け、コミュニケーション能力の素地を育成するため、小学1年生から小学4年生においては、外国語活動アシスタント（FLAA）を派遣する。

さらに、豊かな国際感覚も持った児童生徒を育成するため、英語を使ったイベント等の実施により、地域の特色を生かした外国語教育を行う。

(2) 主な事業内容

- ・ 中学校及び小学校（5、6年生）へのALTの配置や派遣
- ・ 小学校（1～4年生）へのFLAAの派遣
- ・ 教職員に対する研修の実施
- ・ ティームティーチングのスキルアップ研修の実施

(3) 根拠法令等

宮崎市招致外国青年の任用に関する要綱

宮崎市職員宿舍管理規則

(4) 参考文献等

園田敦子 (2021) 「雇用形態別にみる ALT の実態－ALT の属性および学校との関わり方の分析－」 共愛学園前橋国際大学論集

金沢信之 (2008) シリーズ「教育現場の非正規雇用」第 1 回 ALT の事務
民間委託 教育研究所員

(5) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	140,814	22,134	48,937
決算額	132,296	113,713	44,178

令和 2、3 年度の決算額には、会計年度任用職員制度の開始により、ALT の人件費を人事課で執行した分を含めており、予算額には人事課分を含まないため大幅な金額の増減がある。

(6) 監査結果

【意見 3 2】外国語指導助手 (ALT) 職員宿舍借上料について

宮崎市招致外国青年の任用に関する要綱 (外国語指導助手) (以下「要綱」という) の第 9 章職員宿舍によると次のとおりである。

第 33 条 市は、外国語指導助手に対して、宮崎市職員宿舍管理規則 (昭和 57 年規則第 38 号) の定めるところにより職員宿舍を貸し付けるものとする。

第 34 条 外国語指導助手の職員宿舍の貸付料の額は、次のとおりとする。

(家賃の月額－10,000) × 1/4 + 10,000 (百円未満は切り捨てる)

平成 21 年度の包括外部監査の意見を受けて、宿舍の入居者負担金を上限 19,000 円 (当時の最低額 11,200 円、最高額 20,000 円、平均額 17,800 円) が妥当であるとし、それを上記の第 34 条の計算方法に照らし合わせ{(家賃月額－10,000 円) × 1/4 + 10,000 円} 家賃上限を月額 46,000 円とする旨を課内の申し合わせ事項として決めている。

令和4年3月末現在現在のALT21名の入居者負担金は最低額17,000円、最高額19,000円、平均額17,900円となっており、月額家賃に換算すると、最低額38,000円、最高額46,000円となり、上限額を決めた点については一定の評価ができるものの、金額のバラつきが解消したとは言えず、ALT間の不公平さが懸念される。

また、ALT宅にある備品の管理について担当課に尋ねたところ、「宮崎市借上げのALT宿舎に転入の際、冷蔵庫、洗濯機、ガスコンロの備品を購入し設置している。これらは備品の登録行い、管理をしているが、毎年夏季期間のALTの入替時には、ALT宿舎に住むことになった新規招致ALTが引き続き使用している。」との回答を得たので、さらに、入居時に過去時の備品の確認や備品台帳の作成及び突合をしているのかを尋ねたところ、「確認はしているが、記録としては残していない。」という回答を得た。備品そのものは教育研修センター建物外市内に分散しており、常時管理できる状況ではないこと、またALTが私生活において1年から2年に渡り使用していることを考えると、適切な備品管理を行うにはALTの入居時に設置備品の一覧を作成し確認した上で、退去時には一覧をチェックし、相互に確認することが重要である。よって、備品の使用及び保管責任について要綱に規定することを検討されたい。さらに、小学校への派遣をまとめたALT派遣に関する規則を定めることも検討されたい。

【意見33】ALTの雇用について

令和3年度における小中高あわせたALTの総数は2万人を超えている。文部科学省による英語教育実施状況調査では、ALTの雇用形態を「JETプログラム」、民間会社と契約を結ぶ「労働者派遣」、「請負」、地方自治体の教育委員会が直接雇用する「直接任用」に分類している。

校種/形態	JET プログラム	直接任用	労働者 派遣契約	請負契約	その他	合計
小学校	2,472人 (17.8%)	2,693人 (19.4%)	3,580人 (25.7%)	899人 (6.5%)	4,259人 (30.5%)	13,903人
中学校	2,570人 (30.8%)	1,538人 (18.4%)	2,755人 (32.9%)	499人 (6.0%)	1,002人 (12.0%)	8,364人

※その他は留学生や英語が堪能な地域人材（日本人を含む）

「JET プログラム」とは、語学指導を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Program）の略称で、外国青年を招致して地方自治体や教育委員会、小中学校や高等学校で外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図ることを目的としている。国内はもとより、世界各国から大規模な国際的人的交流として高く評価されており、このプログラムに関わる日本の各地域の人々と参加者が国際的なネットワークを作り、国際社会において豊かな成果を实らせることが期待されている。

また、文部科学省を通して地方の教育委員会と契約関係を結び、職務を遂行する責任があり、1年目は年間およそ336万円の報酬が与えられる。地域レベルでの国際交流を図るといふプログラムの精神に則り、週35時間程度の勤務時間の中で、ALTは生徒と一緒に給食を食べたり、積極的に部活動や学校行事に参加したりすることを期待されている。

JETプログラムのALTは、国のプログラムの一員として健康保険及び傷害保険などの福利厚生が約束されており、雇用保険にも加入する。年齢制限はなく、家族を連れて来日することも許可されているが、契約期間は原則として1年単位の最長3年であるために、JETプログラムの契約下で永住するということとは不可能である。ただし、学校や地域によく馴染み、特に優れているALTには最長5年間の滞在が認められる。

ALT全体の約32%を占めているのが民間会社と雇用関係を結ぶALTである。民間会社の規模及び業態はALT派遣業務を専門にする企業から留学事業や英会話講座派遣といった業務の一部としてALT派遣を扱う企業まで多様である。多数のALTを新規採用する他の地方自治体の教育委員会の中には、ALTを個人単位で直接募集する代わりにホームページ等を通してALT派遣会社等に周知し、プロポーザル方式でALTを一括採用することも多い。プロポーザル方式とは、複数の民間ALT会社に企画や予算費提案してもらい、その中から最も適した業者を選ぶ方式である。

地方自治体にとって民間会社を介することのメリットは、ALT自身が慣れない日本という国において、生活及びコミュニケーション上の問題を抱えた時に、雇用主である民間会社がALTをサポートしてくれることは、学校にとっては教員の負担を軽減できる。また、地方自治体は赴任した時点で既に授業内容

の提案ができる ALT を期待できる。いわゆる民間会社内の研修で培っているであろう ALT の即戦力を期待できるのである。

「労働者派遣」と「請負（業務委託）」の違いだが、「請負（業務委託）」は円滑なチームティーチングを妨げる法律の縛りがある。それは「労働者派遣」が派遣先の学校教員からの指導法や生徒の関わりという点での指示や依頼を受けることが可能であるのに対して、「請負（業務委託）」下の ALT は法律によって派遣先の教員から受けることを禁止されているという点である。文部科学省は理想的な形として求めるチームティーチングが「請負（業務委託）」では違法とみなされる矛盾が指摘されるようになったため、雇用方法を「請負（業務委託）」から JET プログラムまたは直接雇用に切り替えるよう呼びかけている。

ALT を必要としている地方自治体が直接 ALT を募集するという直接任用の ALT は全体の 18% に上る。JET プログラムの基本 3 年間が終わり、さらに最長の 5 年を満了した優秀な ALT が地方自治体と ALT 両者の希望のもとに直接任用に切り替えることもある。また、随時、必要が生じた時点で、ホームページ等を通して ALT を公募する方法もある。日本語運用能力を要求しない JET プログラムと異なり、直接任用の ALT には職務遂行上、あるいは自力で生活する上で、日本語運用能力を求めることもできるであろう。

宮崎市における ALT25 名は、国の JET プログラムにより招致された外国青年を会計年度活用職員（週 35 時間勤務）として雇用している。民間会社との契約や直接雇用は推奨していない。

JET プログラムは、英語が堪能で学士を取得しているのみという最低応募条件が今後のキャリアを見据えた教員免許を取得している ALT と単なるアルバイト感覚や観光目的で臨むような教員経験がない ALT の双方を雇用する可能性もあるため、ALT の中でも教員としての人材の質の高さの違いが出てくる。この違いは給与の不均衡上においてもさらなる問題を生み出すであろう。

この様にモチベーションや教員としての質に違いがあるにも関わらず、JET プログラムに多額の予算が使われている。その ALT の技量や働きの度合いに関わらず、国も 1 人当たりの ALT を雇用するにあたり、給与や研修などを含め莫大な費用を支出しなければならない。この大きな費用負担が、限られた予

算での ALT の大量雇用を難しくする。

限られた教育財源を最大限に活用しつつ、外国語教育を前進させるには、指導力を身に付けた優秀な ALT が契約や待遇上の制約が原因で学校を離れずにすむ環境作りが必要である。当初は短期的な海外経験の予定で不安定な身分に留まりがちな ALT が、地域や赴任校との信頼関係を築くうちに安定した生活を保障され、雇止めの心配から解放されれば、より長期的に外国語教育に携わり、積極的に指導力向上のために力を注ぐことが可能となるだろう。

地方自治体の独自採用に対しては支援額が少ないが、小学校での外国語の教科化がされている中、コミュニケーションをとることを前提とする実用的な英語を習得するために授業中の ALT との実践的な英語での会話が益々必要である。そのことを考慮すると、JET プログラムからプロポーザル方式による労働派遣契約や宮崎市への直接雇用への切り替えも含め、雇用形態について検討されたい。

4 学校 ICT 環境整備促進事業

(1) 概要

小中学校において、タブレット端末やコンピューター等を活用した学習活動を充実させ、情報活用能力を育成するため、教育内容に対応した学校 ICT 教育環境の整備を図る。

(2) 主な事業内容

- ・校務用パソコン、タブレット端末の通信費の支出
- ・タブレット端末運用支援のためのヘルプデスクの設置
- ・校務用パソコン、プリンターなどの保守委託業務
- ・校務用パソコン、学校サーバー、プリンター、ネットワーク機器、授業支援ソフトや学習支援ソフトなどの整備
- ・大型提示装置及び実物投影機の補充

(3) 参考文献等

pc-webzine (2019)「熊本市が取り組む市内全小学校を対象とした教育 ICT」

(4) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	1,452,264	2,808,320	595,585
決算額	87,879	2,865,613	673,474

平成 31 年度は国の補助金を活用して補正予算を組み翌年度に繰り越したため、予算額が決算額に比べて大幅に高くなっている。

(5) 監査結果

【指摘事項 3 6】 機器運用支援業務委託について

この委託業務の仕様書では、主な業務内容は

ア 納入した情報機器類が正常に動作するよう所定の保守及び運用支援を行い、履行期間中の動作を保証すること。

イ アを行うため、3ヶ月ごとに1回各学校を訪問し、不具合の有無を確認すること。確認を容易にするため、宮崎市教育情報センターは学校に対し、不具合記録簿の作成を義務付ける。確認作業にあたっては、校長、教頭、情報教育担当教員、事務職員等から聞き取りを行うだけでなく、不具合記録簿の記載内容により確認を行うこと

とあるが、不具合記録簿の作成を義務付けるとあるので、担当課に不具合記録簿の提示を求めたが、「受注者が3か月に一度訪問するため、受注者に障害等を伝え忘れることがないように、また受注者が確認を容易にするために記録簿を残すようにしているが、3か月後の対応でよいものはほとんどないため、記録簿はあるが記録がないのが実情である。対応を急ぐものについては、学校はセンター常駐の情報教育アドバイザーに連絡し、常駐アドバイザーが障害と対応の内容などをエクセルデータで管理している。」との回答を得て、参考に平成 24 年度、平成 28 年度のかかなり古い記録簿の提出を受けた。記録簿の必要性がないのであれば、仕様書の規定を削除ないし変更されたい。

また仕様書に、夏休み期間中にあたる第 2 期の定期訪問の際にはサーバー内の埃などの清掃を行い、それと合わせてサーバーのアップデートやセキュ

リティ修正バッチ適用状況を確認するものとある。実施後の報告書を確認した際に、未実施が多かったため担当課に尋ねたところ、「定期訪問時にウイルス対策パターンファイルの更新確認はしている。ウイルス対策ソフトの基幹エンジンはクライアント OS 及び他のソフトウェアの動作に影響するため、動作検証の上、令和 3 年 5 月にまとめて実施した。サーバーの OS のバッチ適用については、クライアント OS 及び他のソフトウェアの動作に影響があること、緊急性の高いものがないこと、導入した令和 2 年 1 月から日が経過していないことから、実施を見送っている。これらについて委託業者から報告は受けている。」との回答だった。

平成 21 年度の包括外部監査においても指摘されていたが、仕様書通りの業務を指導されたい。また特別な事情がある場合は、特記事項に記載するよう指導されたい。

【指摘事項 3 7】 タブレット充電保管庫購入について

令和 2 年度の GIGA スクール構想整備のため、タブレット充電保管庫増設の必要が生じた。物品契約において、指名競争入札の実施に際し、入札参加が見込まれる者から参考見積を取得しているケースがあった。しかも契約においては、参考見積額と同額の設計金額が設定され、さらに参考見積額の提出者が落札、かつ落札率は 98% 以上であった。また、指名競争入札の指名業者は 10 社あったにも関わらず、1 社以外のすべての指名業者が辞退し、実際 1 社入札になっている。「ある特定の 1 社が落札するよう他社が談合して辞退する。」と疑う向きがあってもおかしくない。これは競争入札の公正性及び入札者間の公平性の観点から重大な問題があると考えられる。

入札参加予定者からは原則として、参考見積を取得すべきではない。特に指名競争入札において、特定の指名業者のみから参考見積を取得することは、厳に禁止されたい。全庁的な検討が必要だが、参考見積を設計金額の積算根拠として利用する場合、原則として入札参加予定者以外の業者を含む複数の参考見積を取得すべきである。

【意見 3 4】 学習支援ソフトライセンス購入について

宮崎市は児童生徒 1 人 1 台端末で使用するとしている。学習支援ソフトの 1 年間の使用ライセンスを購入するにあたり、指名競争入札を行っている。指

名業者は5社であり、そのうち2社は辞退しているが、入札に参加した1社から参考見積を取得し、その金額がそのまま予定価格となっている。さらにその参考見積を提出した業者の落札金額（21,384,000円(税込)）になり、落札率は100%である。これは競争性がないのではないかと懸念される。

まず、設計額を算出し難い場合は指定業者の中でできる限り複数の業者から参考見積を取得する必要があると考える。さらに、競争入札を実施しているにもかかわらず、落札率100%となっている契約については、速やかに検証を実施し、競争入札等における実質的競争性の確実な確保に向けた施策を立案、実行されたい。

また、ソフトウェアライセンス契約書の仕様書によると、参考見積を確保した日が令和4年2月10日であるが、契約は令和4年3月22日となっていた。

短期間での契約締結であるが、会計年度の終了間際にこの学習支援ソフトウェアを購入する必要があったのだろうか。そのようになった経緯を議事録として保存されたい。

【意見35】小中学校校内ネットワーク運用支援業務委託について

本業務は小中学校に設置している無線アクセスポイントを構成するネットワーク監視による障害発生時の対応である。実績報告書を確認すると、機器不良や故障、配線不良が多く、問い合わせ対応業務、異常時の対応業務、ネットワーク設定業務であり、再委託先の業務が中心だと考えられる。

委託契約書において、第6条1項で「受注者は第三者（以下この条において「再委託先」という）に対し、委託業務の全部または一部を再委託してはならない、ただし、あらかじめ書面により受注者の承諾を得たときは、この限りではない。」と規定がある。

発注者の承諾を得れば可能となっているため、随意契約による契約相手方が再委託を行う場合、事前に直接随意契約できないのかを考慮し、再委託先、再委託に発注する必要性、理由、再委託料についても通知させ、担当課において慎重に審査を行い、適正と認めたものに限り承認する取扱いとすべきであり、業務の内容や金額の割合など全庁的な課題もあるが、再委託ガイドライン等の基準を策定されたい。

【意見 3 6】 無線アクセスポイント追加設置設定業務委託について

令和 2 年度に構築した宮崎市立小中学校 72 校の Wi-Fi ネットワークシステムに無線アクセスポイントを 4 か所追加する業務であるが、作業者名簿を確認すると、業務の中心は再委託先となっている。一部小中学校校内ネットワーク運用支援業務委託の再委託先と同一である。担当課において、受注者から提出された再委託に係る通知書等を精査した（特に再委託料）結果、再委託の必要性に疑義が生じた場合、実施調査等も実施して確認し、是正を図る体制を整備されたい。

再委託に関する現在の委託契約書第 6 条の規定に関し、全庁的な検討が必要であるが、指名競争入札や随意契約によって契約の相手方が選定されている契約については、契約前に契約相手方、再委託する業務の範囲、再委託の契約金額の各項目についての「通知」をすることを義務付け、これらを審査の上、宮崎市が「承認」するという規定への変更を検討されたい。

【意見 3 7】 機器運用支援業務報告書の確認について

報告書には「各学校の校長、教頭または情報教育担当教諭による確認（印鑑または記名）を受領したものであること。」と規定があるが、どの役職者によるものなのか不明であるため、役職がわかるように記入されたい。また、契約書において受注者の支店長名が変更されていたが、その変更届書に変更日の記入がなかった。変更内容は受任者と役員の変更であったが、変更年月日がそれぞれ異なっているのにまとめて提出されていた。変更時は速やかに提出されるよう指導されたい。

【意見 3 8】 宮崎市教育用タブレット端末提供サービス委託業務について

新学習指導要領の理念を実現するために必要な ICT 環境整備を行うとともに、教育の情報化を円滑に推進する。そのために必要なタブレット端末（ソフトウェア含む）及び周辺機器のレンタル、保守 LTE 通信の提供やタブレット端末の円滑な活用のための研修・管理運用を一括して実施する教育の情報化支援を目的とする。

仕様書（6）において、タブレット端末の利用統計分析と報告に、タブレット端末及び授業支援ソフトウェアの通信状況、利用状況について定期的に実績報告を実施すること、と規定されているのでそれを確認したところ、授業支

援ソフトウェアとしてロイロノート・スクールと MetaMoji Classroom の小中学校の平日ログイン率の統計がグラフ化されていた。ロイロノート・スクールは操作が簡単で、低学年にもハードルが低い。子どもたちにとって使いやすく、カードをつなげるだけで簡単なプレゼンやアニメーションも作ることができる。テキストや写真などを自由な位置に配置できるようになり活用の幅が広がったが、子どもたちのノートを見るには提出が必要で、しかも書き込みをして返すなどアナログ的な手間がかかる。

それに対し、MetaMoji Classroom は子どもたちのノートの状況をリアルタイムで見ることができるので提出の必要性がない。プリントなどの問題を解いている時、○をつけたり、解答に悩んでいる子どもに個別でアドバイスを送ったりすることもできる。いつでもどこでもノートチェックができる。ノートを個別モードやグループ学習モードにするなどさらに活用の幅が広がる。

実績報告書を見ると、ロイロノート・スクールの平日アクセス率は高いが、MetaMoji Classroom は低い。その原因について担当課に尋ねたところ、「この委託業務に含まれる LTE モデルのタブレットとは別に購入した Wi-Fi モデルのタブレット 3 万台を合わせて児童生徒 1 人 1 台を整備している。MetaMoji とロイロノートの両方を購入すると予算が膨らむため、授業支援アプリはロイロノートのみと決定し、Wi-Fi のタブレットにはロイロノートのみ導入している。そのため MetaMoji の利用者は少なく、LTE タブレットの MetaMoji のログイン率は低くなっている。さらに宮崎市民の税金を原資として授業支援ソフト 2 つを使用し続ける必要があるのか」という回答だった。

ロイロノート・スクールは、子どもたちが自分の考えを発表したり、クラスメイトのカードを比較したりすることができる。一方 MetaMoji Classroom は、教員が作成したプリントなどを確認したり、書き込んだりする際に活用することができるため、授業の場面ごとにアプリケーションを使い分けている学校もある。費用が膨らむため授業支援アプリをロイロノート・スクールのみと決定したことについて一応の理解はできるが、MetaMoji Classroom も児童生徒にとっては有効性があるため利用している学校がある中で、教育 ICT 環境の推進計画の早期の段階でどちらかに決定するのではなく、並行して使うことも検討されたい。

【意見 3 9】 Wi-Fi 環境整備について

現在、児童生徒へ貸与しているすべての iPad は LTE 回線付き契約プランのため、自宅に Wi-Fi 環境が整っていない児童生徒も家庭学習時に利用でき、平等な教育機会の提供ができているといえる。各校のデータ通信量に差があるので、担当課に尋ねたところ、「LTE のタブレットは、自宅に Wi-Fi 環境のない児童生徒、不登校児及び教員が使用している。それぞれの数は学校によって異なるため、データ通信量に差が出ている。」という回答を得た。文部科学省が推奨しているように各学校内に高速無線 LAN を整備した上で、Wi-Fi 環境がある家庭には iPad の Wi-Fi モデルを提供することで大幅な通信量の削減もでき、通信量の差も解消できると思われる。

令和 4 年 10 月に会計検査院の検査で、コロナ禍における子ども家庭学習用として全国の地方自治体が無償で貸し出している「モバイル Wi-Fi ルーター」のうち、少なくとも 11 万台余りが余っていたことがわかった。

このことについて担当課は「Wi-Fi 環境のない家庭用に無償で貸し出す予定で国の 2 分 1 の補助金を使って Wi-Fi ルーターを地方自治体が購入したにも関わらず、全国合わせて 11 万台余っている。これは該当地方自治体の学校で持ち帰りが進んでいない、ルーターは無償で借りることができても毎月の通信費は家庭が負担しなければならないことが原因ではないだろうか。宮崎市の LTE モデルのタブレットは一か月で 9,000GB の通信量を 3,000 台でシェアする契約で月額固定の料金。各タブレットで通信費にばらつきはあるが、毎月 9,000GB の上限を超えていない。Wi-Fi 環境のない家庭に LTE ではなく、Wi-Fi ルーターを貸し出すようにした場合、通信量が 9,000GB を下回るにも関わらず（下回っても月額料金は下がらない）、通信料金を家庭負担にする必要性がないように思うので、この制度の利用は考えていない。タブレットの通信量のばらつきについて、動画などの過剰視聴により通信量が突出している LTE のタブレットを使用している児童生徒に対しては、学校を通して指導をお願いしている。」という回答であった。

宮崎市の ICT 環境整備については、高速無線 LAN の整備は進んでいるものの、さらに文部科学省が推奨している通信量の差を解消するために各家庭の Wi-Fi 環境整備を進められるよう検討されたい。

5 GIGA スクール推進事業

(1) 概要

ア GIGA スクール構想について

令和元年 6 月、学校教育の情報化の推進に関する法律が公布、施行された。同法は、次代の社会を担う児童生徒の育成に資することを目的として、学校の ICT 化に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくことを国の責務として明記したものである。今や子どもたちにとって PC は、鉛筆やノートと並ぶマストアイテムであり、仕事でも家庭でも ICT の活用が日常的となっている。これからの時代、子どもたちが幼いうちからコンピューターに慣れ親しむことは普通のことであり、ICT を活用した教育で、次世代の人材を育てていく必要がある。

文部科学省が令和元年 12 月、GIGA スクール構想を発表した。これは児童生徒に 1 人 1 台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰ひとり取り残すことなく、資質能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現などを目指すものである。

イ GIGA スクール構想のメリットについて

(ア) 教師（＝教える側）のメリット

- ①一人ひとりの習熟度にあった形で学びを進めることができる授業の実現がしやすい
- ②1 人 1 台の情報端末によって、授業支援ツールをどの授業でも活用できる。教材を全員の端末に瞬時に送り、児童生徒は自分の端末で文章を書いたり、数字を分析したりして、それを簡単に提出できるようになった。また、インターネットに接続して様々なコンテンツを見ることもできるようになり、板書でわかりにくかったことを動画で調べたり、最新のニュースを教材として使用できるようになった。

(イ) 児童生徒（＝学ぶ側）のメリット

授業を受ける児童生徒の最大のメリットは、表現と思考のアウトプットが増えることと、試行錯誤を恐れずにいろいろな表現に取り組めることである。GIGA スクール構想によって配備された 1 人 1 台の情報端末は、児童生徒の思考や表現の道具として活用され始めている。

(2) 参考文献等

Sony Global Education (2022. 2. 14) 「AI 教育とは？AI を導入するメリットとデメリットを解説」

The Asahi Shinbun (2022. 3. 31) 「GIGA スクール構想とは？目的実現のポイントを解説」

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	—	—	83, 007
決算額	—	—	82, 237

(4) 監査結果

【意見 40】AI 型ドリル教材運用支援業務委託について

AI 型ドリル教材 Qubena を学校の教員及び児童生徒が活用する際に、操作手順をサポートし教員向けにオンライン及び訪問による研修を行う業務である。

AI 教育とは、AI の能力を学習に活かす教育のことで、AI は人工知能 (Artificial Intelligence) の略称である。コンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピューターが「学ぶ」ことができるようになった。それが現在の AI の中心技術、機械学習である。

AI を教育に導入することで、人間だけでは手が回らないきめ細かなサポートができる。児童生徒一人ひとりに合わせた柔軟性のある指導を行うために、指導を補助する材料となる情報を収集、提供できる AI が教育現場に求められる。

AI が教育現場にもたらすメリットは、

ア 子どもの学習レベルに適したアドバイスをリアルタイムで提供できる

イ 教師の負担軽減ができる

ウ 成績表を正確に分析できる

それに対しデメリットは、次のような学校側の課題である。

ア 教師のデータの蓄積が必要

イ 教師の情報モラルやリテラシー不足

- ウ 効率的な活用事例が不足
- エ 教師の端末が古い、未整備
- オ 教師の ICT 研修が不十分

宮崎市の現状は、Qubena の活用率だけでなく、ICT 機器の活用においても学校差や個人差があり、ICT 機器の活用には自信がない教師もまだ多く、授業実践まで踏み込んでいない教師も多いようである。教師の不安を解消し、ICT 機器の活用を高め、教師の負担軽減に努められたい。

さらに、Qubena を運営する Compass 社から毎月各校の活用率データが送られており、隔週で情報センターと Compass 社の担当者との定例会を開き、活用が進まない学校については、学校訪問やオンライン研修を開くことになっている。

教育現場に早く、そして幅広く AI 教育を進められたい。

このように AI 教育に慣れるまでは、学校の教員に大きな負担がかかることがデメリットになる。しかし、現在では「学校の ICT 化を支える人材支援制度」を導入したことで、「情報通信技術支援員」「ICT 活用教育アドバイザー」を国が手配するという対応をしている。

文部科学省の教育 ICT 化に向けた環境整備において目標とされている水準のうち、ICT 支援員は 4 校に 1 人配置とあり、宮崎市は令和 3 年度は 4 校に 1 人配置（72 校 18 人）となっており、文部科学省が目標とする水準に達している。

宮崎市では、現在ヘルプデスクを設け必要に応じて ICT 支援員を小中学校に派遣する方法を採用しており、効率的な支援を行っている。

AI 型ドリル教材により、子どもの学習をリアルタイムでサポートできるようになり、児童生徒一人ひとり個別に最適化された学びが保障され、また教師の負担軽減にもつながるため、ICT 支援員を活用し、早期に AI ドリル教材によって AI 教育を受けられるような環境作りを整えられたい。

第5 保健給食課の事務事業

1 給食事務運営費補助事業

(1) 概要

宮崎市は、安全安心な学校給食の提供を継続するため、給食着などの衛生用品や給食事務雇用の費用について利用者負担の軽減を図っている。そしてこの目的を達成するため、宮崎市立小中学校（72校）PTA及び各共同調理場の学校給食会（5団体）に対し、児童生徒数や栄養士の配置状況等に応じた補助金が交付されている。

また、経済的な理由がないのに学校給食費を納入しない保護者に対して、法的手段を講じていく際の費用についても補助金が設けられているが、令和3年度の法的手段申立は0件であったため、執行はされていない。

(2) 根拠法令等

宮崎市給食事務運営費補助金交付要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	33,427	33,402	33,390
決算額	33,230	33,217	33,202

(4) 補助金の申請手続き

補助を受けようとする小中学校PTAは、宮崎市教育委員会が指定する期日までに補助金交付申請書を提出する。その際補助金にかかる事業計画書、収支予算書及び補助金申請書を添付しなければならない。

(5) 補助金の算出方法

補助金の算出方法は、下記のとおりである。

①基本額＋②小規模校加算額＋③栄養士未配置校加算額＝補助金交付額
ただし、補助金交付額の上限は520千円となる。

① 基本額

補助金の基本額は360千円である。

② 小規模校加算額

小規模校については、保護者1人当たりの負担が大きいため、児

児童生徒数に応じて、下記の通り加算を行う。

児童生徒数	加算額
100 人以下	160 千円
101～170 人	120 千円
171～210 人	100 千円
211～250 人	70 千円
251～290 人	50 千円

③栄養士未配置校加算額

ア 栄養士未配置校

栄養士が配置されていない単独校で、なおかつ保護者 1 人当たりの年間負担額が栄養士配置単独校の平均負担額以上になる学校については、保護者負担軽減のため、下記の通り加算を行う。

$$\begin{aligned} \text{加算額} &= (\text{保護者 1 人当たり年間負担額} \times \text{児童生徒数}) \\ &\quad - (\text{平均負担額} \times \text{児童生徒数}) \end{aligned}$$

平均負担額は、栄養士配置単独校の保護者 1 人当たり年間平均負担額である。

イ 栄養士配置校

栄養士が配置されていない単独校には、平成 28 年度より市費栄養士が一部の学校に配置されている。基本的な業務内容は県費の栄養士と同じであるため、本来ならば加算額を 100%削減すべきであるが、県費と比較して勤務時間が短いことにより、上記アの加算額を 70%削減した額を加算額として積算する。

$$\text{市費栄養士配置校の加算額} = (\text{アで算出された加算額}) \times 30\%$$

(6) 補助金交付の決定及び交付

市長は、補助金交付の申請に関する書類に対する審査及び必要に応じて行う実地調査により、適当と認めるものについて補助金の交付を決定し、その旨を PTA に通知する。

補助金の交付に関しては、概算払いで交付し、事業完了後に精算する方法によっている。

(7) 補助事業に係る実績報告

補助事業完了後、PTA はそれから 30 日以内、又は 4 月 30 日のいずれか早い日までに実績報告書及び添付書類（事業実施報告書、決算（見込）書、預金通帳の写し等）を市長に提出する。

(8) 監査結果

【指摘事項 38】 決算（見込）書に記載されている注意書きについて

決算（見込）書の内訳欄に「【収入】（市補助金）と【支出】（小計 A）の金額が一致すること」との注意書きがある。ここでいう【収入】（市補助金）とは給食事務運営費補助金のことであり【支出】は、当該補助金から支出された経費を指している。

通常、給食事務運営費の金額は補助金の額を上回っており、補助金はすべて給食事務運営のために支出されなければならないという点を考慮すれば、市補助金額と補助金による支出額（小計 A）は当然に一致するはずである。よって、このような注意書きはそもそも不要であると思われる。

またこの注意書きの文言は、補助金が余った場合にも使い切るよう指示しているようにも受けとれるため不適切と思われる。この点について担当課に尋ねたところ「『【収入】（市補助金）と【支出】（小計 A）の金額が一致すること』は、市補助金額を正確に把握、記載していただくために、記載例・提出様式の両方に記載しておりました。表現方法や記入例について、様式の見直しを検討します。」とのことであった。早急に文言の改訂を行うべきである。

2 単独調理場空調設備整備事業

(1) 概要

空調設備のない単独調理場について、食中毒の発生リスク低減や調理員の労働環境改善を目的とし、単独調理場に空調設備を整備する。

令和 3 年度までに単独調理場を備えている学校全 45 校中 41 校の整備が完了しており、令和 4 年 8 月に残りの 4 校を整備し、全 45 校について整備が完了している。

(2) 根拠法令等

単独調理場空調設備賃貸借契約約款

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	40,250	47,384	57,000
決算額	36,514	45,087	53,135

(4) 監査結果

【意見 4 1】空調設備のメンテナンスリース方式による整備について

平成 11 年度から工事による空調設備の整備を開始し、平成 28 年度からは 10 年間の清掃点検費用を含むメンテナンスリース方式による整備を行っている。このメンテナンスリースは民間の資金とノウハウを有効活用でき、年度予算の低減化と平準化が図られる。トータルの契約であると、ライフサイクルコストの削減ができるメリットがある。しかし支払総額は割高になり、このリース契約は特約事項があり、賃貸人は期間満了後、現状有姿にて単独調理場空調設備及び附帯設備を賃借人に無償譲渡するものとしている。再利用できる限り、再リースを数年行うという方法もあったのではないかと考える。

10 年後期間満了後、所有権が移転すると割高で購入したことになり、その後また老朽化問題に直面し、修繕費増大や取替コストを検討せざるを得ない。

今後 10 年経過して期間満了になる賃貸借物件が出てくるので、将来のコストに関しての検討と工事による空調設備を順次リース契約に変更していくかを慎重に検討されたい。

3 学校給食管理運営事業

(1) 概要

児童生徒の健康増進や体力の向上及び豊かな心の育成を図るため、調理場の効率的かつ適正な管理運営と衛生管理を徹底し、安全で確実な給食実施に努めている。

(2) 主な事業内容

- ・給食業務用物品等の購入
- ・施設・設備の維持管理、衛生管理
- ・安全保持の徹底のための調理等の実施

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	165,649	170,200	173,200
決算額	152,220	153,919	168,491

(4) 監査結果

【指摘事項 39】 小中学校給食室空調設備等点検清掃業務委託 A について

仕様書の業務内容には、点検清掃作業を区分ごとに作業方法、使用機材が確認できる写真を撮影することとあるが、すべての作業、使用機材が撮影されているわけではなかったため、担当課に尋ねたところ、「本課としては、『点検』『簡易点検』『清掃』を区分と位置付けており、作業方法、使用機器が確認できる写真を撮影することとしているが、点検機器ごとや清掃箇所ごとの詳細の写真までは求めていない。作業内容の確認は、作業実績報告書により行っており、写真は補足的に提出を求めている。」という回答であった。仕様書に規定があるため、補足的なものであるならば、その旨を記載するか、どのような時に必要であるかを明記されたい。

さらに、仕様書その他の 7 に、「改正フロン法に規定のある簡易な点検を計 4 回（内 1 回は夏季休業中の点検を代える）実施し、その点検記録（環境省・経済産業省が策定した『簡易点検の手引き』の簡易点検チェックシートに準ずるもの）を提出すること。」とあるが、簡易点検チェックシートにチェック漏れが生じていた。

受注者は点検結果及び実施報告について、発注者の確認を得たときは、委託料の支払いを請求するものとするところがあるが、チェック漏れが生じているままで支払いを行うことは重大な契約違反となる。このようなチェックミスがないよう注意すべきである。

【指摘事項 40】 宮崎市学校給食産業廃棄物処理等の委託（金属くず）（50 場）の委託料について

委託契約書には、予定数量 4,000 kg、基本単価 44,000 円/回（消費税込）と規定されているが、仕様書 4 においては、「契約は回数制による基本単価となっており、委託料は基本単価（消費税込）×1 か月の収集回数（回）で算出し

た額とする。」と規定されている。予定数量は 4,000 kg で予定回数 23 回となっている。仕様書にしたがって計算すると、44,000 円/回×23 回と計算できるが、契約書では予定回数が規定されていないため計算できない。担当課に尋ねたところ、「これまでの資料等を確認し契約の経緯を調査したが、この契約方式になった経緯は不明だった。今後、単価契約の必要性も含め、現状にあった契約方法について検討する。」との回答であった。早急に、現状に合う契約書に変更されたい。

さらに、当該契約書の印紙は $44,000 \text{ 円/回} \times 23 \text{ 回} = 1,012,000 \text{ 円}$ (税込) で判断し、400 円が貼付されていると思われるが、印紙税の貼付の判断は税抜で行うため $40,000 \text{ 円/回} \times 23 \text{ 回} = 920,000 \text{ 円}$ (税抜) となり、印紙は 200 円となる。契約日から 5 年以内で還付手続きが取られるため受注者へ早急に連絡されたい。

【意見 4 2】不良箇所等報告書について

小中学校給食室空調設備等点検清掃業務委託 A 仕様書その他 5 に、「作業中に不良箇所(エアフィルター等消耗品についてのものを含む)を発見した場合や空調設備等の種類・数量等に誤りがあった場合は、設置場所・内容等を別紙により報告すること。」とあり、当該報告書の内容等を確認したところ、全体的に機器の老朽化が見受けられる事例が多かった。その対策について担当課に尋ねたところ、「早急な対応が必要な機器に関しては、見積を依頼し、修繕を実施している。また機器の老朽化については令和 4 年度にすべての調理場への空調設置が完了し、令和 5 年度以降に設置年度の古い機器(学校)から順次更新を予定している。」との回答を得た。

単独調理場方式の空調設備の整備は、平成 11 年度から工事による整備を開始し、平成 28 年度から 10 年間の清掃点検費用を含むメンテナンスリース方式による整備を行っている。設置年度の古い機器からだけでなく、不良箇所等の報告書の内容等を参考に優先順位を決定し、また、費用の面で取替更新が良いのかリース方式が良いのか慎重に検討し、更新を進められたい。

4 学校給食センター管理運営事業

(1) 概要

児童生徒の健康増進や体力の向上及び豊かな心の育成を図るため、学校給食センター5施設の効率的かつ適正な管理運営と衛生管理を徹底し、安全で確実な給食実施に努めている。

(2) 主な事業内容

給食施設のない小中学校に給食提供を行う共同調理場を運営するため、調理器具の更新や施設設備の修繕等、施設の維持管理も行っている。

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	257,850	259,460	259,100
決算額	241,379	233,911	255,737

(4) 監査結果

【指摘事項 4 1】 宮崎市田野学校給食センター配送事務委託について

令和 2 年 8 月 1 日から 5 年間の業務委託契約を締結しているが、今回の契約以前から仕様書に記載されている業務内容のうち、実際には行っていない業務や仕様書に記載されていない業務を行っていることが発見されたため、令和 3 年 8 月 1 日に発注者と受注者間で共通認識を行い、整理するための協議を行っていた。

両者協議の結果、契約書の変更については次の契約更新時に行い、今回は議事録によりお互いの共通理解を図ることで両者が了解し、仕様書の変更や委託料の変更について検討はなかった。この点について担当課に尋ねたところ、「配送業務委託は、給食実施日ごとに市が指示する学校ごとの数量を、配送車を使用し、田野学校給食センターから対象校に配送することを主業務としている。それに伴う詳細の業務（配送業務）並びに配送業務以外での受注者が行う業務（付随業務）については、仕様書に記載するほか、委託契約書第 16 条により発注者と受注者とが協議して定めている。また、委託料の積算にあたっては、車両費、人件費（賃金については賃金センサス『営業用普通貨物自動車運転手』の九州 7 県の給与平均金額）を基に積算しており、詳細の各業務に基

づく積算は考慮していない。よって、今回、受注者との協議により業務内容の確認を行った際、委託料の増減は生じないと両者了解したことから、協議報告書での確認に留め、変更契約は行っていない。」という回答であった。

仕様書に記載のある配送業務 3 業務、付随業務 2 業務が、今回の契約前から実際には行っていなかったという事実は、委託契約書第 16 条の「この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。」に該当するので、確認だけで良いとしている。しかし委託契約書第 1 条第 2 項には、「受注者は別紙の仕様書に基づき委託業務を実施するものとする。」と規定され、第 3 項に「前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは発注者と受注者が協議して定める。」と規定されている。

仕様書に記載されていない業務について、第 16 条を適用して協議がなされているが、仕様書は契約書の一部であることから、仕様書に記載されている業務内容を実際に行っていないことは委託契約書第 1 条第 2 項の重大な契約違反であると判断できる。

さらに競争入札で入札者が決定し、委託料の積算にあたって詳細な各業務に基づく積算は考慮していないので委託料の増減は生じないという判断であるが、設計書の項目には修繕費、その他消耗品費等も含まれているので、形式的には競争入札の形はとってはいるものの、実質的には競争性が阻害され、指名競争入札制度が形骸化する恐れもある。

したがって、仕様書記載業務と実業務内容との差異は契約違反であるため、早急に契約書の変更行い、委託金額の検討も行うべきである。

【指摘事項 4 2】 配送業務の実施記録について

仕様書 11 において、「業務責任者は業務を実施した日の業務実施状況を記録し、宮崎市に提出するものとする。」と規定されているので、その実施記録を確認したところ、配送日誌に検印がなされていないものが見受けられた。漏れのないよう注意されたい。

さらに、使用状況に入庫時メーターと出発時メーターの記録とその差である走行距離が記入されていたが、入庫時メーターと翌日の出発時メーターの差があるが、この差が何であるのかの記入がされていない。

仕様書 10(2)においては、「配送車両は給食配送以外の受託者の業務に使用してはならない。使用日時、使用業務、運搬品目を記載した書面により、宮崎市の許可を受けた時に限り、給食配送以外の業者に使用することができる。」と規定されているので、メーターが連続していない場合はその理由等を記載し、記録を残すべきである。

【意見 4 3】 宮崎市田野域学校給食用米飯加工等業務委託について

米飯給食について、単独調理場 45 か所及び共同調理場 5 か所のうち、中央、高岡、清武の 3 センターは自炊方式で行っているが、佐土原、田野の 2 センターは炊飯設備が整備されておらず、合併前から「委託炊飯方式」で行っている。

自校炊飯と委託炊飯を比べてみると、平成 30 年都道府県別米飯給食実施状況(形態別)をみると、自校炊飯は小学校で学校数 45.5%(児童比率 38.15%)、中学校で学校数 44.5%(生徒比率 38.0%)であり、委託炊飯の方が多い状況である。宮崎県においては、自校炊飯は学校数で 65.3%となり、児童生徒比率で 59.4%であり、自校炊飯が多くなっている。

委託炊飯は、佐土原や田野のように炊飯設備の整備費用や設置場所の確保ができないという理由で行われており、施設設備の問題である。またパン給食からの切り替えに際し、パン業者からの要望を受けて炊飯を委託してきたという背景も考えられる。学校給食調整の民間委託などに関わる問題である。

新給食調理場建設では、自校炊飯が主流であり、文部科学省も米飯推進、自校炊飯が進んでいる。平成 27 年度の包括外部監査でも炊飯設備の整備が挙げられたが、佐土原と田野センターについても効率優先ではなく、地産地消の推進のためにも炊飯設備導入を再度検討されたい。

また地方自治体の中には、独自の工夫を凝らし、空き教室ができたことを利用して空き教室に家庭用の炊飯器を導入し、地場産米の自校炊飯を始めたところもある。家庭用炊飯器なら比較的安価で導入できることが利点であり参考にされたい。

5 学校給食食材加工等業務委託事業

(1) 概要

単独調理場及び共同調理場において行っている学校給食の調理、食器類の

洗浄等業務について、学校給食の効率的な運営を図るため民間委託するものである。

令和3年度末時点では、単独調理場45校中40校と、共同調理場27校中16校について委託化が完了している。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	559,331	596,000	623,000
決算額	548,152	569,430	598,705

(3) 監査結果

【意見44】給食調理業務外部委託について

平成21年度の包括外部監査において、「給食調理業務外部委託の推進について、外部委託による経費（特に人件費）の節減効果は大きく、今のペース以上に積極的に外部委託を推進すべきである。」との意見が述べられていた。平成21年度末時点では、単独調理場45校中8校と共同調理場が24校中8校であったことを考慮すると、単独調理場ではかなり外部委託の推進が進んでいるが、共同調理場ではペースが鈍化しているようである。

実施を進めることについて今後の対策計画について担当課に尋ねたところ、「直営方式の施設については、宮崎市の現業職員が調整等業務を行っているため、今後も職員労働組合との協議などを経て外部委託をすることが決定した調理場を民間委託していく予定である。」という回答を得た。完全外部委託を目指すために実施計画を立て、早期に業務の効率化を図られたい。

【意見45】最低制限価格について

学校給食食材加工等業務委託の最低制限価格について、平成28年度包括外部監査の監査意見として「適正な業務履行の確保と労働条件悪化の未然防止の観点から、最低制限価格の見直しを検討されたい。」と述べているが、当該業務委託の設計金額と契約金額の乖離が大きいので、それに対して検討されたのか尋ねたところ、「最低制限価格の見直し等についての検討記録はない。最低制限価格については、今後の入札結果を踏まえ、見直しの必要があると判断される場合、他地方自治体の状況等を参考に見直しを検討したいと考え

ている。」との回答を得た。

委託業務については、実際の入札状況を見ないと金額予測は難しいことから、最低制限価格の設定については入札状況に応じた変動型にする方が妥当な結果をもたらすことが多いと考えられる。

都城市では、平成 24 年 1 月から競争入札により契約を締結する場合において、過度な低入札価格による品質低下を防止するため、最低制限価格を設定している。建設工事及び工事に伴う委託に限定されているが、変動型最低制限価格制度を導入している。

価格競争という競争入札の本来の趣旨を生かし、公正な入札契約制度の信頼性をさらに高めるとともに、官製談合の可能性を排除することからも、労働集約型業務委託であっても最低制限価格の設定方法については検討されたい。

6 学校給食施設設備維持管理事業

(1) 概要

単独調理場及び学校給食センターでの安全で確実な給食実施と衛生面の向上を図るため、施設整備や厨房機器などの工事や設備の更新を行うものである。

(2) 根拠法令等

学校給食法

(3) 参考文献等

栃木市学校給食調理場整備基本計画（令和 2 年 1 月改訂） 栃木市・栃木市教育委員会

西条市学校給食施設整備基本計画（令和 3 年 5 月） 西条市・西条市教育委員会

(4) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	99,000	103,700	139,000
決算額	98,517	126,808	134,252

(5) 監査結果

【指摘事項 4 3】 蒸気ボイラー借上料について

リース会社から見積書を依頼せず、販売店から見積書を徴取して販売店の見積書を参考に設計している。その見積書を確認すると、諸経費に運送費が含まれていたが、その運送費（松山～宮崎）は当該販売店との間での費用と考えられるため、この見積書は当該販売店から購入した場合の見積書だと考えられる。賃貸借契約書の特約事項には、期間満了後に再リースではなく、現状有姿にて蒸気ボイラーを貸借人に無償譲渡するものとするとして規定されているので、購入を考えることもできる。そうすると、この見積書の購入金額はリース料総額より低い価額となっており、販売店より購入する方が経済的である。

さらに、当該設計書はこの見積額にリース料率を乗じて予定価格を決定しているがリース率の算定について担当課に尋ねたところ、「過去の入札実績や物価資料等と参考に設計している」との回答を得た。リース料の算定によっては、金額が大きく変わる可能性がある。

以上のことから、リース契約を採用する場合、リース契約の合理性を確保するため、期間満了後も含めてリース物件の価格を十分調査して記録を残し、明確にしておき、予定価格を算定する際のリース料率についても物価資料等の根拠を明確にする必要があると考える。予算制約上、予算の平準化の観点からリース契約を選択する場合であっても、購入により調達金額とリース総額の比較検討を行い、リース契約の合理的理由を示しその検討資料を保存すべきである。

【指摘事項 4 4】 宮崎市立瓜生野小学校給食室屋上防水改修工事の工事保険 証券添付漏れについて

受注者より給食室の屋上防水改修工事を行うため、契約保証金として公共工事履行保証証券の提出があった。

工事期間が令和 3 年 7 月 6 日より令和 3 年 9 月 10 日までとなっているのに対し、工事の保険付保内容証明書の保険期間が令和 3 年 9 月 1 日までとなっていたため、問題がないのか担当課に尋ねたところ、「1 年間を保険期間として受注者が継続して加入する当保険においては、内容証明書の保険期間の令和 3 年 9 月 1 日から工事期間である 9 月 10 日までについて工事保険に入って

いたが、保険の更新時期であったことから、更新後の確認書類の添付を漏らしていた。」との回答を得た。

契約の履行性の確保という契約保証金の趣旨からすれば保険期間の更新時期には注意を促し、更新後の保険証券を入手し添付されたい。

契約に係る履行保証期間については、契約内容の確認を徹底するとともに、チェック体制を強化し、適正な事務処理の確保に努めるべきである。

【意見 4 6】 学校給食の実施方式と新学校給食センターの整備における事業手法について

宮崎市は令和 3 年 2 月に宮崎市が設置している学校給食センターが築 25 年以上を経過しており老朽化が進みつつあることから、今後の整備及び長寿命化に関する方針を定めるため、宮崎市学校給食センター個別施設計画（以下、「本計画」という）を策定している。

本計画は、維持管理・更新等の取り組み状況を踏まえつつ、長期的な視点を持って長寿命化や建替え等を計画的に行い、持続可能な行政運営の実現を図ることを目的としている。

学校給食は、学校給食法に基づき、子どもたちの心身の健全な発達に資するために、成長段階において必要な栄養を適切に摂取できるよう提供するものである。また、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う学校教育活動として重要な役割を担っている。

宮崎市の学校給食はすべての小中学校において、完全給食が実施されており、その実施方法は各学校にある給食室で調理する「単独調理場方式」と学校給食センターで調理して各学校へ配達する「共同調理場方式」の 2 つに分かれている。

学校給食センターは、これまでは不具合があった場合に保全（修繕）を行う「事後保全」で対応してきたが、今後長期的視点に立って財政的負担を縮減しながら施設の長寿命化や衛生管理の徹底を図っていくために、これまでの「事後保全」ではなく、定期的な点検を通して施設状態を把握し、計画的に修繕等を行う「予防保全」に転換していくこととし、調理・衛生管理を適切に実施するために、施設機能の確保を優先的に実施する予定である。

単独調理場も建設から 40 年以上経過した施設が多数を占め、年々進行する

施設の老朽化が深刻な課題となっている。長期的な展望に立った学校給食施設の在り方について早急な検討が必要である。そこで、共同調理場の整備や運営等だけでなく、単独調理場も含めて検討されたい。

他の地方自治体の中には、単独調理場と共同調理場を一元化した「新学校給食センター整備基本計画」が策定されているところがある。

ア 単独調理場方式

<メリット>

毎年示される学校経営方針に従い、食に関する指導計画が立てられ、それに沿って給食提供及び食育指導ができる。

他の方式に比べてきめ細かな調整が可能なため、各学校の特色を生かした農業体験等、地域と連携した食育も可能である。

また、適正な面積があれば、食物アレルギーへの対応などの個別の支援もしやすい方式である。

<デメリット>

栄養教諭等は、児童生徒数が 550 人以上の学校に県費負担の栄養士を配置することができるが、550 人未満の学校には栄養教諭が配置されず、1 人の栄養教諭が複数の小中学校調理場を兼務しなければならない。

また経費的には、宮崎市全体における建築コストが他の方式に比べると多くなることや、配送経費はかからないが調理員の数が多くなるなど、運営経費も多くなる。

イ 共同調理場（センター）方式

<メリット>

宮崎市全体では調理場が集約されるため、建築費が他の方式に比べると有利である。また、大型・自動化機器の導入により大量の食材を調理することから、食材の調達コスト削減や作業の効率化により、調理員数を抑えることができるなど運営経費の軽減を図ることができる。

<デメリット>

各学校の経営方針に基づいた食に関する指導は、構成する学校数が多くなるほど困難となる。また、地元産の農産物を取り入れる地産地消の取り組みでは、食数が多くなると、同じ産地の食材を揃えることが困難となる。

献立方面では、大量の食数を調整するとともに、配達時間の確保が必要となり、調理時間の制約も生じることから、バラエティーに富んだ献立は制限される。

また万一、食中毒が発生すると、被害は構成する受配校全体に拡大する。

それぞれの学校給食の実施方式のメリットとデメリットを考え、一元化の方向へ考えることを検討されたい。

さらに、新学校給食センターの整備における各種の手法について、財政負担を抑えて良質な公共サービスを目指すため、事業手法も検討されたい。

施設整備には多くの費用が必要であり、今後 PFI 方式、DB 方式、リース方式など民間資金やノウハウを活用した施設整備の可能性について、継続して検討を進めていく必要がある。

(ア) 従来方式は公共が主体となって資金調達、建設を行い、建設後、維持管理・運営を行う方式

(イ) DB 方式は、公共が資金を調達し、設計と施工を一括して民間事業者に発注する方式。運営事務については別契約で、建設後、民間事業者に包括的に業務を委託することも可能である。

(ウ) PFI 方式は PFI 法に基づいた事業方式で、補助金を除いた事業当初の資金調達を含めて建設から維持管理運営すべてを一括して民間事業者が行う方式

(エ) リース方式はリース会社の資金調達により建設を行い、リース会社から公共へ施設をリースし、維持管理は主にリース会社が行う方式

全国的な傾向はこれまで、給食施設の整備は従来方式での実施が主流であったが、全国的に PFI 方式や DB 方式の採用が増加している。

PFI 方式は施設整備と運営管理を一体で民間事業者が行うことで、効率的かつ安定的に事業運営が実施できることや民間資金を活用することで財政負担の平準化ができるメリットがある。

また DB 方式では、設計と施工を一括で発注することから工期の短縮や費用の圧縮が図られるというメリットがある。

各手法を比較検討し、将来の新学校給食センター整備基本計画として検討されたい。

第6 生涯学習課の事務事業

1 地域と学校の連携による教育活動支援事業

(1) 概要

- ア 事業の目的 ①地域住民が教育活動に参加しやすい環境づくりの推進
②活力あるコミュニティ形成と学校運営の円滑化
- イ 目的達成方法 ①学校支援コーディネーターの配置
②学校支援ボランティア活動の支援
- ウ 主な活動内容 学校支援コーディネーターの配置、研修、地域と学校の連携講演会の開催

(2) 根拠法令等

「地域学校協働活動推進事業」謝金・旅費確認表

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	1,412	1,318	785
決算額	927	639	148

(4) 活動内容

本事業は、学校の教育活動や学校行事の中に地域住民がボランティアとして参加し活動できるようにするため、学校又は校区ごとに学校支援ボランティアを募集し、その募集や学校教育への参加や活動をサポートして調整を行う学校支援コーディネーターを一部の学校又は校区に配置するものであり、学校支援コーディネーターの活動に対しては謝金を支払うこととなっている。

ア 令和3年度学校支援ボランティアの人数

令和3年度学校支援ボランティアの人数について、予算当時は宮崎市内の全小中学校72校について合計744人を見込んでいたが、令和3年度の人数は次のとおり合計106人とどまった。

- (ア) 小学校 合計103人(宮崎小10、大淀小12、宮崎東小7、木花小10、東大宮小19、宮崎南小11、学園木花台小12、高岡小22)なお、校区としては、広瀬中区(広瀬小、広瀬中)、東大宮中区(東大宮中、東大宮小、

宮崎東小) となる。

(イ) 中学校 合計 3 人 (生目台中)

ウ 令和 3 年度学校支援コーディネーターの配置

学校支援コーディネーター配置校は 6 校 (宮崎東小、東大宮小、広瀬小、高岡小、東大宮中、広瀬中) であるが、令和 3 年度に実際に配置されたのは広瀬中区、高岡小及び東大宮中区の 3 校 (校区) に各 1 人であった。学校支援コーディネーターの活動については、1 時間当たり 740 円の謝金が支払われる。

エ 令和 3 年度の学校支援コーディネーターの活動状況

令和 3 年度に配置された学校支援コーディネーター 3 人 (広瀬中区、高岡小及び東大宮中区) の活動状況 (活動時間、活動内容) は次のとおりであった。以下、月別に概要を整理する。

- | | |
|------------------------|---------------------------------|
| (4 月) 高岡小 (1 時間) | 生涯学習課との打合せ |
| 東大宮中区 (30 分) | ただし、謝金請求せず。 |
| (5 月) 高岡小 (1 時間 30 分) | ボランティアを麦畑案内、日程調整電話、
麦刈り問合せ電話 |
| 東大宮中区 (8 時間) | ボランティア募集チラシ作成、配布、
電話対応等 |
| (6 月) 広瀬中区 (3 時間) | アカウミガメの話の打合せ、依頼等 |
| 高岡小 (1 時間 15 分) | 読み聞かせボランティアの対応 |
| 東大宮中区 (9 時間) | ボランティア名簿等作成、文書配布、電話
宮崎東小福祉体験 |
| (7 月) 広瀬中区 (2 時間) | アカウミガメの話、職場体験打合せ |
| 高岡小 (1 時間 30 分) | 読み聞かせボランティアの対応、文書配布 |
| 東大宮中区 (1 時間) | 東小福祉体験、盲導犬の講話 |
| (8 月) 広瀬中区 (3 時間 30 分) | 職場体験協力依頼、小学校打合せ、
活動レポート作成 |
| 高岡小 (2 時間) | 研修会レポート作成、
9 月授業の案内文書作成 |
| 東大宮中区 (4 時間) | 東小依頼の電話、依頼書作成、打合せ |

- (9月) 広瀬中区 (6時間 30分) 広瀬音頭の打合せ、踊ろう、話合い
 高岡小 (1時間 30分) 奴踊りのボランティア応対
 東大宮中区 (11時間) ボランティアの依頼、募集、連絡
- (10月) 広瀬中区 (12時間 30分) 交番や見守隊の職場体験の打合せ、依頼、実施
 高岡小 (1時間 30分) 読み聞かせボランティア、クラブ活動の応対、電話
 東大宮中区 (25時間) 面接練習、ミシン補助、車いす体験の実施連絡等
- (11月) 広瀬中区 (3時間) 職場体験の依頼、打合せ
 高岡小 (2時間 35分) クラブ活動、読み聞かせ、麦蒔きのボランティア応対
 東大宮中区 (9時間 30分) 昔遊びの連絡、報告書作成、教育推進研修会参加
- (12月) 広瀬中区 (5時間) 職場体験、昔遊びボランティアの要請
 高岡小 (1時間) 読み聞かせボランティアの応対
- (1月) 高岡小 (2時間 10分) 麦のボランティア、クラブ、読み聞かせボランティアの応対
 東大宮中区 (1時間) 手話教室補助
- (2月) 高岡小 (30分) 麦発育経過の電話報告
- (3月) 高岡小 (1時間) コーディネーターとの顔合わせ
 東大宮中区 (1時間) コーディネーター報告会

(4) 監査結果

【指摘事項 4 5】 学校支援コーディネーターの報告内容の適正化について

学校支援コーディネーターの報告書の中に、ボランティア依頼の電話だけで活動時間 1 時間という内容があったり、自己判断で参加した研修会（本件活動との関連性は不明）への参加時間も本件活動時間として計上していたりするものがあった。このような報告書については内容を確認し適切な指導を行うべきである。

【指摘事項 4 6】 本事業の費用対効果や事業のあり方について

学校及び地域関係者の交流を図るためのフォーラムについては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和 2 年度及び令和 3 年度は中止となっているが、それを考慮しても、全 72 校のうち学校支援コーディネーターが 3 校にしか配置されておらず、学校支援ボランティアも 744 人を予定する中で 106 人しか登録がなく、さらにそのうち実際に活動しているのは、前記に整理した活動のみである。本事業の予算規模は大きくないものの、費用対効果の見地より、関係職員の職務負担を考慮して本事業は廃止すべきである。

なお、地域と学校との連携については、類似事業であるコミュニティ・スクール推進事業（監査対象）において、その連携の在り方や実施等を議題等として運営していく方が効果的である。

2 青少年非行防止・育成事業

(1) 概要

- ア 事業の目的 ①青少年の健全育成を図ること
②地域に根差した青少年健全育成活動を充実させること
- イ 目的達成方法 ①青少年育成センターを拠点に、教育委員会が委嘱した青少年指導委員（定員 170 人）が中心となり、街頭指導活動や相談活動、並びに啓発活動を行い、青少年の問題行動や非行を未然に防ぐ。
②青少年育成連合会・各地区青少年育成協議会の指導・育成、並びに地域や各関係機関との連携を図る。
- ウ 主な活動内容 街頭指導（班別指導、支部指導）、電話相談、面接相談、メール相談

(2) 根拠法令等

宮崎市社会教育関係団体運営費及び研修事業費補助金交付要綱

宮崎市補助金等交付規則

宮崎市青少年指導委員に関する要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	14,182	13,332	11,212
決算額	13,777	10,831	9,399

(4) 宮崎市青少年指導委員に対する報酬等

「宮崎市青少年指導委員に関する要綱」により、宮崎市青少年指導委員に対する報酬は、毎月 10 回を限度とし、予算の範囲内で、一活動につき 1,400 円と規定されている（支給方法は、2 か月に 1 回の振り込み）。令和 3 年度の報酬は次のとおりであった。

ア 会議・研修会等への参加に対する報酬

(ア) 令和 3 年 4 月 23 日、第 1 回正副班長会を開催し、宮崎市青少年指導委員の候補者推薦の手順等を説明協議し、1 か月に 2 回は街頭指導に従事できることなどを候補者の条件としている。同正副班長会には正副 26 人が参加し、うち 25 人に対し報酬合計 35,000 円（1,400 円×25 人）が支払われている。宮崎市内に中学校区ごとに 25 班を作り、指導委員の定数合計は 170 人としている。なお、令和 3 年 6 月 2 日に第 1 回表彰式・研修会の開催を予定していたようであるが、実施していないと思われる。

(イ) 令和 3 年 7 月 8 日、第 2 回表彰式・研修会を開催し、街頭指導の手引きなどの研修を実施し、事例研究なども含めた充実した研修が行われている様子が記録上確認できた。ただ、85 人参加（指導員 170 人中）にとどまっている。なお、報酬は辞退者 3 人を除く 80 人支払い、112,000 円の支払であった。

(ウ) 令和 3 年 7 月 19 日 13:30～15:25、青少年育成センター運営協議会を開催し、12 人参加し、辞退者を除く 5 人に報酬支払い（1 人 4,000 円×5=2 万円）がなされている。

(エ) 令和 3 年 10 月 7 日、第 3 回研修会を開催し、74 人参加（指導員 170 名中）で、辞退者を除く 73 人に報酬合計 102,200 円を支払っている。記録上、研修会の内容が充実していたことを確認できるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあるかもしれないが、参加者が減っている。

(オ) 令和3年11月11日、第2回正副班長会を開催し、28人参加、辞退者を除く27人に報酬合計37,800円を支払っている。

(カ) 令和3年11月12日、青少年健全育成指導者研究大会を開催し、21人参加し、21人全員に報酬合計29,400円を支払っている。同大会のテーマは「みんなで学ぼうSDGs」であった。

イ 青少年指導委員の街頭指導従事に対する報酬

令和3年度に青少年指導委員が街頭指導に従事したことに対する報酬支払の実績は次のとおりであった。1か月に2回は街頭指導に従事できることを青少年指導委員の条件としているため、その点を主に調査した。

(令和3年4月・5月)

従事指導委員数 148人 従事回数 786回

支払い報酬総額 1,094,800円 (=1,400円×782回)

なお、1人報酬辞退あり。同人の従事回数4回のため、従事回数合計は786回となる。

2カ月間の1人あたり従事回数 4.62回 (全170人で)

➡1か月あたり1人2回以上の条件を満たしている。

(令和3年6月・7月)

従事指導委員数 156人 従事回数 1,049回

支払い報酬総額 1,454,600円 (=1,400円×1,039回)

なお、1人報酬辞退あり。同人の従事回数10回のため、従事回数合計は1,049回となる。

2カ月間の1人あたり従事回数 6.17回 (全170人で)

➡1か月あたり1人2回以上の条件を満たしている。

(令和3年8月・9月)

従事指導委員数 52人 従事回数 60回

支払い報酬総額 84,000円 (=1,400円×60回)

2カ月間の1人あたり従事回数 0.35回 (全170人で)

➡1か月あたり1人2回以上の条件を満たさなかった。しかし、8月第2週目以降より新型コロナ感染まん延防止措置、県独自の緊急事態宣言のため、同年9月30日まで街頭指導が中止となりやむを得ないといえる。

(令和3年10月・11月)

従事指導委員数 147人 従事回数 1,036回

支払い報酬総額 1,437,800円 (=1,400円×1,027回)

ただし1人報酬辞退あり。同人の従事回数9回のため合計1036回となる。

2カ月間の1人あたり従事回数 6.09回 (全170人で)

➡1か月あたり1人2回以上の条件を満たしている。

(令和3年12月・令和4年1月)

従事指導委員数 143人 従事回数 833回

支払い報酬総額 1,153,600円 (=1,400円×824回)

ただし1人報酬辞退あり。同人の従事回数9回のため、合計833回となる。

2カ月間の1人あたり従事回数 4.9回 (全170人で)

➡1か月あたり1人2回以上の条件を満たしている。

(令和4年2月・3月)

従事指導委員数 119人 従事回数 304回

支払い報酬総額 425,600円 (=1,400円×304回)

2カ月間の1人あたり従事回数 1.78回 (全170人で)

➡1か月あたり1人2回以上の条件を満たさなかった。しかし、令和4年1月21日以降よりまん延防止措置、県独自の緊急事態宣言のため3月6日まで街頭指導が中止となったため、やむを得ないといえる。

ウ 班長報酬

前述のとおり宮崎市内の各地区で25班に青少年指導委員がグループ分けされており、班ごとに班長が選任されており、班長に対して1か月600円の報酬が次のとおり支払われていた。

しかしながら、前出の「宮崎市青少年指導委員に対する要綱」には班長報酬の支給規定がなかったことから担当課に質問したところ、「令和3年度定期監査で指摘されたので、要綱改正(施行日:令和4年4月1日)を行い、令和4年度から宮崎市青少年指導委員に関する要綱第9条5項に基づき、班長報酬として月額600円を支出する。」との回答があった。改正後の要綱を確認したところ、同支給規定が明記され、適正な措置がなされていた。

(令和3年4月～9月分)

班長 28 人 (25 班であるが、班長の途中交代あるため。)

27 人支払い (1 人辞退) 86,400 円

1 か月 600 円×6 か月=3,600 円

×24 班分 (1 班は報酬放棄) =86,400 円

(令和3年10月～令和4年1月分)

班長 25 人

24 人支払い (1 人辞退) 86,400 円

1 か月 600 円×6 か月=3,600 円

×24 班分 (1 班は報酬放棄) =86,400 円

(5) 令和3年度開催の青少年育成大会等及びその補助金等

ア 高岡地区青少年育成大会 補助金 59,900 円

同定期総会が令和3年6月30日に、高岡地区教育講演会が令和3年12月3日に開催され、講師謝金5万円ほか諸費用を要した。

イ さどわら青少年育成大会 補助金 60,000 円

同育成大会が令和3年11月14日に開催され、青少年健全育成表彰、生徒の意見発表が行われ大会運営費を要した。

ウ 宮崎市田野町青少年育成大会 補助金 60,000 円

同育成大会は令和3年11月6日開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となった。その代わりに、令和3年12月13日～17日に3校の給食時間の校内放送にて、生徒9人の意見発表や標語発表を実施し、その成果を1冊にまとめて配布している。

エ 宮崎市青少年育成連合会 補助金 225,000 円

同大会の定期総会は令和3年6月24日に、青少年主張宮崎県大会は令和3年8月6日に各開催されたほか、役員会が年8回、理事会が年4回開催された。

オ 宮崎市青少年指導委員連絡協議会 補助金 72,000 円

役員会が年8回、理事会が年4回開催された。

カ 加納地区青少年育成協議会 補助金 90,000 円

同協議会の通常総会は令和3年5月31日に書面決議で実施されている

が、標語表彰図書カード等の表彰費等のほか、会長の役員手当 5,000 円の支出により補助金と同額 90,000 円の支出がなされた。

キ	清武地区青少年育成協議会	補助金 90,000 円
ク	高岡地区青少年育成協議会	補助金 90,000 円
ケ	田野町青少年育成協議会	補助金 90,000 円
コ	久峰地区青少年育成協議会	補助金 90,000 円
サ	広瀬地区青少年育成協議会	補助金 90,000 円
シ	那珂・佐土原地区青少年育成協議会	補助金 90,000 円
ス	生目地区青少年育成協議会	補助金 90,000 円
セ	生目南地区青少年育成協議会	補助金 90,000 円
ソ	住吉地区青少年育成協議会	補助金 90,000 円
タ	北地区青少年育成協議会	補助金 0 円（補助金申請なし）
チ	青島地区青少年育成協議会	補助金 90,000 円
ツ	木花地区青少年育成協議会	補助金 79,657 円（精算後の金額）
テ	本郷地区青少年育成協議会	補助金 90,000 円

（6）監査結果

【指摘事項 4 7】 補助金精算における適切な処理について

ア 本事業の一つとして、青少年育成大会や各青少年育成協議会等に対して、前記のとおり補助金を交付しているが、その交付方法は概算払いにより交付した後、実績報告を行うとともに補助金の精算を行うこととなっている（宮崎市社会教育関係団体運営費及び研修事業費補助金交付要綱第 4 条）。また、宮崎市補助金等交付規則第 9 条に「市長は、補助金等の適正な執行を確認するため必要に応じ、報告を徴し、又は関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができるものとする。」と規定されているため、各補助金の適正な執行がなされているか否かを検討した。

イ 宮崎市田野町青少年育成大会の提出書類において「報償費」費目の予算が 60,000 円であったが、同費目の決算が 131,839 円となり、2 倍以上も支出が増えている、備考欄に「発表者謝礼他」とあるだけで、支出増額の理由が不明であった。なお、令和 2 年度決算でも同費目の支出は 73,847 円であった。

この点について担当課に質問したところ「内訳は、発表者・標語入賞者、学

校、標語応募者に対しての御礼として図書券、鉛筆、竹ぼうきを購入。その他、ICレコーダー、CD-ROM、プリンター用インク、上質紙、製本テープを購入。増額の理由は、校内放送の事前録音用に購入したICレコーダー、文集等印刷の為にプリンター用インク代の支出によるものである。」との回答であった。

しかし、「報償費」の区分詳細は「講師及び指導者等への謝礼金」であり（「補助金交付にあたっての留意事項」）、報償費の中に、「備品購入費（ICレコーダー）や需用費（消耗品費）（CD-ROM、プリンター用インク代、上質紙、製本テープ）」といった報償費以外の支出項目を入れることを認めてしまうと、本事業の補助金交付の対象となるかどうかの判断が曖昧になってしまう。そのため補助金の精算にあたって適切な処理を行うよう指導されたい。

【指摘事項48】補助金精算の適正化について

加納地区青少年育成協議会の会長役員手当 5,000 円が報償費として支出されて、担当課はその支出を認めている。しかし、「報償費」は前記のとおり「講師及び指導者等への謝礼金」（「補助金交付にあたっての留意事項」による。）であり、役員手当はこれに含まれないと解される。従って、当該支出は認めるべきではなく、補助金 90,000 円のうち 5,000 円の返金を行う精算を求めるべきである。

【指摘事項49】決算書の記載内容等の適正化について

ア 高岡地区青少年育成協議会の決算書において、支出の部における決算額が消耗品費及び会議費を除き全て端数のない不自然と思われる金額ばかりが並んでおり、備考欄の内訳記載も抽象的で具体的内容が曖昧である。より詳細な決算書の記載を求めるとともに、決算額の算出根拠となる領収証等の原資料の調査も検討されたい。

イ 本郷地区青少年育成協議会の決算書において、健全育成費、歩こう会で 18 万円の支出となっているが、抽象的な記載であり具体的な支出内訳が不明であるため、内訳詳細が分かる記載をするように指導すべきである。

【意見47】会議形骸化の状況調査について

宮崎市青少年育成連合会及び宮崎市青少年指導委員連絡協議会の役員会及び理事会が年間合計 12 回開催されているが、費用対効果の見地より各会議が形骸化していないかなどを担当課において調査する必要がある。

【意見 4 8】 事業実施報告の内容の適正化について

清武地区青少年育成協議会の事業実施報告によると、ほとんどが下校時の見守り活動とあるだけで、具体的な活動内容がイメージできないので、より詳細な報告を作成提出するように指導する必要がある。

【意見 4 9】 補助金交付先における使途等の調査について

各青少年育成協議会等への補助金交付について個別に検討してきたが、各協議会の活動が決まりきった内容になり形骸化していないかを、担当課において宮崎市補助金等交付規則第 9 条にもとづき使途等を適宜調査する必要がある。

3 家庭教育事業

(1) 概要

ア 事業の目的 家庭教育力の向上

具体的には ①小中学校の児童生徒の保護者を対象とした、子育てについての悩みや問題の解決
②子育てに関する理解や認識を深める機会の拡充
③家庭における親子のコミュニケーション及び人とのつながり等の創出

イ 目的達成方法①各小中学校における家庭教育学級を開設し、家庭教育学級合同研修会を実施する。

②各小学校における就学時健診や入学説明会の機会を活用し、保護者を対象に、子育て講座を実施する。

③親子といっしょに本わか文庫事業を実施する。

(2) 根拠法令等

令和 3 年度家庭教育学級実施要領

令和 3 年度「家庭教育学級合同研修会」実施要領

児童子育て講座実施要領

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	1,827	231	1,660
決算額	1,341	158	738

令和 3 年度については、新型コロナウイルスの影響を受け各学校で家庭教育学級講座の中止が相次いだことに伴い、予算額と決算額に大幅な差額が生じた。

(4) 活動内容

ア 令和 3 年度家庭教育学級講師謝金関係

家庭教育学級は、宮崎市内の全小中学校（全 72 校）に設置されており、各学級で講師を依頼して年 2 回程度の学習会を実施することとなっている。令和 3 年度家庭教育学級実施要領により、講師謝金は 1 校当たり 2 回分（1 回あたり 6,000 円）となっている。令和 3 年度の家庭教育学級講師謝金の予算は、講師謝金 1 回当たり 6,000 円で、家庭教育学級 72 校につき各年 2 回の学習会（144 回）及び予備 2 回分の合計 146 回分で、876,000 円が計上されている。

家庭教育学級の学習会の出席者数・学習テーマ等は次のとおりであった。

(7 月実施) 住吉小学校（出席者 29 人）「障害者を支援する立場から」

(8 月～10 月実施)

- ・ 宮崎西小・宮崎東中（出席者 12 人・25 人）「アロマと子育て」
- ・ 宮崎南小（出席者 11 人）「マヤ歴、子育て」（オンライン実施）
- ・ 瓜生野小（出席者 15 人）「自己肯定感と子育て」
- ・ 佐土原中（出席者 11 人）「親子コミュニケーション」
- ・ 田野中（出席者 29 人）「手打ちうどん親子体験」

(11 月実施)

- ・ 宮崎南小（出席者 10 人）「思春期の子どもの対応」
- ・ 広瀬小（出席者 9 人）「カラーサンドアート」
- ・ 大久保小（出席者）20 人「SNS との付き合い方」

(12 月実施)

- ・ 西池小（出席者 13 人）「色彩ワークショップ」

- ・ 檜北小（出席者 7 人）「心と体のケアを子育てに生かす」
- ・ 広瀬小（出席者 17 人）「アロマ、石鹸作り」
- ・ 佐土原中（出席者 10 人）「ICT 活用授業の体験」
- ・ 田野中（出席者 14 人）「フラワーアレンジメント（花育）」
- ・ 宮崎西小（出席者 8 人）「自己肯定感を育む子育て」
- ・ 大久保小（出席者 21 人）「発達障がい」
- ・ 恒久小（出席者 17 人）「アロマで消毒・除菌」
- ・ 宮崎北中（出席者 14 人）「門松作り」

（1 月実施）

- ・ 東大宮小（小学生 5 年生の女子 75 人）「布ナプキンプレゼント」
- ・ 恒久小（ZOOM での実施：1 部 22 人、2 部 17 人）「子どもの読みと育ちサポート」

（3 月実施）

- ・ 本郷小（出席者 11 人）「挨拶・礼儀」

各小中学校で実施されている家庭教育学級の 1 つずつは規模が小さいものの、出席者の希望に寄り添った健全な学習会が実施されている。

イ 令和 3 年度家庭教育学級合同研修会講師謝金関係

令和 4 年 2 月 10 日に合同研修会が 1 回開催され、講師謝金 6,000 円を支出している。

ウ 令和 3 年度家庭教育学級消耗品関係

令和 3 年度家庭教育学級実施要領により、消耗品費は、1 校当たり 5,000 円上限となっており、消耗品費予算は、全 72 校×5,000 円＝360,000 円であった。しかし、前記のとおり実際に家庭教育学級の学習会を開催したのは 16 校のみであったため、37 校から消耗品費 5,000 円の返納を受けているが、残り 19 校の学級については、学習会を開催していないものの、消耗品費 5,000 円を返納していない。

そこで、学習会不開催の学級から消耗品費 5,000 円を引き下げていない理由について担当課に質問したところ、「各学級で年間計画を立てた上で準備として消耗品購入を行ったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、

学級講座を中止する学校が相次いだことから、配当校と実施校の数が不一致となった。」との回答であった。

エ 令和3年度児童子育て講座講師謝金関係

児童子育て講座実施要領により1回当たりの講話時間は2時間を上限とし、講師謝金は1回6,000円と定められている。令和3年度は、40回分の予算が計上されていたところ、講師5名において12校の小中学校で次のとおり講座が開催された。

(ア) 講師A 倉岡小 (参加者25人)

「幼児期から児童期への発達としつけ」

(イ) 講師B 木花小 (参加者51人)

「子育て全般 (メディアとの関わり方を中心に)」

(ウ) 講師C 高岡小 (参加者74人)、生目台西小 (同27人)

「しつけの仕掛け」

(エ) 講師D 西池小 (参加者120人)、小松台小 (同102人)、東大宮小 (同約110人)、生目台東小 (同37人)、潮見小 (同93人) 「子育てについて」、「子育て講座」、「入学までに親としてやっておくべきこと」、「小学校入学に向けての保護者の心構え等」

(オ) 講師E 宮崎東小 (参加者43人)、宮崎小 (同77人)、古城小 (同20人)

「学習に向かう力を育てる家庭の役割」、「子どもとメディアのかかわらせ方」、「家庭におけるメディアとのつきあい方・親子の関わり方」

オ 家庭教育学級・児童子育て講座の謝金・開催数の推移について

家庭教育学級・児童子育て講座について検討した結果、上記のとおり講座等開催が予算当時の想定に比して非常に少なかったことから、新型コロナウイルス感染拡大の影響がどれほどあったのかを検討するため、直近5年間の謝金・開催数の推移を調査したところ、次のとおりであった。

(予算・決算の単位：千円)

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
家庭教育	予算	1,250	1,200	1,200	1,155	876
学級講師	決算	876	798	714	0	132
謝金	開催 数	439 回	416 回	385 回	0 回	129 回
児童子育	予算	240	240	240	240	240
て講座講	決算	210	210	222	126	72
師謝金	開催 数	35 回	35 回	37 回	21 回	12 回

カ 親子といっしょに本わか文庫事業の図書購入関係

令和 3 年度の本事業は、本わか文庫の本を宮崎市立図書館及び佐土原図書館において次のとおり随時購入している。

本わか文庫の本 2 冊 (市立図書館) 2,690 円

本わか文庫の本 1 冊 (佐土原図書館) 1,430 円

本わか文庫の本 10 冊 (佐土原図書館) 12,804 円

本わか文庫の本 5 冊 (市立図書館) 6,635 円

本わか文庫の本 7 冊 (市立図書館) 8,140 円

本わか文庫の本 5 冊 (佐土原図書館) 6,600 円

本わか文庫の本 1 冊 (佐土原図書館) 539 円

本わか文庫の本 1 冊 (佐土原図書館) 1,430 円

(4) 監査結果

【指摘事項 5 0】 令和 3 年度家庭教育学級消耗品購入理由の明確化について

各学級が購入した消耗品の内容からだけでは年間計画の上での購入なのか、学級講座以外の目的で利用する消耗品の購入であるかを判断することができない。学級講座を中止したにもかかわらず、消耗品を購入した理由書を各学級に提出させるなどの措置をとられたい。

【意見 5 0】 児童子育て講座の実施申込の促進について

児童子育て講座は、実施申込書を担当課に提出した学校についてのみ講師に依頼して講座を開催している状況であるが、上記のとおり子育てする保護

者が高い関心を持つと思われるテーマの講座が多く開催されているので、実施申込のない学校に対して、講座の具体的なテーマや講話事例を詳細に紹介するなどして実施申込を促進する必要がある。

【意見 5 1】家庭教育学級の改善や見直しについて

家庭教育学級については、令和 3 年度家庭教育学級合同研修会で実施したアンケートの集計結果によると、家庭教育学級の有意義さも見られるが、他方で、現場職員の職務負担を過大にするとの問題点も指摘されており、新型コロナ感染拡大の影響もあるが、新型コロナ発生前の平成 29 年度から平成 31 年度にかけての開催数の減少から、家庭教育学級の問題性が表れている。アンケート結果を十分に分析検討して、学習会の内容の充実化とともに、学校職員の職務負担の平準化も同時に配慮する必要があると考える。コロナ禍でノウハウが蓄積されたと思われるオンライン講座などの実施により、学習会の会場確保や準備等における職員の負担軽減を図るなどの工夫も行い、それでも需要が伸びなければ本事業の根本的な見直しも検討すべきである。

【意見 5 2】親子といっしょに本わか文庫事業の図書購入手続きの効率性の検討について

本事業の図書購入について金額等の経済的問題はないが、佐土原図書館における図書購入は、1 冊のみの五月雨的な購入のため一連の決裁手続きが行われているので、職務上の効率性を見地から、原則として、一定数以上の冊数が必要となったときに購入手続きを行うといった方法などの検討を要する。

4 子ども会関係活動事業

(1) 概要

- | | | |
|---|--------|---|
| ア | 事業の目的 | ①子どもたちの健全育成
②子ども会育成者の理解を深めること、単位子ども会活動の活性化を推進すること |
| イ | 目的達成方法 | ①リーダー研修会の実施
②子ども会育成者の研修会などの実施
③市子ども会育成連絡協議会に対する運営費の助成 |
| ウ | 主な活動内容 | ジュニア・リーダー研修会、イン・リーダー研修会、育成 |

者ブロック別研修会、砂の造形コンクール事業費補助金

(2) 根拠法令等

宮崎市社会教育関係団体補助金交付要綱

令和3年度宮崎市子ども会活性化補助事業実施要領

宮崎市子ども会砂の造形コンクール事業補助金交付要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	3,987	2,792	2,961
決算額	3,836	2,669	2,614

(4) 活動内容

本事業では、主にリーダー研修会等を実施する宮崎市子ども会育成連絡協議会に対する補助金交付及び業務委託が実施されているため、補助金関係と業務委託関係に分けて検討する。

ア 補助金関係

宮崎市子ども会育成連絡協議会に対する補助金には、①宮崎市社会教育関係団体補助金、②宮崎市子ども会活動活性化補助金、③宮崎市子ども会砂の造形コンクール補助金の3つがある。以下個別に検討する。

(ア) 宮崎市社会教育関係団体補助金 852,442円

宮崎市子ども会育成連絡協議会は令和3年度宮崎市子ども会育成連絡協議会運営費補助金として1,044,000円を申請し、概算払いで交付された。国内研修費として20万円支出を予定していたが、コロナ禍で九州地区子ども会育成連絡協議会大会(佐賀)がなくなり、8,442円の支出のみとなった為191,558円を返納した。その精算の結果、本補助金額は852,442円となった。

(イ) 宮崎市子ども会活動活性化補助金 1,131,000円

宮崎市子ども会育成連絡協議会は、令和3年度宮崎市子ども会活動活性化補助金として1,921,000円を申請し概算払いで交付された。単位子ども会への補助金の金額を176万円と概算で想定していたが、会員数の減少で97万円となったことなどで精算が必要となり、790,000円を返納した。その精算の結果、本補助金額は1,131,000円となった。

(参考)

「令和3年度宮崎市子ども会活性化補助事業実施要領」3(3)①の規程

単位子ども会 会員数 30人以下	30,000円
31人～60人	40,000円
61人～	50,000円

(ウ) 宮崎市子ども会砂の造形コンクール補助金 3,696円

宮崎市子ども会育成連絡協議会は、令和3年度宮崎市子ども会砂の造形コンクール補助金として210,000円を申請し、概算払いで交付されたが、新型コロナウイルス感染拡大により同コンクールを中止とし中止案内送料しか要しなかったため206,304円を返納する精算が必要となった。その精算の結果、本補助金額は3,696円となった。

(エ) 上記(ア)～(ウ)の補助金の交付・精算について適正に処理されており、特に問題はなかった。

イ 業務委託関係

宮崎市子ども会育成連絡協議会に対する業務委託には、①宮崎市子ども会ジュニア・リーダー研修会業務委託、②宮崎市子ども会育成者ブロック別研修会実施業務委託、③宮崎市子ども会イン・リーダー研修会事業委託の3つがある。以下個別に検討する。

(ア) 宮崎市子ども会ジュニア・リーダー研修会業務委託料 249,999円

宮崎市子ども会育成連絡協議会に対して、令和3年度宮崎市子ども会ジュニア・リーダー研修会(中高生リーダー養成講座)実施業務を委託し、その委託料を概算払いで249,999円支給した。

同研修会の講座は、全11講座(6月～翌年3月)、募集定員50人程度で、受講料無料であるが、往復交通費や昼食代等の実費程度は自己負担であった。ジュニア・リーダー養成講座登録人数は28人(男子10人、女子18人)(内訳:中学生14人・男子4人、女子10人、高校生14人・男子6人、女子8人)であった。

(イ) 宮崎市子ども会育成者ブロック別研修会実施業務委託料 251,900円

宮崎市子ども会育成連絡協議会に対して、令和3年度宮崎市子ども会育成者ブロック別研修会実施業務を委託し、その委託料を概算払いで251,900円

支給した。

令和3年度の本ブロック別研修会は、次のとおり実施されたが、定員より参加者がかなり少ない状況であった。

令和3年6月25日 オルブライトホール 定員250人→参加者合計64人

令和3年6月27日 佐土原総合文化センター 定員300人→同19人

令和3年6月29日 市民文化ホール 定員350人→同77人

なお、令和2年度の本連絡協議会の加入率は、市内児童数合計22,501人であるところ、会員数合計11,056人であり、加入率は49.1%であった。

小戸及び古城は100%、宮崎や宮崎港など18校は加入0であり、加入の有無が学校によって差が激しい状況にある。

(ウ) 宮崎市子ども会イン・リーダー研修会事業委託料 87,000円

宮崎市子ども会育成連絡協議会に対して、令和3年度宮崎市子ども会イン・リーダー研修会事業を委託し、その委託料を概算払いで162,000円支給した。

しかし、令和3年度イン・リーダー研修会（小学5年生50名予定）は令和4年3月12日～13日に実施予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大で令和4年3月7日以降、宮崎県全域が感染急増圏域となり、研修会場であった宮崎県青島青少年自然の家が使用できなくなったため本研修会を中止した。その結果、75,000円の返納精算したことにより、本事業委託料の支出額は87,000円となった。

本事業委託については特に問題はなかった。ただし、次年度の本研修会の参加者数や実績報告書については注視する必要がある。

ウ その他の本事業に関する経費の支出について

本事業に関する紙文具類等の消耗品費等の支出に特に問題はなかった。なお、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となった子ども会駅伝大会の記念品（楯・メダル）として27,830円（内訳：楯1個2,090円、メダル26個25,740円（1個990円））を支出していたが、楯は、前回第40回大会の優勝チームの子ども会へ贈呈し、メダルは刻印をせず次回大会で利用することとしており、適切な処理がなされていた。

(5) 監査結果

【意見53】宮崎市子ども会育成連絡協議会に対する業務委託の見直しについて

宮崎市子ども会育成連絡協議会に対する業務委託のうち、宮崎市子ども会ジュニア・リーダー研修会業務及び宮崎市子ども会育成者ブロック別研修会実施業務の各委託について、会計的には特に問題はなかったが、研修会受講者が募集定員の半分程度にとどまっており、事業効果が乏しい。新型コロナ感染拡大の影響もあったと思われるが、少子化や子ども会活動の現状を踏まえて、本委託事業を当面の間縮小するか、あるいは募集方法のあり方などを検討し、委託先との契約に際しては考慮する必要がある。

また、委託先の事業実績報告書の内容が簡素であり、実質的な内容や事業成果が記録上確認できないので、より詳しい報告書を提出させる必要がある。

5 宮崎市生涯学習情報紙作成事業

(1) 概要

公民館講座や図書館サービス等の情報を市民に幅広く提供するため、年2回情報紙を発行し、自治会や公共施設等を通して配布することで生涯学習の推進を図っている。

(2) 目的

公民館講座や図書館サービス等の生涯学習情報を1つの情報紙に集約し、またその原稿作成等を業務委託することで、よりわかりやすく市民に幅広く提供している。

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年7月31日までで、令和3年3月、令和3年7月、令和4年3月、令和4年7月の全4回発行される。

(4) 主な業務内容

- ア 紙面の制作・編集・進行管理など総合的なディレクション業務
- イ 提供素材・原稿に基づく企画や紙面構成の立案
- ウ 生涯学習課との連絡調整
- エ 情報紙の校正、印刷、製本、梱包・納品

- オ 完成した情報を PDF データ化し、納品
- カ 情報紙に使用した画像データの納品
- キ 委託者に対する編集スキルのサポートや助言

(5) 発行部数

各回、109,000 部を発行

宮崎市内の自治会に概ね 102,000 部を配布

宮崎市内の公共施設に概ね 7,000 部を配布

(6) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	5,450	5,500	5,500
決算額	5,450	5,500	5,500

(7) 監査結果

【意見 5 4】生涯学習情報紙作成の費用対効果について

公民館講座等の案内は平成 30 年度まで宮崎市の職員が原稿作成・編集作業を行っていたが、利用者の視点に立ち幅広い年齢層の人が興味をもつことができる紙面を作成するため、専門的な技術を有する業者から提案を受けて評価するプロポーザル方式（指名型）を実施し、業者選定手続きの透明性や公平性を確保するため選定委員会を設置して業者を選定し、業務を委託している。

平成 30 年度の業務委託前の情報紙作成費用を担当課に尋ねたところ「印刷費 2,177,820 円で原稿作成をし、編集に関わる職員の人件費は含まない」とのことだった。現在の情報紙の発行 1 回に要する費用は 2,750,000 円で、業務委託前より 500,000 円ほど上昇している。費用の内訳は企画・製作・デザインが 396,000 円で、取材・編集・撮影が 924,000 円、印刷・梱包・仕分け作業が 1,430,000 円である。受託者は民間のノウハウを生かし工夫を凝らすことで、自宅や公共施設等で手に取りたくなるような印象的なデザインで、さらに読みやすい文章で魅力あふれる情報紙を作成するよう取り組んでいる。担当課に情報紙としての効果の測定について尋ねたところ、「宮崎市民が講座の情報を得る手段の中で、情報紙が最も高い割合である。」とのことだった。

選択肢	回答数	%
1 公民館内の掲示物	21	24.7
2 公民館の広報紙(館報)	28	32.9
3 公民館講座案内「まなぶど！」	32	37.6
4 市ホームページ	21	24.7
5 知人からの口コミ・紹介	20	23.5
6 その他	9	10.6

業務委託の契約は2年間で、情報紙の発行は4回であるが、ほとんどが講座の内容で、一度作成したら容易に更新できる内容であった。また発行部数は109,000部であるが、情報ツールがインターネットに変化している中、宮崎市ホームページの利用、検索が増加していくことは想像に難くない。以上のことから委託料の金額や発行部数の見直しなど、費用削減について検討されたい。

6 社会教育総務費

(1) 概要

学校と家庭、地域の連携を図りながら、実情に即した地域の課題を調査・研究するため、社会教育法第15条第1項の規定に基づく社会教育委員を任命し、社会教育及び生涯学習の推進を図る。また、宮崎市民の市政に関する理解を深めるために、宮崎市職員による市政出前講座を実施し、学習の機会充実及び意識向上を図る。

(2) 根拠法令等

社会教育法

宮崎市社会教育委員の報酬及び費用弁償に関する要領

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	2,927	2,970	2,976
決算額	2,386	2,306	2,375

(4) 監査結果

【指摘事項 5 1】 宮崎市社会教育委員の報酬及び費用弁償に関する要領について

当要領の第 3 条第 2 項において「当該委員が出席した会議の時間が 2 時間未満のときは、当該委員の報酬の額は、別表第 1 に定める額の 2 分の 1 の額とする。」とある。令和 3 年度宮崎県社会教育委員連絡協議会総会・研修会の開催要項において、開催時間は午後 1 時 30 分から午後 3 時 20 分までとなっている。しかし、社会教育委員連絡協議会総会・研修会の出席証明書には、終了時刻が午後 3 時 30 分となっており、報酬額が 2 時間分支給されていた。開催要項が手書きで午後 3 時 30 分に書き直されていたので、それに関し担当課に尋ねたところ、「当該総会・研修会には宮崎市生涯学習課職員も参加しており、実際の会議終了時刻が午後 3 時 30 分であったから。」という回答であった。時間の変更に必要な理由がある場合には、訂正理由等を出席証明書に記載するよう検討されたい。さらに、証明書の日付の誤りが見受けられたが、委員報酬を証明する重要文書であるため、誤りのないよう注意すべきである。

【指摘事項 5 2】 生涯学習課公用車の給油券発券管理簿について

給油券番号を確認したところ、NO. 36345 の次が NO. 36347 になっており、番号が連続していないものが見受けられたのでその理由を担当課に尋ねたところ、「社会教育係が令和 2 年度まで中央公民館に在籍していた際に保有していた給油券と課内で保有している給油券を使用したため、番号が連続していない。」との回答を得た。この管理簿の記録を見ると、とても煩雑で訂正が多くなっているためわかりにくい。2 種類あるのであれば、管理簿を分けたり、使用者や使用目的を記載するとともに書き損じや破棄の場合はその事由を記載すべきである。

【意見 5 5】 令和 3 年度宮崎地区社会教育委員連絡協議会の出席率について

社会教育委員が行政や関係機関と連携を図りつつ、各地域の課題解決に向け、地域住民が主体的に活動する社会教育を目指し、その社会教育活動を効果的に推進するために必要な社会教育の体制（プラットフォーム）と方策の充実を図ることを目指している。そのため、年 2 回の理事担当者会と年 2 回の研修会を計画していたが、中には、社会教育委員 16 名中欠席者が 5 名もいる研

修会もある。年 2 回しかない研修会は、地域住民が主体となり地域の課題解決に取り組む社会教育推進のための重要なものであると考えられる。よって、できるだけ全員が出席できるよう時間を考慮するなど、出席者数改善のための対策を講じていただきたい。

【意見 5 6】生涯学習課複写機賃貸借料について

ア 賃貸料の料金構造

複写機賃貸借の月額賃貸料は以下の料金構造になっている。

機械維持料金＋コピー料金（基本料金＋1 枚あたり単価×枚数）

複写機賃貸借の契約の中には、機械の保守契約だけでなく、トナーカートリッジなどの機械を動かすために必要な部品の供給契約も含んでいる。

これらの部品は使用量に応じて劣化するため、使用量に対応した支払金額となる構造にすることで、使用量が増えた場合でも定期的な交換・点検などに対応できるような構造になっている。

イ 月基本枚数上限・月平均使用枚数の設定

(例)

機械維持料金	17,300 円
基本料金(1,000 枚含む)	3,000 円
1,001 枚以上 1 枚あたり	3 円

月基本枚数上限	1,000 枚
月平均使用枚数	3,000 枚
3,000 枚使用した場合	
	$=17,300+3,000+2,000\times 3$

この例では、基本料金に含まれる枚数を 1,000 枚で設定しているため、1,000 枚使用しても 500 枚使用しても、支払う金額は変わらない。

このように、基本料金に含まれる枚数の設定は重要になるので、毎月の使用枚数を確実に把握する必要がある。それらの枚数をもとに、入札時には月基本枚数上限と月平均使用枚数を業者に提示し、応札金額の比較を行う。

平成 28 年度の入札額は 11,000 枚を設定して入札額を決定しているが、前年度の平均枚数は 9,000 枚で、過去 2 年間は 7,732 枚となっている。10,000 枚で設定した場合は入札者が変わっていた。平成 21 年度の包括外部監査においても設定使用枚数に関して指摘事項となっている。それにもかかわらず同じような状況である。11,000 枚を設定した根拠を記載するか、このようなことが生じないよう実態にあった設定を心がけられたい。

7 人権教育推進事業

(1) 概要

人権尊重に関する意識の高揚を図るため、市民への啓発活動を行う。

(2) 主な事業内容

- ・ 12月の人権週間の人権啓発作品募集、展示
- ・ 小中学校の保護者を対象とした研修会

(3) 根拠法令等

宮崎市社会教育関係団体補助金交付要綱

(4) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	623	628	627
決算額	622	212	377

(5) PTA 人権尊重の教育研修会業務委託

ア 内容

私たちの身の回りにある児童生徒のいじめ問題や性差別等の様々な差別問題及び人権問題について正しく認識し、その解決を図るため、人権尊重の教育研修会を実施すること。

イ 受託者

宮崎市 PTA 協議会

ウ 研修対象者

原則、各小中学校における 1 年生の児童生徒をもつ PTA 会員とする。ただし、学校の実情によってはすべての PTA 会員を対象としても差し支えない。またブロック単位で開催することもできる。

エ 学習課題

基本的人権の尊重を主な課題とし、テーマについては学校の実情に応じ下記のテーマを参照し、各 PTA が設定すること。

- ・ 家庭における人権尊重の教育
- ・ 一人ひとりを大切にする教育
- ・ 子どもの幸せと大人の役割
- ・ 性と人権
- ・ 障がい者と人権
- ・ 身の回りの人権問題

- ・ 健やかな子育て
- ・ 明るい家庭を築くために
- ・ 同和問題と人権
- ・ いじめ問題
- ・ 世界人権宣言
- ・ SNS 等における人権侵害問題

オ 効果

(ア) 人権について考える機会を作ることによって、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得できる。

(イ) 身近にある人権に関する課題について考える時間を設定することで、人権教育への意識を高めつつ、道徳的心情と道徳的実践力の育成を図ることができる。

(6) 監査結果

【指摘事項 5 3】 教育研修会収支決算書について

宮崎市 PTA 人権尊重の教育研修会収支決算書を各ブロックから提出してもらったが、収支決算書の注意書として「領収書の合計は委託金の金額と同額になるようにしてください。」との記載があった。その件に関して担当課に尋ねたところ、「宮崎市 PTA 協議会が組織内部で使用するために独自に作成しているものであり、宮崎市が文言を記載しているものではない。」との回答だった。しかしながら委託金は使いきるようにと指示しているとも捉えられるので、そのような不適切な記載は控えるよう指導すべきである。

【意見 5 7】 オンラインの実現化について

コロナ禍の影響で PTA 人権尊重の研修会の多くが行われなかったが、オンライン開催で対応できたところもあり、参加しやすかったという意見も見られた。オンラインで開催することにより、すべてのブロックで視聴できるようになれば、大変有意義で貴重な研修を受けることができる。オンラインで数日間の動画配信を希望する声もあり、視聴できる機会を増やすことによって人権に対する意識が高まることが考えられる。費用対効果が課題とはなるが、オンライン研修の方法を工夫されるよう担当課も指導、協力されたい。

8 成人教育推進事業

(1) 概要

PTA や婦人会などの社会教育関係団体の組織強化と会員の資質向上を図るため、運営費の助成を行うとともに、指導者養成（人づくり）の研修会を実施し地域の教育力を高める。

(2) 根拠法令等

宮崎市社会教育関係団体補助金交付要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	3,177	2,997	3,177
決算額	3,117	1,874	1,997

(4) 監査意見

【意見 5 8】 PTA 連絡協議会補助金について

PTA 連絡協議会補助金は近年、1,005,000 円に変更はない。宮崎市社会教育関係団体補助金交付要綱第 3 条において、補助金の交付対象となる経費は、対象団体の運営及び活動に要する経費とし、人件費、報酬費、旅費、需要費、役員費となっているが、それらに充当せず全額返金している。それについて担当課に尋ねたところ、「結果的に事業完了時期の年度末頃には支出金額を団体自主財源のみですべて賄うことができるものであるとして、補助金を全額返金している。返金しない年度では、補助金はほぼ人件費に充当されている。」との回答を得たが、補助金の目的との関連が不明瞭であると言わざるを得ない。

今後、協議会のどのような活動について、どのような目的で補助金の対象とするのか、PTA 不要論がささやかれている中、見直しして明確にすることを検討されたい。

【意見 5 9】 宮崎市地域婦人会連合会負担金収入について

宮崎市地域婦人会連合会の目的は、宮崎市内の各地域婦人連絡協議会（宮崎市、佐土原町、田野町、清武町）間の連絡調整並びに関係機関及び各種団体との積極的な連携を行い、かつ、各連絡協議会員相互の親睦及び資質の向上に努め、地域の発展に寄与することである。

宮崎市地域婦人会連合会は、構成員が宮崎市内の各地域婦人連絡協議会の4団体であるが、4団体からも負担金を受けている。実質収入は、連合会は市の助成金229,000円＋負担金収入40,000円＝269,000円。連合会の役員は構成員からの輪番制となっており、組織は一体とみることができるので、構成員からの負担は必要であるのか疑問が生まれる。しかも連合会は令和3年度は研修がなく宮崎市に返金していることから、各地区からの負担は不要だと考えられる。

さらに経費区分について、「各婦人会の会計の費目区分が異なっていることについて」担当課に尋ねたところ、「補助金交付時に別表を送付するなどしているが、各地域で予算を持っていることから、事務処理者も異なり、収支決算区分を統一することができず、団体独自の区分で提出されているのが現状である。提出後には担当者が内容について確認及び聴取を行い、審査をしている。清武町婦人連絡協議会の活動費は報酬費である。」との回答を得た。

別表第2には、人件費、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金及び補助と明確に区分されているので、収支決算区分を統一することができないとは思えない。各婦人会を容易に比較でき、経費の使途を明らかにするためにも統一が望ましいと考えるため、担当課は指導されたい。

9 放課後子ども教室推進事業

(1) 概要

宮崎市の小学校区において、対象者を地域の子ども全般とし、放課後や週末等に学校の諸施設等（体育館、校庭等）や公民館等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

事業の運営については、中学校区ごとに「運営組織委員会」を設置するものとする。委員の構成については、コーディネーター、学校関係者、地域内の社会教育者、福祉関係者、その他教室を運営するにあたって地域スタッフ

のネットワーク構築に必要と思われる人材をもって組織するものとする。なお、その際、生涯学習課の合意を得ることとする。

「運営委員会」においては、事業の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- ア 教室の実施方針、事業計画について
- イ 教室の安全管理について
- ウ 教室の広報活動について
- エ 指導者等の研修について
- オ 地域スタッフの人材確保とネットワーク構築について
- カ 事業実施後の検証・評価について
- キ その他、事業実施において必要な事項に関することについて

教室の実施にあたっては、小学校区ごとに本事業の総合的な調整役を担う者（以下「コーディネーター」という。）を配置することとする。コーディネーターは、本事業と放課後児童クラブとの連携について調整を図ることのほか、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関団体等との連絡調整、ボランティア等地域の協力者の確保、登録、配置、活動プログラムの企画等を行うこととする。

また各教室に、様々な教育支援活動の実施にあたって、プログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する者（以下「教育活動サポーター」という。）を配置することとする。

本事業においては、次の内容・機能を有するものとする。

- (ア) 放課後や週末等における地域の子どもたちの安全安心な活動拠点（居場所）の確保
- (イ) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに様々な体験・交流・学習活動の機会を提供
 - 上記の活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
- (ウ) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実
- (エ) その他、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくり

を推進するために必要な活動

宮崎市では令和3年度24小学校区において、地域の方々の協力を得て子どもたちの居場所を作り、活動している。

<開放日時> 平日……………放課後～午後6時

土日、祝日、長期休業日…午前9時～午後5時

午前・午後または終日の区分により開放

(2) 根拠法令等

社会教育法

放課後子ども教室推進事業実施要綱

放課後子ども教室規約

(3) 参考文献等

宮村裕子 (2019) 生涯学習研究 e 事典「放課後子供教室の展開と課題」

日本生涯教育学会

池本美香 (2018) 「新制度移行後の放課後児童健全育成事業の実態と課題
—海外の動向をふまえた考察—」 社会保障研究

(4) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	15,527	14,871	14,054
決算額	14,491	12,371	10,914

(5) 利用状況

			利用状況 (延べ参加児童数)			令和3年度	
地域自治区	小学校区	放課後子ども教室	平成31年度	令和2年度	令和3年度	1日平均利用数	職員数
佐土原	広瀬西	遊んでいい友達	1,490	625	809	21	9
	佐土原	くじら	822	605	430	15	18
	那珂	すくすくけやき	816	923	493	35	11
田野	田野	あそびの城	0	0	0	0	0
赤江	宮崎南	南っ子	2,588	1,318	1,654	38	14
	赤江	赤江っ子	498	359	162	6	5

本郷	本郷	本郷地区	1,323	726	492	8	16
木花	鏡洲	鏡洲	744	3,524	2,085	19	13
	学園木花台	学園木花台小	3,472	543	737	27	29
住吉	住吉	住吉小	652	780	272	21	14
	住吉南	住吉南っ子	1,728	1,386	238	18	8
生目	生目	生目っ子	1,241	1,005	662	41	10
	小松台	小松台	1,673	977	1,041	42	8
北	瓜生野	瓜生野小	2,050	1,901	1,673	56	24
中央西	江平	江平っ子	1,248	969	938	22	44
	西池	西池っ子	1,412	767	1,098	58	18
小戸	小戸	小戸っ子	601	492	443	40	19
大宮	大宮	大宮	1,060	0	0	0	0
東大宮	宮崎東	宮崎東小	588	258	355	20	9
	東大宮	東大宮小	2,361	707	653	44	10
大淀	古城	古城っ子	560	508	378	18	10
大塚	大塚	大塚わくわく	1,415	474	669	32	12
	江南	江南わくわく	454	371	442	20	17
櫛	櫛北	櫛北っざこども	1,324	1,256	1,447	50	13
	港	港	1,503	1,068	726	35	7
大塚台	宮崎西	西小っ子クラブ	4,258	2,522	2,199	15	6
計			35,881	24,064	20,096	701	344

(6) 放課後子ども教室の展開と課題について

ア 放課後子ども教室の展開

放課後子ども教室は、文部科学省が所管する補助事業として平成19年度から実施された。放課後等に学校の余裕教室等を活用して、様々な地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ、文化活動等を行うものである。

また平成19年度には、文部科学省と厚生労働省の合意に基づいて「放課後子どもプラン」が創設された。全児童を対象とした地域社会における安全な居場所づくりの推進が目指された。「放課後子どもプラン」は「地域子ど

も教室推進事業」を前身とする「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」を「一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策」であり、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」で構成される。

全児童を対象とする総合的な放課後対策が行われてきたが、平成 26 年度には文部科学省と厚生労働省の合意に基づく「放課後子ども総合プラン」が策定された。待機児童の解消に加えて就学後の児童が安全・安心な放課後を過ごせるよう、「小1の壁」打破のための環境整備が目指され、放課後児童クラブの受け皿の拡大や一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を 1 万カ所以上で実施するという数値目標が盛り込まれた。

一方、平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申で「地域学校協働活動の推進」が提言され、放課後子ども教室の活動がその基盤となることが示された。こうした教育施策の動向や女性就業率の上昇を踏まえつつ、放課後児童対策をさらに推進させるため、文部科学省と厚生労働省は平成 30 年度に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和 5 年度までの数値目標を示している。

イ 放課後子ども教室の課題

放課後子ども教室は、文部科学省と厚生労働省が進めるプランの下で実施されており、平成 29 年度は全国で 1 万 7,615 教室が開設されている（文部科学白書 2017）。次世代の育成に向けて安全・安心で豊かな放課後の居場所を提供するねらいがあるが、様々な課題もある。

文部科学省と厚生労働省の調査によれば、平成 28 年時点の全市町村に占める実施率は、放課後児童クラブが 91.1%（1,586 市町村）であるのに対し、放課後子ども教室は 61.8%（1,076 市町村）である。同一小学校内で両事業を実施しているのは 20.4%（356 市町村）、うち共通プログラムを実施しているのは 12.0%（209 市町村）に留まる。一体化に向けた課題として「人材の確保が困難」を筆頭に、「余裕教室がない」「施設・設備等が十分でない」「調整に時間を要する」等が挙げられている。多様なプログラムを実現するためにも、まずは子どもたちが安心して過ごせる場所の確保が必要である。「一体型」においても、学校の余裕教室等に放課後児童クラブの専用スペースを確保した上で、別に放課後子ども教室のスペースを設け、活動目的に応じて子どもが行き来するような形がモデルケースとして紹介されている。

また、学校施設を活用して行われることで、本来多様であるべき放課後の過ごし方が「放課後の学校化」につながると捉える向きもある。児童館や社会教育施設、社会福祉施設、民間事業所等、地域における様々な取り組みとも有機的に関連付けるとともに、市町村の地域の実情に応じた官民連携のもとで、望ましい放課後のあり方を検討されたい。

(7) 監査結果

【指摘事項54】放課後子ども教室運営委託仕様書について

コーディネーター及び教育活動サポーターへの謝金

◆コーディネーターへの謝金

単価×4（月の週数）×開催月数

単価：4,440円/回（1,480円×3時間）

◆教育活動サポーターへの謝金

回数（平日・休日）×単価×人数

単価：1,480円/回（740円×2時間）

年間の1人当たりの謝金金額について

コーディネーター……177,600円（開催月数が10月の場合）

教育活動サポーター…59,200円（開催月数が10月で月4回活動の場合）

1時間当たり740円で計算されているが、宮崎県の最低賃金は令和3年度の時給が821円であり、令和4年10月6日以後は時給853円が適用されている。高齢化や共働き世帯の増加により、教室スタッフ（コーディネーター及び教育活動サポーター）の人材確保が困難となっている。有償ボランティアとしても人材確保のために1時間当たりの金額を見直すことを検討されたい。

さらに、各校区の放課後子ども教室規約をみると、第6条運営等に、開設日は毎週1～2回で、開設時間は14時10分～17時、15時～17時、15時半～16時45分、など様々である。

開設時間が2時間50分となっている教室では、コーディネーターへの謝金の計算が4,440円×4×10＝177,600円となっていて10か月開設しているので正しい。しかし開設時間が1時間15分となっている教室でも、コーディネーターへの謝金の計算が4,440円×4×10＝177,600円となっているが、4,440円は3時間を想定していて、開催月数は新型コロナの影響で7か月となってい

る。コーディネーターへの謝金は単価から時間で決められており、開催月数を考慮しているにもかかわらず 3 時間開設しているところはなく、開催月数も多くカウントして決算書の説明欄に記入しているところが見受けられた。規約等を見直し、統一化を図るべきである。

【意見 6 0】放課後子ども教室の課題について

令和 3 年度、宮崎市の小学校区数に対する実施率は 51.06% であるが、平成 26 年度の 56.2% を下回っている。また令和 3 年度は 24 小学校区にて活動を行っているが、2 つの小学校（大宮、田野）については休止しており活動を行っていない。その理由について担当課に尋ねたところ、「高齢化や共働き世帯の増加により、教室スタッフ（コーディネーター及び教室活動サポーター）の人員確保が困難になっていることや学校の 35 人学級導入により余裕教室がなくなったことが要因である。」との回答を得た。さらに、この要因に対し具体的な施策はあるのかを尋ねたところ、「厳しい状況があるため具体的な施策については検討を行っていく予定である。」という回答を得た。

宮崎市の放課後子ども教室の課題としては、人材確保の問題と学校や保護者への啓発活動が挙げられる。

人材確保についてであるが、現在スタッフの年齢は高齢化しており、スタッフの健康にも配慮が必要となっている。若い層のスタッフをいかに確保できるか、また、新興住宅地の人や企業の協力をどのように得ることができるかが今後の課題となり、広報の仕方を含め検討されたい。

次に、学校や保護者への啓発活動についてであるが、放課後子ども教室の活動内容への理解は学校により差があるようである。まずは学校長や教頭に、放課後子ども教室の意義を強く伝えていく必要がある。また保護者に対しても、単に子どもを預ける場所という認識ではなく、子どもたちの成長にとって放課後子ども教室が与える意義を伝え、さらに第三者の専門家の力も借りながら、その場を支えているスタッフの存在意義についても啓発していかなければならない。

10 児童クラブ運営事業

(1) 概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了した後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図ることを目的とする。

本事業は、家庭、地域などと連携を図りながら、放課後児童の健全育成に資する支援を行うものとする。

支援の内容は次のとおりとする。

- ア 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- イ 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- ウ 放課後児童の活動状況の把握
- エ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上
- オ 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- カ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- キ その他放課後児童の健全育成上必要な活動

<活動時間>

◆平日：放課後～午後6時

◆土曜日、長期休業期間、学校行事の振替休日：午前8時～午後6時

<利用料金>

宮崎市児童クラブ事業利用者負担金

◆通常利用：月～土曜日の中であらかじめ利用する曜日を選択し、利用する曜日当たり月額500円。(例)月曜日から金曜日利用の場合、月額2,500円。

その他、保護者会費や保険料、おやつ代等が必要。

長期休業期間中のみの利用については、別途利用料を設定。

<申込受付>

児童クラブのある小学校を対象に、年度初めの入会は前年度の1月から2月に実施。

<入会決定>

学年や家庭状況等を審査の上、入会または待機を決定し通知する。

<児童クラブ数>

55 か所

内訳…宮崎 38、佐土原 9、田野 2、高岡 3、清武 3

令和 3 年度現在、市内 47 小学校区のうち 45 校区で実施。

(2) 根拠法令等

児童福祉法

放課後児童クラブガイドライン（平成 27 年 3 月 31 日廃止）

新・放課後子ども総合プラン（平成 30 年 9 月）

宮崎市放課後児童健全育成事業（宮崎市児童クラブ事業実施要綱）

(3) 参考文献等

宮島ムー（2021.3.10）「学童保育ってどんなところ？ 基礎知識や問題点を解説」みんなのマネ活 楽天カード

(4) 事業費の推移

（単位：千円）

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	608,899	653,295	662,659
決算額	581,064	631,898	631,815

(5) 利用状況

クラブ名	定員	延べ利用人数	クラブ名	定員	延べ利用人数	クラブ名	定員	延べ利用人数
江平	119	21,094	宮崎東	76	12,661	田野	19	3,716
赤江	137	21,307	大塚	110	20,519	さくらが丘	33	4,005
大宮	149	24,507	檜北	162	28,296	高岡	65	11,083
港	97	16,644	江南	99	17,704	穆佐	31	4,831
大淀	80	12,759	学園台	42	6,972	天ヶ城	23	4,487
潮見	144	20,485	池内	76	11,136	倉岡	78	10,225
生目台東	80	10,796	木花	50	8,693	青島	38	5,199
宮崎南	146	24,291	恒久	78	12,131	きよたけ	139	24,698
小松台	126	19,582	檜	108	18,763	かのう	138	23,189
住吉南	114	18,430	生目台	38	6,660	おおくぼ	38	6,358

内海	20	2,430	瓜生野	56	10,449	宮崎	41	7,618
国富	66	10,746	本郷	60	8,686	広瀬	103	17,118
東大宮	104	17,858	古城	36	5,838	東大宮夢はうす	25	3,200
住吉	102	19,563	旭町	22	3,129	ちくたく大宮	20	3,657
住吉第二	20	4,093	広瀬西	38	6,409	コペルキッズ	44	6,298
宮崎西	38	7,139	佐土原	44	7,278	遊びbaseたいら	20	3,641
生目	73	12,704	那珂	47	10,667	七つの星幼稚園	20	3,331
小戸	76	11,014	ひがし	44	5,197	合計	4,020	664,022
西池	155	26,196	広瀬北	113	18,542			

令和3年度において、全国の登録児童数は1,348,275人、放課後児童クラブ数は26,925か所で、放課後児童クラブの支援の単位数は35,398支援の単位数であり、小学校就学児童数6,223,395人に対する施設登録児童数の割合は21%となっている。これに対し、宮崎市においては令和3年度の登録児童数は4,467人、放課後児童クラブ数は55か所、放課後児童クラブの支援の単位数は97支援の単位であり、小学校就学児童数23,016人に対する施設登録児童数の割合は19%と、全国平均を若干下回っており、ここ数年宮崎市は、横ばい状態が続いている。

国は新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月）に基づき、更なる女性就業率上昇への対応のため、平成31年度から令和5年度までの5年間で約303人分の整備を図ることを目指している。これは、平成31年度の小学校就学児童数での利用割合で25%にまで高めるということになる。宮崎市においてこの利用割合で算出すると5,754人まで増加させられることにある。

女性の就業率が上昇する中、保育サービスの利用率も併せて上がっていることを踏まえれば、放課後児童クラブの利用率も今後さらに上昇することが予想される。小学校入学にあたり、放課後児童クラブに預けられない事例が生じないように「小1の壁」の解消へ取り組む必要がある。

(6) 監査結果

【指摘事項 5 5】放課後児童クラブのパート職員（補助支援員や登録支援員）の出勤簿における「扶養調整」の記載について

放課後児童クラブのパート職員の出勤簿の備考欄に「扶養調整」と記載されているので、担当課に尋ねたところ「当該職員が扶養内で勤務するために、通常の勤務時間を切り上げて退勤している場合に記載している」という回答を得た。放課後児童支援員の仕事は、放課後に子どもたちが安心して過ごせる遊びや生活の場を提供し、その過程で子どもたちの主体性や社会性、創造性を育む手助けをすることである。

保護者との信頼関係を築きながら、子どものために責任をもって従事する必要がある。従って当該職員の都合で勤務時間を調整することなく、シフト決定後に調整のための変更がないよう勤務時間を決定されるよう指導されたい。

また、最低賃金の引き上げなどで働く人の時給が上がる中、配偶者がいてパートタイムで働いている女性の 6 割以上が勤務時間を調整しているという調査結果が令和 4 年 11 月民間の研究機関によってまとめられた。年収が一定額を超えると税や社会保険制度上、自身や家計の負担が増えることがあり、これを意識して「扶養調整」を行っている実態がうかがえる。

一方、勤務時間を調整している人の 78.8%が一定の収入を超えても手取りが減らないのであれば働きたいと答えている。働く意欲があるのに、それを妨げるような制度は改善が急務だと考えるべきだが、人材確保が必要な中、賃金の引上げによって結果的に所得が増えているのかを問い直すべきである。

【意見 6 1】待機児童解消について

宮崎市でも、女性の就業率上昇を踏まえたニーズを見込み、新たな整備目標を設定した上で、必要な受け皿整備を着実に進めていく必要がある。

そのために、待機児童を解消するための更なる受け皿整備を図る方策の検討や、必要性がありながらも放課後児童クラブが未設置である小学校区において設置を促進することを検討されたい。

【意見 6 2】宮崎市児童クラブ事業利用者負担金について

ア 現行の利用料金

児童 1 人当たり、通常利用の場合は月～土曜日の中であらかじめ利用する

曜日を選択し、利用する曜日当たり月額 500 円。例えば、月曜日から土曜日まで利用の場合は月額 3,000 円。

長期休業期間中のみの利用については、別途利用料を設定している。

イ 受益者負担率

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
運営費	595,460	631,898	648,592
利用者負担額	84,653	85,006	85,530
受益者負担率	14%	13%	13%

平成 27 年度の包括外部監査において、利用者負担金について、利用料の算定にあたっては運営等に係る負担経費の 2 分の 1 を保護者負担分として徴収することが適正であると意見を述べている。その当時（平成 26 年度）の受益性負担は 17.4%であり、現在は利用者負担に対し運営費が増加傾向である。今後の対応策について担当課に確認したところ、「今後の対応策について検討しなければならないと考えている。しかし具体的な対策は進んでいない状況にある。」との回答を得た。

放課後児童クラブの 88.5%となる 22,416 か所が利用料の徴収を行っている。月額 4,000 円～6,000 円未満のゾーンが最も多く 6,076 か所、次いで 6,000 円～8,000 円未満が 4,738 か所となっている。この利用料に、おやつなど追加で実費徴収が行われているが、宮崎市の利用料は全国的にみてもかなり低い価格になっている。今後、児童クラブ数を増やすため、児童クラブに係る経費はさらに増加すると考えられ、受益者負担割合の歪みは宮崎市の財政基盤に大きな影響を及ぼすものとなるため、料金の見直しを早急に図られたい。

一方、利用料を徴収している地方自治体の多くが利用料の減免措置を実施しており、また一定水準以上の所得がある世帯等に対しては利用料の加算を行っている地方自治体もある。

宮崎市では生活保護受給者や就学援助の受給者、被災・罹災証明が交付された者が減免対象者で、市町村民税非課税世帯、ひとり親家庭、児童扶養手当受給等は減免の理由に該当していない。市町村民税非課税世帯の利用料減免を行っている全国の児童クラブ数に対する割合は 46.2%、ひとり親家庭の割

合は 31.8%となっているので、減免の範囲を広げることも検討されたい。

【意見 6 3】 放課後児童クラブの開所時間について

保育園と比べて放課後児童クラブの方が開所時間が短いという問題がある。令和 3 年度時、平日に 18 時 30 分を超えて開所している放課後児童クラブ数は 16,058 か所と、全体の 59.7%に上る。

宮崎市の平日の放課後児童クラブの終了時刻は 18 時となっており、全体の 18.8%の範疇である。フルタイムで働く保護者のライフスタイルとズレが生じ、働き続けることが困難になるケースも起こっている。実情を考慮して対策を講じられたい。

また、放課後児童クラブのパート職員（補助支援員や登録支援員）の勤務終了時間は、放課後児童クラブの利用終了時刻と同時刻に設定されており、平日 18 時 30 分を超えて開所している放課後児童クラブ数が多い中、サービス残業の発生原因と成りかねない。

さらに放課後児童クラブ運営指針において（平成 27 年 4 月）「放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受け入れ準備や打ち合わせ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間として設定されることが求められる。」と規定されている。

放課後児童クラブでは職員がシフトを組んで交替で勤務しているが、勤務時間の設定を見直し、最終時間に該当する勤務者は、放課後児童クラブの利用時間より遅い時間に終了する勤務シフトに変更を検討されたい。

【意見 6 4】 放課後児童クラブの建物賃貸借契約について

放課後児童クラブの多くは、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図っているが、学外の児童館や公民館、民家、アパートなども活用して運営されるケースもある。宮崎市では、学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施されているクラブ数は 41 か所で、全クラブに対する割合は 74.5%であり、中核市の 62.9%を上回っている。

しかしながら、待機児童を解消していくには、必要な受け皿整備を着実に進めていく必要がある。そのために待機児童が発生している地域において、さらなる受け皿を図るための方策として民家を利用することも考えられるが、宮崎市においても民間賃貸建物を利用している事例がある。

留意点は、放課後児童クラブを利用する子どもの安心・安全を確保する観点から耐震性が確保された建物で放課後児童クラブを実施するということである。令和4年8月22日付けで公表された「社会福祉施設等の耐震化状況調査の結果（基準日は令和2年3月31日）においては、放課後児童クラブの耐震化率が94.3%となっているが、令和2年7月14日付けで放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正があり、同要綱別紙2の放課後子ども環境整備事業の対象事業として「(1)放課後児童クラブ設置促進事業に耐震化等の防災対策や防犯対策を含めること」が明記された。施設設備の不備は子どもたちの命と心に直結するもので、重要な課題である。耐震性が確保された建物で放課後児童クラブを実施するよう指導等に努められたい。

宮崎市が民間と契約した建物賃貸借契約書を確認したところ、耐震性については何ら記載がなかった。契約書に記載するか、確認証明書を添付するべきであると考えます。

さらに、賃貸料の約30%の大幅な増額変更があったが、宮崎市民の原資であるため、その賃料が妥当であるのかどうか、賃料変更の理由について、その根拠となる資料等を添付、保存されたい。

【意見65】児童クラブ運営業務委託（加配）の委託料と収支決算書について

児童クラブ運営業務委託（加配）の委託契約書の第3条に、「委託業務の委託料は、補助者員等1人につき1時間あたり999円とする（雇用保険料、諸経費を含む）。」という規定がある。999円の決定方法を担当課に尋ねたところ、「会計年度職員（保育士、幼稚園教諭）時給991円+（1+雇用保険料率0.006+労災保険料率0.003）のとおりである。」という回答を得た。この決定は、障がい児童等受入れに対する補助者の人件費を保育士・幼稚園教諭を基準にしており、令和元年10月31日時点の金額である。昨今、最低賃金が上昇している中、小学校の児童クラブの支援員の時給と変わらないのは時代に即していないと思われるため、基準も含め、見直しを検討されたい。

また、令和3年度の収支決算書はこの基準で決定された金額がそのまま決算額になっており、提出された収支決算書の中に予算額が記入されていたが「次回からは予算額欄の削除をお願いします。」という付箋が貼付されていた。そのような指導ではなく、正しい書類の提出もしくは形式を変更するような

対応をお願いしたい。

さらに令和 3 年度の収支決算書であるにもかかわらず、日付が令和 3 年 3 月 31 日と誤ったままであったため注意を促されたい。

【意見 6 6】宮崎市児童クラブ運営業務委託収支決算書について

支出の明細を確認したところ、事業費の中に多額の拠点区分間繰入金に記載されていた。その内訳明細を担当課に尋ねたところ、「法人全体の共通経費にかかる児童クラブ相当分を計上していると聞いている。」との回答を得た。その後担当課から「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」の提出を受け、内容確認を行った。

支出内容の適切な把握及び分析のために金額が多額であるものは個別の勘定科目により掲記するか、明細書を添付することが望ましいと考える。法人全体の共通経費であるならば、委託料を軽減できる余地もあると考えられるため、金額の合理性について検討されたい。

【意見 6 7】児童クラブ運営事業の同一委託業務について

長期間に渡り、一者随意契約が継続されているので、その理由を担当課に尋ねたところ、「児童クラブ開設当初（平成 4 年）児童センターや児童館等を受託していた受注者以外に、受託先として他に適当な団体がなかったことが経緯としてあるようだ。」との回答であった。

確かに上記の一者随意契約の理由として相応しい理由があるが、上記理由によれば、当該受注者が自ら辞退しない限り、半永久的に一者随意契約を締結し続けることになりかねない。選定時から 30 年以上に渡る現在において、児童クラブ 55 か所のうち 30 か所の契約を結んでおり、契約額では全体の 60% を占めている。

校外型クラブとして、新規団体が児童クラブを受託するケースや変更するケースが増えているようであるが、一定の期間で区切ることを検討されたい。

1 1 児童クラブ施設整備事業

(1) 概要

児童クラブの待機児童数を削減するため、学校の教室等を利用して児童クラブを整備し、定員枠を拡大する。

また、民間施設等を利用する「校外型児童クラブ」の整備費用の一部を助成し、児童クラブへ定員枠を拡大する。

(2) 根拠法令等

宮崎市放課後児童健全育成事業（宮崎市児童クラブ事業）

開設準備補助金交付要綱

(3) 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	32,740	19,187	28,594
決算額	28,448	17,158	22,879

(4) 監査結果

【意見 6 8】宮崎市放課後児童健全育成事業（宮崎市児童クラブ事業）開設準備補助金について

補助金の用途について実績報告書の提出後に決定しているが、その実績報告書の記載内容について消費税が報告書に記入してあったため、担当課に尋ねたところ「各項目で購入した備品や施設整備工事の際に徴収された消費税である。」旨の回答を得た。実績報告書には領収書の添付が必要であるため、収支決算書との突合を行ったところ、決算額が税抜きと税込みの混在であったため、消費税の金額が経費の 10%になっていなかった。このような処理をすると、誤りや誤解が生じてしまうため、収支決算書は税込みに統一して計上されたい。

第7 生涯学習課が管理運営する主な施設について

1 生涯学習推進体制の整備

生涯学習とは、人々の生涯にわたる学習活動のことであり、学校・家庭・地域社会を含めたあらゆる分野にわたっている。

社会教育が、学校教育や家庭教育と並ぶ一つの教育分野であり、社会における教育機能、人々の学習に対する教育的働きかけ、学習者の自発性を尊重しながら教育的に高める活動であるのに対し、生涯学習は、学校・家庭・地域社会等の社会のあらゆる分野の学習活動を対象としている。

豊かな生涯学習社会を築いていくためには、社会の変化に対応し、乳幼児期から高齢期にわたるライフステージに応じた、生きがいや人間形成を目的とする学習活動が求められる。

学習を支援していく立場からは、個人が必要とするさまざまな活動が主体的に行えるよう学習条件や環境を整備していくことが必要である。さらに、宮崎市民が自分の創造性、個性を発揮していけるような活力ある社会を目指し、家庭教育、学校教育、社会教育など総合的視野から生涯学習を推進していくことが重要である。

公立公民館等では、地域の住民の様々な学習ニーズに対応するため、年間を通して各種講座・教室の開催、また、隔月ごとに講座やイベントなどを掲載した公民館報を発刊し、生涯学習に係るさまざまな情報を提供している。

宮崎市立図書館等では、地域の情報拠点として、各世代のニーズに応じた資料を収集・提供するとともに、おはなし会、読み聞かせ講座、絵本作家などによる講演会を開催することにより、宮崎市民の読書活動を推進している。

学習関連施設においては、子どもたちに自ら進んで学習する意欲が醸成されるよう、科学や天文、歴史、民俗、考古学などの資料展示を行っている。また、学習指導要領との整合性を図り、さらには指定管理者ノウハウも交え、特定の内容をより深く学ぶ企画展示や体験学習、多様な講座や教室を実施するなど、学習関連施設の利用促進及び活用推進を図っている。

2 生涯学習課が管理する主な施設

(1) 中央公民館

ア 概要

宮崎市の公立公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際の生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置している。

また、多種多様な学習機会の充実を図り各種講座の開設や社会教育を目的とする団体などの活動のために施設・設備を提供し、学習を助長していく事業を実施している。

イ 施設の概要

住所	宮崎市宮崎駅東 1 丁目 2-7
構造・規模	① 構造 鉄筋コンクリート 3 階建 ② 敷地面積 7,700 m ² ③ 建築面積 1996.51 m ² ④ 総工費 418,455,000 円
開館年月日	昭和 57 年 5 月 9 日
施設の内容	① 1 階 体育館会議室、図書室、印刷室 ② 2 階 中研修室、料理実習室、茶室、和室、会議室、 教材室、児童室 ③ 3 階 大研修室、工作室、音楽室、相談室、小研修室
開館時間	午前 9 時～午後 10 時 (ただし、毎週月曜日は午前 9 時～午後 5 時)
休館日	毎月第 3 日曜日 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

ウ 根拠法令等

宮崎市公民館条例

宮崎市公民館条例施行規則

宮崎市公民館の使用料に関する規則

宮崎市公民館処務規則

地区公民館の管理に関する規則

エ 管理形態

生涯学習課による直営管理

オ 運営状況

(ア) 入館者数・開館日数・1日平均入館者数

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入館者数 (人)	37,291	42,861	41,087	18,133	21,418
開館日数 (日)	346	347	321	237	257
平均入館者数 (人)	107.7	123.5	127.9	76.5	83.3

(イ) 収入の状況

当施設の収入は、中央公民館使用料及び、PC 使用料である。

(単位：円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
中央公民館使用料	744,114	988,217	953,588	598,750	474,804
PC 使用料	35,100	49,700	15,900	6,600	0

(ウ) 支出の状況

(単位：千円)

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
管理運営費合計		11,047	10,102	9,133	9,923
内訳	管理委託費	7,347	6,585	6,347	6,336
	施設維持管理費	1,139	1,133	836	1,180
	その他	2,562	2,385	1,950	2,408

(2) 宮崎市立図書館

ア 概要

市政 70 周年を記念し、福祉・文化・アメニティをテーマとした福祉文化公園の中に、総合福祉保センター・市民文化ホールと一体となった施設のひとつとして平成 6 年 5 月に開館。図書や視聴覚資料の充実をもとより、文化活動や図書普及活動の推進に努め、高度情報化社会における地域情報拠点としての機能を果たすとともに、コンピュータを導入し利便性の高い機能を備えた、誰もが気軽に、身近に利用できる施設である。

イ 施設の概要

所在地	宮崎市花山手東3丁目25番地3
構造・規模	鉄筋コンクリート造2階建（一部3階建）、延床面積6,409.32㎡
図書館資料	①蔵書数 482,151冊（令和4年3月末現在） （うち一般図書351,126冊、児童図書96,556冊、その他14,528冊、移動図書19,941冊） ②視聴覚資料 14,267点 ③雑誌 168種（令和4年度当初） ④新聞 14種（令和4年度当初）
利用状況	①入館者数 217,122人 ②貸出冊数 642,862冊 ③登録者数 180,106人（令和4年3月末現在）

ウ 根拠法令等

宮崎市市立図書館処務規則

宮崎市立図書館管理運営規則

エ 管理形態

施設維持管理を除く図書館業務を「NPO法人 MCL ボランティア」に委託している。

<委託内容>

図書館資料の利用サービス業務	①窓口業務（図書館資料の貸出、返却、閲覧、複写、予約、リクエスト、参考相談） ②インターネット閲覧 ③相互利用（相互貸借・文献複写）
図書館資料の整備業務	①図書館資料（図書、雑誌・新聞、視聴覚資料）の選定、収集、分類整理、維持管理・書誌データ作成管理 ②館内の書架整理、破損図書の補修発注

図書館ネットワーク業務	①学校ネットワーク事業の企画運営（リクエスト資料や読み物資料の配本・回収） ②公立公民館ネットワーク（予約図書の配本・回収）
諸事業の実施	①工作体験教室、点字講座、図書館教養講座、読み聞かせ講座、創作童話・紙芝居・絵本コンクール、図書館まつり、講演会等の企画運営、土曜シアター、日曜映画会、おはなし会等の実施
移動図書館業務（運行計画、図書選定収集及び利用統計）	
ブックスタート業務	
広報業務（各種行事等案内の作成・発行、管内展示等）	
図書館コンピュータシステムの運用	
視聴覚教材、教具の利用サービス業務	

オ 宮崎市立図書館の管理運営

(ア) 入館者数

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入館者数（人）	319,115	315,892	266,644	191,358	217,122
開館日数（日）	298	299	255	269	299

(イ) 貸出冊数、貸出利用者数

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
貸出冊数（冊）	660,056	673,889	581,562	548,718	642,862
貸出利用者数	179,878	184,964	156,514	139,229	163,229

(ウ) 新規登録者数、レファレンス（参考、参照、問い合わせ等）件数

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
新規登録者数	3,445	3,319	2,640	2,197	2,612
レファレンス件数	2,402	3,216	2,326	1,992	2,142

(エ) 移動図書館（車等）について

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
貸出冊数	19,687	19,738	16,517	12,619	13,033
貸出利用者数	1,959	2,106	1,728	1,316	1,633
新規登録者数	37	34	33	28	16

(オ) 令和 3 年度に実施した事業（読み聞かせ等）について

- ・月曜おはなし会 ・ひだまりおはなし会 ・土曜おはなし会 ・朗読会
- ・土曜シアター ・わくわくボランティアシアター ・日曜映画会
- ・クラシック音楽鑑賞会 ・工作体験教室 ・図書館まつり

(カ) 宮崎市立図書館の蔵書等

蔵書点検の日と点検方法

- ・蔵書点検日：令和 3 年度は、2 月 15 日から 24 日までの 10 日間
- ・点検方法：POT（ポータルターミナル、携帯用端末）を用いて、館内の全資料を読み取り、そのデータを図書館システム内のデータと照合、確認する

(キ) 不明資料等

	宮崎市立図書館
蔵書点検対象資料等	463,664
今年度不明資料数	63
3 年連続不明資料数	26
今年度発見資料数	12

(ク) 図書盗難防止策について

図書館入口にブックディテクション（磁気テープ方式による図書持出防止装置）を設置。また、警備員を 1 名配備し、開館時間外は機械警備で対応。

(ケ) 貸出期限を超えて未返却である資料

貸出期限	宮崎市立図書館
1 月以上	314 冊
3 月以上	13 冊
6 月以上	13 冊
1 年以上	13 冊

(コ) 長期未返却者の対応について

- ①貸出から1ヵ月以上経過した利用者に対し、督促状(1回目)を送付。
- ②貸出から2ヵ月以上経過した利用者に対し、督促状(2回目)を送付。
- ③貸出から3ヵ月以上経過した利用者に対し、督促状(3回目)を送付し、貸出を停止。

(サ) 図書紛失、弁償(令和3年度の弁償図書の数と理由)

令和3年度の弁償図書は65冊。理由は利用者による破損、汚損、紛失。

(シ) 収入の状況

当施設で収受している収入は、雑入(文献複写料金等)及び行政財産目的外使用料である。

(単位:円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
雑入	63,290	41,640	44,510	41,617	31,512
行政財産目的外使用料	2,449	2,991	2,449	2,576	2,576

(3) 佐土原図書館

ア 施設の概要

佐土原の歴史を生かした文化活動及び文化振興の拠点として、佐土原交流プラザと宮崎市立佐土原図書館とが一体となった複合施設「宮崎市佐土原総合文化センター(さどわらくじら館)」が、平成16年10月に開館。探しやすい書架、映画や音楽を楽しめるCD/DVDコーナーやインターネットコーナーなど高度情報化社会における地域情報センターとしての機能を果たす。また、ICチップを取り入れたシステムの導入により、貸出・返却作業がスムーズに行われ、子どもから高齢者まで気軽に利用できる施設。

所在地	宮崎市佐土原町下田島 20527 番地 4
構造・規模	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上1階(一部3階) 延床面積 1,641.76 m ² 佐土原総合文化センター 6,261.88 m ²

図書館資料	蔵書数 168,063 冊（令和 4 年 3 月末現在） 視聴覚資料 1,825 点 雑誌 147 種 新聞 10 種
利用状況	入館者 111,365 人 貸出冊数 235,487 冊 登録者数 29,795 人（令和 4 年 3 月末現在）

イ 根拠法令等

宮崎市市立図書館処務規則

宮崎市立図書館管理運営規則

ウ 管理形態

生涯学習課が直営管理

エ 佐土原図書館の管理運営

(ア) 入館者数

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
入館者数（人）	219,240	211,214	171,977	96,942	111,635
開館日数（日）	300	301	257	277	301

(イ) 貸出冊数、貸出利用者数

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
貸出冊数（冊）	291,287	271,857	223,882	217,249	235,487
貸出利用者数	71,842	66,948	54,373	50,530	53,958

(ウ) 新規登録者数、レファレンス（参考、参照、問い合わせ等）件数

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
新規登録者数	702	629	560	409	519
レファレンス件数	13,057	14,940	15,313	14,478	14,030

(エ) 令和 3 年度に実施した事業（読み聞かせ等）について

- ・司書によるおはなし会
- ・子ども向け上映会
- ・キッズチャレンジ（パソコンでイラストを作り動かしてみる講座。（小学生対象））
- ・夏休み上映会
- ・英語 de おはなし会
- ・夏休み作品展

オ 佐土原図書館の蔵書等

(ア) 蔵書点検の日と点検方法

①蔵書点検日：令和3年度は、12月7日から14日までの8日間

②点検方法：POT（ポータルターミナル、携帯用端末）を用いて、館内の全資料を読み取り、そのデータを図書館システム内のデータと照合、確認する

(イ) 不明資料等

	佐土原図書館
蔵書点検対象資料等	192,428
今年度不明資料数	16
3年連続不明資料数	1
今年度発見資料数	10

(ウ) 図書盗難防止策について

図書館入り口にセキュリティゲート（ICタグを用いた盗難防止ゲート）を設置。

(エ) 貸出期限を超えて未返却である資料

貸出期限	佐土原図書館
1月以上	103冊
3月以上	0冊
6月以上	0冊
1年以上	0冊

(オ) 長期未返却者の対応について

①貸出返却期限から1カ月経過者にハガキ、メール、電話により催促を行う。

②貸出期限を過ぎ予約がかかった本について電話で催告を行う。

③貸出返却期限が3ヵ月以上経過者に対し「貸出禁止」文書を送付する。

④貸出禁止1ヵ月経過後に家庭訪問を実施する。

(カ) 図書の紛失、弁償（令和3年度の弁償図書の数と理由）

令和3年度の弁償図書は13冊。理由は利用者による汚損、紛失。

カ 収入の状況

当施設で収受している収入は、雑入（文献複写料金等）及び行政財産目的外

使用料である。

(4) 宮崎科学技術館

ア 施設の概要

昭和 61 年 8 月 1 日に、市政 60 周年記念事業として「科学と遊ぶ」をテーマに建設され、数多くのユニークな展示物や世界最大級のプラネタリウムドームを有している。平成 16 年 5 月 1 日にはリニューアルオープンし、アポロ 11 号月面着陸船実物大型模型や新しい恒星投影機などが導入されるなど、子どもからお年寄りまで楽しみながら科学を学べる施設となっている。

名称	宮崎科学技術館「愛称 コスモランド」
所在地	宮崎市宮崎駅東 1 丁目 2 番地 2
敷地面積	5,400 m ²
建物延床面積	6,419.3 m ²
建築構造	地上 3 階（一部 4 階）鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
事業費	4,106,618 千円（リニューアル分含む）
休館日	月曜日（休日を除く）、休日の翌日（土・日曜日、休日を除く）、12/29～1/3、臨時休館日
展示の概要	6 つのコーナーを設け、楽しく学べる体験型装置を数多く展示している。（1～2 階） ①太陽の都市・みやざき ②生きている地域 ③宇宙への夢 ④科学のふしぎの国 ⑤先端技術の世界 ⑥エネルギーランド
プラネタリウム	恒星投影機 SUPER-HELIOS により直径 27m のドームに 7.9 等星まで約 3 万 8 千個の星々を投映することができ、全天周ビデオ投映システムとライブ開設を組み合わせるなど、夢とロマンにあふれる番組を上映している。（3 階、座席 280 席）

イ 事業の概要

(ア) 令和3年度実績

・総入館者数

70,204人（大人 38,078人、小人 32,126人）

・内訳

個人 58,196人 団体 12,008人

広域圏児童生徒 6,621人 広域圏外児童生徒 4,457人

・開館日数 210日

・一日平均利用者 334人

(イ) 各種教室・講座、イベント等の開催

不思議なサイエンスショーやダ・ヴィンチ工房などの科学技術をはじめ、初心者を対象としたパソコン教室、天文教室、天体観望会等を開催している。また、青少年のための科学の祭典やプラネタリウムでのコンサート、化学に関する企画・移動展などの様々なイベントも行っている。

ウ 根拠法令等

宮崎科学技術館条例

宮崎科学技術館条例施行規則

宮崎科学技術館の利用料金に関する規則

エ 管理形態

宮崎科学技術館の管理運営業務の指定管理者として「公益財団法人宮崎文化振興協会」を指定している。

<指定管理者が行う業務>

科学技術館で実施する事業等に関する業務	①来館者サービス業務 ②企画展開催業務 ③プラネタリウム運営業務 ④学校教育支援・生涯学習関連業務 ⑤施設利用促進及び普及啓発業務 ⑥その他の業務 ⑦自主事業
---------------------	---

利用料金等に関する業務	①利用料金徴収業務 ②年間パスポートに関する業務 ③利用料金減免申請書の受付・許可書の発行及び交付
科学技術館の維持管理等に関する業務	①施設管理及び保守点検業務 ②清掃及び害虫防除等環境衛生管理業務 ③植栽管理業務 ④保安警備業務 ⑤駐車場・駐輪場管理業務 ⑥その他の業務
科学技術館の管理運営等に必要な業務	①事業計画書等の作成 ②事業報告書等の作成 ③事業評価業務 ④市との連絡調整 ⑤関係団体との連絡調整 ⑥その他の業務
上記以外で科学技術館に必要な業務等に関する事項	

(5) 大淀川学習館

ア 概要

大淀川学習館は、市政 70 周年記念事業の一つとして、また大淀川浄化活動及び大淀川学習のシンボリックな施設として平成 7 年 3 月 28 日に開館した。その後、体験施設及び常設展示等の整備充実を図るため、平成 14 年 7 月 15 日にリニューアルオープン。さらに、里山の復元をめざして、平成 15 年 10 月には、「里山の楽校」をオープンし、野外体験施設ゾーンの「水辺の楽校」と「里山の楽校」及び屋内体験ゾーンの「大淀川学習館」が一体となった総合的な学習施設となっている。

(ア) 施設の概要

所在地	宮崎市下北方町二反五瀬 5348 番地 1
敷地面積	17,682.41 m ² ・ 学習館本管 6,532.05 m ² ・ 里山の楽校 11,150.36 m ²
建物延床面積	2,880.04 m ² ・ 学習館本管 2,720.04 m ² ・ 里山の楽校「杉の家」 160.00 m ²
建築構造	学習館本管：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上 2 階建て 杉の家：木造地上 1 階建て
事業費	2,370,000 千円 ・ 学習館本管 2,170,000 千円 ・ 里山の楽校 200,000 千円
休館日	月曜日（休日を除く）、休日の翌日（土・日曜日、休日を除く）、12/29～1/3、臨時休館日
入館料	無料
展示の概要	①常設展示（河川環境に対する意識啓発） ②生体展示（自然楽習園、生体展示室、ホタル展示室、観察ステーション） ③企画展示（「カブトムシ・クワガタムシ展」他） ④募集作品の展示（「大淀川流域の動植物画コンクール」） ⑤コーナー展示（寄贈品や過去の特別展示資料等の展示）

イ 事業の概要

(ア) 令和 3 年度実績

・ 総入館者数

58,412 人（大人 32,223 人、小人 26,189 人）

・ 内訳

個人 53,070 人 団体 5,342 人

広域圏児童生徒 3,092 人 団体広域圏外児童生徒 1,146 人

- ・開館日数 211 日
- ・一日平均利用者数 276 人

(イ) 教室イベント等の開催

学校・団体対応事業	①授業支援〈9回：参加者延べ934人〉 ②出前授業等〈10回：参加者延べ538人〉
教室事業	①環境教室〈2回：参加者延べ19人〉 ②飼育・観察教室〈6回：参加者延べ89人〉 ③活動教室〈5回：参加者延べ59人〉 ④ものづくり教室〈5回：参加者延べ93人〉 ⑤園児教室〈11回：参加者延べ315人〉
イベント事業	①わくわく工作〈4回：参加者延べ161人〉 ②季節のイベント〈4回：参加者延べ161人〉 ③講演会〈1回：参加者12人〉
その他の事業	①学校教育及び幼児保育との連携 ②各種関係団体と連携 ③情報提供と広報活動

ウ 根拠法令等

大淀川学習館条例

大淀川学習館条例施行規則

エ 管理形態

大淀川学習館の管理運営業務の指定管理者として「公益財団法人宮崎文化振興協会」が指定されている。

<指定管理者が行う業務>

学習館で実施する事業等に関する業務	①来館者サービス業務 ②企画展開催業務 ③学校教育支援・生涯学習関連業務 ④施設利用促進及び普及啓発業務 ⑤その他の業務 ⑥自主事業
-------------------	---

学習館の維持管理等に関する業務	①施設管理及び保守点検業務 ②清掃及び害虫防除等環境衛生管理業務 ③植栽管理業務 ④保安警備業務 ⑤駐車場・駐輪場管理業務 ⑥その他の業務
学習館の管理運営等に関する業務	①事業計画書等の作成 ②事業報告書等の作成 ③事業評価業務 ④市との連絡調整 ⑤関係団体との連絡調整 ⑥その他の業務
上記以外で学習館に必要な業務等に関する事項	

(6) 宮崎市きよたけ児童文化センター

ア 概要

宮崎市きよたけ児童文化センターは、昭和63年5月5日に「子供たちの殿堂」として開館し、学習室、創作活動室、資料展示室などを有している。また、図書室には約23,000冊の児童図書を配架し、ゆったりとした読書コーナーも備えている。

本施設は、子どもたちが楽しく学びながら文化活動を行うことにより、独創性や想像力を育てていく施設となっている。

イ 施設の概要

所在地	宮崎市清武町西新町1番地6
敷地面積	862.29 m ²
建物延床面積	1,014.00 m ²
建築構造	地上2階鉄筋コンクリート造
事業費	199,478千円
休館日	月曜日（但し、月曜日が休日のときはその日後、最も近い休日でない日）、12/29～1/3

施設の内容	①1階 図書室、会議室、和室、展示ホール、事務室、倉庫、湯沸室、トイレ ②2階 創作活動室、学習室、資料展示室、収蔵庫、工具室、準備室、倉庫、トイレ
-------	---

ウ 事業の概要

(ア) 令和3年度実績

- ・総入館者数 16,481人
- ・図書貸出冊数 個人 9,863冊（登録者数 9,242人）
団体 361冊（登録団体 113団体）
- ・教室等受講者数 5,315人
- ・開館日数 238日

(イ) 各種教室・講座、イベント等の開催

幼児工作教室、おもちゃ病院によるおもちゃの修理、ボランティアによる「かみしばい村」を実施している。また、子ども読書の日に関するイベントとして「子ども読書まつり」の開催や、ボランティアグループによる絵本読み聞かせ会を実施している。

エ 根拠法令等

宮崎市きよたけ児童文化センター図書室管理規則

宮崎市きよたけ児童文化センター条例

宮崎市きよたけ児童文化センター条例施行規則

オ 運営状況

宮崎市きよたけ児童文化センターの管理運営業務の指定管理者として「特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター」が指定されている。

<指定管理者が行う業務>

センターの事業の企画及び運営に関する業務	①読書活動 ②探求心や想像力を養う学習 ③世代間交流活動とボランティア活動 ④団体の育成と施設の有効活動 ⑤広報事業
----------------------	--

センターの図書資料の選書・管理及び貸し出しに関する業務	①貸出・返却・配架・予約・督促 ②選書・補修・システムへの登録・抹消・変更 ③利用者登録・登録抹消・登録変更 ④統計作成
児童の文化活動のための施設の提供に関すること	①自由来館及び利用の許可 ②利用の案内 ③施設等の利用方法と注意事項の説明
センターの施設、付属設備及び備品の維持管理に関する業務	①保守管理業務 ②環境維持管理業務
その他施設の管理運営に必要な業務	

3 施設に係る生涯学習課の主な事業

(1) 施設学習支援事業

ア 概要

児童の学習意欲向上や芸術文化への意識醸成を図るため、教育文化施設と小学校の間の交通手段としてバスを借り上げ、児童の体験学習機会を充実させる。

対象施設は次のとおりである。

①科学技術館、②大淀川学習館、③佐土原歴史資料館、④天ヶ城歴史民俗資料館、⑤生目の杜遊古館、⑥安井息軒記念館、⑦市民プラザ、⑧市民文化ホール、⑨清武文化会館、⑩佐土原総合文化センター、⑪市立図書館

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	3,052	2,943	2,928
決算額	3,052	2,087	2,927

(2) 宮崎文化振興協会運営費助成事業

ア 概要

学術・科学技術・文化・芸術の振興を図る事業を行う公益財団法人宮崎文

化振興協会の安定した運営を図るため、運営費の助成を行い、豊かな人間性と創造性を備えた人材の育成と文化の香り豊かなまちづくりに寄与する。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	20,958	21,359	22,813
決算額	20,958	21,140	22,813

(3) 中央公民館管理運営費

ア 概要

生涯学習拠点施設として、宮崎市民の生涯学習を推進するとともに、宮崎市民が快適に利用できるよう、中央公民館の適切な管理運営を行っている。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	10,271	9,980	10,307
決算額	10,102	9,133	9,923

(4) 市立図書館の管理運営費

ア 概要

高度情報化等による活字離れが進む中、宮崎市民が生涯にわたって読書に親しむことができる拠点施設として、市立図書館及び佐土原図書館の図書や視聴覚資料等の整備を行う。

また、宮崎市民が安全かつ快適に利用できるよう、施設の適切な管理運営を行う。

イ 事業費の推移

(ア) 市立図書館管理運営費

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	99,086	95,216	98,017
決算額	93,903	91,339	97,420

(イ) 佐土原図書館管理運営費

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	13,834	13,695	13,602
決算額	13,357	13,318	13,266

(5) 図書館ネットワーク事業

ア 概要

図書館利用者の利便性向上のため、公立公民館等への配本回収を行い、宮崎市民の読書環境の充実を図る。

また、読書や調べ学習を行うための図書の整備充実を図り、児童生徒の読書力の向上及び読書の習慣化を推進するため、宮崎市内の小中学校からのリクエストによる図書の配本を行う。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	5,699	6,024	6,000
決算額	4,944	5,362	5,333

(6) 市立図書館業務委託事業

ア 概要

宮崎市民に開かれた親しみやすい図書館サービスを提供するため、市立図書館の運營業務を委託し、宮崎市民協働による図書館運営を行う。

委託業務の主な内容は以下のとおりである。

- ①図書の貸出等利用サービス、図書の選定・収集、図書の整理・保存
- ②寄贈図書の受付、相互貸借
- ③公立小中学校及び効率公民館等とのネットワーク事業
- ④移動図書館事業
- ⑤図書館教養講座、おはなし会、日曜映画会、図書館まつり等の企画・運営
- ⑥図書管理システムの運用業務
- ⑦視聴覚教材・教具の貸出等業務

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	72,579	73,357	73,357
決算額	72,562	73,357	73,357

(7) ブックスタート事業

ア 概要

感性豊かな子どもを育成するため、7～8か月健康診断の時に、絵本等の入ったブックスタート・パックを保護者に贈り、幼いころから本に親しむ環境を提供する。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	3,300	3,600	3,539
決算額	3,278	3,580	3,508

(8) 図書館システム更新事業

ア 概要

市立図書館、佐土原図書館、公立公民館等図書室の利便性の向上及び持続的な利用者サービスの実施を確保するため、図書館システムの更新及び維持管理を行う。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	43,012	23,747	23,747
決算額	42,699	23,747	23,747

(9) 市立図書館施設環境整備事業

ア 私立図書館の快適な読書環境の確保及び施設の長寿命化を図るため、老朽化した施設・設備の更新を行う。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	—	—	24,570
決算額	—	—	23,969

(10) 科学技術館の管理運営

ア 明日を担う子どもたちの科学への探求心を育み創造性を培うため、体験型の展示物や世界最大級のプラネタリウムを有する科学技術館において、魅力的なサービスの提供を図る。

イ 事業費の推移

(ア) 科学技術館管理運営事業

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	18,923	18,082	18,243
決算額	17,683	17,872	18,048

(イ) 科学技術館指定管理料

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	164,540	149,000	148,400
決算額	164,329	147,924	148,260

(11) 大淀川学習館の管理運営

ア 概要

大淀川学習館において大淀川への理解を深めるとともに、自然環境と人間との関わりについて学習する場を提供し、河川浄化・郷土愛の醸成を図る。

イ 事業費の推移

(ア) 大淀川学習館管理運営事業

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	1,000	1,000	924
決算額	660	792	924

(イ) 大淀川学習館指定管理料

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	79,550	79,592	79,619
決算額	79,470	79,278	79,312

(12) きよたけ児童文化センターの管理運営

ア 概要

子どもたちの教養及び情操を豊かにするとともに、文化活動に対する関心及び理解を深めるため、きよたけ児童文化センターにおいて、充実したサービスの提供を図る。

イ 事業費の推移

(ア) きよたけ児童文化センター管理運営費

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	1,156	1,191	1,166
決算額	1,071	949	1,090

(イ) きよたけ児童文化センター指定管理料

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	9,919	10,010	10,010
決算額	9,919	10,010	10,010

(13) きよたけ児童文化センター屋上防水改修事業

ア 概要

安全な施設環境を利用者に提供するため、きよたけ児童文化センターの屋上防水改修を行う。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	—	—	14,188
決算額	—	—	14,167

(14) 科学技術館施設環境整備事業

ア 概要

快適で安全な施設環境を来館者に提供するため、科学技術館の施設・設備の更新を行う。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	—	28,979	31,080
決算額	—	28,971	31,010

(15) 大淀川学習館施設環境整備事業

ア 概要

快適で安定した施設環境を来館者に提供するため、大淀川学習館の施設・設備の更新を行う。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	—	—	7,004
決算額	—	—	7,004

4 監査結果

【指摘事項 5 6】 清掃作業員の名札着用について

中央公民館清掃業務委託において、受注者から提出された作業完了報告書を確認したところ、業務を行っている作業員の写真に名札の着用が無いものがあった。宮崎中央公民館清掃業務委託契約書の仕様書には次のように記載している。

4 清掃作業員

(1) 作業員が作業に従事する場合は、一定の名札及び作業服を着用させるものとする。

名札の着用は仕様書に記載された事項であるため、事業者に対し名札の着用を指導すべきである。

【指摘事項 5 7】 文書の保存について

宮崎市中央公民館を現地往査したところ、過年度の書類等が倉庫に積み上げられていた。担当課に尋ねたところ「以前からあるものであり、処分しなくてはならないものであると理解しているが、いまだ処分しきれずにいる。」とのことであった。

文書の保存期間及び破棄について宮崎市文書規程には次の通り定めている。

(文書の保存期間)

第 33 条

文書の保存期間の区分（以下「文書保存区分」という。）は、30 年、10 年、5 年、3 年及び 1 年とする。

2 文書の保存期間は、文書保存区分表(別表第 2)を基準として、所轄する課長等が定めるものとする。

(文書の破棄)

第 35 条

文書主任は、保存期間の経過した文書について、破棄予定表に破棄予定日その他の必要な事項を記入し、総務法制課長の合議を受けて廃棄するものとする。ただし、引き続き保存する必要があるときは、期間を定めて保存することができる。

本施設は生涯学習課の直営管理であるため、文書等については当規程に従うこととなる。よって、保存期間内ものについては書類棚等に適正に整理、保存し、保存期間を超過したものについては速やかに処分すべきである。

【指摘事項 5 8】 備品等の取り扱いについて

宮崎市中央公民館の倉庫等を現地往査したところ以下のものが検出された。

- ア 破損し使用できなくなった備品
- イ 新しい備品の購入に伴い、使用されず放置された古い備品
- ウ 予備品として購入したが、今後使用する見込みのないもの
- エ 破損し長期間放置してある美術品

宮崎市中央公民館は生涯学習課の直営管理であるため、備品については宮崎市財務規則の定めに従うこととなる。当規則では、備品の取り扱いについて以下のように定めている。

「宮崎市財務規則より抜粋」

(物品の修繕)

第 164 条 課等の長は、物品を修繕する必要があるときは、執行伺書により契約課長に請求しなければならない。

2 前項の請求があったときは、契約課長は、速やかに修繕のための措置を執り、修繕が完了したときは、当該執行請書とともに物品を添えて当該課等の長に引き渡さなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、執行伺書の執行伺額が 1 件 3 0 万円未満の物品の修繕は、課等の長において行うことができる。

(物品の返納)

第 165 条 課等の長は、当該課等の物品のうち不要となったもの又は使用に堪えなくなったものがあるときは、直ちに備品所管換伺によって当該課等の物品出納員に引き渡すとともに契約課長に通知しなければならない。この場合において、返納する物品が備品であるときは、課等の長は、備品台帳に返納の記録をしなければならない。

2 前項の規定により物品の引渡しを受けた物品出納員は、備品所管換伺とともに契約課出納員(車両にあっては管財課出納員)に物品を引き継がなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、課等の長は、使用に堪えなくなったもので売却の価値がないと認めるもの（車両及び市長の指定するものを除く。）については、備品組換件処分調書により廃棄することができる。この場合において、廃棄する物品が備品であるときは、課等の長は、備品台帳に廃棄の記録をしなければならない。

（不用品の処分）

第166条 契約課長は、前条の規定により返納を受けた物品で、使用に堪えないもの又は修繕の価値がないと認めるものについては、物品処分書により処分するものとする。

2 前号の処分は、売却によるものとする。ただし、各号のいずれかに該当するときは、廃棄、焼却、その他の方法により処分することができる。

- (1) 買受希望者がいないとき。
- (2) 売却の価値がないと認めるとき。
- (3) 売却することが不適當であるとき。

これらの備品や予備品については、当規則に基づき、それぞれ適正な時期に適正な方法により処理又は処分されなければならない。現在放置されているものについては、出来るだけ早急に処理を行い、適正な備品や予備品等の管理を行うべきである。

【指摘事項59】 備品登録の不備について

宮崎市中央公民館は PC 使用料を徴収しているが、備品台帳一覧に PC の記載が無かった。当該理由を担当課に尋ねたところ「中央公民館で資料料を徴収している PC については、平成 31 年度にリースアップし無償で払い下げが行われた後に、中央公民館の備品として登録すべきであったが、登録が行われていなかった。」との回答があった。

当 PC は宮崎市財務規則によれば、公有財産の備品に該当することとなるため、その性質に応じて整理票その他の方法で品名及び番号を付け、帳簿と符合させるべきである。

当事項について、担当課に指摘したところ、「早急に、備品登録を行い、不備を解消する。」との回答があった。

【指摘事項 60】 警備に係る人員について

宮崎市立図書館警備業務について、業務従事者数が令和3年4月1日以降、4名から2名に変更されていた。常駐警備配置予定表及び警備日誌によると、常駐警備人数が1日に1名となっており交代制となっていた。人数変更について担当課に尋ねたところ「仕様書の『業務時間内に常時1名』を満たしており、業務遂行に問題はありません。」との回答であった。

確かに、仕様書に警備員の配置等について次のように記載している。

宮崎市立図書館警備業務委託仕様書より一部抜粋

イ 警備員の配置等

- (ア) 警備員は、20歳以上の身体強健な男子であること。
- (イ) 上記アの業務時間内に、常時1名配置すること。
- (ウ) 警備機械の操作ができること。

しかしながら、宮崎市立図書館警備業務実施要領には、以下のように記載してある。

本業務は、建物、諸設備の維持管理上、極めて重要な業務であるため、旺盛な責任感と周到な注意力をもって、その業務の遂行にあたらなければならない。

なお、特に館の特性上、火災の予防には十分留意しなければならない。

1 業務内容

(1) 常駐警備業務

ア 施設開館中の巡視及び監視については、常時行うこと。

なお、回数や時間については、「警備日誌（別紙様式）」によるものとする。

イ 巡視及び監視の際は、建物内外部、諸設備、備品、利用者の搬入物、その他の保全、また、火災や盗難等の予防、並びに入館者の安全に視点を置いて実施すること。

ウ 受注者は、施設内外の巡視及び監視にあたっては、特に次の事項に留意しなければならない。

当施設を1名で当実施要領に基づいて十分に警備することは難しいのでは

ないかと考えられる。なぜならば、当施設は、2階建（一部3階建、延床面積約6,409㎡）であり、年間217千人もの利用者がおり、視聴覚教室等の施設も複数あるため、巡視及び監視業務を行いながら利用者の搬入物やその他の保全を同時進行することは難しいと推察される。また、警備員が1名であった場合に当施設の規模等を考慮すると、地震や火災など、なにかしら非常事態が生じた場合には、警備業務等を適正に遂行できるとは考えにくい。

よって、仕様書に「常時1名配置すること。」との記載はあるが、当施設が宮崎市民生活にとって重要な施設であることを考慮し、平常時はもちろんのこと、非常時にも十分に対応できるよう必要な人数を確保すべきである。

【指摘事項61】 清掃日誌の不備及び確認について

宮崎市立図書館清掃業務委託仕様書に、清掃場所及び清掃方法について次のように記載している。

宮崎市立図書館清掃業務委託仕様書（一部抜粋）

2 清掃場所及び清掃方法

(1) 清掃の場所及び清掃方法は、別表のとおりとする。

(2) 一般開架コーナー（1・2階）、子ども図書館（1階）、読書室（2階）の電気掃除機がけは、開館時間の午前9時までには終了するものとする。

当該委託業務に係る清掃日誌を確認したところ、別表に記載された清掃業務のうち、適正に記録されていないものが以下のとおり検出された。

ア タイル壁、床の水拭き及び中性洗剤による清掃（週1回）

別表には、週1回実施するよう記載されていたが、年に2回しか実施の記録がなかった。

イ 玄関タイルの水洗い（月1回）

別表には、月に1回実施するよう記載されていたが、5月、10月、11月、2月、3月の実施の記録が無かった。

ウ ワックスがけ、壁・照明器具の払拭、管内じゅうたんクリーニング、壁・照明器具・吸気口の払拭、ガラス清掃、野外天井清掃

別表には年一回実施されるよう記載されているが、清掃の記録が1回も無かった。

これらの業務が清掃日誌等で確認できなかったことについて担当課に尋ねたところ、「これらの業務は、受注者による清掃日誌（清掃業務確認表）の記載漏れである。」との回答であった。

契約履行の確保について地方自治法に、次のように定めている。

（契約の履行の確保）

第 234 条の 2

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入その他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするために必要な監督又は検査をしなければならない。

また、地方自治法施行令には、次のように定めている。

（監督又は検査の方法）

第 167 条の 15

地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行わなければならない。

2 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。

担当課が、仕様書に記載された業務の履行を適正に把握していないことは、契約の履行を適正に検査しているとはいえず、地方自治法に反する。

また、地方自治法施行令に定めるように、宮崎市は契約について、契約書、仕様書等の関係書類に基づいて検査をしなければならない。受注者から提出された報告書等があったにもかかわらず、記載漏れ等について指摘しなかったことは問題である。宮崎市は、受注者の履行を適正に検査できるように検査体制等を見直すべきである。

【指摘事項 6 2】 清掃業務確認表の不備について

宮崎市立図書館清掃業務委託について、清掃業務確認表を確認したところ主任者の押印があるが従事者の中に主任者がいない日があった。清掃作業員について仕様書には次のように記載されている。

6 清掃作業員

(1) 作業員が作業に従事するときは、一定の名札及び作業服を着用させるものとする。

(2) 作業主任者を必ず置くことし、清掃の状況を把握するため、常に見回りを行い、必要に応じて各清掃員に指示し清掃させるものとする。

主任者が現場にいないければ、清掃の状況を把握できないし、確認の押印もできないと考えられる。主任者が不在であるにもかかわらず押印されていることについて担当者に尋ねたところ、「主任者不在であったため、後日、主任者が確認表に押印し提出した。」との回答であった。

当事項には、2つの問題がある。まず、仕様書に主任者を必ず置くこととされているにもかかわらず、主任者不在の日があったことである。当事項は仕様書違反となる。次に、主任者不在で清掃の状況を把握できないにも関わらず、後日確認表に押印がされていることである。すなわち、仕様書に記載されていた業務が適正に完了されているか確認ができていないにもかかわらず、後日適正に行われたものとして確認表が提出されていたのである。このような主任者不在で確認の押印がされているケースが複数あり、常態化が疑われる。

したがって、仕様書に作業主任者を必ず置くことと記載されているため、主任者が何らかの理由で従事できない場合には、代替りの者が主任者となり清掃の状況を判断し、代替りの者が確認表に押印をすべきである。

【指摘事項 6 3】 図書の除籍について

宮崎市立図書館及び宮崎市立佐土原図書館資料除籍基準には、図書の除籍について以下のように定めている。

1. 目的

宮崎市立図書館及び宮崎市立佐土原図書館が所蔵する図書館資料（以下「資料」とする。）の有効かつ適正な活用、さらに常に新鮮で適正な資料構成を維持し、充実を図るために、資料の不用を決定し除籍をするとともに、廃棄の事務を適正及び円滑に行うために必要な事項を定める。

2. 除籍及び廃棄

資料の適正な管理を図るため、次の各号のいずれかに該当する資料については、不用を決定し、除籍及び廃棄をすることができる。なお、除籍した資料のうち、必要な図書資料は、買い替え等に対応する。

(1) 亡失・回収不能資料

- ア 蔵書点検において、3年間引き続き所在不明となったもの
- イ 長期延滞の資料で督促を行ったのち、回収不能となり3年以上が経過したもの
- ウ 貸出を受けた利用者が亡失し、回収不能となったもの
- エ 災害などの不可抗力により回収不能と認められるもの

(2) 汚損・破損資料

- ア 資料の劣化や全部あるいは一部が汚れて、文字や絵が判読できないもの
- イ 書き込み、一部脱落、切り抜き、型紙等の欠落などの理由により利用に供せないもの
- ウ 資料が破損し、修理不可能と判断したもの
- エ 修復、補充、製本等の費用が買い替え費を上回ると考えられるもの

(3) 不用資料

- ア 受け入れ後、5年以上経過し、かつ利用頻度が低くなったもの
- イ 改訂版、増補版、新装版、同傾向図書等の新版購入により、利用価値が低くなったもの
- ウ その他、図書資料としての価値が著しく低下したもの

(4) 管理換え

公民館図書室等へ管理換えの必要が生じたもの

(5) その他の除籍

上記(1)～(4)のいずれにも該当しない場合で、館長が特に不要と認めたもの

3. 除籍(廃棄)の対象とならないもの

ア 記述内容の新旧にかかわらず、当該分野の基本的、又は歴史的価値を有するもの

イ 類書がないか、又は同種のもものが極端に少ないもの

ウ 刊行頻度の低いもの

エ 品切れ、絶版、その他の事情により、再び収集することが困難で、かつ資料的価値の高いもの

オ その他、図書館長が特に保存が必要であると認めたもの

宮崎市立図書館のホームページで一定の図書を検索したところ、以下の図書(一部記載)が発見された。これらの図書は税制改正や確定申告、社会保険事務関係のものであり、新しい年度のものがあれば、古い年度のものは不要であると考えられる。また、確定申告等をしたのちに、更正の請求や修正申告が5年前までしかできないことを勘案すると、下記のような実用書は、最新版以外の図書は不要であると考えられる。

1. 確定申告書の書き方シリーズ
2. 給与計算と社会保険シリーズ
3. 個人事業・自由業者シリーズ
4. 税制改正シリーズ
5. 税務・労務ハンドブックシリーズ

古い図書については、宮崎市立図書館及び宮崎市立佐土原図書館資料除籍基準「2(3) 不用使用」に該当し、かつ、「3 除籍の対象としないもの」でないと考えられる。この件について担当課に尋ねたところ、「資料の除籍については、『宮崎市立図書館及び宮崎市立佐土原図書館資料除籍基準』に『2(3) 不用資料 ア 受け入れ後、5年以上経過し、かつ利用頻度が低くなったもの』と定めるとおり、経過年数だけでなく、過去の貸出記録などを確認したうえで、利用頻度が低いと判断したものを除籍の対象としており、リストアップした図書については、概ね過去5年間以内に貸出履歴があることから、除籍対象か

ら除外している。」との回答であった。

さらに、当基準の「利用頻度が低いもの」の解釈について担当課に尋ねたところ、「館内での図書の閲覧は自由であり、利用（閲覧）回数は把握できないため、貸出履歴を利用頻度の判断材料としている。また、貸出履歴を確認する際の一つの目安として『概ね過去5年以内』としている。」との回答であった。

当基準の目的が、図書の「有効かつ適正な活用、さらに常に新鮮で適正な資料構成を維持し、充実を図る」となっているが、リストアップした図書資料には明らかに新鮮でないものがあるし、所有している年度も疎らであったり、一貫性がなかったりと適正な資料構成がされていない。また、「利用頻度が低くなったもの」の解釈についても、「概ね過去5年間以内の貸出履歴の有無」と恣意的であり、担当者等の裁量により除籍されていることを否定できない。

また、3年分の除籍した図書の数について担当課に尋ねたところ、以下の表のとおりであった。

(単位：冊)

年度 館名	平成31年度	令和2年度	令和3年度
宮崎市立図書館	3,461	6,027	18,305
佐土原図書館	853	1,745	1,656

令和3年度に除籍された図書が平成31年度、令和2年度に比べかなり多いため理由を担当課に尋ねたところ、「蔵書数の増加に伴い書架スペースが不足したため、令和3年度はそれまで以上に除籍をすすめたことによるものです。」との回答であった。

当基準の目的である「新鮮で適正な資料構成を維持し、充実を図るため」に例年以上の除籍が必要であったことは理解できる。しかしながら、「書架スペースの不足」は除籍及び廃棄の要件のいずれにも該当しない。また、一定の基準に基づいて除籍及び廃棄されるのであれば、上記表のように、年度によって廃棄される図書資料が大幅に異なることは通常は考えられない。

図書資料は、宮崎市の公有財産であり除籍や廃棄は基準等に基づいて適正に行われなければならない、恣意性の介入があってはならない。そのため、個人的な解釈や目的により除籍又は廃棄されないよう、例えば、(3)の不用資料に

ついでいえば、「受け入れ後、5年以上経過し、かつ貸出頻度が直近3年間で3回以下のもの」等、「利用頻度が低くなったもの」といった曖昧な表現を排除し、一定の明確な基準を設け、図書資料の適正な管理を図るべきである。

【指摘事項64】 図書未返却の取り扱いについて

宮崎市立図書館の図書未返却について担当課に尋ねたところ、貸出期間を超えて未返却であるものについては以下の通りであった。

貸出期限	宮崎市立図書館
1月以上	314冊
3月以上	13冊
6月以上	13冊
1年以上	13冊

また、長期未返却の場合の対応は以下の通りであった。

ア 貸出から1ヵ月以上経過した利用者に対し、督促状（1回目）を送付

イ 貸出から2ヵ月以上経過した利用者に対し、督促状（2回目）を送付

ウ 貸出から3ヵ月以上経過した利用者に対し、督促状（3回目）を送付し、貸出を停止。

図書の未返却者に対する宮崎市の対応は、上記に記載した通り、最大で督促状を送付し貸出を停止するのみであり、半年を超えるような相当に長期の未返却者や返却の見込みが無い者に対する規定や罰則がない。宮崎市立図書館が所有する図書は宮崎市の財産であり、その性質から個人が長期にわたって独占してはならないものである。

未返却者の対応等の状況により、もはや現物での返却が不能と判断される場合には、未返却図書の再購入価格等を勘案し、損害額を算定した上で、損害賠償請求権の行使を検討すべきである。また、宮崎市立図書館管理運営規則のみで損害賠償請求等を実施しにくいのであれば、当運営規則の見直しや別途要領を定めるなど、図書の未返却者に対する損害賠償請求に関する要件及び方法等を定めるべきである。

【意見69】 裏紙の使用について

保管されている資料の中に裏紙が使用されているものがあつた。裏紙使用の理由について担当課に尋ねたところ、「裏紙使用については、全職員が率先

して実施する取組として『両面コピー、両面印刷を徹底する』及び『情報管理に十分配慮しつつ、裏紙使用を徹底する』と規定されており、全庁的に実施している。」との回答であった。保管される資料については、宮崎市文書規定の適用を受けることとなる。当規定には次のように記載されている。

(文書取扱の原則)

第2条 文書は、意思決定に至る過程並びに課等の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるように、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、作成しなければならない。

裏紙が使用されることにより、意思決定に係る検証を行う上で誤りを生じかねない。実際に今回監査するうえで、裏紙が使用されている資料と両面が使用されている資料が混在していたため、内容を検討するうえで誤った解釈をしてしまう等、障害となるケースがあった。

今後、保存される文書については、使用の確認や検証を行う上で適正な解釈の障害とならないよう裏紙を使用する場合には裏紙に「裏紙使用」といった押印をする等、裏紙が使用されていることを明らかにするよう規定の見直し等について検討されたい。

【意見70】 報告資料の修正方法について

受注者から提出された公民館使用料減免報告書に、修正等が不適切なものが散見された。担当課に尋ねたところ、「当事項については確認漏れであり、修正が必要となる箇所については適切な方法で修正する。」とのことであった。

仕様書に記載された報告書の一部であるため、修正などを含め適正に作成するよう受注者に指導されたい。

【意見71】 報告資料の裏紙使用について

中央公民館清掃業務委託について、受注者から提出された作業完了報告書のうち、一部で裏紙が使用されているものがあった。仕様書に記載された業務を報告する資料であり、裏紙を使用することにより適正な報告がされない可能性がある。今後使用しないように受注者に指導されたい。

第8 文化財課が管理運営する主な施設について

1 文化財の概要

宮崎市では、昭和45年4月に宮崎市文化財保護条例を制定した。平成22年3月23日の清武町との合併に伴い、国指定史跡「安井息軒旧宅」が加わるなど、令和4年4月1日現在の指定文化財件数は有形文化財58件、無形文化財2件、有形民俗文化財2件、無形民俗文化財18件、史跡49件、天然記念物23件、合計152件となっている。

文化財の保護顕彰については、市内の文化財を紹介する「新宮崎市の文化探訪マップ～文化財ツーリング～」や、遺跡発掘調査に伴う「埋蔵文化財発掘調査報告書」、文化財を紹介する市のホームページなどを、宮崎市民及び関係機関の利用に供している。また、学校教育との連携については、しらふじ文化財愛護少年団、船引文化財愛護少年団、中野文化財愛護少年団の3団体が、文化財愛護と環境保護意識の啓発活動に努めている。

史跡整備としては、国指定史跡の「生目古墳群」「佐土原城跡」「本野原遺跡」「穆佐城跡」「蓮ヶ池横穴群」について、それぞれの史跡の特徴を生かした保存整備事業を計画的に進めている。平成20年4月には「生目古墳群史跡公園」が開園した。現在も古墳の発掘調査や整備を進め、これまで、発掘調査現地説明会や「みやざき生目古墳まつり」などを実施しながら史跡公園の活用を図っている。

平成21年4月に開館した「生目の杜遊古館」の埋蔵文化センターでは、生目古墳群や市内の遺跡から発掘された考古資料の展示・開設や、普及啓発活動を行い、宮崎市民の埋蔵文化財に対する理解・関心を深めている。また、体験学習館では、古代文化体験などの活動を通して、健全な青少年育成を図っている。令和2年9月には、新たに歴史資料館としての機能が加わり、宮崎市の歴史や文化財を学べる、通史展示室、テーマ展示室、企画展示室がオープンした。

民俗芸能伝承事業としては、昭和62年から民俗芸能の登録制度を設け、その掘り起こしと記録保存に努め、各地域に伝承されている民俗芸能に発表の場を提供する「みやざき民族芸能まつり」を毎年開催し、宮崎市民が民俗芸能を鑑賞する機会を提供している。

令和3年度の文化財に関するおもな事業としては、生目古墳群史跡公園内の古墳の保存整備、佐土原城跡の発掘調査・立木管理などの実施、本野原遺跡の史跡公園化に向けた整備、穆佐城跡の発掘調査と立木管理、蓮ヶ池横穴群の環境対策工事を実施した。

文化財の公開活用としては、宮崎市民の文化財への興味・関心を深めるため、文化財施設の公開や企画展示、「穆佐城クエスト」、「生目古墳群 de ピクニック」などの文化財を活用したイベントを実施するほか、社会科の教科書、副読本に則した内容の出前授業や教員を対象とした研修や講座などの教育支援を行っている。

2 文化財課が管理する主な施設

(1) 生目の杜遊古館

ア 概要

埋蔵文化財センターと体験学習館の施設を有する宮崎市の埋蔵文化財の調査・研究と整理・保管、普及啓発活動の拠点施設。

埋蔵文化財センターの展示室1では、旧石器時代から近現代に至る宮崎市域の歴史について、展示室2では国重要文化財に指定された「下北方5号地下式横穴墓出土品」について、展示室4では、隣接する国指定史跡生目古墳群や宮崎市内の遺跡から出土した埋蔵文化財について展示・紹介している。また、展示室3では、年数回、宮崎市の歴史や文化にちなんだ企画展を行っている。

(ア) 施設の概要

区分	埋蔵文化センター	体験学習館
所在地	宮崎市大字跡江 4200 番地 3	
敷地面積	19,907.2 m ²	
建物延床面積	2,499.9 m ²	1,324.98 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て	鉄筋造平屋建て
建設費	719,873 千円	303,753 千円

休館日	月曜日、祝日の翌日（但し、土・日曜日、休日に当たる日を除く）、12/29～1/3
開館日	平成 21 年 4 月 25 日（展示室リニューアル：令和 2 年 9 月 19 日）
開館時間	午前 9 時～午後 4 時 30 分（入館は 4 時まで）
入館料	無料

①埋蔵文化センター

宮崎市の文化財に関する「調査・研究」「整理・保管」「公開・活用」を目的とした施設である。センターでは、隣接する生目古墳群を中心に、下北方 5 号地下式横穴墓出土品や国指定史跡・本野原遺跡の資料など、原始から近現代にかけての各種文化財を展示し、また、埋蔵文化センターでの報告書作成業務の公開も行っている。

②体験学習館

古代文化体験、創作活動ができる体験学習施設。

<体験学習棟>多目的室、体験工房、調理実習室、食堂、シャワー室

<その他>炊飯棟、多目的広場

(イ) 事業の概要

①令和 3 年度実績

- ・総入館者数 16,401 人
(大人：11,443 人、小人：4,958 人)
- ・開館日数 211 日
- ・一日平均利用者数 78 人

②企画展、講座、イベント等の開催

企画展として、10 月に「山・川・海と宮崎の歴史」と題し、自然というカテゴリーの中から「山」・「川（河）」・「海」にまつわる宮崎市域の資料の展示を行い、2 月には「これって何？」と題し、形状や使い方、場所などさまざまな観点から見た不思議な資料を紹介し、クイズ形式での展示を行った。

(2) 佐土原歴史資料館

ア 概要

佐土原歴史資料館は、鶴松館と商家資料館からなる。そのうち鶴松館は寛

永年間の佐土原城二の丸跡に資料館として建設され、有形文化財指定の商家資料館「旧坂本家」とともに、佐土原地域の数々の資料に触れることができる。

また、資料館敷地を含む佐土原城跡については、自然の地形を利用した中世の典型的な山城と江戸時代に利用された平城の両方が残っており、平成16年に国指定文化財（史跡）となっている。南九州では他に類を見ない天守を備え、金箔瓦を使っていたことなどが明らかになっている。

(ア) 施設の概要

①鶴松館

所在地	佐土原町上田島 8227 番地 1
敷地面積	3,264 m ²
建物延床面積	535.15 m ²
建物構造	木造平屋建て
建設費	941,403 千円
休館日	月曜日～金曜日(休日に当たる日を除く。5/15～6/14は休館日なし)、12/29～1/3
入館料	無料
開館日	平成5年6月1日
展示の概要	大広間、書院、数奇屋の三棟からなる。大広間では、佐土原人形や、掛け軸、鎧などを常設展示している。

②商家資料館「旧坂本家」

所在地	佐土原町上田島 1601 番地 2
敷地面積	150.5 m ²
建物延床面積	140.36 m ²
建物構造	木造2階建て
建設費	17,000 千円
休館日	月曜日～金曜日(休日に当たる日を除く。5/15～6/14は休館日なし)、12/29～1/3
入館料	無料

開館日	平成 13 年 7 月 2 日
展示の概要	<p>坂本家は、江戸時代から続いた味噌・醤油醸造を営む旧商家で、現在の建物は隆盛を極めた明治 38 年に建てられ、二列通り庭造りの典型的な町屋造りである。</p> <p>普通の町屋は、間口三間の奥に長い形をしている（入母屋造りの妻入り型）が、坂本家は「重曹入母屋造りの平入り」型である。</p> <p>平成 12 年 5 月に、「有形文化財」に指定されている。（宮崎市指定）</p>

（イ）事業の概要

①令和 3 年度実績

- ・総入館者数 5,146 人（大人 3,913 人、小人 1,233 人）
- ・開館日数 91 日
- ・一日平均利用者 57 人

②企画展、体験学習等の開催

「げなげな佐土原～藩校学習館の巻～」と題し、宮崎弁の「げなげな（話）（＝「だそうだ」という伝聞話）の「～げな」を使った口語体の説明パネルを用いて、佐土原藩の藩校であった「学習館」と関連する事件等を紹介する企画展を行った。当初 5 月 15 日（土）から 6 月 14 日（月）の開催期間であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、6 月 1 日（火）から 8 月 1 日（日）に変更し実施している。

体験学習として日本の伝統文化である生け花や佐土原に古くから伝わる工芸品等の製作及び城跡の自然環境を活用し、昔のくらしと文化にまつわる体験学習を実施している。

（3）天ヶ城歴史民俗資料館

ア 概要

平成 5 年に高岡地区の桜の名所、天ヶ城公園内にオープンした天ヶ城歴史民俗資料館は、高岡地域の文化遺産（歴史・考古・民族）を保存・研究している。その成果は、展示や講座などを通じて普及・促進しており、地域文化の向上に寄与している。

(ア) 施設の概要

所在地	宮崎市高岡町内山 3003 番地 56
建物延床面積	1,432.28 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート 4 階建て
建設費	876,000 千円
休館日	月曜日～金曜日（休日に当たる日を除く。3/15～4/14 は休館日なし）、12/29～1/3
開館日	平成 5 年 11 月 6 日
入館料	無料

(イ) 展示の概要

天ヶ城歴史民俗資料館の展示は、大淀川とともに生きてきた高岡地区の人々の生活ぶり、かつて薩摩藩の武家集落である麓の一つとして栄えた武家社会のあり方、その他高岡地区の歴史、風土、産業などを映像やジオラマ等によって分かりやすく紹介している。

1 階展示コーナーは、民俗資料や帆掛け船などによって、大淀川と高岡地区の関りについて、分かりやすいガイダンス展示となっている。また、玄関ホールは、企画展示のコーナーで、高岡地区の歴史・考古・民族についてさらに詳しく紹介している。

2 階展示コーナーは、「川が培ったもの」というテーマで、高岡地区の歴史について、南北朝鮮時代の穆佐院の頃から江戸時代の高岡郷・穆佐郷までの社会の移り変わりを中心に紹介している。特に、江戸時代の高岡郷の一日を再現したジオラマ模型は、当時の人々の暮らしを具体的に知る事ができる展示となっている。

3 階展示コーナーは、「川と営み」というテーマでかつて高岡地区でよく見かけられた中二階の家を再現するなど、高岡の民族を分かりやすく展示している。

4 階からは、「川が生み出したもの」というテーマで、大淀川を中心とした現在の高岡地区の様子が一望できる。

(ウ) 事業の概要

①令和 3 年度実績

- ・総入館者数 10,281人（大人6,152人 小人4,129人）
- ・開館日数 102日
- ・一日平均利用者 101人

②企画展、体験学習等の開催

企画展として、3月の特別開館期間に「高岡、道ものがたり展」と題し、薩摩街道や去川の関、関所を代々守り継いだ二見家に関する資料等を展示している。体験学習として、竹を使った伝統的なおもちゃやミニ門松づくり等を子どもや保護者を対象に実施した。

また、高岡歴史かるた会が作成した高岡町にまつわる事柄を札とする「高岡歴史かるた」の普及のため、講師を招いて、かるた遊びを行っている。

さらに、授業支援事業「くらしを支えた昔の道具」を実施し、宮崎市広域圏内の小学校を対象として要請のあった学校を訪問して、昔の道具の取り扱い方をはじめ、道具の解説を行っている。

(4) 安井息軒記念館

ア 安井息軒記念館は、平成11年度に開催された幕末を代表する儒学者・安井息軒の誕生200年祭によって、さらに活発となった彼の顕彰活動の一環として建設された。記念館では、息軒に関する資料や展示や管理を中心に、宮崎平野の南部に位置する旧清武郷の歴史や文化等の紹介も行い、また、隣接する国指定遺跡「安井息軒旧宅」の公開と管理を行っている。

(ア) 施設の概要

所在地	宮崎市清武町加納甲 3378 番地 1
建物延床面積	4,329 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート 2階建
建設費	495,647 千円
休館日	月曜日、休日の翌日（但し、土・日曜日、休日にあたる日を除く）、12/29～1/3
開館日	平成14年9月23日
入館料	無料

(イ) 展示の概要

安井息軒記念館では、「安井息軒」と「清武の歴史」を紹介している。安

井息軒展示室では、「文久の三博士」と称された彼の生涯と業績について、直筆の書籍や遺品等の資料を交えて紹介している。宮崎市中心部から太平洋まで見渡せる展望室では、清武城跡や曾井城遺跡などの中世城郭をはじめ古代・中世の清武に関する資料を、その眺望を最大限活かす形で紹介している。また、廊下展示では、安井息軒の父滄洲や息軒の教育を紹介し、加えて旧清武郷木花出身の刀工「井上真改作」の日本刀を特別ブースにて展示している。

(ウ) 茶室「香梅庵」

香梅庵は、日本の伝統文化である茶道の普及を目的に建てられた施設で、一般への貸し出しも常時行っている。約 10 坪の茶室は入母屋造りの草庵式茶室で、4 畳半の小間と水屋に寄合待合が付設されている。また、外露路には腰掛待合が設けられ、内露路にはつくばいと石灯籠が配置されている。

(エ) 国指定史跡「安井息軒旧宅」

安井息軒の生家で、天保 2 (1831) 年安井家が飢肥へ転居するまで父滄洲らとともに息軒はここで暮らしていた。転居後他者の所有となったものの大正 12 年に公有化され、昭和 54 年には国の史跡に指定された。その後、発掘調査や聞き取りの結果をもとに、平成 5 年には史跡整備が行われた。さらに平成 31 年度には耐震補強、茅葺き替え等を含めた保存修理工事が行われた。

イ 事業の概要

(ア) 令和 3 年度実績

- ・総入館者数 4,950 人 (大人 3,471 人 子供 1,479 人)
- ・開館人数 235 日
- ・一日平均利用者 21 人
- ・施設利用 香梅庵 53 件 (237 人)

(イ) 各種講座、イベント等の開催

講座としては、一般の方を対象にした「安井息軒記念館講座」を 9 回開催した。例年息軒の命日である 9 月に実施している安井息軒記念講演会は、規模を拡大し開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症のまん延による臨時休館の時期と重なり中止した。

夏・秋の企画展では、息軒の祖先に焦点を当て「安井家のルーツを探る」を開催し、冬の企画展では息軒が江戸に出て三計塾を開き、昌平坂学問所の

儒学者となる過程を中心に紹介する「安井息軒 江戸での活躍」を開催した。両企画展は、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う休刊措置に伴い、終期を延長して開催した。

その他、夏季休業中に「安井息軒顕彰書道・絵画展」、「安井息軒自由研究作品展」を開催し、12月にかつて安井親子も往来し、江戸時代の風情を残す飫肥街道を歩く「息軒探訪バスツアー」を、3月に「安井息軒ふるさとウォーク」を開催した。また新たな取り組みとして、「梅」を題材とした「安井息軒顕彰短歌・川柳コンクール」と、挿絵を宮崎県立佐土原高等学校に依頼し、安井息軒の絵本と紙芝居制作を実施した。

安井息軒に関する情報や講座・イベント等の紹介は、年6回発行の機関紙「息軒だより」や内容を一新したホームページ等で発信した。

3 文化財課の主な事業

(1) 文化財保護調査管理費

ア 概要

文化財保護及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、意見を具申し、及びこれらに必要な調査研究を行うため、文化財審議会（委員12名）を設置し、開催している。

文化財愛護会による管理（5件）を進め、文化財少年団・保存会活動への補助（3件）を行っている。

史跡等の保護管理として、草刈などの維持管理や調査研究を、民間や地元保存会等に委託している。なお、例年管理している史跡以外でも、周辺住民からの緊急の要望に対応して、立竹林の支障枝の剪定や伐採を行っている。

イ 事業費の推移

（単位：千円）

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	18,000	22,000	21,000
決算額	17,773	19,980	21,154

(2) 文化財緊急整備事業

ア 概要

指定文化財の維持管理について、対応の緊急性の高いものを本事業で実施している。

青島地域の指定文化財について、巡視員を委嘱して毎月3回の巡回を実施し、き損や劣化等がないかを確認している。

指定文化財に設置している説明板、標柱については経年劣化等で修理や更新が必要なものが多く、年度毎に優先順位を検討して修理・更新を実施している。国指定天然記念物内海のアコウは、国道に張り出した枝について、樹木医の監督、指示のもとに剪定を実施した。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	1,700	3,900	1,590
決算額	1,434	4,370	1,172

(3) 生目古墳群世界文化遺産登録推進事業

ア 概要

平成27年度より宮崎県主導のもとで生目古墳群、西都原古墳群、持田古墳群、新田原古墳群を「南九州の古墳文化」として、世界文化遺産登録に向けた勉強会や視察、啓発活動を実施している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	2,300	2,370	2,280
決算額	1,831	791	838

(4) 生目古墳群史跡公園整備事業

ア 概要

本事業にかかる生目古墳群は、昭和18年に国史跡の指定を受け、極めて重要な文化財として認識されている。この古墳群を保存、活用していくために史跡公園整備事業を実施するものである。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	16,600	22,000	18,000
決算額	10,027	5,768	15,771

(5) 蓮ヶ池横穴群保存整備事業

ア 概要

平成 4 年に「蓮ヶ池横穴群」として整備完了した国指定史跡「蓮ヶ池横穴群」については、岩盤剥離など風化による毀損が見受けられ、史跡としての保存が危ぶまれている。

毀損箇所の保存修復及び保存方法の検討を行い、将来にわたって貴重な文化遺産を子孫に引き継いでいく。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	9,601	16,300	12,200
決算額	9,597	3,927	7,111

(6) 本野原遺跡保存整備事業

ア 概要

本野原遺跡は、平成 13 年度の県営農地保全事業に伴う発掘調査により、九州では初例となる大規模な環状集落が発見された、全国的にも極めて貴重な遺跡である。平成 16 年度にその主要な部分が国指定史跡となった。

県内では初となる縄文時代の史跡公園として整備し、宮崎市民の学習の場や憩いの場に供する。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	11,028	37,000	34,800
決算額	11,027	31,278	25,936

(7) 佐土原城跡保存整備事業

ア 概要

佐土原城跡は、中世から近世にかけての日向支配の拠点であり、国内最南端に位置する天守台や金箔の鯨瓦が発見されるなど、その歴史的価値が高く評価され、平成 16 年度に国指定史跡となった。平成 18 年度には保存管理計画、平成 20 年度には保存整備基本計画を策定し、平成 21 年度から史跡の公有化を終えた。平成 24 年度には立木管理・環境整備計画を策定し、平成 26 年度から立木管理工事に着手していたが、現在は平成 30 年台風 24 号において発生した倒木法面崩壊に対する災害復旧を実施している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	10,402	28,200	21,800
決算額	10,400	27,658	21,580

(8) 佐土原城跡花しょうぶ園管理事業

ア 概要

国指定史跡「佐土原城跡」内の鶴松館西側にある花しょうぶ園の育成管理、株分け等の作業を造園業者に委託している。

(ア) 施設の概要

- ①場所 宮崎市佐土原町上田島 8239 番地 1 外
- ②全体面積 862 m² (約 9,600 株)

(イ) 委託業務の内容

- ①育成管理工：除草、施肥、薬剤散布、古花除去、刈り取り・運搬、かん水、散水
- ②掘取、株分工：掘り取り、株分け、植え付け、客土
- ③花しょうぶまつり準備：鉢上げ、植え付け、客土

※毎年 5 月末から 6 月初旬頃に「花しょうぶまつり」が佐土原花しょうぶまつり実行委員会により開催され、多くの宮崎市民に憩いの場が提供されている。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	1,943	2,357	2,545
決算額	1,836	2,310	2,310

(9) 穆佐城跡保存整備事業

ア 概要

穆佐城跡は平成 14 年度に国指定史跡となり、平成 15 年度に保存整備基本計画を策定した。しかし大半が山林で、史跡としての活用が十分に行えず、またシラス台地であるため、法面の崩落等も懸念されていた。そのため、平成 20 年度に立木管理計画を策定し、平成 21 年度から同計画に基づく工事に着手している。これと並行して史跡の遺構整備等を目的とした発掘調査を実施していた。現在は、平成 30 年台風 24 号において発生した倒木法面崩壊に対する災害復旧を実施している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	9,798	30,000	23,300
決算額	9,796	29,213	13,446

(10) 穆佐城跡ガイダンス施設管理事業

ア 概要

国指定史跡「穆佐城跡」のガイダンス施設である「穆佐城跡ガイダンス施設」を適切に公開、及び管理運営するための事業である。施設の管理業務については地元団体に委託している。またボランティアガイドの会による案内を行っている。

(ア) 施設の概要

- ①場所：宮崎市高岡町小山田 973 番地
- ②土日祝の 10 時～15 時開館
- ③穆佐城の歴史、発掘調査の概要等についてパネル・展示ケースで展示

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	1,152	1,152	1,152
決算額	1,020	1,019	1,010

(1 1) 埋蔵文化財発掘調査事業

ア 概要

埋蔵文化財保護と諸開発とを円滑に進めることを目的として、諸開発に先立って事業予定地における埋蔵文化財の有無についての照会に対する回答、および、事業予定地の埋蔵文化財の状況を確認するための試掘、確認調査を実施する。また、確認された埋蔵文化財の内容確認やその周知を図るための出土文化財の整備等を実施する。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	9,754	10,886	11,090
決算額	8,461	8,891	10,161

(1 2) 受託発掘調査事業

ア 概要

諸開発が原因で埋蔵文化財の現状保存ができない場合、文化財保護法に基づいて発掘調査を実施し、記録として埋蔵文化財を残す「記録保存」という形で埋蔵文化財を保護する。その中で受託発掘調査事業は、事業者の経費負担により発掘調査を実施する事業であり、対象の事業者は民間事業者及び宮崎県（農政）である。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	20,034	5,156	11,996
決算額	16,111	0	2,445

(13) 史跡・埋蔵文化財公開活用事業

ア 概要

史跡や埋蔵文化財の公開、活用を通して教育や地域づくり等に資することを目的としている。事業では、公開、活用の基礎的な作業となる遺物や発掘調査資料の整理、収蔵作業を行っているほか、史跡、埋蔵文化財に関する展示や各種イベント等を実施している。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	2,105	6,795	2,620
決算額	2,071	5,506	2,565

(14) 歴史資料館管理運営事業

ア 概要

生目の杜遊古館・佐土原歴史資料館・天ヶ城歴史民俗資料館の3館及び安井息軒記念館について、効率的な運営を図り宮崎市民のニーズに対応するため、指定管理者の管理運営による事業展開を行う。主に指定管理料。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度
予算額	—	133,900	133,750
決算額	—	133,129	132,375

(15) 旧みやざき歴史文化館管理事業

ア 概要

本市に残る貴重な文化財を適切に保存・活用するため、旧みやざき歴史文化館の収蔵機能の維持に必要な管理業務を行う。主に光熱水費や管理に係る委託料。

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	—	11,400	10,117
決算額	—	10,674	8,408

(16) 歴史資料館改修事業

ア 概要

歴史資料館の適切な施設管理及び安全確保を図るため、経年劣化等により改修が必要となった施設の改修に伴う設計委託、改修工事を行う。

(令和 3 年度の例)

- ・旧みやざき歴史文化館屋根及び外壁改修工事
- ・佐土原歴史資料館の鶴松館屋根改修設計及び駐車場トイレ受水槽更新工事

イ 事業費の推移

(単位：千円)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	—	7,700	71,000
決算額	—	5,174	57,753

4 監査結果

【指摘事項 65】 業務の第三者への再委託について

宮崎市生目の杜遊古館他 2 施設の管理運営に関する基本協定書及び宮崎市安井息軒記念館の管理運営に関する基本協定書には、再委託について次のように記載している。

(第三者への委託の禁止)

第 14 条 乙は、管理業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、あらかじめ甲の承認を受けた場合に限り管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

3 乙が前項の規定により管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合において、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じる損害の賠償に係る費用又は増加する費用については、すべて乙が負担するものとする。

再委託を承諾するうえで別途基準や制限があるか、担当課に尋ねたところ、「基本協定書に規定しているとおりでである。」との回答であった。また、再委託についてどのように承認しているか尋ねたところ、「指定管理者から管理業務委託承認申請書及び管理業務委託一覧が提出され、決裁を行い承認する。」との回答であった。宮崎市は再委託について上記事項以外の制限等を設けていなかった。また、再委託業務の委託契約書や入札関係資料等について担当課に尋ねたところ、「モニタリング時にチェックシート等を用いて確認している。」とのことであったが、委託契約書や入札関係に関する詳細な資料が無く、契約書等を適正に確認したか否か確認できなかった。また、再委託先の委託業務の完了等について担当課に尋ねたところ、「モニタリング時に業務内容等についてチェックシート等を用いて確認している。」とのことであったが、業務完了等に係る資料が無く、適正に業務が完了されたか否かを確認できなかった。

再委託については、他の市町村等では、様々な問題が生じたため一定の基準を設けている地方自治体が多い。例えば、以下のような問題が考えられる。

- ア 委託先が当該契約の競争入札参加者に業務の再委託を行い、入札参加者同士が相互に役務・物品等を供給する「相互供給」が生じる
- イ 委託先が取締役等の関係会社への再委託により不当な資金の流れを誘発し不正の温床となる
- ウ 再委託先との契約において、暴力団排除条項が設けられておらず、暴力団関係者への利益供与の抜け道となる。

宮崎市でも、上記問題を鑑み、再委託について、社会通念上不適切とされるもの等について一定の基準を定めるべきである。また、再委託の承認についても、再委託先の入札関係、契約書等について担当課で一定の書類を作成及び保存するなどにより、不正等が生じないように注意すべきである。

【意見 7 2】 公共施設の使用料について

生目の杜遊古館、佐土原歴史資料館、天ヶ城歴史民俗資料館、安井息軒記念館は、それぞれ入場料が無料である。宮崎市は平成 28 年 7 月に、公共施設の適正な使用料設定の「基本的な考え方」を「宮崎市公共施設使用料設定基準」として定め、この基準のもと、全庁的に公共施設の使用料について見直し、「宮崎市公共施設経営基本方針」の目的である、持続的な、最適な公共施設サービスの提供を推進している。当基準の概要は以下の通りである。

(宮崎市立公共施設使用料設定基準 一部抜粋)

第 1 設定基準の概要

1 設定の目的

本基準は、「宮崎市公共施設経営基本方針」に基づき、「持続可能な、最適な公共施設サービスの提供」を実現するために、適正な公共施設の使用料を設定し、公共施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を保つこと、子どもや孫たち将来世代の負担を軽減していくことを目的とします。

2 設定基準の位置づけ

本市を運営するにあたっての最上位計画である「第四次宮崎市総合計画」の基本目標の一つとして「市民が主体となったまちづくりと効率的で信頼される行財政運営」が掲げられています。この基本目標を達成するための具体的な計画として「宮崎市行財政改革大綱」があります。

本基準は、同大綱の実施計画項目の一つである「使用料・手数料の適正化」のうち、公共施設の使用料の適正化のための基本的な考え方を示すもので、市の公共施設の使用料設定における指針となるものです。

3 設定基準の対象施設

本基準の対象となる施設は、法令等で使用料を徴収できない等の施設（下記表参照）を除くすべての公の施設です。

そして、施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を図るため、原則として使用料を設定するものとします。

ただし、市政において重点的に推進すべきものについては、減免で対応するほか、目的外使用については、別途算定することとします。

■ 使用料基準の対象外となる施設

	施設例
法令等で資料料を徴収できない施設	小中学校、図書館
法令等で算定方法や徴収基準額に準じて使用料を算定する施設	市営住宅、保育所、幼稚園、児童クラブ、社会福祉施設
公営企業に係る施設	上下水道、病院、中央卸売市場
利用者が幼児・児童に限定されることから使用料を徴収することが好ましくない施設	児童館、児童センター、児童プール
利用者が高齢者に限定されることから使用料を徴収することが好ましくない施設及び施設の一部	〔施設〕 老人いこいの家、老人福祉センター、高岡老人福祉館 〔施設の一部〕 浴室（総合福祉保健センター、佐土原地域福祉センター、西武地区農村環境改善センター）、高齢者ふれあい室
不特定多数の市民に常時開放することを目的としている施設	公園施設（無料）、運動広場等
その他別途使用料を算定すべき施設	葬祭センター、プラント系・仮施設

生目の杜遊古館、佐土原歴史資料館、天ヶ城歴史民俗資料館、安井息軒記念館について入場料を無料から有料に変更する予定はあるか担当課に尋ねたところ、「変更する予定は無い。『公共施設使用料』の見直し検討を行う中で、文化財課の立場としては、『公共施設使用料』の見直し検討に関する担当者会議（令和3年2月18日開催）において、『歴史資料館は、地域固有の歴史や文化財を活用・展示しているなどの“地域に特化した教育施設”であり、これまでどおり無料とすることが適当である。』と回答しており、全体的な『宮崎市公共施設使用料設定基準』の見直し検討の中で、その方向で調整中である。」との回答であった。

当基準によれば、生目の杜遊古館等は「使用料基準の対象外となる施設」に

該当せず、「①個人の趣味やレクリエーションの場として選択的に使用する施設であり、必要性が弱く、②民間による同種・類似するサービスの提供がない施設であり、市場性が弱い」ため、受益者が使用料を負担する施設となっている。

当基準の目的である「公共施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を保ち、子どもや孫たち諸来世代の負担を軽減する」ためにも、使用料について当基準に基づいて算定し徴収する体制を検討されたい。

【意見 7 3】 倒木等伐採業務の一本化について

穆佐城跡倒木等伐採処分業務委託（A 者）及び穆佐城跡倒木等伐採業務委託（B 者）について、契約書及び仕様書を確認し比較したところ、委託期間、業務内容はほぼ同じであり、伐採箇所が異なるだけであった。当業務を 2 社に分けて委託した理由を担当課に尋ねたところ、「いずれの業務も同じ穆佐城跡の場内だが、業務の場所（伐採箇所）が異なるとともに、業務期間中に必要な作業道、業務場所の立地条件（山上の平坦地と山に続く坂路）が異なっており、穆佐城跡倒木等伐採業務と穆佐城跡等伐採処分業務委託を 1 件で発注したとしても片方の業務（準備→実働業務→完了）終了後に残りの片方の業務に着手することになり全体的な履行期間が長くなる。

穆佐城跡は日常的に見学者が来られる史跡であり、今回の 2 件も見学ルート沿いであり、見学への影響する期間をより短くするために、2 件の発注を行った。」との回答であった。

全体的な履行期間が長くなり、見学への影響する期間をより短くするために 2 者に分けて委託していることは理解できるが、そうであれば、期間を定め、期間内に完了できる業者を選定すればよかったのではないかと考える。また、見学への影響する期間についても、何かしら対策をすれば、軽減できると考えられる。1 者にまとめて委託したほうが業務や契約などが効率的になると考えられるし、歳出の軽減も見込まれるので、当委託業務について今後 1 者への統合を検討されたい。

第9 学校納入金

(1) 概要

学校納入金は、教育活動において必要となる経費の中で保護者が学校教育の充実・発展を願い、受益者負担の考え方に基づいて負担している経費である。その管理と取扱いは、教育活動の充実・発展という所期の目的を達成するために包括的に校長に信託されているものであり、各学校はこの負担に応じるよう最大限の努力を行う責務がある。

そのため各学校は、総合的な観点に立って学校納入金等の適正かつ効率的な執行を図るとともに、公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明及び報告を行う必要がある。

宮崎市教育委員会では、こうした保護者の立場に立って、学校納入金等に関する事務の適正かつ効率的な執行を推進するため、学校納入金等のあり方やその事務処理について検討を重ね、「宮崎市立学校納入金等取扱要綱及び運用方針」並びに「学校納入金等取扱マニュアル」を策定している。

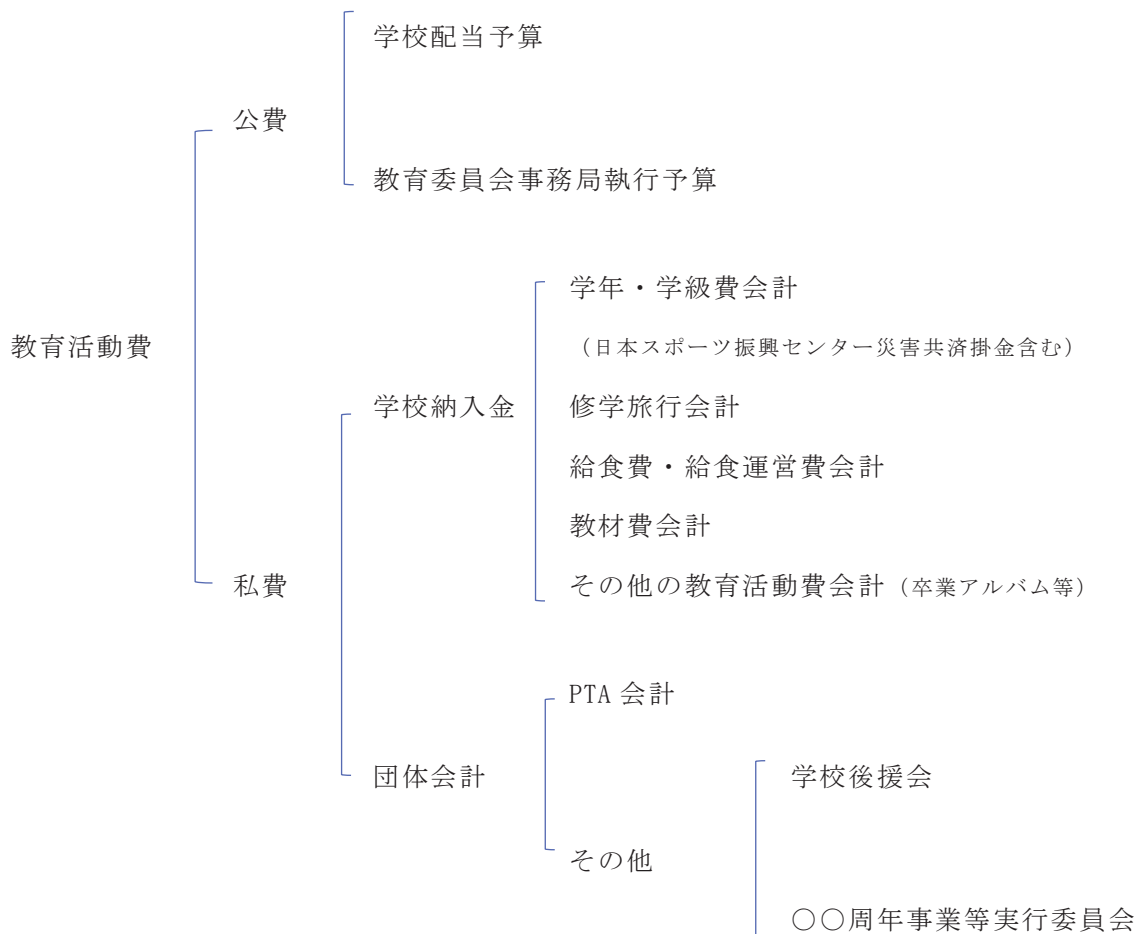
(2) 学校納入金等の区分

学校における教育活動費の中で、学校施設設備に関する維持費や整備費、学校管理上で発生する義務的経費、また教科指導等に伴い必要となる経費などは基本的に公費で負担すべきものと定められている。

一方、児童生徒が学校生活を送る上で、保護者が受益者負担の考え方に基づき、必要な実費を学校納入金として負担する私費がある。

学校における教育活動費は、税金などの収入により賄われる「公費」、児童生徒の保護者等が個人負担する「私費」に区分され、私費の中に「学校納入金」及び教育活動を遂行する上で密接な関係を有する団体による「団体会計」がある。

学校における教育活動費の区分は、次のとおりである。



<学校納入金>

- ア 学年・学級費会計は、学年や学級運営に必要な消耗品等の経費で、児童生徒個人が享受するもの。
- イ 修学旅行会計は、修学旅行に要する経費で児童生徒個人にかかるもの
- ウ 給食費・給食運営費会計は、学校給食に要する経費のうち児童生徒個人にかかる食材など
- エ 教材費会計は、学校生活の中で、児童生徒個人の所有物として学校や家庭のいずれにおいても使用する各種ドリルや宿題プリントなど
- オ その他の教育活動費会計は、遠足、宿泊学習など学校外の教育活動に要する経費のうち、児童生徒個人にかかる校外活動費や卒業アルバム代など

＜団体会計＞

PTA など学校教育活動に密接に関係のある団体の会計で、学校教育の振興に資するものとして連携協力が不可欠な団体の会計

ア 保護者負担の軽減

保護者の負担軽減については、これを最優先に考えるとともに、保護者の意見を十分に反映させる必要があり、学校納入金に対する説明責任を徹底することが重要である。このためには、保護者に機会あるごとに学校納入金に対する説明を徹底し、保護者の意見を反映させるとともに多額の契約を締結する際に、必要に応じて業者選定委員会等を設置し、企画提案コンペを実施するなど、コスト等を踏まえた最適な業者選定を行う等、保護者負担の軽減に努める。

イ 計画的・効率的な執行

学校納入金等会計の取扱いに関して、適正な予算編成を行うことは、当該会計の計画的な執行や経費節減を図ることとなり、ひいては保護者の負担軽減を図ることにつながる。また、公費に準じた支払事務処理を行い、会計処理の事故防止等に努める。

ウ 学校に現金を置かない

学校において、現金の紛失、盗難などの事故を防ぐためには、できる限り学校に現金を置かないようにしなければならない。

このためには、現金による収納の場合は、原則、翌日には預金口座に入金することで、学校に現金を置かないようにする。

また、学校に現金を置かないという観点から、今後は、口座振替による納入方法の導入について PTA 等も含め学校全体で検討する必要がある。

エ チェック体制の充実

学校納入金等の取扱いについて、会計処理の事故防止のためにはチェック体制の整備が必要不可欠である。そのために、校長、教頭、事務職員等の役割分担や経理状況、複数チェックの体制、関係帳簿などの管理を強化して、不正行為の防止や抑止を図る。

オ 関係規定の整備及び事務処理手順のマニュアル化

今回、学校納入金等の取扱いに関する関係規定を整備することにより、全

校が学校納入金等会計の事務処理に対して、明確な基準をもって処理を行う。
また、事務処理手順をマニュアル化することにより、統一された事務処理を行うことによる事故防止や各会計担当者の事務処理の負担軽減に努める。

(3) 実施した監査手続

事前に市立学校全校に対して学校納入金に対するアンケートを実施し、学校における管理状況の概要把握とともに、往査を実施する学校選定の参考とした。また、往査した6学校では、責任者である学校長を対象にしたヒアリングをし、かつ、学校納入金に関する関連資料の閲覧しながら具体的な内容について学校事務職員へのヒアリング及び資料との整合性を確認した。

<学校納入金関係資料>

- ・年間徴収計画及び保護者への通知文書
- ・収支報告及び保護者への報告文書
- ・収入伺書
- ・通帳
- ・現金徴収の際に発行した領収書（控）
- ・収納管理台帳
- ・未納者、未払業者リスト
- ・年間執行計画
- ・執行伺書
- ・購入依頼書
- ・業者選定委員会要綱、議事録
- ・契約書、請書
- ・支出伺書

<学校往査において実施する手続>

- ・現金出納簿の記帳、通常残高との整合性の確認
- ・預金通帳名義の確認
- ・学校納入金の口座の振替状況の確認
- ・保護者に対する学校納入金の回収事務の状況の確認
- ・学校納入金以外で学校事務職員が管理している私費範囲の確認
- ・修学旅行、卒業アルバムの業者選定の状況の確認

(4) 根拠法令等

宮崎市立学校納入金等取扱要綱及び運用方針

学校給食等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）

学校給食徴収・管理に関するガイドライン

憲法 26 条

印紙税法

(5) 参考文献等

NTT ファイナンス（2022.5）「学校給食費『公会計化』への対応が必須に
文部科学省の政策動向」月刊事業構想

(6) 監査結果

【指摘事項 6 6】学校納入金の公会計化の実現に向けて

ア 背景

社会問題化している学校教員の長時間勤務であるが、長時間勤務の背景には総授業時間や部活動指導の増加のほか、授業以外の事務作業の負担の大きさなどが存在する。学校の事務作業は、成績処理やクラス誌などの作成、保護者からの給食費や教材費の徴収など様々である。

状況の是正に向けて、中央教育審議会は平成 31 年 1 月の答申において「学校給食費や教材費、修学旅行費などの学校徴収金について、未納金の督促等も含めたその徴収・管理について、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく『学校以外が担うべき業務』であり、地方公共団体が担っていくべきである」と提言した。

これを受けて文部科学省は令和元年 7 月、地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことを推進するため「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を作成・公表し、各地方公共団体に学校給食費の公会計化の取り組みの一層の推進を要請している。

イ 学校給食費の公会計化等により見込まれる効果

(ア) 教員の業務負担の軽減

督促業務等から解放され、子どもに向き合う時間や授業改善の時間を確保でき、学校教育の質が向上する。

(イ) 保護者の利便性の向上

納付方法を多様化することができ、保護者の利便性が向上する。(クレジットカード、コンビニ払い等)

(ウ) 徴収・管理業務の効率化

一括したシステム管理や外部委託等により、財政面を含めた業務の効率化が見込まれる。

(エ) 透明性の向上、不正の防止

経理面の管理・監督体制や監査の機能が充実する。

(オ) 公平性の確保

効果的な徴収により、滞納が減少する。

(カ) 給食の安定的な実施・充実

効率的・効果的な食材調達や他部局との協働で地産地消の取り組みなどもしやすくなる。

ウ 公会計化のメリット

公会計化のメリットは、教員の業務負担軽減が一番に挙げられる。

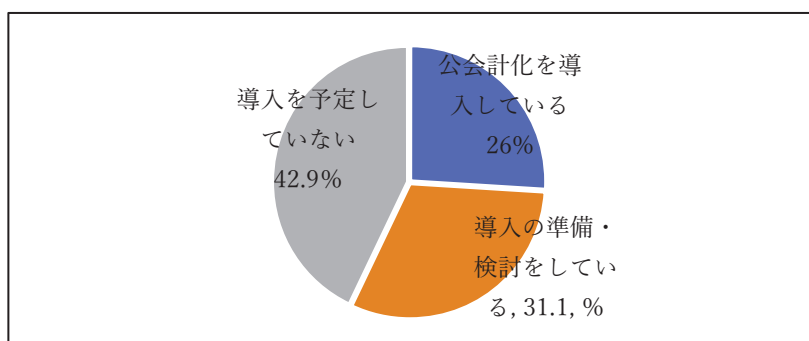
学校給食費を学校単位で会計処理し、学校において学校給食費の徴収・管理業務を行っている場合、滞納者が生じると教員や学校事務職員が督促業務を行うことになり、肉体的・精神的な負担は大きい。さらに、文書による督促が効果を発揮しなかった場合は、電話や戸別訪問による督促も必要となり、未納の保護者への督促を行うのは、学級担任が主となっている。公会計化で学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体に集約すれば、教員の負担軽減につながることになる。同ガイドラインによると、ある地方公共団体では公会計化により 1 校あたり年間で 190 時間の業務削減効果が見込まれるという。

また教育委員会の中には、「給食費徴収は口座振替を利用しているため、教員の負担はない」との考えから公会計化しないケースも多い。しかしながら、公会計化は教員の業務負担軽減だけではなく、公平性の確保という面からも重要である。未払い給食費の回収責任は学校長に帰属しており、裁判などを通じて家庭から徴収することは難しいため、未払い分は PTA 会費から充当するなどの処置がとられ、他の家庭の負担となっている。公会計化により、

学校給食費を地方公共団体の歳入・歳出予算に組み入れて未払い分は地方公共団体の責任で回収する仕組みになれば、公平性も確保されることになる。

さらに公会計化により、地方公共団体の財務会計システムなども活用可能となる。学校給食費管理システムなどを導入して財務会計システムと連携させれば従来よりも効率的に納付状況等を管理することができるようになるのではないだろうか。各学校等で各々処理されていた食材等の購入に関する支払業務も公会計化により教育委員会事務局で一括して行うことが可能となる。これにより、当該業務に携わってきた学校事務職員の負担軽減につながる。

エ 学校給食費の公会計化等に関する教育委員会の実施・検討状況



出典・文部科学省「学校給食に係る公会計化等の推進状況調査（2019年）」

調査によると、学校給食費を公会計化するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体の業務として行っている教育委員会の割合は 26.0%（宮崎県内は 0 委員会・0.0%）、導入の準備・検討をしている割合は 31.1%（宮崎県内は 11 委員会・42.3%）、導入を予定していない割合は 42.9%（宮崎県内は 15 委員会・57.7%）であった。

公会計化等の実施を予定していないと回答した理由として、情報管理のための業務システムの導入・改修・運用にかかる経費負担や人員確保の困難さ、徴収や未納等対応における徴税部門等との連携の難しさを挙げる教育委員会が多かった。

以上の回答からわかることは、導入や運用にかかる費用が安価で利便性の高い業務システム・サービスのニーズである。新しいシステムを地方公共団体ごとに開発・導入するケースは、非現実的であり、システム構築が不要なクラウドサービスが候補の筆頭に挙げられることだろう。

現場の教員を学校給食費関連業務から解放し、児童生徒に向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようになれば、学校教育の質の向上も図れるはずである。

宮崎市立小中学校に対するアンケート調査においても、学校納入金を公会計化することに賛成する回答が大半であった。教育委員会と地方公共団体は、一刻も早く学校給食費の公会計化とシステム導入の検討に入ることが望ましい。

オ 教材費等（PTA 会費・修学旅行費等、保護者と業者との直接会計処理ができるものを除く）の学校納入金の公会計化について

教材費等は各学校において担任教職員等が学校教育等に必要な教材を選定するために、各学校・学年ごとに異なる金額を徴収する必要がある。

そのため、教材費等の学校納入金を公会計化するためには各学校・学年ごとに異なる費目の積算や集計処理が可能となるシステムの導入が必要になるとと思われる。さらに、教材費等の学校納入金の公会計化と同様に、一般会計への歳入歳出予算への編入及び私会計時の債権継承、条例・規則整備等の準備が必要となるなど、公会計化に向けた事務負担は大きいことは確かである。

しかしながら、教材費等の学校納入金の管理業務は各学校において大きな事務負担である。中でも、教材費等の学校納入金に滞納が生じた場合の事務作業は学校と保護者間の信頼関係にも影響があるため慎重な対応が必要であり、事務職員をはじめとして校長等管理職への業務負担も大変大きいものとなる。

とはいえ、滞納金額の大小に関わらず回収を徹底することは、購入学用品等の代金を受益者が負担するのは当然であるが、公平性及び公正性の観点からも、迅速に納付をしている保護者らに不公平感を生じさせないために重要なことである。

他の地方公共団体でも教材費等の学校納入金の公会計化を実施、検討しているところがあるので、宮崎市においても教員業務の負担軽減と保護者の利便性を図るために実施に向けて検討されたい。

【指摘事項 6 7】 教材納入業者の領収書について

印紙を貼る必要があるにもかかわらず添付されていなかったため教育委員会事務局から十分な指導をすべきである。

学校往査において、教材費等の領収書を確認したところ、教材納入業者によっては印紙が貼っていない事例が見受けられた。領収書は、印紙税法で定められている課税文書の中の「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書(第 17 号)」に該当する。そのため、原則として収入印紙を貼る必要がある。しかし、領収書に記載された受取金額が 5 万円未満であれば非課税となる。つまり「受取金額が 5 万円以上の領収書には収入印紙を貼る必要がある」ということである。

しかし、領収書の受取金額が 5 万円以上でも収入印紙を貼る必要がない場合がある。例えば、電子データで作成された領収書の場合である。印紙税法は紙の文書を課税対象としており、電子文書は課税対象になっていないためである。

近年、領収書の電子化が進んでいるので、現金支払いを少なくして銀行振込を推奨して、FAX や PDF などで作成された領収書を保存するよう指導された。

【指摘事項 6 8】 教材納入業者からのリベートについて

学校往査したところ、副教材について教材納入業者からリベートが「購買」会計に留保されており、繰越金が多額(数百万円)になっている事例があった。

学校内の施設において、物品の販売を通じて利益を得る事業を営むことは問題である。副教材の受け渡しも公務と位置づけ、業者からのリベートを一切受け取ることができないのが本来の姿であると考えられる。

仮に PTA 等により学用品等の販売事業を営むのであれば、児童生徒の便宜のための鉛筆やノート類をリベートなしで販売するのであればともかく、販売においてリベートを得るならば、PTA が学校の施設を利用して営利事業を営むことになり、PTA の目的に反すると思われ望ましくない。教育委員会事務局は、学校納入金等取扱マニュアルに益金を受け入れることがないよう規定を改善すべきである。

【指摘事項 69】 学校納入金に係る事務作業に対する報酬財源と報酬の源泉所得税の取り扱いについて

学校往査による実態調査によると、学校納入金に係る事務作業を教員以外が行っているほとんどの学校では、事務作業担当者に対する報酬は、PTA 会費や教育振興費などによって支払われている。また、学校の中には複数の会費から給与として支払われている事例があった。給食費、教材費、教育活動費などの学校の本来的な活動において生じる学校納入金にかかる事務作業経費は、学校自体の運営費から支払われるべきであり、それを行う事務担当者に対する給与については学校予算から支払うことを検討すべきである。

さらに事務作業担当者に対する給与の金額を確認したところ、税務上、源泉徴収義務にあたるので、給与から源泉徴収した金額を支払わなければならないにも関わらず、総額支給している。従って、源泉徴収漏れを防ぐために雇用契約書を作成し、源泉徴収について記載するか、源泉徴収の事務マニュアルを整備し、各学校は徹底化されるよう指導すべきである。

【指摘事項 70】 簿外となっている退職積立金について

PTA 雇用契約書を作成している学校があったが、学校往査において、その業務内容は、給食事務や購買部事務、PTA 及び学校の組織運営に関する事務等となっていた。その賃金規定には、退職手当として年 50,000 円を積み立てるという規定があった。決算書に退職積立金という項目があったものの、「退職積立金」会計としての決算報告書の作成はなく、銀行に 650,000 円の残高となっている。「退職積立金」も一つの私費会計区分として設定し、決算報告書の作成や会計監査を実施する必要がある。

さらに業務内容に、学校組織運営に関する事業等となっているので、退職手当も学校自体の運営資金から払うべきであるのかも検討すべきである。

【指摘事項 71】 現金及び預金通帳等の管理について

ア 現金の取扱い

(ア) 現金で収納した場合は、原則として、翌日までに預金口座に入金し、学校に現金を置かないようにする。

また、現金を収納した場合、会計担当者は現金収入確認書により校長に報告し、金銭出納簿に必ず記帳し、常に収支の状況を明らかにする。

(イ) 現金を取扱う場合は、手元に保管する現金を必要最小限にとどめる。
 また、現金を手元に置く場合は、簡単に持ち運びのできない大きな金庫に保管し、常に施錠するなど適正に管理する。

イ 預金通帳等の管理

(ア) 預金通帳は、それぞれの会計ごとに校長が取扱者を指名する。取扱者は、預金通帳を簡単に持ち運ぶことができない大きな金庫に保管し、常に施錠するなど適正に管理する。

(イ) 各会計の預金口座 (PTA 会計は除く) は、責任者である校長名義にする。

(ウ) 通帳に使用する印鑑は公印とする。

ウ 公印の管理

(ア) 公印は宮崎市立小中学校公印取扱要領に定める公印取扱主任 (文書取扱主任をもって充てる) が管理し、校長は公印の管理が適切に行われているか常に確認する。

(イ) 公印については、無断で押印されることのないように、離席する場合は施錠する等管理の徹底を図る。

エ 定期的な照合と確認

(ア) 各会計の金銭出納簿と預金残高との照合は、原則として、校長及び教頭が行う。

(イ) 照合作業は、年度内 2 回以上行い、その結果に問題がない場合は、金銭出納簿の余白に確認済みであることを決裁し、押印する。

(ウ) 校長は、収入、支出に不自然なものがないか確認する。

金庫日誌

記入例

取扱者印	年度	受入月日	曜日	摘要	払出月日	曜日	備考	校長印
④	R3	7/23	金	売店売り上げ 32,000 円	7/26	月		④
④		7/29	木	PTA 活動費 56,000 円	7/30	金	7/30 の朝、PTA の部長へ渡した	④

学校往査による実態調査によれば、金庫に現金を保管するのは学校納入金の口座振替不能で、児童生徒から直接徴収しているか、売店の売上代金を銀行取扱営業時間外で銀行に預入できなかった場合が多い。

金庫日誌をみると

- ・「摘要」欄に費目及び金額を記載すべきところ、一方しか記載されていない。
- ・「摘要」欄に残高を記載し、「備考」欄に入金額と支出額が書かれていて、金庫内の残高が何の現金かわからない。
- ・「払出月日」欄の記載がなく、「受入月日」欄に金庫からの払出日が記載されていた。
- ・「校長印」が押されていなかった。

といったバラバラな記載内容でとてもわかりづらくなっていた。よって金庫日誌の作成を適正に実施されたい。

また金庫日誌が全く作成されておらず、作成を失念しているところも見受けられた。

学校での現金保管はできるだけしないようにする意識はあると思われたが、金庫の出し入れについて正確に跡を残し、現金取り扱いにおける不正を予防しようとの意識は非常に低いと感じられた。学校の校長に対して、改めて改善を指導すべきである。

また、売店売上の残高や手許現金を金庫に保管する学校は多かったが、売店の現金出し入れがわかる現金出納帳を作成している学校はほとんどなかった。そのため、売店における現金出納帳の作成も併せて指導すべきである。

【意見 7 4】 修学旅行、卒業アルバム等の高額な契約について

宮崎市立学校納入金等取扱要綱において、校長は修学旅行、卒業アルバム等の高額な契約については学校内に業者選定委員会等を設置して企画提案コンペを実施するなど、低コスト等を踏まえた最適な契約ができるように工夫した業者選定を行う。

このことにより、保護者負担軽減が図られるだけでなく特定業者に偏ることを防ぐなど、公平性、公正性が確保できる。

制服や体操着など継続的に購入する学校指定物品に関しても、できるだけ業者選定委員会等で決定するようにする。

ア 業者選定委員会等は、校長、教頭、事務主任他関係職員で構成する。

イ 関係職員は、できる限り保護者の意見の集約に努める。

ウ 業者選定委員会等は、契約にかかる必要な資料の収集や比較分析を行い、適正な業者選定を行う。

エ 校内に企画委員会等がすでに設置されていて、構成員の変更等が可能な場合はこれを業者選定委員会として活用することができる。

学校往査における実態調査をしたところ、修学旅行、卒業アルバムの業者の選定及び決定までの業者選定ルールを作成していない学校が見受けられた。

また、業者選定委員会は設置されているが、議事録がなかったり、決定した業者との契約書の作成がされていなかった学校が見受けられた。

業者決定までの流れは次のように統一化されたい。

(ア) 旅行業者選定委員会を設置し、決定事項等を要綱で定める。

(イ) 保護者へのアンケート実施について検討する。

(ウ) 学校が必要とする条件を詳細に提示した仕様書を作成し、業者に送付する。

(エ) 仕様書に基づき、複数（3社以上）の業者から企画見積書の提出を求める企画提案コンペを実施する。

(オ) 業者選定委員会で検討する資料として企画見積書等比較書を作成する。

(カ) 業者選定委員会を開いて業者を決定し、議事録の作成をする。

(キ) 決定した業者との間に契約書を2通作成し、それぞれ1通を保管する。

学校はこのような業者選定ルールに従った手続きを行われたい。

その結果、修学旅行、卒業アルバムの業者選定については、保護者負担軽減だけでなく、特定業者に偏ることを防ぐなど公平性、公正性が確保できる。

学校往査においてヒアリングしたところ、学校独自で複数業者を選定することは難しいようである。したがって、教育委員会事務局は学校が業者選定を十分検討できるよう指導されたい。

【意見75】公費と学校納入金の負担区分の明確化について

学校納入金等取扱マニュアルにおいて

ア 学校納入金等の個人負担分の基準

(ア) 義務教育無償の理念

憲法第26条「すべての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」「すべての国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とする。」と述べている。国民の教育に対する権利

と義務についての原則として、教育を受ける権利が国民すべてに無差別に補償されること、また、義務教育は無償とすることをうたっている。

義務教育無償の内容としては、授業料の無償及び教科書の無償給付となっているが、保護者の私費負担軽減のために、地方財政法及びその施行令に基づく人件費や建物維持修繕費の私費負担禁止令等、法律や地方公共団体の条例によるさまざまな措置が実施されている。

(イ) 学校納入金等の使途の精選と適正化

学校納入金等は、受益者負担の原則から、児童生徒個人に還元できるものでなければならない。学校納入金等から執行してはならない経費として、次のようなものがある。

◆地方財政法で市町村が住民にその負担を転嫁してはならないとしている経費

- ①職員の給与に要する経費
- ②小・中学校の建物の維持管理に要する経費

◆公費で予算化されているもの

- ①学校の管理事務に要する義務的経費
 - ・事務処理上必要な消耗品や備品などの事務費関係
 - ・電気、水道、ガス料金等の光熱水費関係
 - ・電話、切手等の通信費関係
 - ・廃棄物処理手数料、樹木剪定等の役務費関係
- ②児童生徒の享受に要する義務的経費
 - ・机、椅子等の学校教具の整備に要する経費
- ③指導及び保健管理に要する経費
 - ・学校行事費（入学式、卒業式等の儀式、学習発表会等の行事費、運動会等体育的行事費等）
 - ・保健衛生費（薬品に使用する器材等、手洗い等の洗剤等）
- ④その他公費で予算化されているもの

【公費、私費に関する宮崎市の基本方針】

- ①公費、私費の負担区分を明確にすることで、学校間の保護者負担の格差をなくし、併せて保護者負担の軽減に努める。
- ②公費、私費を問わず、学校運営経費の公平、適正、効率的な執行に努め、市

内 72 校が、同等の教育環境を確保する。

③厳しい財政状況の中、教育費も同様に厳しい状況であるが、不足する経費の負担を安易に保護者に求めない。

④学校事務ブロック内の学校間の連携を強化し、効率的な予算執行を行い、監査や情報公開請求等への対応についての共通認識を持つ。

学校往査した実態調査において、学校納入金等取扱マニュアルに照らし合わせて学校納入金会計の支出を確認したところ、公費で負担すべきと考えられる支出が見受けられた。例えば机天板や机、椅子、植木剪定、コロナ対策備品、家庭科室前スロープ補修、Apple TV、運動会警備代、校内廃棄物の処理代、充電式草刈り機等である。担当課にこれらの支出について把握されているかを尋ねたところ、「各学校の学校納入金からの支出内容については把握していない。教育委員会として物品購入等で公費での対応が必要な部分については、公費から支出するよう指導を行っている。なお、PTA 活動に必要なものについては、PTA 会計から支出をしてもらっているところである。」と回答を得た。

学校納入金は学校の管理運営や教育活動に必要な経費のうち、児童生徒との個人の所有物にかかる経費や教育活動の結果として生じる直接的利益が児童生徒還元される経費について受益者負担の原則に基づき負担を求めるものである。

この観点からは、負担関係を整理する必要がある。現状は、経費の負担について各学校の判断に委ねられているようである。

したがって、経費の負担区分について教育委員会事務局として原則的かつ統一的な取扱基準を確認し、公費と学校納入金の区分の適正化に努められたい。さらに教育委員会事務局は各学校の学校納入金からの支出内容を把握し、「各学校の管理運営、教育活動に必要な経費の負担区分について」学校納入金等取扱マニュアルを見直し、今後遵守するよう指導されたい。

【意見 7 6】教材納入業者に対する支払遅延について

学校納入金から学校が一括して購入する副教材等について、納品後の支払いが遅延しているのが見受けられた。

学校往査の実態調査において、「教材費について、教材納入業者に対する支払いが学期末まで滞納している事例はありますか。」の設問に対し、「会期末ま

でに未納はないが、学校納入金の副教材費の残高が十分な時まで支払いを便宜的に待ってもらっている業者がある。」との回答を得た。

教材費の支払いが遅延する原因は一般的に、保護者からの徴収が月単位で分割して行われるのに対し、副教材の納品は年度初めの4月が多いためである。納入業者に対する支払いが遅いことは、業者に対して資金的な負担を強いていると言わざるを得ず、場合によっては滞納が生じ、納入業者は請求額に対して未納者分を除いた額で支払われるリスクもあり得る。

公費による支払時期の遅延防止が法定されていることに照らしても、矛盾が生じる。納入業者に負担を強いらせないため支払期日の確定をし、教材費の公会計化や保護者による納入業者への直接払いなど、解決策を検討されたい。

【意見77】学校納入金事務処理の統一的な体制づくりについて

学校往査の実態調査では、学校納入金の事務を教員が担当する学校もあれば、教員以外が担当する学校もあるといったように、学校納入金の事務は、宮崎市小中学校において統一された事務体制にはなっていなかった。

特に教材費においては、各クラスごとに教員が管理し、教材の選定から徴収、支払い、未納の催促、そして領収書の添付から学級会計報告書の作成までといった一連の手続きを行って学校があった。

働き方改革が唱えられ、教員の長時間労働の解消が課題となっている今日において、効率的な事務処理の構築は不可欠であり、学校納入金事務処理の統一的な体制づくりについて教育委員会事務局が主導的な立場に立って、学校現場とともに検討されたい。

【意見78】学校納入金の保護者負担の軽減への取り組みについて

文部科学省によると、平成30年度子どもの学習費調査の結果によれば、公立小中学校に通う子どものいる保護者の年間負担額（学校教育費と学校給食費）は、小学生で1人約11万円、中学生で1人約18万円に上る。

学校納入金を設定するにあたり、その必要性や金額、納入時期等を考慮し、保護者負担の軽減に努める必要がある。

学校納入金は、それぞれの内容が児童生徒にとって教育活動上、必要なものなのか十分に検討する。特に教材費等については、保護者負担の軽減に加え、学校の説明責任を徹底するために学校が教材の注文をする際には、保護者に

教材注文書を提出してもらうことが望ましい。

学校納入金の金額設定については、保護者負担の割合や保護者が納入しやすい金額の設定に努め、納入時期は年間を通して他の行事等の納入時期と重ならないよう考慮して決定する。

学校納入金の支出については、保護者から管理を付託された預かり金としての認識を常に持ち、契約の締結や物品の発注等に公費の会計処理と同様の取扱いをすることを基本とし、経費節減に努める。

また、学校納入金の内容や納入額の決定にあたっては、PTA 総会や参観日、入学説明会など保護者が集まる機会を利用して保護者の意見を把握し必要に応じてアンケート調査を実施するなど、保護者の意見を学校納入金の運用に反映させる必要がある。学校往査によれば、十分な保護者の意見反映は見られなかった。作成された納入予定金額一覧表に基づき、年間の集金計画等を保護者へ説明して理解を求め、もっと関心を持ってもらうことが必要である。

保護者負担の軽減の取り組みとして、体育館専用シューズと上履きの二種類が必要であるのを上履きの一種類にしたり、また制服を廃止して標準服としたり、卒業の時に学校へ記念品を贈る慣習を見直したりするということもできる。義務教育は無償という憲法の理念からすれば、公立小中学校は本来公費で運営されるべきだと考える。引き続き、更なる保護者負担の軽減化を図りたい。

【意見 79】 PTA の繰越金について

PTA の繰越金は何年にも渡って貯められているが、PTA 会費とは集金した年度に集金した分使うのが「適正」といえる。PTA 会費の繰越金が多い学校は、会費の使い方を見直しが至急必要だと考える。

使い方として例を挙げると

ア PTA の古くなった備品を買う

イ 学校のために使う

ウ PTA 会費を下げる

など対策を講じ、また PTA 繰越金を使う際には障害があるかもしれないが、繰越金額の上限を決める、ルール作りをする、使用用途をはっきりさせるなど、保護者意見の多数決等によりうまく対応していくことが必要であると考え

ので検討されたい。

【意見 80】 学校納入金等の口座振替の導入について

学校納入金等の口座振替については、学校を取り巻く環境や地域性等により口座振替を選択している学校が増えている。

口座振替のメリットは、学校での現金が少なくなり、教師の事務負担が軽減することや児童生徒が現金を学校に持参することがなくなるので、紛失など保護者とのトラブルがなくなることや校長室の金庫に保管しないので、管理上の配慮が軽減されること、さらに未納者の把握が早くでき未納額少額のうちを支払うよう指導（催促）ができるようになることに加え、業者への支払いも口座振替ができ、一元管理できるようになることなどが挙げられる。

それに対しデメリットは、口座振替手数料の保護者負担が生じることや未納世帯及び未納額が増えることが懸念されること、保護者が取扱金融機関の新規口座の開設を検討する必要があることなどである。

学校往査において、口座振替の実態を尋ねたところ、未納の家庭もなくほとんど順調に進んでいるというところもあったが、振替不能であった未納世帯を抽出し催促状を送付する手間が大変になったなど、口座振替手数料がかかるので口座引き落としを選択しない保護者がいるという問題点もあった。対象として、取扱金融機関を一本化し口座振替手数料を値下げするか廃止することを検討されたい。

宮崎市立学校納入金等要綱の第 10 条第 2 項に「学校納入金の収納は口座振替または現金により収納することができる。」と規定され、その運用方針には「学校に現金を置かないという視点から、今後はできるだけ口座振替が望ましい。」としているので、平成 22 年度以降当該要綱の見直しもされてなく、今後「学校納入金が原則として現金による徴収は行わないこととし、口座振替制度を活用すること。」と改正し、教育委員会事務局が学校に口座振替制度にするよう指導されたい。

現在の口座振替導入状況を教育委員会事務局に尋ねたところ、「平成 22 年度以降、学校給食費については全体の約 9 割の学校が口座振替を実施している。教材費等の学校納入金も併せて口座振替している学校があることは把握しているが、学校給食費以外の口座振替については調査をしていないため導

入状況は不明である。」という回答を得た。

学校納入金等取扱マニュアルにおいて、「教育委員会では学校納入金等の取扱い全般に学校、PTA、保護者等に対し、必要に応じて支援を行う。」具体的には、「納入方法を口座振替に変更する際の指導、助言等や学校納入金等の滞納整理の支援を行う。」と記載がある。

平成 22 年度以降、実態調査を行っていないにも関わらず、不明だと回答されるのは、指導、助言する立場としていかなるものであろうか。

学校納入金等取扱マニュアルの全体的な見直しを検討されたい。

【意見 8 1】 教育委員会事務局による学校納入金等の積極的な指導、助言

平成 23 年 4 月から学校納入金等取扱マニュアルが施行されているが、その後実態に合わないなどの部分が発生した場合は、宮崎市立小中学校事務改善委員会を開催し、その問題の解決を図るための協議を行うとともに取扱マニュアルにも修正、加筆、削除などを行うと記載されている。

しかし施行されて 10 年あまり経過しているが、何ら修正等がなされていない。そこで、本マニュアルに関し、公費と私費の区分や教材費の支払い、PTA 会計についての支出内容や実態把握などを質問したところ、「PTA 会計については見解を述べる立場ではない。」という回答や「学校納入金からの支出内容については把握していない。」との回答を得た。

各学校は総合的な観点に立って学校納入金等の適正かつ効率的な執行を図るとともに、公費に準じた適正な会計処理を行い、保護者に対して十分な説明及び報告を行う必要がある。

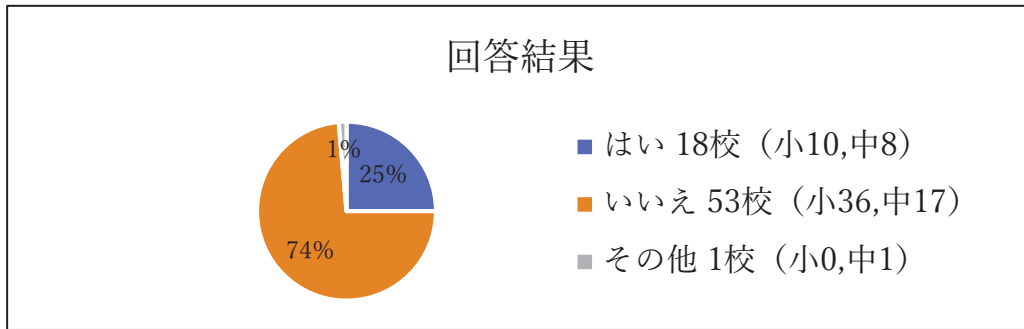
学校往査において実態調査を行ったところ、今まで述べてきたように、是正する必要がある事象が多く見受けられた。

したがって、教育委員会事務局は保護者の立場に立って、学校納入金等に関する事務の適正かつ効率的な執行を推進するために、学校納入金等のあり方やその事務処理について実態を把握し、更なる検討をして指導、助言されたい。

学校納入金等の状況に関するアンケート【集計結果】

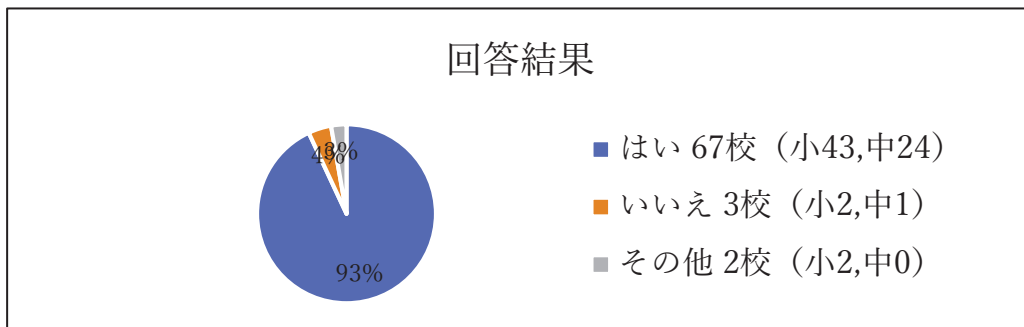
学校納入金等の状況について

1. 学校納入金等取扱マニュアルに記載のある学校納入金（学年・学級費、修学旅行費、給食費、給食運営費、教材費、その他教育活動費）以外に学校納入金がありますか？

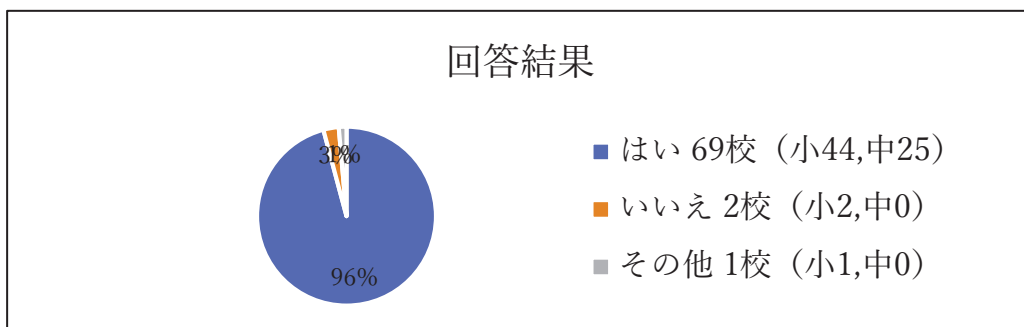


(その他)・PTA会費、購買部運営費

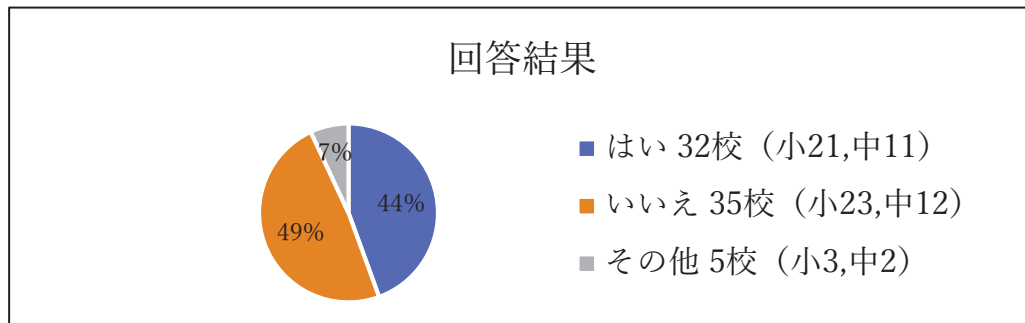
2. 学校納入金等取扱マニュアルに記載のある学校納入金等会計事務における職員の役割分担につき担当者は明確に定められていますか？



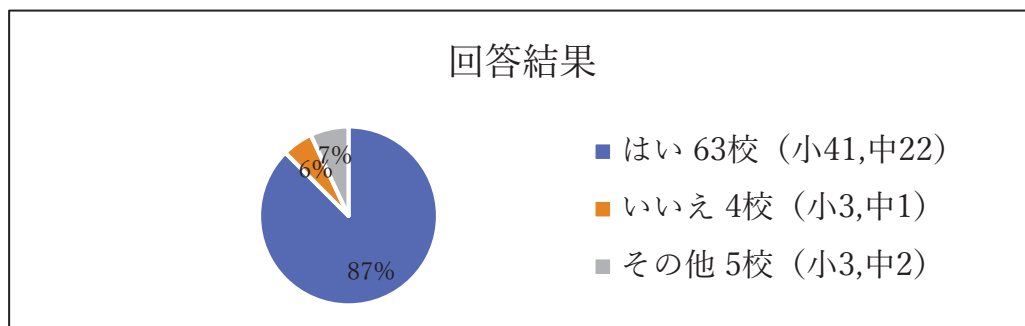
3. 学校納入金等納入予定金額一覧表は作成されていますか？



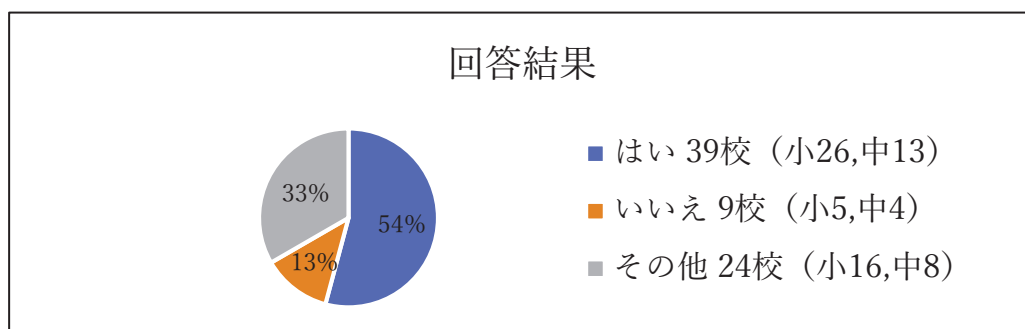
4. 学校納入金の内容や納入額の決定にあたっては、保護者の意見を把握し、必要に応じてアンケート調査を実施するなど保護者の意見を学校納入金の運用に反映させていますか？



5. 学校納入金等納入予定金額一覧表に基づき、年間の集金計画等を保護者へ説明していますか？

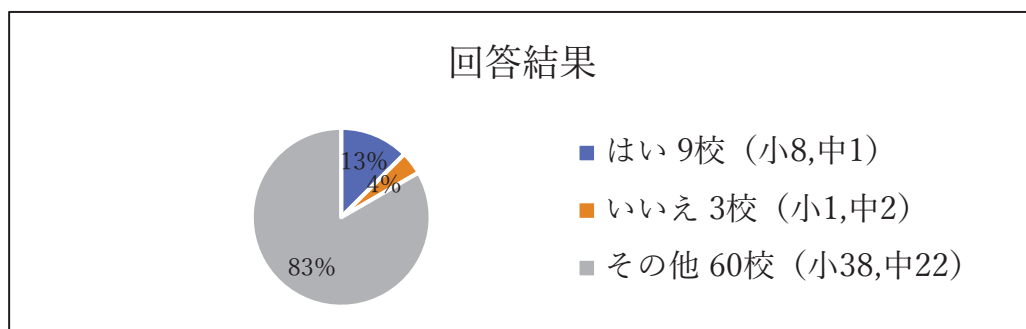


6. 学校納入金等の現金による収納で学校集金の場合、現金収入確認書を作成し、校長まで収入確認がなされていますか？



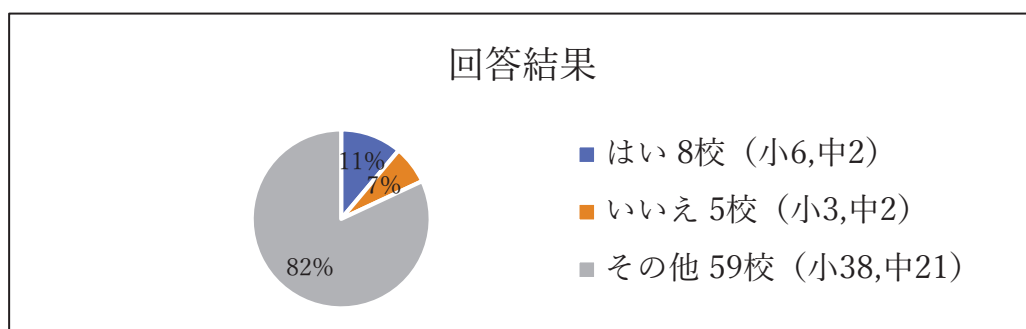
(その他)・基本は口座振替。

7. 学校納入金等の現金による収納で地区集金の場合、毎月一定の集金日を設定していますか？



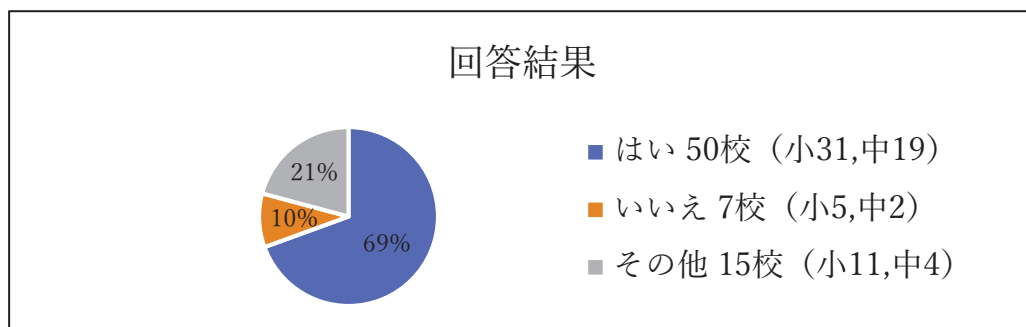
(その他)・基本は口座振替。

8. 学校納入金等の現金による収納で地区集金の場合、現金収入確認書を作成し、校長まで収入確認がなされていますか？



(その他) 基本は口座振替。

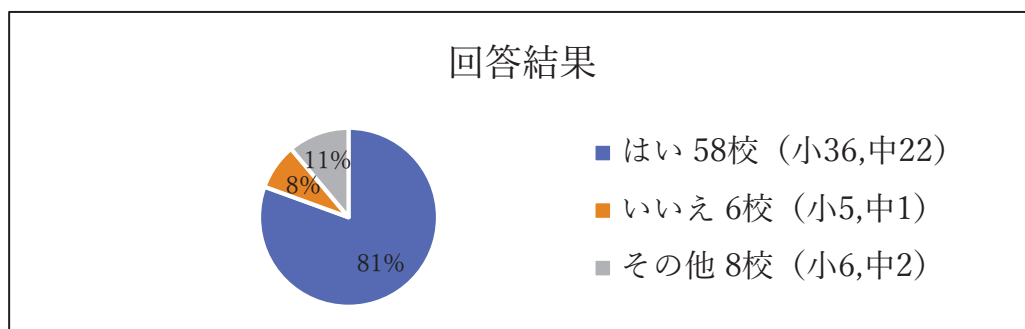
9. 現金を受領した日の金融機関翌営業日までに入金し、金銭出納簿及び個人別納入台帳に記帳していますか？



(その他)・金銭出納簿は記帳しているが、個人別納入台帳はない。

- ・台帳へは記載している。
- ・記帳は行っているが、翌営業日までに入金できない場合がある。
- ・4, 5日分をまとめて入金している。

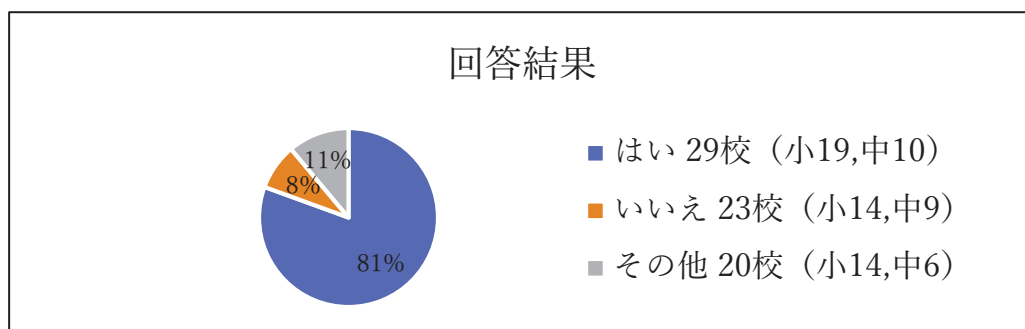
10. 一時保管として校長室の金庫等を利用し保管する場合は、金庫日誌に記帳していますか？



(その他)・事務室の金庫に保管している。

・今後記帳していく予定。

11. 学校納入金等の口座振替による収納の場合、口座振替済明細書の右下空欄に校長までの確認印は押してありますか？



(その他)・口座振替を実施していない。

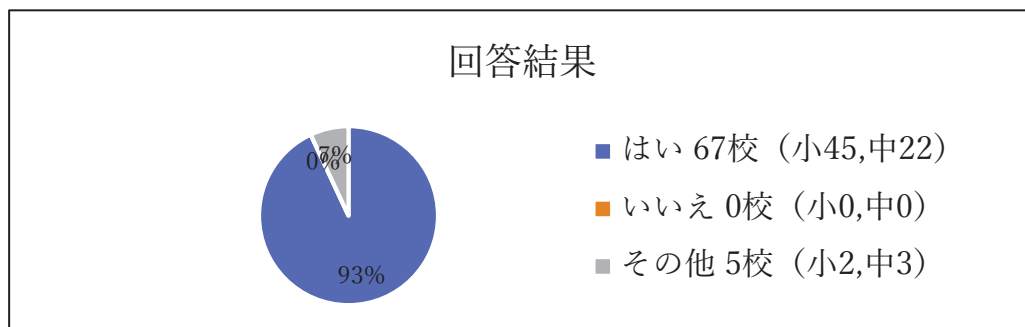
・別明細書にして校長決裁。

・押印欄なし。

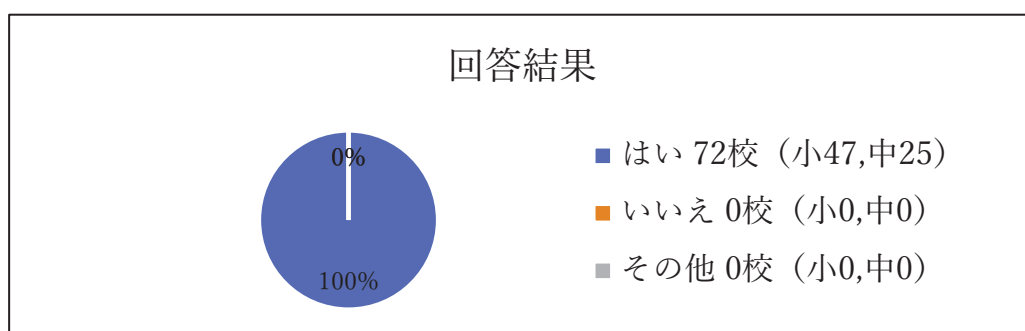
・決裁伺いに押印している。

・資金照合表に押印している。

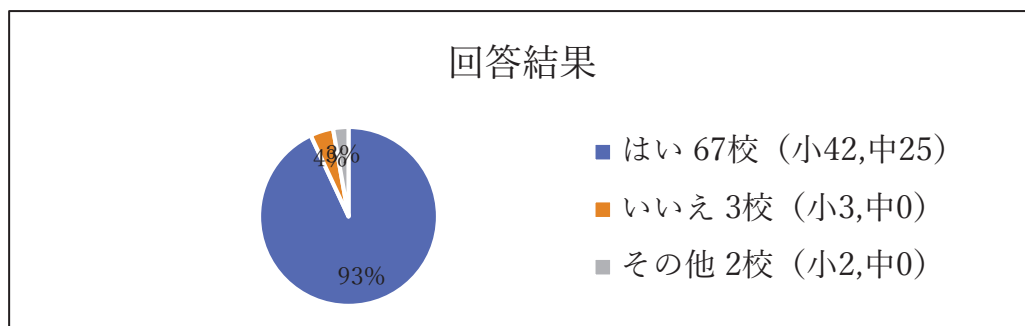
1 2. 預金名義人は校長となっていますか？



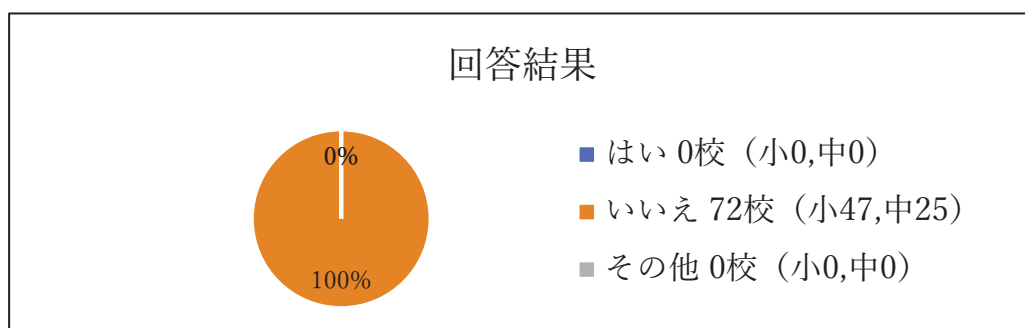
1 3. 金銭出納帳と預金残高の照合は行っていますか？



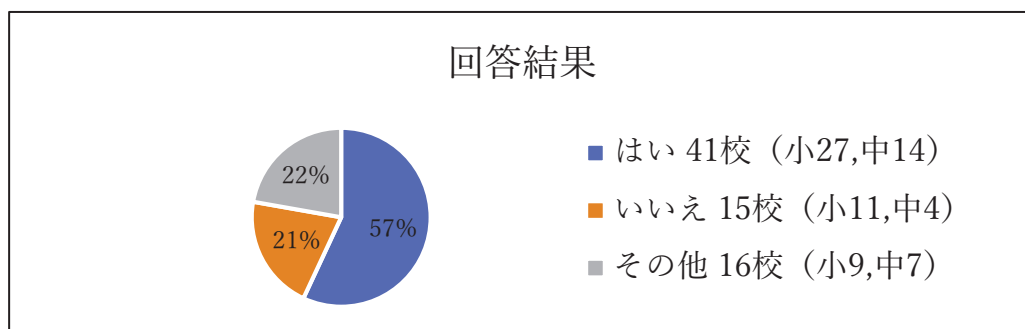
1 4. 記帳した個人別納入台帳により、未納者をリストアップしていますか？



1 5. 一時的に教職員が未納分を立て替えたことはありますか？



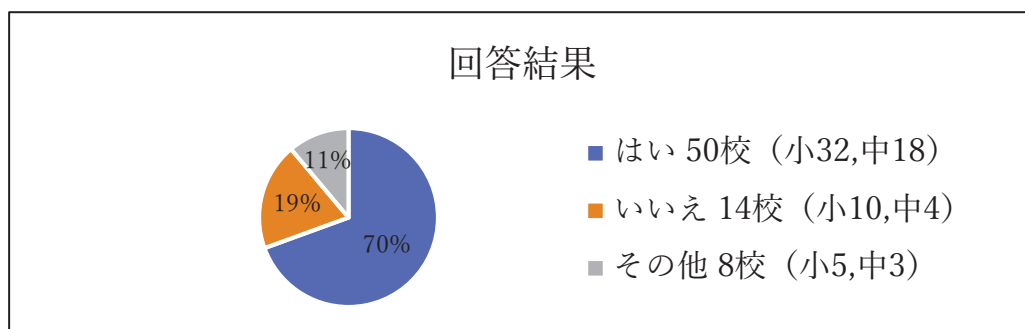
16. 校長は修学旅行や卒業アルバムなどの高額となる契約の場合、業者委員会要綱を定め、当該委員会を設置していますか？



(その他)・修学旅行のみ設置している。

・要綱は定めていないが、委員会は設置している。

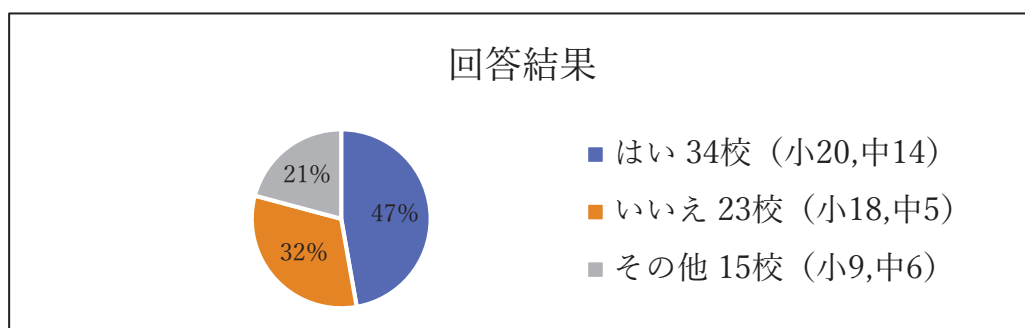
17. 修学旅行業者の決定に際し、学校が必要とする条件を詳細に提示した仕様書を作成していますか？



(その他)・見積依頼書は作成している。

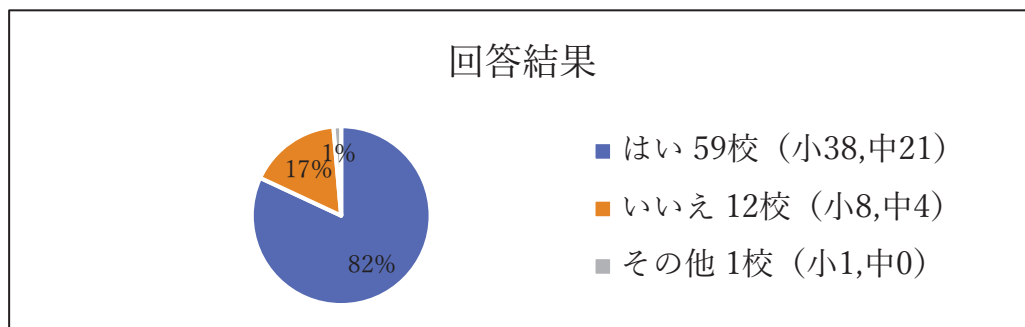
・仕様書は作成してないが、条件は提示している。

18. 修学旅行や卒業アルバムなどの高額となる契約の場合、複数の業者から見積書を徴し、契約を締結するにあたって契約書を作成していますか？

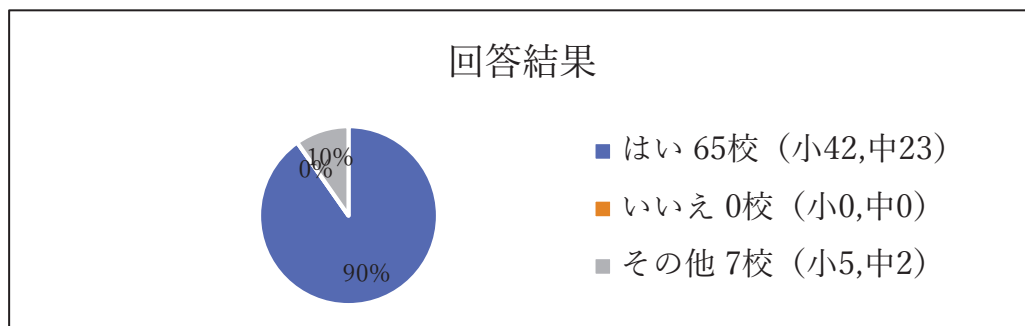


(その他)・アルバムは1事業者固定。

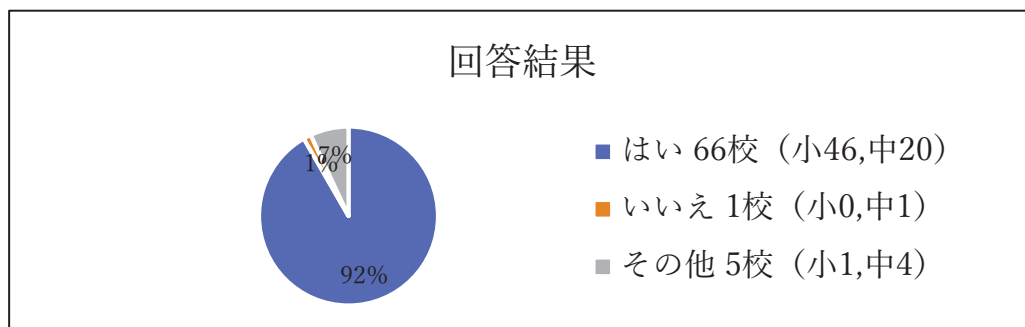
19. 業者への支払いを現金で行う場合がありますか？



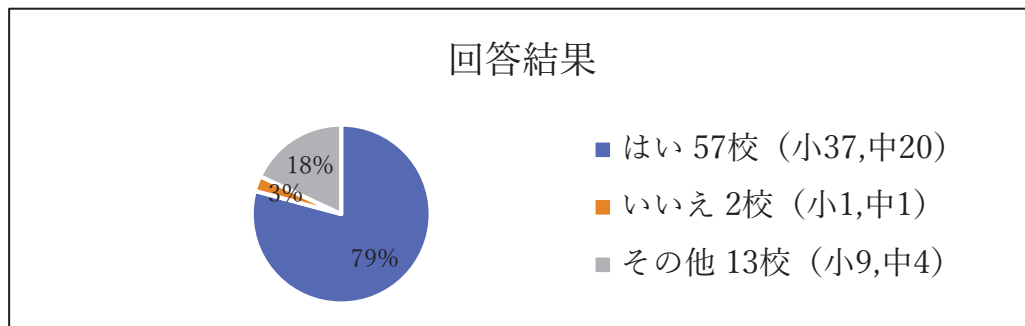
20. 業者への支払いを現金で行う場合には、業者からもれなく領収書を受領していますか？



21. 決算報告書は年度末に策定し、校長名で保護者に配布していますか？



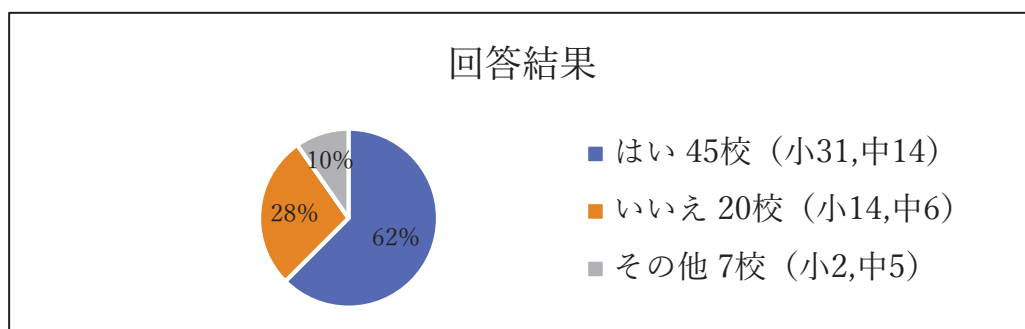
22. 学級・学年会費や修学旅行費、その他について、各会計精算後の残金は単年度会計であることから全額速やかに返金をしていますか？



(その他)・保護者の了解を得て、残金は教材費に繰り入れている。

- ・次年度に繰り入れている。
- ・学級費にする場合もある。

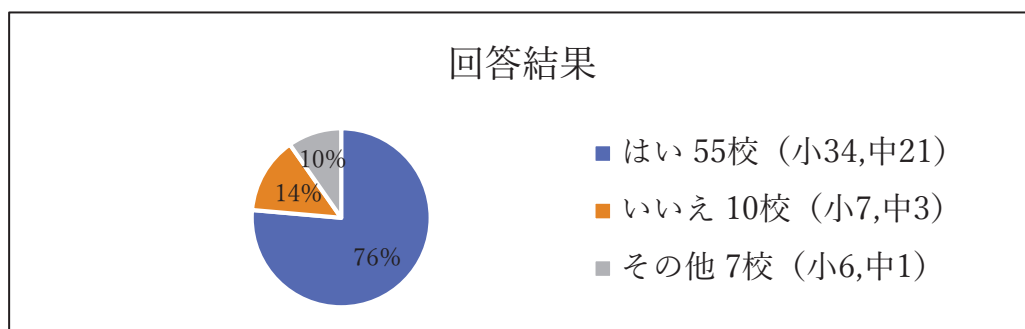
23. 会計監査について、監事は当該会計と関与していない職員の中から校長が指名していますか？



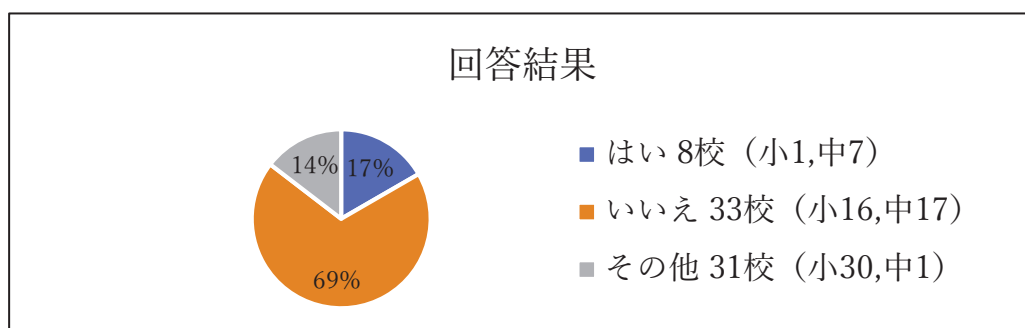
(その他)・学級費教材費は管理職が確認。それ以外は保護者監事が実施。

- ・PTA 役員が監査。

24. 監事を保護者から選任していますか？



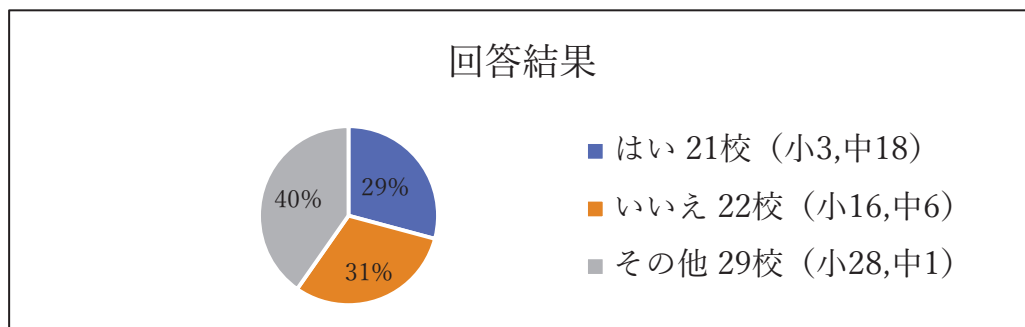
25. 部活動に必要な実費(部費)を部顧問等の教職員が取り扱うことがありますか？



(その他)・小学校は部活動なし。

- ・大会参加費を取り扱うことはある。

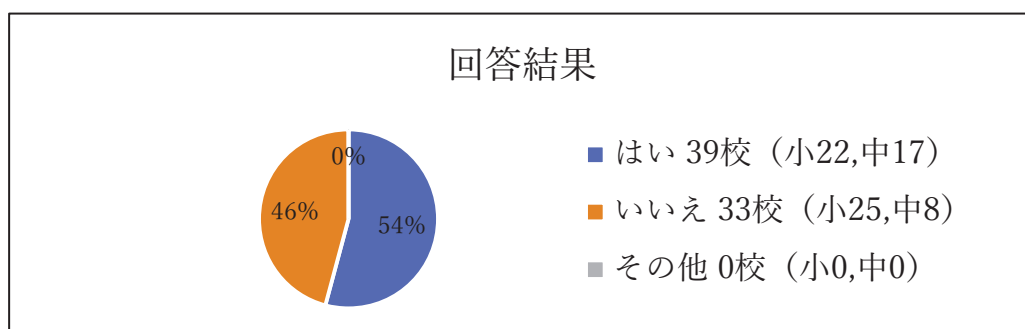
26. 団体会計から助成を受けている部活動はありますか？



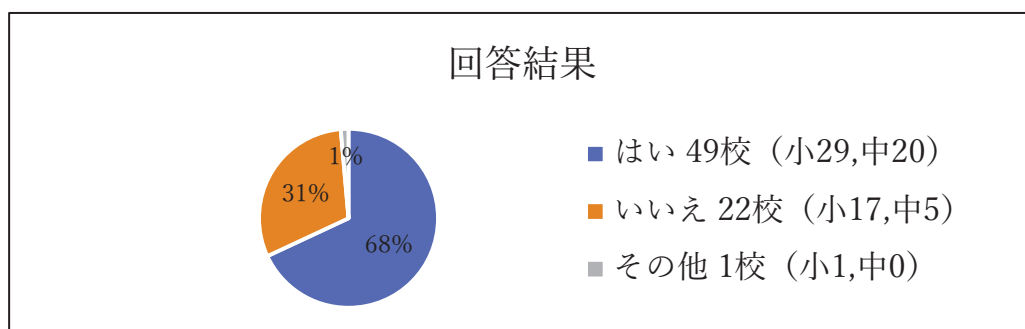
(その他)・宮崎市教育委員会より補助。

・PTAの教育活動費からの助成を受けている。

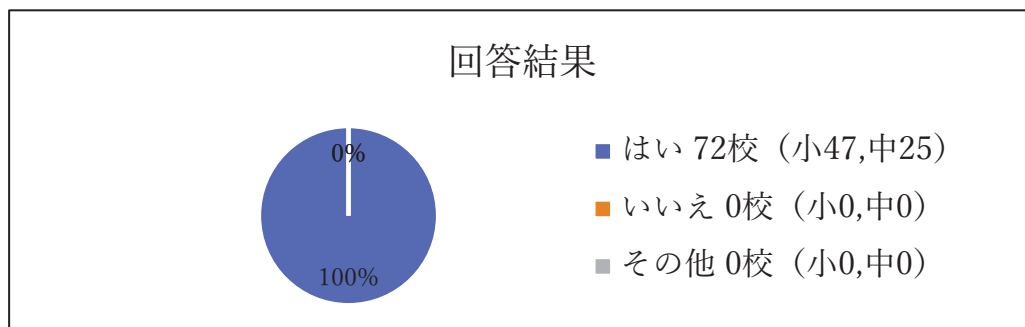
27. 校長は学校における教育活動に密接な関連を有する団体（PTA等）の代表者から事務処理の依頼等がありますか？



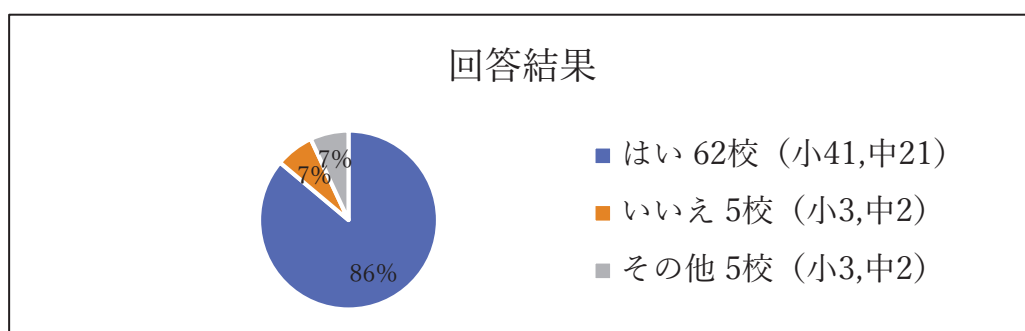
28. 団体会計からの財政的支援はありますか？



29. 校長はPTA会計の決算を把握していますか？



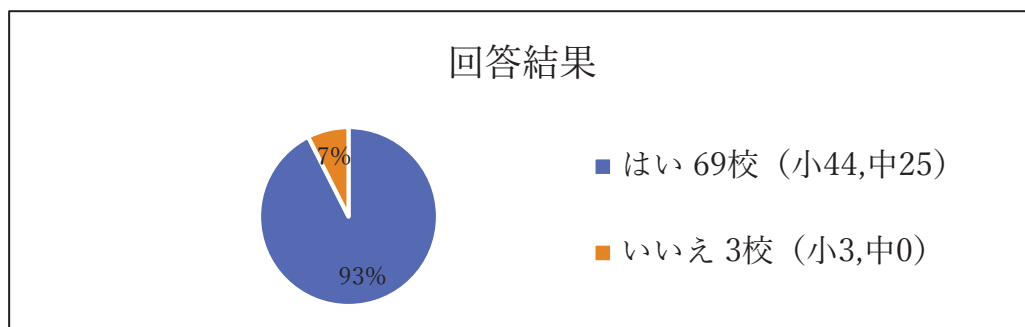
30. 学校納入金について、公会計化は必要だと思いますか？



(その他) ・ どちらともいえない。

- ・ 給食費のみ公会計化が必要。
- ・ 公会計化するのであれば、学級費を含むすべての費目を公会計化すべき。未納者対応も学級ではなく公会計担当者が行う。

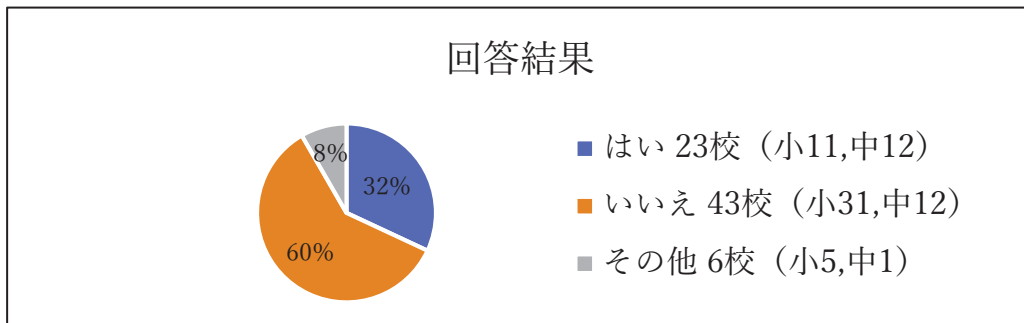
31. 学校納入金が納入されない状況が続く場合、何か対応をすることにより納入を促していますか？



(具体的な対応) ・ 手紙，電話，面談などで連絡。

- ・ 納入依頼文書を出す。
- ・ 就学援助や児童手当を保護者の同意を得て宮崎市から学校口座に入金してもらい学校納入金に充てている。

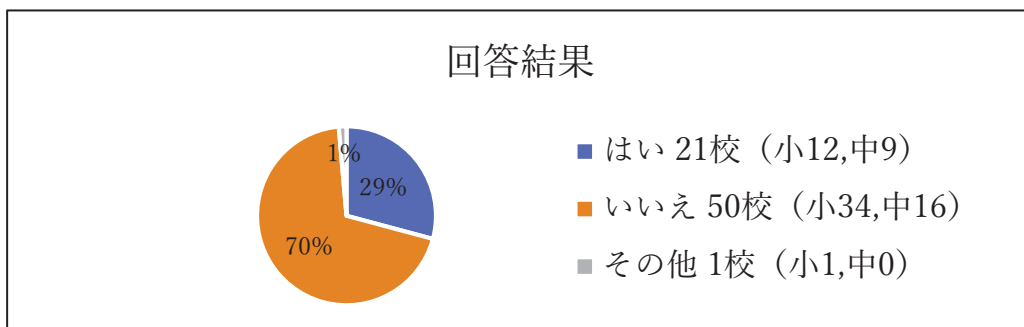
3 2. ①特別支援教育修学奨励費支給対象の学用品等を学校納入金で購入した場合の領収書等について、教育委員会から提示を求められたことはありますか。



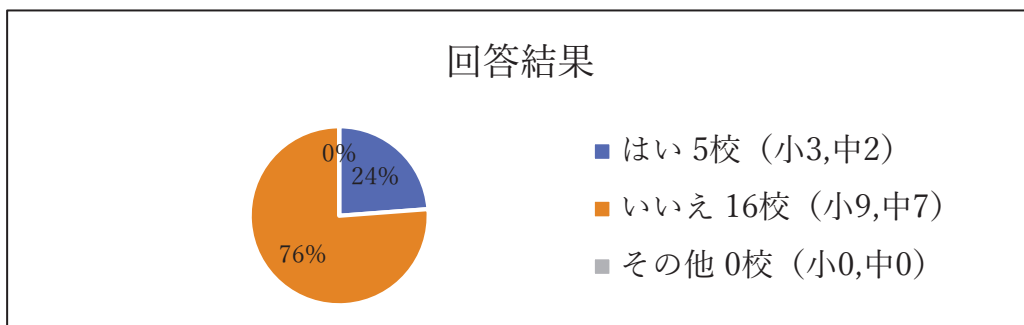
②「はい」の場合、どのくらいの頻度で提示していますか？

- ・ 年1～4回
- ・ 4～5か月に1度の頻度。
- ・ 請求申請の度に、明細を提出するようにしている。

③給食費の滞納はありますか？



④「はい」の場合、その中に特別支援教育修学奨励費支給対象者によるものはありますか？

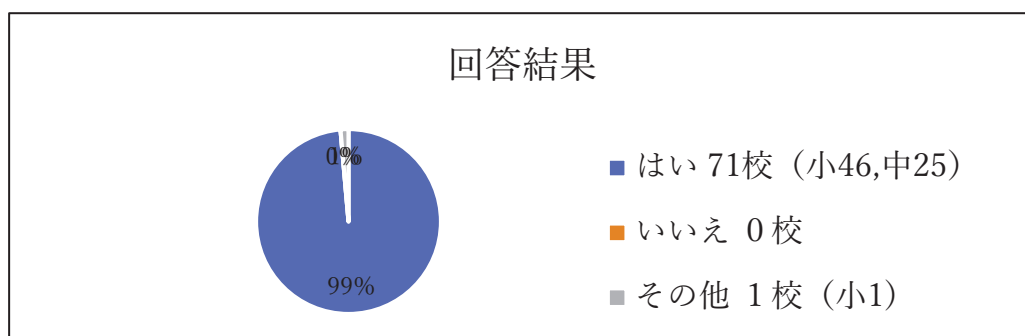


3 3. その他、何かあれば自由に回答してください。

- ・ 毎月の未納者への連絡など大変苦勞する。
- ・ 給食費，教材費など公費での予算化を行ってほしい。
- ・ 修学旅行や卒業アルバムについて、業者委員会要綱や契約書を他校の例などを基に本校でも作成するようにしたい。
- ・ 卒業アルバムについて、複数の業者に依頼したが、多忙によりアルバム作成にかかる撮影が不可能であるとの返答があり、見積をもらう業者が見つからない状況である。近年、不登校やコロナによる欠席等の生徒の割合が高くなり、計画どおりの撮影が難しく、以前と比べて撮影で学校に行く回数がかかり多くなっているとのことであった。

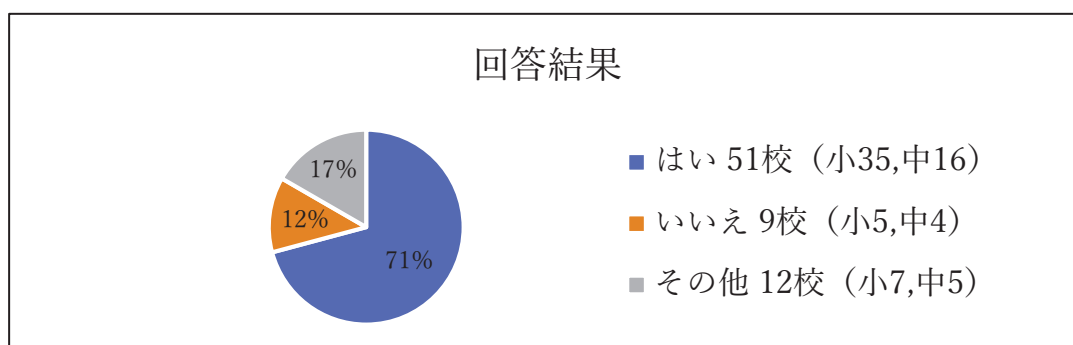
3 4. 校務支援システム（C4th）について

① 校務支援システム（C4th）は、多くの教職員が利用していますか。



(その他)・利用はしているが、その利用頻度に偏りがある。

② 校務支援システム（C4th）を利用している教職員の多くは、日常業務の負担が軽減されましたか。

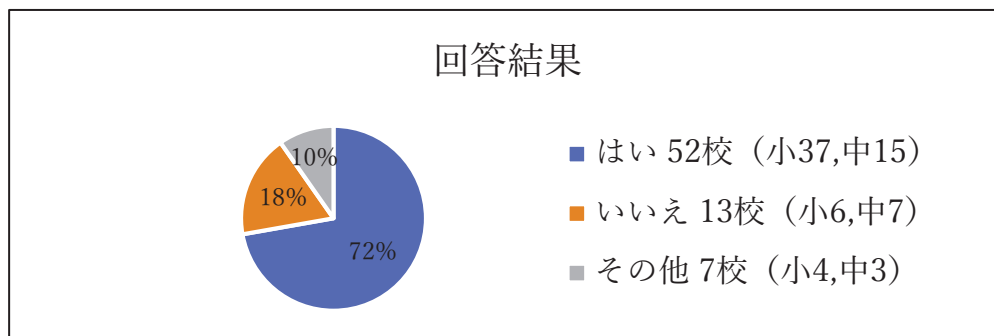


(その他)・どちらとも言えない。

- ・ 軽減された業務と、逆に負担が増えた業務がある。
- ・ 利用はしているが、その利用頻度に偏りがある。

- ・事務職員の負担が増えている。
- ・要録作成等の負担については軽減された。
- ・学期末での集計作業は軽減されたが、日々業務の軽減まで至っていない。
- ・書類等の送受信が簡単になり送信業務は軽減された。その分受信数が多くなり確認や対応に時間がかかる。他業務はシステムに慣れるに従い、軽減につながると考える。

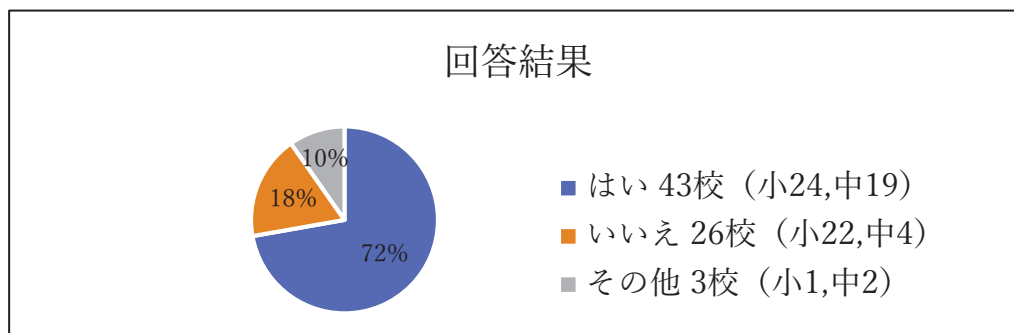
③ 校務支援システム（C4th）の利用におけるシステム上の問題点や改善希望等について、学校内において教職員間で協議したり教職員から意見聴取したりする場や機会は設けられていますか。



(その他)・日常的に、教職員からの意見や困り感に耳を傾け、その都度対応している。

- ・定期的には実施しているが、問題が生じた際は情報交換をしている。
- ・会議室やアンケートなど、実際に利用しながら共通理解している。
- ・問題点の把握は相互に行っているが協議の場は設けていない。

- ④ 校務支援システム（C4th）の利用におけるシステム上の問題点や改善希望等について、宮崎市教育委員会学校教育課に対して連絡や相談をしていますか。



(その他)・直接の相談は行っていないが主任会や校長会等で他校と情報交換を行い会の代表を通じて要望や相談を行っている。

- ・問題が生じたときに、その都度連絡や相談をしている。
- ・ヘルプデスクを通じて相談している。

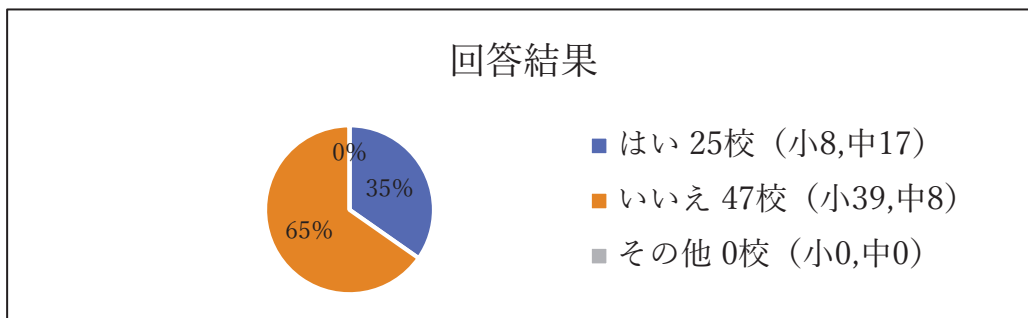
- ⑤ その他、何かあれば自由に回答して下さい。

- ・校務支援システムは現在過渡期で、移行のための作業で一時的に作業量が増え、逆に負担が増えている面はあると思うが、いずれ軌道に乗れば負担軽減につながると考える。そのためにも、運用面の改善を今後も継続していく必要があると思われる。
- ・校務支援システムが新しく導入され、その操作方法が不明であったり、操作に不慣れであることで効率よく使えない場合もあるが、ヘルプデスクへの問合せが朝8時から午後7時まで可能であり、丁寧に対応していただいているので、操作がわからない場合の解決がスムーズで助かっている。
- ・指導要録の記入や掲示板を使つての職員間の連絡がしやすくなり効率的になった。宮崎県内の先生方とのメールのやり取りが容易になってよかった。
- ・C4thでの連絡等は、必ず学校代表に一元化するようにしてほしい。
- ・C4thの操作について、職員の研修をしてほしい。
- ・宮崎県内全市町村教育委員会に早く普及してほしい。
- ・同じ文書が数人に配信されたり、そうでなかったりした時、多重印刷や確認漏れが生じることがある。
- ・他県との転出入関係のやりとりに差が生じる時がある。

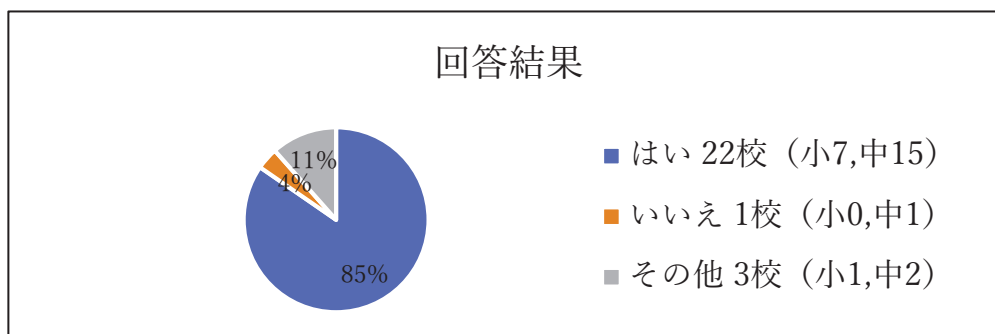
- ・宮崎市は C4th とは別にインターネット接続を行う必要があるため、その文書（URL、QR コード等）をまた移動させないといけないので効率的ではないと感じる。

3 5. スクールアシスタントについて

- ① いじめや不登校に関する個別支援等を目的とするスクールアシスタントは貴校に配置されていますか。



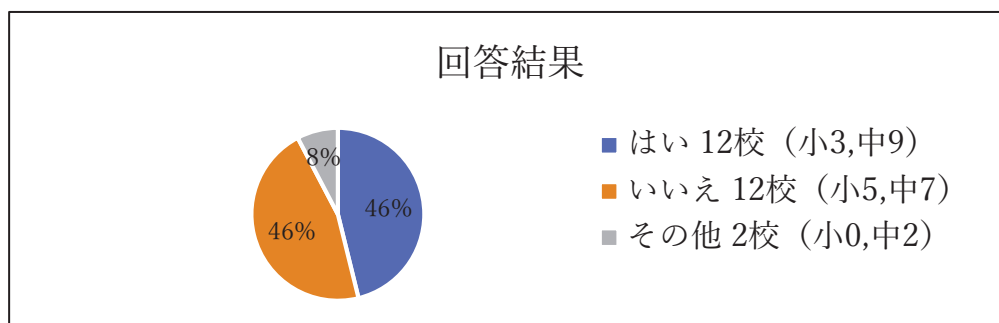
- ② 質問①で「はい」の場合、貴校に配置されたスクールアシスタントの活動は、いじめや不登校の減少につながっていますか。



(その他)・よく対応していただいている。今後減少につながると思われる。

- ・成果として評価できる時期にない。
- ・減少までには至っていないが、別室登校の生徒とのラポート（信頼関係）作りはできている。

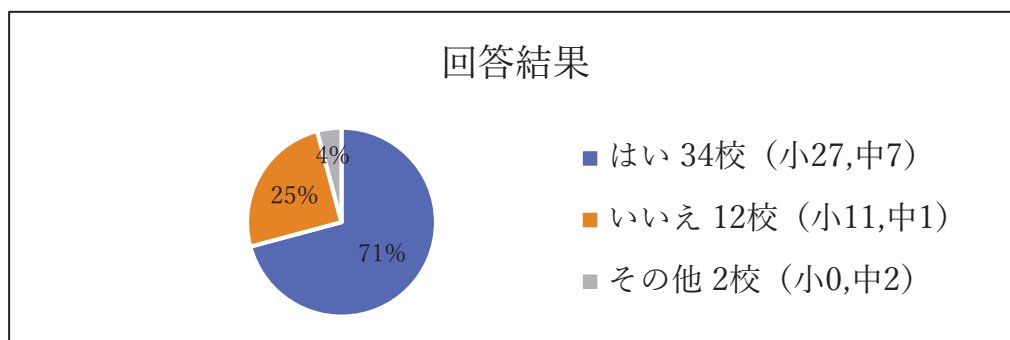
- ③ 質問①で「はい」の場合、貴校へのスクールアシスタントの配置数や活動時間は十分ですか。



(その他)・できれば週2回を毎日にしてもらえると助かる。

- ・もう少し長く活動していただけると、家庭訪問の時間にも余裕が出てくると感じる。

- ④ 質問①で「いいえ」の場合、貴校へのスクールアシスタントの配置を希望しますか。



(その他)・生徒や家庭への個別支援のためにスクールアシスタントの配置は有効であると考えているが、申請書や報告書等の書類作成、勤務日時の調整、勤務管理等、職員の事務処理の負担が予想されるため、働き方改革の視点から希望しづらい。

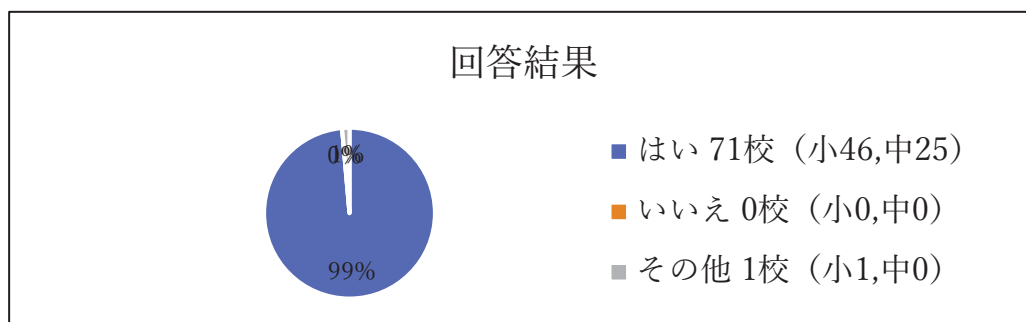
- ・スクールアシスタントの効果は大きいと感じており、従事時間（日数）が増えるとありがたい。

- ⑤ その他、何かあれば自由に回答して下さい。

- ・ アシスタントの勤務時間が増えれば、これまで以上に助かります。
- ・ アシスタントがなかなか見つからず、探すのに苦労した。
- ・ 不登校については、本校の大きな教育的課題でもあるため、スクールアシスタントを配置していただき、連携が図れるとありがたい。

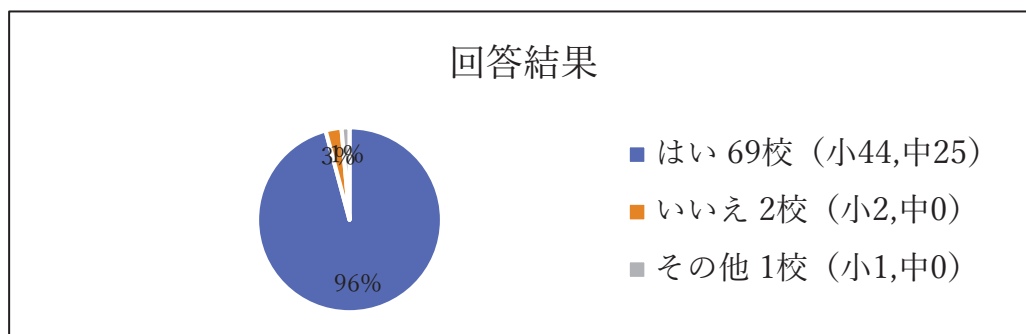
36. 子どもための SNS 相談について

- ① いじめや自殺、虐待の早期発見や未然防止を図るとともに、新型コロナウイルス感染症への不安等に対応するため、令和3年8月18日～同月31日まで「子どもための SNS 相談」が実施されましたが、貴校は、その実施を事前に把握されていなかったか。



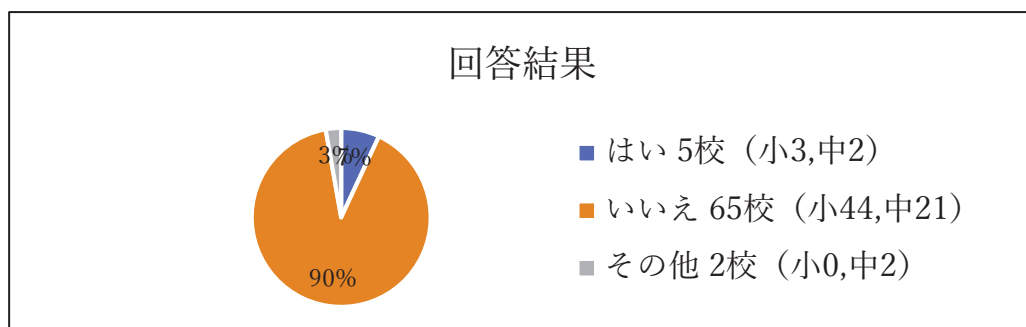
(その他)・昨年度は本校に勤務していないため不明。

- ② 上記「子どもための SNS 相談」実施前に、貴校の生徒や保護者に対してその告知等をされましたか。



(その他)・告知の有無の記録が残っていなかった。

- ③ 「子どもための SNS 相談」を利用したことがある又は利用したいとの生徒や保護者の声を聞かれたことはありますか。



(その他)・そのような聞き取りや確認は行っていない。

- ・直接聞いたことはないが利用した生徒，保護者がいた可能性は高いと考える。

④ その他、何かあれば自由に回答して下さい。

- ・相談したい人に相談しにくい場合、SNS 相談は、その方法のひとつとしてありがたいと思います。